婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

あけましておめでとうございます

座談会 統一地方選挙を語る

選ぶ権利をかちとろう

写真は左から 原、小池、館、宮原、稲茂登、古川、紀平の各氏

紀平 今年は統一地方選挙が行われますが、有権者同盟としては総会その他で、このことについて勉強会なども開催して来ました。今日はそれについて、各支部それぞれ運動しておられますが、支部連合会のおありになる長野県、福島県、東京都の連合会長などにどうとり組まれ、そして姿勢を是非お話しいただきたいのですが。

小池 遠方からお出かけの方、そして朝早くからありがとうございます。地方自治体の選挙は私共の身近なものですので、これに本気でとり組むということで総会、夏期セミナー、全国支部長会議とこの問題をとり上げ、勉強もし、話し合いもして参りました。新年を迎えてどう踏み出すか決意の程をお話しいただき、機関紙を通して会員みんなが一つのことに邁進するという姿勢にしていただきたいと思います。

紀平 統一地方選挙に向けて、特に地方支部でも運動が活発だったと思います。重点的にとり組まれたことをどうぞ。

宮原 立会演説会条例制定復活の問題ですが、昭和44年、49年にも同盟が請願をしましたが否決になり、また、53年にしたわけです。9月県会定例会にかけられたのですがまた否決になりました。今度は熱が入って、信毎も朝日も毎日のように書いていたのですが。請願が長野県全体の婦人が自覚した代表であるなら実施もやぶさかでないと云うようなことを言いましてね。でも、いくつの支部で何人で構成しているのかなどと聞いて来て、関心度が高いと感じていたのですが結局は否決になって。反対の理由は、人が集らない、時間の空費になるなどです。請願書には、「立会演説会廃止は候補者中心に考えたもので、有権者の立場を無視している」と書いたのです。

紀平 今度は有権者同盟独自でなさいましたのね。

宮原 同盟と県連合婦人会と県評主婦の会とでしたのですが、丁度「山びこ国体」がありまして手をとられたと県連合婦人会長も後で非常に反省しておられました。

紀平 有権者同盟が運動しなければ県婦運までまきこむことはできなかったということですね。

宮原 そうですね。

紀平 福島県、郡山市の問題についてどうぞ。

古川 郡山市は昭和40年に13ケ町村が大選挙区にするという建前で合併し、ただ地域格差がはなはだしいので今回に限り小選挙区制を実施するということできました。私共は次の選挙の前には大選挙区にするようにと、それから市議会議員の選挙公報を発行するようにと請願を重ねて来たのですがいつも否決されていました。今度も合併してからもう13年にもなるのでもう地域格差も是正されたのではないかと思いまして6月議会に、大選挙区で実施するよう陳情を出しました。6月に出しました時は総務財政委員会に付託されて、私共も傍聴しましたが、その時は継続審議という事になりました。翌日が本会議だったのですが動議が出まして24対19で否決になり小選挙区ということになり、更に、今回に限り小選挙区採用という付則までとってしまいました。マスコミも私達もペテンにかけたようなやり方は議会を冒瀆するものだとずい分怒ったのですが。自分達の私利私欲で小選挙区制をとっていることは、郡山をよくする気構えが全然ないのですね。一人制の選挙区のところで対立候補が出そうになるとやめさせて結局無投票になってしまって、これは有権者の選ぶ権利をなくすことですね。

出席者

会長	小池 順子
長野県支部連合会長	宮原恵久与
郡山支部	古川 寿枝
東京都支部連合会長	稲茂登冴子
目黒支部	原 輝恵
直属	館 雅子
政啓委員長(司会)	紀平 悌子

11月28日 於婦選会館

実った公報発行運動

原 目黒区では選挙公報発行の運動は昭和42年からなのですが、この頃はまだよく法律とか知らなかったのですが運動しながら勉強をして来ました。45年には署名を集めて陳情をしました。この時も趣旨採択という形で政党を超えて満場一致で採択になったのですが、配布の状況、隣接区のことなど問題がかなりあって趣旨採択のまま実行されなかったわけです。ただこの運動の中で公営のポスター掲示場ができました。そして次の49年にも陳情を出し、この時は広報に立候補者の名前と住所のみの一覧表が出るようになりました。今度は是非出さなければと思って、陳情をもっていったのですが、その時目黒支部の会員数を聞かれ、実は50名そこそこだったものですからね。そこでより多くの区民が望んでいるのだからと11月議会に署名を集めたわけです。そんな動きを区議会、選管も知って区長提案で11月議会に条例案が出てしまったわけです。事務局に署名、陳情があったことを記載することを確約してもらいました。そして条例案が通りました。

紀平 まさに10年かかっているわけですね。目黒では運動が市民の声で実ったということを是非残すように念を押しておられますが、行政が気を利かせ、また、議員が本当にそのことに一生懸命だったわけでもないのですよね。このことは何処に書かれなくても住民運動という有権者同盟の歴史の中で自覚していくという主張があると思うのですね。本当に行政は狡いですね。自分達の方でやりましたという形でね。

原 会員の中に議員の方がおりましていろいろ知らせてくれました。

同盟がつくった基礎

紀平 立法府に婦人議員で住民側の立場に立つ方が一人いらしたことが、早くニュースが入ったり、適切な助言もしてもらえるということで、住民運動をする場合非常に助ける方法になるといえますね。稲茂登さん。目黒の場合と同じような経過を大田区、港区など各区とも辿っていると思うのですが。

稲茂登 同盟としては昭和30年頃から公報発行と40年代から都議会の立会演説会の運動をしてきたわけです。都議会の方は都連と政治啓発運動委員会が主になって運動しましたし、区議会の方は、東京都20支部のうち13支部中心で区議会に働きかけられました。運動の中で区議会の公報発行実施を予定されるのが、港、新宿、目黒、世田谷、中野、5区あります。区長の公報発行は前回6区で発行されていました。今年の統一地方選挙には5区増えて11区で公報が

(次ページへつづく)

ひろば

年頭に際して各支部に期待する

日本婦人有権者同盟名誉会長 市川房枝

日本婦人有権者同盟が、新日本婦人同盟の名で創立されたのは、終戦の年の昭和20年の11月3日で、終戦後最初に結成された婦人団体であった。

創立当初にはまだ婦人参政権はなく、従って婦人有権者ではなかったので、婦人参政権の獲得も目的の中に加えたのであったが、この年の10月9日に組閣された幣原内閣では最初の閣議で、婦人に参政権を与えることを決定していた。それで、新日本婦人同盟の主目的は婦人の政治教育に主眼をおき、要求されるまゝに全国を遊説、「政治とは、婦人参政権とは何か、生活即政治である」と説き、翌21年6月の第一回総会迄の約半ケ年に22支部、会員約千名迄に急成長したのであった。

25年11月19日、本有権者同盟と改称、爾来満33年間多数の役員及会員の方々の一方ならぬ努力によって運動を続けてきているが、それにもかゝわらず有権者同盟の現状は、隆盛とはいい得ないのではあるまいか。それを事実としたらその原因はどこにあるか、また創立以来主目的としてきた婦人に対しての政治教育はどれ程普及進展して来たであろうか。

新年に際して、本部も支部も、会全体として真剣にそれを検討してほしいものである。

会としては一部の幹部及本部だけが動くのではなく、全国の支部が一体となって活動しなければ所謂動脈硬化に陥る。

特に私が希望したいのは各支部が主体性を確立、所在地の自治体の行政と結び、最近主張されている政治、経済の地域主義の実現に協力してほしいことである。勿論有権者同盟の立場としては政党に中立、保守、革新を問わず、一般住民の立場で批判しつゝ建設的な具体案をもって協力すべきである。

それには私が会長時代にすすめてきた自治体の行政の勉強をくり返し、くり返しやることから初め、所在地の議会を開会の度毎に担当者をきめて傍聴に行けば、絶えず新しい問題があり、それを勉強して婦人の立場からの意見を出すことができる。

進んでは、望ましい婦人をみつけたら、議会に送り直接政策の決定に参加させてほしい。尤も同盟としては選挙の推薦、応援はできないことになっているが、個人としてすることは差支えないどころか大いに結構である。

また議員とまで行かなくとも自治体の管理職や各種委員に婦人を任命するよう行政当局及議会に働きかけることは、各支部競争して大にやってほしい。

花片

▼国電新宿駅南口から婦選会館へ行く遊歩道、ここは絶えず四季に花を咲せる植物の上手な配置で、楽しいのだが、去日独り歩きをしているとき、足許にポトリと落ちた白椿一輪、佗助というのであろうか、思わず拾いあげたら、また一輪、私の重い図体の振動のせいかも知れないが、奇麗なまま落ちる花の思い切りよさ。「寒椿 怠らぎりし日の香るる―波郷―」

▼NHK俳句入門で、中村汀女氏の選に入った「家計簿の赤字 豊かな年の暮」(長野県滝沢房子氏)やりくりの明るさがあっていい。こうして越年出来るのは、お幸せの方で、目をつむり、胸をおさえる辛い事件が、これ以上起らないように……と祈る。

▼大平新内閣、嬉しくて、ゆるみ放しの笑顔、なされねばならぬ仕事を思えば、深刻の極みの表情になるべきなのに。

▼自信慢々、驕り切った言動の福田氏を挫折させたのは、一寸小気味がいいが、「角影」の色濃いのはヘキエキ。

▼余録(毎日)の切りぬきをなくしたので、数字その他、正確には書けないが、飛騨の高山、秋田他の農村地区から、餓えに悩む米食のベトナムへ、米俵の贈り物が積荷されたと報じていた。共に苦しむ者にこそ、苦しみがわかり、伝わるのである。

▼新内の三味線の第一人者、四代目岡本宮染氏の追善会が、本牧亭でひらかれた。岡本文弥氏の相手三味で五十余年。「送くりましょうか、送くられましょうか、せめて三途の川までも……」の惜しむ一同の唄は、印象深かった。

▼有権者同盟財務企画の山陰旅行に加はって、足立美術館をみた。自然、造園、絵画の格調高い美を堪能した。生の掛軸、金の茶釜の茶席、不昧公お好みの銘菓の若草、山川など。公開が嬉しい。

▼出雲大社には、始終御縁があるように45円のおさいせんと、ここ特別の三つの柏手。勝手なときの神だのみかな。

▼元朝や 何か待たるる 火を埋めて ― 余子。よき進展を希いつつ、新春御多幸を (から子)

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟 (渋谷区代々木2−21−11 婦選会館内) 電話(370)2727番 〒151 振替195409

七婦人団体の動き

10月9日の七婦人団体の会合よりご報告致します。

一、ILO看護職員条約批准促進のため、街頭で署名運動を行った。とき 11月22日 場所 渋谷ハチ公前11時集合。各団体で協力をした。

二、医療問題について共に考える会(仮称)。付添問題、ねたきり老人の問題等で、一般市民の参加もよびかけ来春行う予定。

一、二共、看護協会主催。七婦人団体協賛の形をとる。

三、「相続」の問題に関して、鍛冶先生のお話等参考にして更に研究会をもち、問題点を各団体でつめてくる。11月末頃には、民法部会身分法小委員会に、七婦人団体よりの要望書を再提出する予定。

(舘 雅子)

核兵器完全禁止をめざして

今年初めて開かれた国連軍縮特別総会で決められた国連軍縮週間に合わせて、10月24日に神田の教育会館で「核兵器完全禁止・被爆者援護法制定実現をめざす軍縮週間のつどい」が開かれました。

採択したアピールは「この週間を核兵器完全禁止と使用禁止条約の実現、国家補償の立場に立つ被爆者援護法の制定を目ざす世論を高める週間にしよう」という決意を込めたものでした。

その裏付として意見表明をされた三氏のお話は次のようなことでした。

立教大学教授小川岩雄氏―今日核兵器は大量生産され、各地に配備されているが、より恐ろしいのは核を先に使う方が勝ちだという考え方が蔓延していることである。まず、非核国に対しては核攻撃をしないことを約束させなければならないが、軍備拡張を主張する国家権力を支えているのは民衆なのだから民衆の啓蒙が大切である。

元米国国防省関係官ウィリアム・エルズバーグ氏―かつて岩国には核兵器があり、現在も日本には一つ以上の水爆がある。また、アメリカは或る国々に対して核攻撃をするぞと秘密裡におどして日本から出発する準備をしたことがあった。核兵器があることは大きな危険にさらされることなので体をはっても反対すべきである。

被爆者代表伊藤猛氏―被爆は心にも暮しにも深く長く残る傷を負わせた人災であり、国は責任を取るべきである。将来の核武装を縛り、平和を維持するために援護法は是非作られなければならない。

(下飯坂ヨシ)

国際婦人同盟を訪問して (IAW)

10月12日私用でロンドンに行きましたので、国際婦人同盟の本部を訪問しました。丁度居合わせた、インターナショナルウイメンズニュースの監修者、ホイティック夫妻にお目にかかり、(夫君のアーノード氏はIAW75年史の執筆中)ブッシュ名誉副会長、ヘデガー事務局長も見え、近況の交換を行い訪問を大変喜ばれました。

(松浦三知子)

写真はIAW事務所にてブッシュ名誉副会長、ヘデガー事務局長(後列)と共に。

教育を考える⑪

ものうい子どもたち

この秋、神奈川の"ひとの会"で、教育実習の若いひとたちを現場であずかる先生とお会いした。「情報蒐集に実に長けていますね。しかし、自分で考えようとしないのです。教え方についても一から十まで情報に頼る。その先は自分で考えろと突き放すと、泣き出す仕末でね。いや困りました」

そういえば夏8月の岐阜でひらかれた私立保育園の大会では、保母さんたちから、こんな話をきいた。

「子どもたちが、遊び方をいちいち聞きにくるんですよ。子どもは道具があってもなくてもとにかく遊ぶ工夫だったらオトナが逆立ちしても及ばなかったものですが、いまの子は、情報がないと遊べないんです。先生どうやって遊ぶの、先生やってみて、というんですね。失敗したらいやだ、と。洋服も汚したがらない、手もきれいなままで遊ぼうとする。これはお母さんが、日頃子どもに願っているそのままじゃないかと、気がつきました」

耳のいたい話である。いや、もっとある。婦人学級で女の自立を話しあうとき、きまって出てくる質問がある。「何の仕事をやればよいのか、どうすれば収入につながるのか」それこそ、自分自身の才覚、工夫次第であるのに、ここでも"与える情報"が要求される。

石の上にも5年。男ならば大抵のことは5年やっているとプロになる。かならず収入を得るまでになっていく。自立が念頭から離れず、そのための修業となり得ている。女はそうでない。何をするにも趣味であり、教養程度であることがむしろ誇らしげに語られる。娘時代から、もう何十年と続けておりますと、優雅のきわみの話になる。

男は、世の中に出て、家を支えようとするし、女は、それを収入につなげようとはめったに思わぬ。この先生方の覚悟のひらきが、プロとして身を立てるか趣味にとどめるかの岐れ道となってしまうのだろう。

情報をこと細かに得ようとするのは、幼児からオトナに至るまで、各世代に共通した現象となりつつある。自ら考え、自ら生きる努力を怠る傾向は、やはり、いまの教育に根ざしているのではないか。

先生たちの教研集会を母親として司会したSさんが、こんな感想を漏らしていた。

「新卒の先生たちが沢山見えましたので、張りきって会をすすめたのですが、全く反応がないんです。失敗だったかなと後悔しながら、感想を書いてもらった。ところが、皆な"よかった""役に立った"と、好評なんですね。自分の意見や反論をいうんじゃなくて、ひたすら受け身の姿勢、と気がつきました」

幼児たちが、人間の声に反応しなくなったという。母親が、わが子とじっくり話す機会はおどろくほど減り、その代りテレビが親代りを果たしている。機械の声には敏感に子どもたちが反応を示す。これは保育現場の声であった。あふれる情報を、結論までしゃべってくれるテレビによって、人間は、"考える葦"の機能をしだいに退化させているのかもしれない。

(永畑 道子)

運動日誌 (8/31〜10/21)

8/31 ○電力、ガス料金値下げ集会打ち合せ ○第17回全国消費者大会実行委員会 ○日中平和友好条約の締結を祝う会
9/1 ○円高差益の消費者への還元問題集会 ○機関紙発送
9/2 ○都消費者週間実行委員会 ○日中友好婦人連絡会
9/5 ○常任委員会 ○出版部会 ○生活を守る都民集会 ○都消費者週間合同部会 ○石けんでメーカーとの懇談会
9/6〜7 長野県連へ会長出席
9/7 ○第17回消費者大会実行小委員会 ○看護条約批准について申し入れ(各党へ)
9/8 ○夏期セミナー運営委員会 ○役員会 ○朝鮮総聯30周年祝賀会
9/9 ○市民センターとの共催学習会 ○二酸化チッ素測定報告会
9/11 ○売春問題ととりくむ会
9/12 ○一般消費税に反対する国民大集会
9/12〜13 ○夏期セミナー
9/13 ○国際婦人年の決議を実現するための連絡会で年金学習会 ○NGO国内婦人委員会で高橋展子氏歓送会
9/14 ○司法の幹事会 ○全国支部長会議第1回準備会 ○経企庁消費問題懇談会
9/20 ○定数学習会 ○国際連絡委員会 ○出版整理会
9/21 ○都連 ○議会制グループ会合
9/22 ○政啓委員会 ○組織部会 ○石けん会議
9/25 ○七婦人学習会 ○バザー委員会
9/26 ○遺伝毒性勉強会 ○出版部会 ○事務局会議
9/27 ○参院定数公判 ○在京指名委員会 ○弁護人抜き9・27集会 ○司法幹事会
9/28 ○婦人問題懇談会 ○明るい統一地方選挙推進全国婦人の集い ○少年法連絡会議
9/29 ○人権問題学習会 講師 宇野重昭氏 ○機関紙初校 ○都消費者団体代表と事業者団体代表の連絡会 ○核兵器完全禁止被爆者援護をめざす国民懇談会 ○都議会傍聴
10/2 ○国際人権規約批准促進連絡会議 ○バザー委員会
10/3 ○常任委員会 ○機関紙再校 ○都連環境アセスメントについて読み合せ会
10/4 ○都議会各党へ環境アセスメント等で申し入れ
10/5 ○出版整理会 ○都消費者週間実行委員会
10/6 ○機関紙発送 ○全国支部長会議準備会 ○第12回弁護人抜き裁判法案反対で請願行動と集会 ○核兵器禁止第4回実行委員会
10/7 ○国際人権規約で外務大臣へ面会申し入れ
10/8 ○支部結成の件で大阪へ―組織部
10/9 ○七婦人相続学習会 ○バザー委員会
10/11 ○遺伝毒性勉強会
10/13 ○第13回弁護人抜き裁判法案反対で請願行動と幹事会
10/14 ○市民センターとの共催学習会 ○全国支部長会議準備会 ○国際人権規約批准促進連絡会議 ○二酸化窒素測定実行委員会
10/16 ○財務部会 ○バザー委員会
10/17 ○財政会議 ○事務局会議
10/18 ○公明党へ弁護人抜きで要請、幹事会
10/19 ○機関紙初校・出版部会 ○石けん会議 ○都連 ○物価調査員研修会 講師 花原二郎氏 ○全国支部長会議準備会
10/20 ○政啓委員会 ○第14回弁護人抜き裁判法案反対で請願行動 ○司法学習会 講師 鷲野忠雄氏 ○都消費者週間テープカットとパレード
10/21 ○環境問題学習会 講師 田尻宗昭氏 ○生活情報運営委員会

有機自然農法
お茶の名門 ㊝豊翠園
伊勢のわたらいの山奥で
自然に育てられたお茶の心を
皆様にお届け申し上げます。
三重県度会郡度会町平生
㈲豊翠園

シャープ, スピード, サービス

森下印刷所 ●オフセット印刷 ●美術印刷
東京都三鷹市下連雀1-12-4 〒181 (日産厚生園正門前) ☎ 0422-48-1611 (代)

ガス坊やの安全コーナー

つけたら 回そう 換気扇
東京ガス

純植物性原料使用
リサイクル'78 粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し
自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、
配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2−21−11
〒151 ☎03−370−4541

酢のものに
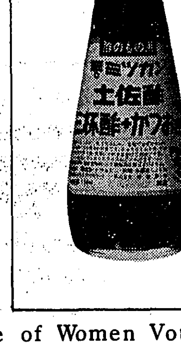
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン 土佐酢 三杯酢+かつおだし

ぬれ手にご注意!

東京電力株式会社

Published by the League of Women Voters of Japan No.21,2Chome Yoyogi Shibuya−ku Tokyo Japan

（前ページより）

発行されます。区長の立会演説会は50年と同じで今度増えるところはないようです。統一地方選挙には区長・区議の公報発行、区長の立会演説会を主に運動しているのですが、今までは行政側は請願などに行くとけんもほろろだったのが、いい顔で迎えるようになり、でも、いざとなると付託、継続審議になってしまうのですが、足立区の場合もこれなら大丈夫だというような様子だったそうです。足立は何にも実施されませんし、23区で選挙で有権者に対してサービス活動が全くなく、公営のポスター掲示場もない区が7区もあります。それは下町といわれるところなのですが、別に保守的だと意味づけするつもりはありませんが、昔ながらの伝統で、住民にしみついたもので、公報など見なくても地縁、血縁で判るということなのでしょうか。

紀平　公報発行の23区の経緯をお話しいただいたのですが、都下は。

小池　都下はすでに26市中24市ぐらい発行されていますね。一つの障害になっている選管の姿勢が、都下では新しく移り住んだ住民の要望に、応えようとしていることが認められます。革新自治体も多いことですし、役所自体もその方向に目を向けているということではないでしょうか。武蔵野では公報発行運動は34年ですが、その頃は選管の事務局長が自分の首を賭けたと。

紀平　30年代はそんな時代だったのですね。50年代になって先程、稲茂登さんもいわれたように、議会、行政側もニコニコ顔で迎えざるを得なくなったということは一応進歩ですね。がっかりする面が多い中で、我々、自覚していいのではないかと思いますね。都議会の立会演説会の方はどうですか。

稲茂登　都議会の方は選挙が56年ですね。昭和44年からはじめて、大分運動しているのですが継続審議になっています。私達が陳情・請願に行くと、決して正面から反対しないで、吸い上げて何もしない。狡い方法ですね。審議会にもかけないで、実質的には何もしないで、しかも、あなた方有権者が各選管に行ってそちらを押してごらんなさい。その方が早いですよ。なんていう言い方で、そんな状態です。

小池　議員が選管の事務担当者の言い分を聞いて出来ないと考えてしまうのでしょうが、有権者が、実施している地区を標準にして、もっと強くおしすすめれば出来るのではないかと思うのです。

紀平　昭和40年の黒い霧解散の直後から、44年の選挙で実現せず、48年で実現せず、52年でも実現せず、今度56年ということで、これも16年目に出来るか出来ないかという長期の運動になってしまっているわけです。

宮原　立会演説会で生の政策を聞き、その中から人格、見識を探るのが有権者の使命と思って主張して来たのに駄目でした。公報発行も常にいいつづけて来たのですが、丸子町も9年かかりました。そして南信に連合会としては一つもないのですね。連合会を作らなければ全県に拡がっていかないと感じました。公報が発行されていないのもその地方なのです。

紀平　なぜ、立会演説会・公報発行を要求するかという基本の問題ですね。候補者を見、最低の知識として公報から人柄、政見、経歴を知るという最低の公営拡充を要求している点ですね。それすら地方自治体の選挙ではないというのが現状で、去年、一年このことで随分、同盟の各支部は、ここにご出席でない支部もご活発に動かれ、それでも、歴史にどう残るか知りませんが一部動きつゝあることは自治省の歴史には残らないかも知れないけれど、有権者同盟の歴史には、同盟がここは基礎を作ったのだということを運動の歴史にして誰知らずともそういった過程をふまえて行きたいということだと思うのですね。

選挙に知らされずに参加している状況を打破するため同盟が永年つづけている議会制民主主義の基本的な問題の選挙参加の方法を改善するという運動の経緯を伺ったのですが。

解説

昭和53年11月10日、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律が公布され、春の統一地方選挙の投票日は都道府県、指定都市段階は4月8日、一般市区町村は4月22日と決定しました。

統一地方選挙をめざし、婦人有権者同盟では、昭和30年代から有権者が候補者や政党の政見や体質をよく知って投票する手がかりとしての選挙公営の推進―立会演説会条例―公報発行条例の制定運動を中心に進めてきました。

民主政治の原点は地方自治にあり、日本国憲法は、地方自治の為めに第八章に一章を設けて、そこに四条の原則的規定をかかげて制度及保障をあたえ、地方自治の確立を期しています。

地方住民は自分の住んでいる都道府県市町村の発展と、社会生活を円滑にするため一票に責任をもたなければならないのに、現在候補者を知る最低の条件の整備がありません。

地方選挙の際義務制でおこなわれるのは、公報・立会演説会は、国会議員・都道府県知事までで、都道府県会議員・指定都市議会議員・市町村長選挙では、任意制で立会演説・公報の条例を制定すれば出来るが、市町村議会議員（東京特別区も）は法律の根拠がないため、任意制でも立会演説会条例を制定することさえ出来ないのです。

東京都でさえも、40年議長交際費汚職による黒い霧解散後の、出直し議会に、都政を良くする都民会議（同盟、ほか九団体）はじめ民間団体から、次期選挙までに立会演説会条例を…の請願・申入れ・アンケート等々の運動が盛んにおこなわれたにもかゝわらず、45年趣旨採択以後実施は放置されています。

一方区議選では、東京23区の同盟各支部所在地を中心に、「せめて公報を…」との運動が20年近くすゝめられて来たにもかゝわらず23特別区一体の原則を楯にとり前回の区議選まで一区も発行して来なかったのです。

しかし、ことし4月の総会以後、東京の各支部及び全国の支部で、公報、又は立会演説会条例制定促進運動は、徐々に成果をあげ東京23区では新宿（9月）中野（10月）目黒、港、世田谷（各11月）の区議会がそれぞれ公報発行条例を制定、来春4月には公報発行の運びとなりました。長野県連も、県議の立会演説会開催に全力投球、今回は成功しませんでしたが相当の効果をあげています。

選挙の公営は、候補者のポスター・自動車代等の公費負担（税金から支出）等、一部では進んでいるかにみられますが、有権者よりの公営は、むしろ後退しつゝあり、立会演説会回数は漸減しつゝあります。

更に11月10日には内閣の政令では知事・市長・県議・市長選挙等が3つ以上重なる自治体では、ポスター掲示場・公報・立会演説会に関する規定の適用の特例が設けられ、自治体の議決によって、三つの公営のうちいづれかひとつを行えばよいとされ公営は後退してしまいました。本同盟は有権者不在の法改正を批判し、有権者本位の選挙とするため選挙公営運動をこれからも推進していきます。（紀平 悌子）

問われる市民の資質

紀平　地方自治体の住民運動、市民運動が一時盛んになって、1970年前半、特に首長選挙で住民の要求ということで変って来たわけですね。地方政治は変りつつあったのですが、最近、見方によっては後退という状況ですね。一体今年の統一地方選挙がどう動くか、その辺どうお考えですか。

小池　武蔵野市は、保守系と、現市長系の社会党と、無所属議員が推す無所属議員の三人が立つわけです。現市長は社会党の党籍離脱をしないで、まあ、社会党系の人を委員会に多く起用し、市民の反発を買っているのです。それで市民が今回はどうゆう断を下すかということなのです。

紀平　何でもいいから自民党の中央政府につながった首長でなく、地方自治体の住民の立場に立った自分達の首長が欲しいという有権者の意志があった一時期が過ぎて現状を破って少くとも地域の住民が暮しやすく、いのちとくらしが守られる新しい自治を模索する選挙ということになると思いますね。横浜市長選の例をひくまでもなく市民の側がいよいよ、キチッとした考えを持たなければならない選挙になってきますね。

原　市民の資質というか、それが問われるのですね。

紀平　去年の11月に汚職がきっかけで二回も市長を取り替えた東久留米市の選挙が、市民の一人として館さんがなさったのですけれど、今日は同盟の会員としてどう運動されたかお話して下さい。

館　ともかく二期にわたって市長と助役が黒い霧で辞任したという非常に特殊な状態があったのです。東久留米は7000人の以前からの人と10万人の新しく移り住んだ人がいて、7000人の人達が大部分を牛耳っていて、土建業から地元の工事から。新しい住民はいたって無関心であったのです。市の中に暴力団が絡んでいて、新しい土地ですから、ここ10年間に建てた小、中学校の8割がこの暴力団の絡んだ土建関係で建てたもので、手抜きをしてメチャメチャの工事をして浮いたお金、要するにみんなの税金ですね。それを助役だの一部の市会議員が山分けしていたというのです。このまま私達も黙っていてはいけないと10月末に主婦の8人が発起人になって「東久留米市に巣くう暴力汚職を一掃するために」という署名運動をはじめたのです。これをはじめましたら一日のうちに1000人近く集りましてね。怒りが手にとるように判り、この怒りをどこへ持っていけばいいのか、モヤモヤしていた時、東大の稲葉先生が、共、社、公の3つが共闘する条件で市長をしても良いといわれ、私達も非常に盛り上ったのですが創価学会の一部が承諾しないで稲葉先生はおりられてしまわれました。保守も告示の前日まで両方がおりず、完全に地元の保守層は二分し、革新側も各政党は市民置き去りのみにくい取引きですっきりしない選挙をしたわけです。市川先生も応援に来て下さり、それは稲葉先生がおりられたほんの何時間後だったのですが、でも、小学校の市民集会で、今度は保守に渡してはいけないと、伊藤候補を是非と激励して下さったのです。今日の新聞に出たのですが、今度の選挙で唯一の救いは無党派の主婦達の純粋な運動が芽生えて来たことだと書かれたのですが。今度、はじめて革新側がとったということで新しい歴史の流れがかわって、一寸足をかけたという程度ですが、これからが大事だと思います。

紀平　革新自治体になったけれど行政の体質が変らなかったということがありますが、我々が自分達で作りあげていかなければいけないと思います。

地方自治体の長のあり方というのはどうなのでしょうか。

小池　私共は、市長は党籍を離脱すべきだと毎回申し入れしているのですが。市長はあまり政党に牛耳られるのでは困るし、また、議会も政党を越えた立場で住民の側で論議してほしいですね。

紀平　目黒の場合、ひごろ議会と区長の関係はどういうふうにしていらっしゃいますか。

原　自社公民推薦の区長なのですが、やはり公選であるが故に住民の声を聞かざるを得ないということは非常にあると思います。ですから各種審議会に必ず5名、目黒は5地区あるのですが、公募の委員を入れるという、一般公募の委員が増えましてね。長期計画の審議会委員の公募の場合、100人応募者があってその中から抽せんで5名選んだわけです。電算機条例委員会、日照条例委員5名公募ということで、この辺は公選で変って来たと思いますし、また、住民側もこれでいいのだと安心してしまうと、どう変るか判らないので絶えず住民の働きかけによって区長を動かすということが重大になって来ると思います。だから、保守とか革新とかいう以前に、住民の意識のたかまりに依ってどっちにでも区長はなるという感じがあります。

紀平　大事なことですね。

此の間稲茂登さん他数名の方達で閉会中審査のアセスメントを傍聴されたのですが、地方の議会などは傍聴に来ているのと来ないのではとても違うそうですね。議会傍聴、委員会傍聴、閉会中審査の傍聴など、一応公開が原則ですから大いにするといいですね。

市長、区長、区政の体質は有権者が変え得るものだという意識を持たなければいけないというお話しが実ったようですが、けれども地方自治体は生活に直結した政治ですのに非常に婦人議員が少いという実態があるのですが。

小池　武蔵野は6人の婦人議員がいます。それぞれの党で主義主張は違いますが何かの時は力強いというのでしょうか。圧力になることはありますね。今回、その婦人議員が全部委員長を取ったのです。

紀平　福島ではいかがですか。

古川　県議も市議も一人もおりません。

紀平　これは全体の意識の問題と思いますけれども、有権者同盟は総会などの決議で婦人を政策決定の場にといっているのですけれども。原さんのところはどうですか。

原　目黒でも会員のお一人が議員なのですがメリットはすごくありますね。その方は無所属なのですが全体では3人ですね。だから婦人問題で一致して何かをという時はなかなか力になり切れないのでもっと沢山出したいと話し合っていますが一人でも手いっぱいで。

小池　私はつねづね理想選挙で婦人議員を推し出せるといっているのですが、まず、人物ですね。然し、人が見つかったとしても規約上は会として推し出すことができませんね。ですから、この人はと思う人を、個人、個人の力を結集して、一人でも多くの婦人議員を出すようにしていかなければいけないと思いますね。

婦人一般が選挙に対してこわい物にでも触るように回避してしまう。選挙だけでなく政治に対して一種アレルギーを持つ。こうゆうことから打破していかなければ婦人議員は出ないのではないかと。政党だけに婦人議員を任せておくことは非常に残念だと思いますね。

有権者の自覚と誇りを

紀平　そうですね。新しい革新、新しい自治が問われているという今年の統一地方選挙に対して私達はむづかしい選択を迫られている中でどうとり組まれるか決意をどうぞ。

稲茂登　5区で公報発行という新しい試みをすることになりましたが東京の会員は、これがどう行われるか見守ってほしいし、区長の立会演説会には行って見届けてほしいことが第一です。その後は56年の都議選にむけて、支部連合会で検討して重点地区の選管に動きかけることなど考えています。

原　折角公報が発行されるのだからより多くの人に見て選んでもらうことをしていきたいと思います。これは一つのステップだと思いますし、そうしたら次はもう一人婦人議員が出るような運動が拡がるのではないかと期待しています。それから区長選挙については全く手つかずですが考えなければと思っているのですが。

紀平　区長選挙には目が向いていないと仰言いましたがこれは重大なことだと思いますよ。分権のたてまえからは都知事より区長が大事ですね。東京の場合は区長選挙にも注目することですね。

古川　同盟が主となりボランティアグループと話し合って直接請求の署名運動を起そうという気運がたかまっています。もより会で区制についての意識をたかめることをしたり、県会の場合は定数が少いですから個人演説会の連続開催をもくろんでいます。市議会の場合は旧市内でも商店街、住宅地、その他純農村地帯など選んで選挙区についてアンケートを出して意識調査をしたいと思っています。また、大選挙区にしたいどということで同盟の全国の支部をお煩わせして、有権者数、面積、公報発行の経過などアンケートをお配りしているのですが、これが全部集りましたら、役所、議会に出してまた運動にとりかかるつもりです。更に、郡山としては各支部に婦人団体の連絡協議会を作る運動にとり組み、婦人の力を結集しようということで心を砕いています。

宮原　公営の立会演説会の廃止は有権者の知る権利を奪うことで、一所懸命していただけに非常にすっきりしないのですが、同盟の使命としてやりかけたことですからなお粘りづよくしていきたいと思います。

館　はじめて東久留米市に革新首長が出来ましたので経験なさった失敗、成功、良いところ、悪いところ伺って、そして革新首長がよりいい人達を選ばなければと思います。今、1/3しかいませんから。

紀平　都知事選も中央集権か、地方分権か都民のための知事を都民がどうやって選ぶか試金石のようなもので、それがまた、政党レベルでやられた場合はいい候補が出ないということがあるわけです。有権者同盟がギリギリ[illegible]ど有権者の選挙参加の[illegible]の政治参加の部分をや[illegible]体であることを確認し[illegible]終ります。ありがとう[illegible]た。

（まとめ　久[illegible]）

日本の味を大切に
シマヤだしの素
山口県新南陽市福川637　0834－63－2525

純粋なもの・自然なものをおとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

ぬれ手にご注意！

東京電力株式会社

学習会要旨

参議院地方区定数是正訴訟

11月15日婦選会館に於て、参議院地方区定数是正訴訟についての学習会が開かれた。12月4日第7回公判を前に、定数について参議院議員市川房枝氏、弁護士越山康氏、中央大学教授佐竹寛氏からそれぞれお話を伺った。

▼参院地方区定数 制定の沿革　市川房枝氏

衆議院議員選挙法（婦人参政権を含む）は昭和20年終戦後すぐ成立。参議院（当時貴族院）議員選挙法は21年11月3日公布の日本国憲法第4章にその構成が定められ、21年11月から12月にかけ成立した。法案は政府提案で参議院に提出されてから衆議院に回り委員会で大村内務大臣の説明があった。そのなかから参議院地方区定数が選挙法制定当時どのように定められたか要約を掲げる。

○参議院議員定数はこれを250名とし、そのうち100名を全国選出議員、150名を地方選出議員とする。地方選出議員は、各選挙区（行政区画と同じ）において選挙し、議員数は最近の人口調査の結果に基づき各都道府県の人口に比例して最低2、最高8人の間において半数交替を可能ならしめるため偶数となるよう定めるとあり定数を人口に比例して定めることが述べられている。

参議院地方区定数是正について

○49年参議院議員選挙のあと、地方区の定数不均衡が問題となり選挙法改正特別委員会が設けられた。各党の案はすべて増員であったが二院ク案は政党色なく現行の枠内是正であった。

○50年、政府は公職選挙法と政治資金規正法の改正案を提出、衆議院議員は20名増となった。

○51年4月14日、衆議院の定数不均衡に最高裁の違憲判決。法制局長官はこれは参議院にも適用されるべきと答弁している。自民党は地方区を増やさず是正、全国区の拘束制比例代表制案を出したが流れた。

▼次回公判準備書面に関連して　越山康氏

前回第6回法廷弁論において裁判所から原告に次の要請があった。それは現在地方区の定数（152名）をそのままにし選挙区画は現状の行政区画とし、かつ各選挙区の定数は偶数という今までの在り方（偶数。3年毎半数改選は憲法に直接関係あるように見える）のまま定数を人口比で増減し、現在の5・26対1から1対1に近い一票の価値の平等に、どれだけ近づくだろうかということであった。

案としては（定数152の枠内是正）栃木・熊本・鹿児島・群馬・岡山・福島・長野・北海道を各2名減で16名減。東京6名・大阪・神奈川4名・埼玉2名各増で16名増。これで3・2対1となる。裁判所のいう前提で1人1票の価値のバランスが3・2対1までで出来るのに5、26対1でそのままにしているのは憲法違反ということになる。

次回12月4日第7回公判に提出の準備書面は衆議院と参議院の違いが、この議員定数配分の問題で理論上生じるだろうか。理論的に生じたとしても現状でよいか。理論的に生じないとすれば憲法違反の問題、1対1という問題ではどうだろうかになってくる。ある前提をとる以上2対1の範囲にならないとすれば、現に動かねばならない制度としての実践的な面にウエイトをおく考え方も入れなければならない場合も出てくる。

▼定数について　佐竹寛氏

政治学的発想から話したい。

市民の会、清水氏の整理された資料によると昭和21年12月19日国会で大村内務大臣が参議院公選法は憲法の43条、44条、45条に法的根拠を持つと述べている。

二院制については国民代表と平等選挙・自由選挙の原則に基づいて参議院の独自性・特性を発揮させるといっている。

参議院の全国区制と地方区制を含めての独自性・特性の論議によると全国区制は職業・宗教等の代表者（学識経験者）が出られるようになっている。地方区の議員は、田舎の代表者かとの質問に対しては、地方区の選出議員は国会においては勿論全国の代表者であるが地方の実情に精通していることは必要なことだと述べている。

参議院が衆議院と異なるのは慎重であり、それは衆議院の審議・結論に関係なく参議院で最初から審議することをいう。衆議院に比べ進歩性に欠けるが慎重さで勝り保守性であるとしている。

定数は一番近い人口調査に基づき最低2人となるよう人口に比例して配分する。

原理上は限りなく1対1に努力すべきであるが、その原理の上で現実の例外があるのは原理上の例外として認めるのは当然という基本的態度が必要である。

（まとめ　瀬下恭子）

教育を考える ⑫

PTAが作りあげた解放区

「夜のPTA」が、都下でひらかれていた。青梅市立第二小学校のPTAである。12月2日夜の研修大会に出席させてもらった。東京の西郊、奥多摩へ向けて走る青梅線で、東青梅下車。7時の開会だが百余名の出席者があり、半数は父親である。恒例の行事で、毎年部厚い報告書が出ている。先生の顔もほとんど揃っていて、子と提灯（ちょうちん）学校という呼び名を思い出していた。戦後まもないころ、先生たちが夜も学校に詰め熱っぽい教育論をたたかわしたことから、住民たちはこの名で学校を愛称した所が多かったはずである。

この青梅二小学区は、その戦後民主々義が地域にもえていたころの気風をそのまま残す、いわば〝解放区〟の印象を受けた。

この運営委員会は、月一度、やはり夜の会合である。沢山の母親たちが、堂々と胸をはって、夜の集まりに出てくる。いま、沖縄を除く大部分のPTAが、主婦たちだけが出易い昼間にひらかれていて、母親たちは子どもや夫たちが帰宅する前にそそくさと家に帰る。女の城の守りにつく。主婦時間にあわせたPTAには、現場の先生も出ることができず、まして働く父親も母親も、参加できぬことになる。

PTAは市民運動として出発しながら、太陽が輝くうちは働くという市民の原則をわきまえず、なぜか夜の会合をシャットアウトしたまま動いてきたことになる。その後進性が、みごとに象徴されている。

子どもたちの状況はこれほど荒廃しているのに、PTAは、教育に正面からかかわってきただろうか。親睦会や主婦の教養講座で多忙なPTAなど、本末転倒もはなはだしい。「教育問題について資料を提供し、参考意見を具申する」ために、PTAは、出発したはずである。（昭和23年文部省参考規約）全国千三百万余に及ぶPTA会員のひとりひとりに、いまの受験体制が人間を育てていないという思いがあるならば、その声をP連に結集し、日本PTAをとおして国の教育行政へはっきりと持ち込み、大衆を代表する最大の圧力団体としてなぜ行動を起こさないのか。

PTAにかかわる以上は、その単位PTAが属するP連にまで改革が及ばねばならない。それこそ本腰の市民運動であり、先生や働く父母たちもかならず参加できる時間にひらいて、その力を結集していく必要がある。少くとも青梅二小PTAは、それを実行しており、夜のPTAがけっして不可能のことではないという何よりの例証をみせてくれた。この解放区の背景には、現場の先生たちの啓蒙活動が根づいている。親たちは、わが子を〝社会の子〟として捉える目を、PTAのなかで学んでいく。父母ぐるみで、この意識に立つことができるならば、いまの受験競争も相当変わり得るという事ではないだろうか。

私たちの周辺にも、ぜひ、PTAを根城とした解放区を作りあげたいものだ。

（永畑道子）

少年法改悪反対

11月11日1時～4時、労働会館において、少年法改悪に反対し青少年の未来と民主主義を守る国民連絡会議結成2周年記念シンポジウムが開かれた。議事、講演と現場レポート。(1)少年法改悪と有事立法＝中大教授桜木澄和氏、(2)家裁からの報告＝全司法赤羽忠元氏、(3)教育現場からの報告＝日教組能重真作氏。討論。決議採択。〔決議要旨〕少年法改悪は有事立法の策定を頂点に刑法の全面改悪、弁護人抜き裁判法、元号法制化、一般消費税、青少年保護育成条例の法律化など有事体制の動きと不可分の結びつきをもつ。この少年法改悪を阻止し青少年の未来と民主主義を守るため闘いを一層強化する。

（稲茂登冴子）

看護条約批准で青空活動

11月22日、11時から2時まで、渋谷駅頭、原宿看護協会前において、ILO（世界労働機関）看護職員条約を批准させるため街頭宣伝活動と署名運動が行われた。主催は日本看護協会、協賛は七婦人団体議会活動連絡委員会（同盟加盟）。

渋谷駅頭では、チラシ配りと同時に弁士が立ち、道行く人一人一人に訴えた。弁士は、本同盟から紀平悌子氏、看護協会大森文子氏、小島ユキエ氏他の皆さん、矯風会高橋喜久江氏東京Y横井智氏WIL林のぶ氏。

大平総裁へ申し入れ

12月2日午前、自民党新総裁大平正芳氏に対し、「①自民党の役員及び閣僚の人事に際し、ロッキード関係者を登用するようなことはないか　②ロッキード問題を二度と起こさないため、政治の体質改善をはかる政策を具体的に示してほしい」旨の質問と申し入れをおこないました。

当日は、副幹事長（現幹事長）斉藤邦吉氏が我々を迎え、「新人事をみてほしい。きれいな人事をする」と答えました。

同盟から、小池、大槻、紀平、伊藤明、瀬下が参加しました。

（紀平 悌子）

運動日誌 （53・10/23～11/16）

10/23 ○バザー委員会
10/24 ○全国支部長会議
○核兵器完全禁止・被爆者援護法制定実現をめざす国連軍縮週間の集い
10/26 ○都消費者週間中央集会
○経企庁消費問題懇談会
10/27 ○機関紙再校
○婦人労働旬間婦人労働シンポジウム
10/30 ○バザー委員会
○ダンスパーティ
10/31 ○機関紙発送
11/1 ○自民党総裁選で申し入れ
○中国婦人代表団の歓迎について
11/2 ○韓国北朝鮮と日本　講師 宇野重昭氏
○第3回日本婦人問題会議
11/6 ○国際人権規約批准促進連絡会
○都消費者週間実行委員会
11/7 ○常任委員会
11/8 ○郡山支部[illegible]
○日中学習会
11/9 ○少年法改[illegible]
○出版整理[illegible]
11/10 ○第17回全国[illegible]体会
11/11 ○第17回全国[illegible]科会
○少年法改[illegible]立2周年[illegible]
○市民セン[illegible]例学習会
11/13 ○バザー委員会
○売春問題[illegible]
11/14 ○七婦人会[illegible]
○核禁止の[illegible]
11/15 ○役員会
○司法の国民連絡会[illegible]
11/16 ○[illegible]
○[illegible]

お知らせ

恒例の「第17回新有権者の集い」（テーマ　みんなで語ろう、私達の未来と政治参加）は、1月15日[illegible]時から16時、婦選会館で開[illegible]。[illegible]（370－[illegible]）まで[illegible]下さい。

謹賀新年

森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1－12－4
〒181（日産厚生園正門前）
☎0422－48－1611（代）

酢のものに

ミツカン土佐酢は、三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、おいしい酢のものできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢＋カツオだし

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

ガス坊やの安全コーナー
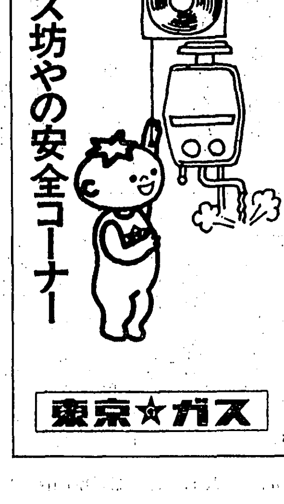
つけたら回そう換気扇
東京ガス

専修学校
津田スクールオヴビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり　願書受付1月22日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科

小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
[illegible]
財団法人 津田塾会館

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主議を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

ひろば

国際人権規約の速かな承認批准を――

1948年12月10日、国連第3回総会で「世界人権宣言」が採択されてから、30年の歳月が流れました。この宣言の第1条には「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である―」とされこの宣言の基調となっています。国際人権規約はさきの宣言に基いて1966年12月16日、第21回国連総会で採択され、1976年、35カ国の批准を得て発効しました。これは経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書の三つからなっています。

わが国はアジア諸国に率先して加入することを国際社会から期待されていながら果たさず、昨年5月にやっと園田外相が①労働者に対する公休日の報酬の保障、②公務員のスト権の保障、③高等教育の漸進的無償化の3点については留保条項として、国連本部で署名し、開会中の第84通常国会に批准承認の案件として提出されました、が衆議院外務委員会で継続審議となり、次の第85臨時国会では批准承認は見送られました。

世界人権宣言より2年早く1946年11月3日公布された日本国憲法は、第3章で国民はすべての基本的人権の享有を妨げない。とし、教育、労働、社会権に及ぶ広範な規定をしています。これらの条項は人間の尊厳を保障する最高の法規であり、憲法に基づく諸法はこの憲法の基本姿勢を生かさねばならない筈です。さきの留保3事項は憲法の第3章の理念に添わせた、国内法の整備によって解決されなければなりません。

私ども同盟は、加盟している国連NGO国内婦人委員会（10団体）とアムネスティ・インターナショナル日本支部等18団体と共に1973年から、国際人権規約批准促進連絡会議を結成し、市川名誉会長等3人を世話人として、国会および政府関係機関に国際人権規約が一日も早く批准されるよう要請をつづけてきました。又毎年12月10日は「世界人権デー」として批准促進のキャンペーンを行ない、政府、国会に対しては数回にわたって要望書の提出をしました。去る12月10日は「世界人権宣言30周年、世界人権デー」として幅広い運動を展開、前日祭の9日には、前記連絡会議の代表が、世話人、市川名誉会長を先頭に、渋谷駅ハチ公前で批准促進を訴える一方、国会、外相等に向け、速やかな国会承認と批准を要望しました。次期通常国会こそ批准承認を実現して、日本の国際社会における信頼を回復し、人権尊重が新内閣の基本姿勢であることを国民に示すべきであります。

第一副会長　松浦三知子

ふたたび公職選挙法別表第二の違憲性について
参議院地方区定数是正訴訟

昨年12月4日午後1時、東京高裁第十五民事部（安岡裁判長）で第七回口頭弁論がおこなわれ、前回（9月27日）裁判長の「参議院の地方区定数に関する説明及資料要請」に対して、原告側から、準備書面第五及び市川房枝原告独自の準備書面（後述）の二通、被告側から準備書面第三及び書証乙第二号証、三号証、四号証（枝番をふくむ）がそれぞれ提出されました。内容の陳述に関しては、2月7日午後1時第八回口頭弁論の際おこなわれ、2月28日二時半には、証拠調べの本人尋問（越山康氏）がおこなわれます。

昭和52年参議院通常選挙結果を無効とする私共の定数是正訴訟の東京高裁における審理は、大詰めをむかえつつあります。

第六回（9月27日）の口頭弁論において、安岡裁判長は、「参議院の地方区定数について、原告被告とも、もう少し論じてほしい」旨の要請をおこないました。

原告に対する要請の内容は、「参議院の特殊性については、前にもふれて貰ってはいるが、現行制度のもとで定数是正を（現定員の枠内で）した場合、原告が求めているような「平等」にはならないと思うが、その点を具体的に述べてみないか」。被告に対しては「参議院制度の発足当時の地方区定数がどういう基準のもとに定められたか又、その際の論議、及び国会でなかなか是正が出来ないでいるというが、なぜなのか。その辺の事情を述べてほしい。昭和40・45・50年施行にかゝる国勢調査結果に基づく、都道府県別、人口の推移を表示すること」の三点を求められました。

これに対し原告、被告は準備書面及び書証を提出しました。

（1・2・3面に掲載）

原告―越山康、佐竹寛、紀平悌子、市川房枝、吉住利雄（以上東京）大槻勲子、岡本花子（以上神奈川）は、第五準備書面において、昭和50年国勢調査結果による人口数にもとづくもの（議員配分検証表その1）52年選挙における選挙人数（有権者）にもとづくもの（議員配分検証表その2）第一回通常選挙（昭和22年4月20日）における選挙人数にもとづくもの（議員配分検証表その3）を示した。

準備書面では、①議員配分及び選挙区割を定めた公選法別表第二は30年に亘る人口変動に対応しておらず、違憲の疑いが濃い、②衆院に比べ参院は解散がないので、投票価値の平等を守るための立法措置は容易である。

③従って既存の選挙区をそのまゝ用い、かつ地方選出議員総数を固定して、50年国勢調査にもとづく各都道府県人口数を使って現行議員数152を都道府県毎に偶数となるよう人口に按分する立法措置を考え、試算してみた。試算の結果現行公職選挙法別表第二が定める議員定数の配分は、52年の参議院選挙時において、違憲の規定であったこと、そしてこの参院選がおこなわれる前に、憲法第十四条の「法の下の平等」に適合するよう改訂する立法措置が容易に出来たのにしなかったことが明らかであるというべきである。

市川準備書面は、①憲法上での参院選に関する改定、②参院議員地方区定数配分は人口に比例して配分したとの政府説明、③51年4月14日判定は、参院に適用しうるとの法政局長官言明、④二院クラブの是正案を提出した。

被告準備書面要旨は3面を参照のこと。

（紀平　悌子）

原告準備書面（第五）

原告　越山　康　吉住利雄　佐竹　寛　神奈川　大槻勲子　紀平悌子　市川房枝　岡本花子

昭和五二年行(ケ)第一四〇号選挙無効請求事件

原告　越山　康　外四名

被告　東京都選挙管理委員会

原告準備書面（第五）

御庁表記事件につき、原告等は左記のとおり弁論を準備する。

昭和五三年一二月四日

右原告　越山　康
同　佐竹　寛
同　紀平悌子
同　市川房枝
同　吉住利雄

東京高等裁判所第一五民事部御中

記

ふたたび公職選挙法別表第二の違憲性について
――右別表制定に用いられた手法による議員配分の検証を通じて

一、現行公職選挙法別表第二は、その前身である参議院議員選挙法（昭和二二年法律第一七号）の別表をそのまま受け継いだものである。そしてその別表は、行政区割主義と人口比例主義に拠って作成されたものである。

この点をやや具体的に述べれば、選挙区割については既存の行政区割である都道府県をそのまま用い、議員数配分については地方選出議員総数を一五〇としたうえ、当時の全人口を一五〇で除して得た数で、各選挙区の人口を除して算出した数を、各選挙区の議員数を偶数とするとの前提の下に四捨五入的手法によって整数化するという操作によったものであった。（註一）

この方法によって選挙区割および議員数の配分を決定したことの当否（たとえば、人口差の著しい選挙区を作ること自体、「投票価値」の平等という観点から充分の疑問をさしはさみ得よう。）（註二）はひとまず措いて、そこで作成された右別表が各選挙区毎の議員数と選挙人数もしくは人口の割合を一定化すべしとの憲法上の要請（人口比例の原則）からあながち遊離したものだったとはいい得ないであろう。

しかるに、右別表作成後のはげしい人口の増加および移動にもかかわらず（選挙人数の変化について前記第一回選挙時を一〇〇として本件選挙時のそれを示せば、全国総数において一九一・二二であり、東京都選挙区において全国増加数の一四・七四%を、神奈川県選挙区においてその八・八八%を吸収している。）、無慮三〇年の永きにわたって右別表の改訂がなされなかったため、本件選挙時においては原告準備書面既述のごとき憂うべき事態が発生したものであることは明白である。（註三）

〔二〕参議院の組織面における衆議院に対する独自性の表れとして三年毎の半数改選という憲法上の要請が存在し（同第四六条）、この要請が複数選挙区制における議員偶数制の採用を容易にする作用を営むことは肯き得るところである。（註四）

そしてこの議員偶数制の下では、「投票価値」の平等という代表民主制における大原則は、偶数制を採らない場合に比して、実質上緩かなものにならざるを得ないであろうから、それだけに厳格な遵守が要求されるものと解さなければならず、また、解散による総選挙の可能性が常に存する衆議院と異なり、三年毎に必ず存するがその間隔が狭められる可能性の全くない通常選挙制による参議院においてはその厳格な遵守を実行するための立法措置は著しく容易であるといわなければならない。

そこでわれわれは、既存の選挙区をそのまま用い、かつ、現行の地方選出議員総数をも固定して、前記別表第二制定時に用いられた議員配分の手法によって、本件選挙時において容易な実践が可能であった立法措置を検証する。

すなわち、この場合、本件選挙前にすでに公表されていた昭和五〇年国勢調査の結果に基づく各都道府県の人口数を用い、かつ、現行の議員総数一五二を、都道府県毎に偶数となるよう人口に按分して割当てる作業を次のとおり実施する。

〔一〕右国勢調査の結果に基づく総人口一一一、九三九、六四三を、議員総数一五二の半数七六で除して一、四七二、八九〇・〇四を得る。これが議員一人当りの人口数であり記号「M」で表わすこととする。なお、右に議員総数の半数を用いたのは、これによって得られる都道府県別議員数を最後の作業において二倍することによって所謂「偶数制」を維持するためである。

〔二〕都道府県毎の人口数を「M」にて除して整数を求めた上（なお、この整数を「基本配分数」という。）、余剰数の「M」に占める百分率を算出する。この場合、人口数が「M」に満たないときは、それと「M」との差の「M」に占める百分率を算出し、「基本配分数」は一とする。

〔三〕全都道府県について得られた「基本配分数」を集計すると、七二が得られる。これはさらに未配分議員数が四あることを示しているので、次にその配分に入る。右〔二〕において算出した百分率の大きな都道府県からそれの小さい都道府県へと順次に一宛を四に満つるまで配当する。「東京」（九二・五六%）、「福岡」（九一・四七%）、「千葉」（八一・一〇%）、「広島」（七九・六七%）がその対象となり、それらの各都県は「基本配分数」に一を加えたものが「議員配分数」、その余の道府県は「基本配分数」がそのまま「

（次ページへつづく）

花片

○穏やかなお正月。丹沢近くの山へ登り、富士山と並んでお弁当を食べてきたという親子の健康的な新年休日を、ほゝ笑ましくきく。

○賀状はスト遅配と諦めていたが元旦にそれでもドサリと来て、懐しい名前に接した。殊に手描き、手染、手彫のは嬉しく、手づくりの掲示板といえば、格好よすぎるがただ白紙をひろげて、数葉をはった。油絵をたのしむ静養中の老友の明けゆく大空に小さい一点の真赤い太陽が地平線上に登りつつあるのを、私は最優秀に選んだ。

○絵ではない文字の方には、

照鏡見白髪　張九齢
宿昔青雲志
シュッセショウト思ウテイタニ
蹉跎白髪年
ソウコウスル間ニトシバカリヨル
誰知明鏡裏
ヒトリカガミニウチヨリミレバ
形影自相憐
シワノヨッタヲアワレムバカリ

井伏鱒二「厄除詩集」よりと。一寸身につまされるが、一面にゆとりがあり、ホロ苦いお正月。

○十二年前「東京燃ゆ」といって革新都政が実現。自治体自態の問題点もあろうし、手腕能力識見も思うようにはいくまい難物ではあるが、あちこちの地方選挙が思はしくないのは、しょんぼりだ。

新春の歌舞伎で寺子屋をみて、「梅は飛び、桜は枯るる世の中に何とて松ばかりつれなかるらん」という局面打開の援ヽ人はないか。

○NHK青年の主張全国大会で、手話を使った女性が最優秀になった。交通事故で父を亡くし、母に育てられた「私の母親論」。会場内のお母さんの顔も放映された。画面の肩に手をあてて、御苦労様と云うて上げたかった。多くの母親も苦斗しているのだから。

○54年度予算が発表され、政府はメリハリの利いたというが、実は キリハリ予算だと（素粒子）。国民にとっては、中心点をはずされたズッコケ予算だと思われる。

○不況のなかにふえる企業利益回復といわれるが、これは労働条件きりさげ以外ではない。（から子）

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟　（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

迎春

中央委員　早川数江　調布市国領町七―七―二―三　☎〇四二四（八二）三三三九　〒一八二

武蔵野支部一同　支部長　佐田信子　武蔵野市西久保三―一二―七　☎〇四二二（五一）四七九三　〒一八〇

武蔵野市議会議員　佐田信子　武蔵野市西久保三―一二―七　☎〇四二二（五一）四七九三　〒一八〇

長野支部会員一同　支部長　山本たつ恵　長野市浅川二―一〇〇―一八七　☎〇二六二（四一）六三八七　〒三八〇

須賀川支部長　小針ミネ　福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊新田前二六　☎〇二四八（三）二〇一〇　〒九六二―〇一

更埴支部会員一同　支部長　石川文子　更埴市粟佐一四五七　☎〇二六二七（二）二五三三　〒三八七

豊島支部会員一同　相談役　武部りつ　支部長　片岡貴美子　豊島区駒込六―一九―一五片岡方　☎（九一七）六四三六　〒一七〇

板橋支部一同　支部長　稲茂登冴子　板橋区常盤台一―三四―二　☎（九六〇）四〇七八　〒一七四

練馬支部会員一同　支部長　平田育子　練馬区桜台六―二四―八　☎（九九一）五七九三　〒一七六

都議会議員　四谷信子　新宿区四谷四―一八　☎（三四一）〇六一〇　〒一六〇

目黒支部一同　支部長　鈴木綾子　目黒区中目黒3－3－17　☎（711）1360　〒153

社会福祉法人東京愛隣会　種田あい　足立区東保木間一―一〇―一六　☎（八八三）三三三三　〒一二一

中央委員　小林頼子　小諸市加増二六五　☎〇二六七二（二）三五八五　〒三八四

埼玉県新座市議会議員　太田博子　埼玉県新座市新座三―二―一―三〇五　☎〇四八四(81)五四六〇（事務所）五四五六（自宅）

学校法人千代田学園　理事長　麻生卯三郎　台東区下谷一―五―三〇　☎（八四二）三一一一（代）　〒一一〇

足立支部会員一同　支部長　堀合千枝子　足立区足立二―三―二　☎（八八六）〇一七五　〒一二〇

中央委員　宮川久子　熊本市九品寺五―二―五一　☎〇九六三（六六）二八〇二　〒八六二

日本生活協同組合連合会　会長理事　中林貞男　専務理事　井川章　渋谷区千駄ケ谷四―一―一三　☎（四〇四）三三三四　〒一五一

参議院議員　田中寿美子　港区高輪二―一四―七―五〇六　☎（四四九）三三五五　〒一〇八

広島県指定広島准看護学院長　あさひ幼稚園副園長　村上安恵　広島市旭二―二一―二六　☎〇八二二（五一）〇三七一　〇三七二　〒七三四

中央委員　湯浅音枝　郡山市開成五―三　☎〇二四九（三二）〇二二五　〒九六三

青島幸男　中野区中野五―五二―一五　ブロードウェイコーポ一〇一　☎（三八九）〇八四九　〒一六四

衆議院議員　高沢寅男　練馬区関町二―二三　☎（九二九）四四五三　〒一七七

NHK解説委員　東浦めい　渋谷区神泉一六―一二―二〇五　☎（四六三）六四九五　〒一五〇

田辺定義　川崎市高津区土橋三―四―九　☎〇四四（八七七）三六一二　〒二一三

三上英子　杉並区高円寺南四―三四―七　☎（三一一）一二一八　〒一六六

酒田支部会員一同　支部長　佐藤さかゑ　山形県酒田市若浜町八―九　☎〇二三四（二三）二五三〇　〒九九八

中央委員　東京婦人少年室特別協助員　勝田房子　文京区本郷二―三八―一六　☎（八一一）七六七四　〒一一三

紅露みつ　目黒区鷹番二―一七―一六　☎（七一二）一一七八　〒一五二

中野区議会議員　厚生委員会副委員長　中野区母子福祉会副会長　武藤愛子　中野区沼袋二―二八―一〇　☎（三八六）二五〇九　〒一六五

台東区議会議員　白石てつ　台東区上野桜木一―八―五　☎（八二一）四一五三　〒一一〇

津田塾大学教授　東京都教育委員　伊藤昇　杉並区阿佐谷南三―一七―一〇　☎（三九一）四九七〇　〒一六六

佐久支部長　鷹野福　佐久市伴野一七六九―一　☎〇二六七六（六）七二三三　〒三八四―〇二

弁護士　鍛冶千鶴子　杉並区高円寺南二―三二―二五　☎（三一一）八七〇八　〒一六六

中央委員　八代よし　山梨県北巨摩郡明野村上手三〇二三　☎〇五五二（五）八七六二　〒四〇七―〇二

練馬区長　田畑健介　練馬区練馬四―一八―一　☎（九九三）一一一一　〒一七六

静岡支部会員一同　支部長　左近司信子　中央委員　山下しずゑ　副支部長　佐藤はな　書記　金原愛子　豊田春江　会計　青山利恵　堀西しげ子　会計監査　井田喜久代　鳥羽まさ　組織　杉山愛子　石上きみ　静岡市丸子四―六―四　☎〇五四二（五九）〇〇三六　〒四二一―〇一

衆議院議員　大内啓伍　千代田区永田町二―二―一　衆議院第一議員会館四四〇　☎（五八一）五一一一　〒一〇〇

日本社会党中央執行委員婦人局長　渡辺道子　千代田区永田町一　日本社会党中央本部　☎（五八〇）一一七一　内線五三　〒一〇〇

中央委員　太田緑子　郡山市池ノ台九―三　☎〇二四九（三三）〇〇〇八　〒九六三

法政大学教授　花原二郎　武蔵野市境一―一七―六―二三　☎〇四二二（五三）三一二二　〒一八〇

衆議院議員　金子みつ　千代田区永田町二―二―一　衆議院第一議員会館　☎（五八一）五一一一　内線三〇三　〒一〇〇

世田谷区長　大場啓二　世田谷区世田谷四―二一―二七　世田谷区役所　☎（四一二）一一一一　内三三七　〒一五四

日本放送協会　広報室長　小池悌造　渋谷区神南二―二―一　☎（四六五）一一一一　〒一五〇

京都支部役員一同　支部長　森定春枝　京都市中京区御池上ル東側　☎〇七五（二二一）五七四四　〒六〇四

青梅支部会員役員一同　支部長　鈴木ゆき子　青梅市青梅一三〇―一九　☎〇四二八（二二）二三五九　〒一九八

横浜支部一同　横浜市南区永田町一八四〇　石渡方　☎〇四五（七四二）三〇二二　〒二三二

東方交易株式会社　代表取締役　宮村知世乃　仙台市台原三―二八―三（自宅）　☎〇二二二（三三）五三一一　（七八）四七四五　（七八）四六三一　（五六）四〇二五　〒九八〇

青森支部一同　支部長　砂田三重子　青森市大矢沢字里見六七五　☎〇一七七（三八）二三三〇　〒〇三〇―〇一

日本社会党東京都本部副委員長　今正一　世田谷区給田四―二八―一三―五〇四　☎（三〇七）六六三〇　〒一五七

社団法人日本看護協会　会長　大森文子　渋谷区神宮前五―八―二　☎（四〇〇）八三三一　〒一五〇

札幌支部会員一同　札幌市南区石山二三〇番地　岩本方　☎〇一一（五九一）八〇〇五　〒〇六一―二

衆議院議員　山本政弘　世田谷区駒沢二―三三―一二　☎（四二二）七七二六　〒一五四

杉並支部長　小端千恵子　杉並区西荻南一―二二―一六　☎（三三三）六二四六　〒一六七

宮本加寿子　小金井市貫井南町三―二二―五　☎〇四二三（八三）五七七一　〒一八四

大田支部一同　支部長　杉原彬子　大田区大森東1丁目12－3　☎（762）1607　〒143

郡山支部一同　支部長　石原幸　福島県郡山市安積町笹川字西長久保一―一　☎〇二四九（四五）二四三七　〒九六三―〇一

中央委員　古川寿枝　郡山市鶴見坦一―七―一四　☎〇二四九（三三）二七九六　〒九六三

千代田区議会議員　仙石（せんごく）晴一（せいいち）　千代田区岩本町二―一一―一〇　☎（八六六）一〇〇一　〒一〇一

世田谷支部一同
支部長　森喜久野
副支部長　生田久子　伊藤素子　中島利江
書記　飯田泰子　杉山利子
会計　水口とし子　南要子
組織担当　杉山利子
会計監査　近藤登美子
世田谷区代田3－15－8　森方　☎（414）3076　〒155

中央委員　桜井敏子　長野県更埴市杭瀬下七四〇―八　☎〇二六二七（三）一九三七　〒三八七

労働大臣許可　豊玉看護婦家政婦紹介所長　練馬支部　鈴木ひさ　練馬区豊玉北六―一六　☎（九九二）一六二五　〇一六八　〒一七六

株式会社ロベルト　代表取締役　小関寛子　中央区銀座八―一六―一五　三井アーバンホテル銀座1F　☎（五七二）二〇七〇　（五七四）九二〇七　〒104

港支部一同　支部長　久保田須弥　港区南麻布二―一四―二　☎（四四四）三〇三〇　〒一〇六

仙台市議会議員　仙台支部長　加藤美子　仙台市土樋一―一―二三　☎〇二二二（二七）九二八五　（二二）八六五八　〒九八〇

静岡市選挙管理委員　森静江　静岡市西脇五四八―二四　☎〇五四二（八三）四一七六　〒四二二

国会議員　岩垂寿喜男　千代田区永田町二―一―二　衆院第2議員会館四〇二　☎（五〇八）七四〇二　〒一〇〇

婦人相談員・保護司　中央委員　石川幸子　仙台市旭ケ丘二―二一―三　☎〇二二二（七三）四四九二・四二五二　〒九八三

仙台市長　島野武　仙台市国分町三―七―一　☎〇二二二（六一）一一一一　〒九八〇

仙台市助役　小岩忠一郎　仙台市国分町三―七―一　☎〇二二二（六一）一一一一　〒九八〇

仙台支部会員一同　支部長　加藤美子　仙台市土樋一―一―二三　☎〇二二二（二七）九二八五　〒九八〇

成蹊大学教授　宇野重昭　八王子市西寺方町一〇九―七　☎〇四二六（五一）二〇〇三　〒一九二―〇一

文京支部一同　支部長　設楽美恵子　文京区白山四―一七―九　☎（九四一）五九三六　〒一一二

中央委員　深谷タケ　福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田字不時沼九七―七六　☎〇二四八（六二）三三五七　〒九六九―〇四

中央委員佐久支部　関口久美子　長野県佐久市大字中込新町二二四八―二　☎〇二六七六（二）三七二六　〒三八四―〇一

中央委員　宮原恵久与　長野県小県郡丸子町石井　☎〇二六八（三五）〇三九二　〒三八六―〇一

弁護士　大脇雅子　名古屋市北区瑠璃光町三―一　☎〇五二（九九一）三六二六　〒四六二

松本支部会員一同　支部長　細野静子　松本市大字浅間温泉六三七　☎〇二六三（四六）一一七〇　〒三九〇―〇三

大田支部会員　貸ビル業　山本泰代　大田区大森北一―四―五　☎（七六六）〇〇四八　〒一四三

いわき支部一同　支部長　熊耳シズイ　いわき市好間町浦田四四　☎〇二四六（七四）二八九八　〒九七〇―一

丸子支部一同　支部長　尾芦百代　長野県小県郡丸子町石井二九三四　〒三八六―〇一

中央委員　安田愛子　上田市常田二―二九―三五　☎〇二六八（二三）八一二七　〒三八六

中央委員　五十嵐月代　会津若松市西栄町五―三　☎〇二四二（二八）一二七　〒九六五

会津若松支部一同　支部長　渡辺寛子　会津若松市西栄町八―二　☎〇二四二（二七）〇六五五　〒九六五

中央委員　長沼てる子　名古屋市昭和区東畑町一―二　☎〇五二（七三二）二一八〇　〒四六六

成田福祉センター　主幸　成田智恵子　名古屋市昭和区御器所一―一九　☎〇五二（八八一）二七一七　〒四六六

名古屋市婦人問題懇話会　高橋ますみ　名古屋市緑区大高町伊賀殿一〇七　☎〇五二（六二三）四九二六　〒四五九

小金井支部一同　支部長　西川信枝　小金井市貫井北町一―六―一三　サンハイツ二〇三　☎〇四二三（二三）〇二四七　〒一八四

塩尻支部長　岩垂真寿　塩尻市宗賀床尾　☎〇二六三五（二）〇九四一　〒三九九―六四

中央委員　足助幸　塩尻市下西条　☎〇二六三五（三）〇一三五　〒三九九―〇七

ご協力ありがとうございました。到着順に掲載させていただきました。ひき続き2月号に掲載いたします。御了承下さいませ。

Published by the League of Women Voters of Japan No. 21, 2Chome Yoyogi Shibuya－ku Tokyo Japan

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の1部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

ひろば

国際人権規約の速かな承認批准を――

1948年12月10日、国連第3回総会で「世界人権宣言」が採択されてから、30年の歳月が流れました。この宣言の第1条には「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である――」とされこの宣言の基調となっています。国際人権規約はさきの宣言に基いて1966年12月16日、第21回国連総会で採択され、1976年、35カ国の批准を得て発効しました。これは経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書の三つからなっています。

わが国はアジア諸国に率先して加入することを国際社会から期待されていながら果たさず、昨年5月にやっと園田外相が①労働者に対する公休日の報酬の保障、②公務員のスト権の保障、③高等教育の漸進的無償化の3点については留保条項として、国連本部で署名し、開会中の第84通常国会に批准承認の案件として提出されました、が衆議院外務委員会で継続審議となり、次の第85臨時国会では批准承認は見送られました。

世界人権宣言より2年早く1946年11月3日公布された日本国憲法は、第3章で国民はすべての基本的人権の享有を妨げない。とし、教育、労働、社会権に及ぶ広範な規定をしています。これらの条項は人間の尊厳を保障する最高の法規であり、憲法に基づく諸法はこの憲法の基本姿勢を生かさねばならない筈です。さきの留保3事項は憲法の第3章の理念に添わせた、国内法の整備によって解決されなければなりません。

私ども同盟は、加盟している国連NGO国内婦人委員会（10団体）とアムネスティ・インターナショナル日本支部等18団体と共に1973年から、国際人権規約批准促進連絡会議を結成し、市川名誉会長等3人を世話人として、国会および政府関係機関に国際人権規約が一日も早く批准されるよう要請をつづけてきました。又毎年12月10日は「世界人権デー」として批准促進のキャンペーンを行ない、政府、国会に対しては数回にわたって要望書の提出をしました。

去る12月10日は「世界人権宣言30周年、世界人権デー」として幅広い運動を展開、前日祭の9日には、前記連絡会議の代表が、世話人、市川名誉会長を先頭に、渋谷駅ハチ公前で批准促進を訴える一方、国会、外相等に向け、速やかな国会承認と批准を要望しました。次期通常国会こそ批准承認を実現して、日本の国際社会における信頼を回復し、人権尊重が新内閣の基本姿勢であることを国民に示すべきであります。

第一副会長 松浦三知子

ふたたび公職選挙法別表第二の違憲性について

参議院地方区定数是正訴訟

昨年12月4日午後1時、東京高裁第十五民事部（安岡裁判長）で第七回口頭弁論がおこなわれ、前回（9月27日）裁判長の「参議院の地方区定数に関する説明及資料要請」に対して、原告側から、準備書面第五及び市川房枝原告独自の準備書面（後述）の二通、被告側から準備書面第三及び書証乙第二号証、三号証、四号証（枝番をふくむ）がそれぞれ提出されました。内容の陳述に関しては、2月7日午後1時第八回口頭弁論の際おこなわれ、2月28日二時半には、証拠調べの本人尋問（越山康氏）がおこなわれます。

昭和52年参議院通常選挙結果を無効とする私共の定数是正訴訟の東京高裁における審理は、大詰めをむかえつつあります。

第六回（9月27日）の口頭弁論において、安岡裁判長は、「参議院の地方区定数について、原告被告とも、もう少し論じてほしい」旨の要請をおこないました。

原告に対する要請の内容は、「参議院の特殊性については、前にもふれて貰ってはいるが、現行制度のもとで定数是正を（現定員の枠内で）した場合、原告が求めているような「平等」にはならないと思うが、その点を具体的に述べてみないか」。被告に対しては「参議院制度の発足当時の地方区定数がどういう基準のもとに定められたか又、その際の論議、及び国会でなかなか是正が出来ないでいるというが、なぜなのか。その辺の事情を述べてほしい。昭和40・45・50年施行にかゝる国勢調査結果に基づく、都道府県別、人口の推移を表示すること」の三点を求められました。

これに対し原告、被告は準備書面及び書証を提出しました。

（1・2・3面に掲載）

原告―越山康、佐竹寛、紀平悌子、市川房枝、吉住利雄（以上東京）大槻勲子、岡本花子（以上神奈川）は、第五準備書面において、昭和50年国勢調査結果による人口数にもとづくもの（議員配分検証表その1）52年選挙における選挙人数（有権者）にもとづくもの（議員配分検証表その2）第一回通常選挙（昭和22年4月20日）における選挙人数にもとづくもの（議員配分検証表その3）を示した。準備書面では、①議員配分及び選挙区割を定めた公選法別表第二は昭和30年に亘る人口変動に対応しておらず、違憲の疑いが濃い、②衆院に比べ参院は解散がないので、投票価値の平等を守るための立法措置は容易である。③従って既存の選挙区をそのまゝ用い、かつ地方選出議員総数を固定して、50年国勢調査にもとづく各都道府県人口数を使って現行議員総数152を都道府県毎に偶数となるよう人口に按分する立法措置を考え、試算してみた。試算の結果現行公職選挙法別表第二が定める議員定数の配分は、52年の参議院選挙時において、違憲の規定であったこと、そしてこの参院選がおこなわれる前に、憲法第十四条の「法の下の平等」に適合するよう改訂する立法措置が容易に出来たのにしなかったことが明らかであるというべきである。

市川準備書面は、①憲法上での参院選に関する改定、②参院議員地方区定数配分は人口に比例して配分したとの政府説明、③51年4月14日判定は、参院に適用しうるとの法政局長官言明、④二院クラブの是正案を提出した。

（紀平 悌子）

被告準備書面要旨は3面を参照のこと。

原告準備書面（第五）

原告 越山 康　吉住 利雄　佐竹 寛　神奈川 大槻 勲子　紀平 悌子　岡本 花子　市川 房枝

昭和五二年行(ケ)第一四〇号選挙無効請求事件

原告準備書面（第五）

原告 越山 康 外四名

被告 東京都選挙管理委員会

御庁表記事件につき、原告等は左記のとおり弁論を準備する。

昭和五三年一二月四日

右原告 越山 康
同 佐竹 寛
同 紀平 悌子
同 市川 房枝
同 吉住 利雄

東京高等裁判所第一五民事部御中

記

ふたたび公職選挙法別表第二の違憲性について

――右別表制定に用いられた手法による議員配分の検証を通じて

一、現行公職選挙法別表第二は、その前身である参議院議員選挙法（昭和二二年法律第一一七号）の別表をそのまま受け継いだものである。そしてその別表は、行政区割主義と人口比例主義に拠って作成されたものである。

この点をやや具体的に述べれば、選挙区割については既存の行政区割である都道府県をそのまま用い、議員数配分については地方選出議員総数を一五〇としたうえ、当時の全人口を一五〇で除して得た数で、各選挙区の人口を除して算出した数を、各選挙区の議員数を偶数とするとの前提の下に四捨五入的手法によって整数化するという操作によったものであった。（註一）

この方法によって選挙区割および議員数の配分を決定したことの当否（たとえば、人口差の著しい選挙区を作ること自体、「投票価値」の平等という観点から充分の疑問をさしはさみ得よう。）（註二）はひとまず措いて、そこで作成された右別表が各選挙区毎の議員数と選挙人数もしくは人口の割合を一定化すべしとの憲法上の要請（人口比例の原則）からあながち遊離したものだったとはいい得ないであろう。

しかるに、右別表作成後のはげしい人口の増加および移動にもかかわらず（選挙人数の変化について前記第一回選挙時を一〇〇として本件選挙時のそれを示せば、全国総数において一九一・二二であり、東京都選挙区において全国増加数の一四・七四％を、神奈川県選挙区においてその八・八八％を吸収している。）、無慮三〇年の永きにわたって右別表の改訂がなされなかったため、本件選挙時においては原告準備書面既述のごとき憂うべき事態が発生したものであることは明白である。（註三）

二、参議院の組織面における衆議院に対する独自性の表れとして三年毎の半数改選という憲法上の要請が存在し（同第四六条）、この要請が複数選挙区制における議員偶数制の採用を容易にする作用を営むことは肯き得るところである。（註四）

そしてこの議員偶数制の下では、「投票価値」の平等という代表民主制における大原則は、偶数制を採らない場合に比して、実質上緩かなものにならざるを得ないであろうから、それだけに厳格な遵守が要求されるものと解さなければならず、また、解散による総選挙の可能性が常に存する衆議院と異なり、三年毎に必ず存するがその間隔が狭められる可能性の全くない通常選挙制による参議院においてはその厳格な遵守を実行するための立法措置は著しく容易であるといわなければならない。

三、そこでわれわれは、既存の選挙区をそのまま用い、かつ、現行の地方選出議員総数をも固定して、前記別表第二制定時に用いられた議員配分の手法によって、本件選挙時において容易な実践が可能であった立法措置を検証する。

すなわち、この場合、本件選挙前にすでに公表されていた昭和五〇年国勢調査の結果に基づく各都道府県の人口数を用い、かつ、現行の議員総数一五二を、都道府県毎に偶数となるよう人口に按分して割当てる作業を次のとおり実施する。

(一)右国勢調査の結果に基づく総人口一一一、九三九、六四三を、議員総数一五二の半数七六で除して一、四七二、八九〇・〇四を得る。これが議員一人当りの人口数であり記号「M」で表わすこととする。なお、右に議員総数の半数を用いたのは、これによって得られる都道府県別議員数を最後の作業において二倍することによって所謂「偶数制」を維持するためである。

(二)都道府県毎の人口数を「M」にて除して整数を求めた上（なお、この整数を「基本配分数」という。）、余剰数の「M」に占める百分率を算出する。この場合、人口数が「M」に満たないときは、それと「M」との差の「M」に占める百分率を算出し、「基本配分数」は一とする。

(三)全都道府県について得られた「基本配分数」を集計すると、七二が得られる。これはさらに未配分議員数が四あることを示しているので、次にその配分に入る。右(二)において算出した百分率の大きな都道府県からそれの小さい都道府県へと順次に一宛を四に満つるまで配当する。「東京」（九二・五六％）、「福岡」（九一・四七％）、「千葉」（八一・七〇％）、「広島」（七九・六七％）がその対象となり、それらの各都県は「基本配分数」に一を加えたものが「議員配分数」、その余の道府県は「基本配分数」がそのまま「

（次ページへつづく）

花片

[illegible]

編集発行人 小池順子　発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内）電話（370）2727番 〒151 振替195409

迎春

中央委員 早川数江 調布市国領町七－七二－三 ☎〇四二四（八二）三三二九 〒一八二

武蔵野支部一同 支部長 佐田信子 武蔵野市西久保三－一二－七 ☎〇四二二（五一）四七九三 〒一八〇

武蔵野市議会議員 佐田信子 武蔵野市西久保三－一二－七 ☎〇四二二（五一）四七九三 〒一八〇

長野支部会員一同 支部長 山本たつ恵 長野市浅川二－一〇〇－一八七 ☎〇二六二（四一）六三八七 〒三八〇

須賀川支部長 小針ミネ 福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字新田前二六 ☎〇二四八（三）二〇一〇 〒九六二－〇一

更埴支部会員一同 支部長 石川文子 更埴市粟佐一四五七 ☎〇二六二七（二）二五三三 〒三八七

豊島支部会員一同 相談役 武部りつ 支部長 片岡貴美子 豊島区駒込六－一九－一五 片岡方 ☎（九一七）六四三六 〒一七〇

板橋支部一同 支部長 稲茂登冴子 板橋区常盤台一－三四－二 ☎（九六〇）四〇七八 〒一七四

練馬支部会員一同 支部長 平田育子 練馬区桜台六－一二四－八 ☎（九九一）五七九三 〒一七六

都議会議員 四谷信子 新宿区四谷四－一八 ☎（三四一）〇六一〇 〒一六〇

目黒支部一同 支部長 鈴木綾子 目黒区中目黒3－3－17 ☎（711）1360 〒153

社会福祉法人東京愛隣会 種田あい 足立区東保木間一－一〇－一六 ☎（八八三）三三三三 〒一二一

中央委員 小林頼子 小諸市加増二六五 ☎〇二六七二（二）三五八五 〒三八四

埼玉県新座市議会議員 太田博子 埼玉県新座市新座三－二－一－三〇五 ☎〇四八四（81）五四六〇（事務所）五四五八（自宅）

学校法人 千代田学園 理事長 麻生卯三郎 台東区下谷一－五－三〇 ☎（八四二）三一二一（代） 〒一一〇

足立支部会員一同 支部長 堀合千枝子 足立区足立二－一三－二 ☎（八八六）〇一七五 〒一二〇

中央委員 宮川久子 熊本市九品寺五－二－五一 ☎〇九六三（六六）二八〇二 〒八六二

日本生活協同組合連合会 会長理事 中林貞男 専務理事 井川章 渋谷区千駄ケ谷四－一－一三 ☎（四〇四）三二三四 〒一五一

参議院議員 田中寿美子 港区高輪二－一四－七－五〇六 ☎（四四九）三三五五 〒一〇八

広島県指定広島准看護学院長 あさひ幼稚園副園長 村上安恵 広島市旭二－二－一二六 ☎〇八二二（五一）〇三七一 〇三七二 〒七三四

中央委員 湯浅音枝 郡山市開成五－一三 ☎〇二四九（三二）〇二二五 〒九六三

青島幸男 中野区中野五－五二－一五 ブロードウェイコーポ一〇一 ☎（三八九）〇八四九 〒一六四

衆議院議員 高沢寅男 練馬区関町二－一二三 ☎（九二九）四四五三 〒一七七

NHK解説委員 東浦めい 渋谷区神泉一六－一二－二〇五 ☎（四六三）六四九五 〒一五〇

田辺定義 川崎市高津区土橋三－四－九 ☎〇四四（八七七）三六一二 〒二一三

三上英子 杉並区高円寺南四－三四－七 ☎（三一一）一二一八 〒一六六

酒田支部会員一同 支部長 佐藤さかゑ 山形県酒田市若浜町八－九 ☎〇二三四（二三）二五三〇 〒九九八

中央委員 東京婦人少年室特別協助員 勝田房子 文京区本郷二－三八－一六 ☎（八一一）七六七四 〒一一三

紅露みつ 目黒区鷹番二－七－一六 ☎（七一二）一一七八 〒一五二

中野区議会議員 厚生委員会副委員長 中野区母子福祉会副会長 武藤愛子 中野区沼袋二－二八－一〇 ☎（三八六）三二〇九 〒一六五

台東区議会議員 白石てつ 台東区上野桜木一－八－五 ☎（八二一）四一五三 〒一一〇

津田塾大学教授 東京都教育委員 伊藤昇 杉並区阿佐谷南三－一七－一〇 ☎（三九一）四九七〇 〒一六六

佐久支部長 鷹野福 佐久市伴野一七六九－一 ☎〇二六七六（六）七二二三 〒三八四－〇二

弁護士 鍛冶千鶴子 杉並区高円寺南二－三三－二五 ☎（三一一）八七〇八 〒一六六

中央委員 八代よし 山梨県北巨摩郡明野村上手三〇二三 ☎〇五五一二（五）八七六二 〒四〇七－〇二

練馬区長 田畑健介 練馬区練馬四－一八－一 ☎（九九三）一一一一 〒一七六

静岡支部会員一同 支部長 左近司信子 中央委員 山下しずゑ 副支部長 佐藤はな 金原愛子 書記 豊田春江 青山利恵 会計 堀西しげ子 井田喜久代 会計監査 鳥羽まさ 杉山愛子 組織 石上きみ 静岡市丸子四－六－四 ☎〇五四二（五九）〇〇三六 〒四二一－〇一

衆議院議員 大内啓伍 千代田区永田町二－二－一 衆議院第一議員会館四四〇 ☎（五八一）五一一一 〒一〇〇

日本社会党 中央執行委員婦人局長 渡辺道子 千代田区永田町一 日本社会党中央本部 ☎（五八〇）一一七一 内線五三 〒一〇〇

中央委員 太田緑子 郡山市池ノ台九－三 ☎〇二四九（三二）〇〇〇八 〒九六三

法政大学教授 花原二郎 武蔵野市境一－一七－六－二二 ☎〇四二二（五三）三一二一 〒一八〇

衆議院議員 金子みつ 千代田区永田町二－二－一 衆議院第一議員会館 ☎（五八一）五一一一 内線三二〇三 〒一〇〇

世田谷区長 大場啓二 世田谷区世田谷四－二一－二七 世田谷区役所 ☎（四一二）一一一一 内二三二七 〒一五四

日本放送協会 広報室長 小池悌造 渋谷区神南二－二－一 ☎（四六五）一一一一 〒一五〇

京都支部役員一同 支部長 森定春枝 京都市中京区御池上ル東側 ☎〇七五（二二一）五七四四 〒六〇四

青梅支部会員役員一同 支部長 鈴木ゆき子 青梅市青梅一三〇一－一九 ☎〇四二八（二二）二三五九 〒一九八

横浜支部一同 横浜市南区永田町一八四〇 石渡方 ☎〇四五（七四一）三〇三三 〒二三二

東方交易株式会社 代表取締役 宮村知世乃 仙台市台原三－二八－一三 ☎〇二二二（三三）五三一一（自宅）（七八）四七四五 （七八）四六三一 （五六）四〇二五 〒九八〇

青森支部一同 支部長 砂田三重子 青森市大矢沢字里見六七五 ☎〇一七七（三八）二三三〇 〒〇三〇－〇一

日本社会党東京都本部副委員長 今正一 世田谷区給田四－二八－一－三－五〇四 ☎（三〇七）六六三〇 〒一五七

社団法人 日本看護協会 会長 大森文子 渋谷区神宮前五－八－二 ☎（四〇〇）八三三一 〒一五〇

札幌支部会員一同 札幌市南区石山三〇番地 岩本方 ☎〇一一（五九一）八〇〇五 〒〇六一－二二

衆議院議員 山本政弘 世田谷区駒沢二－三二－二 ☎（四二二）七七二六 〒一五四

杉並支部長 小端千恵子 杉並区西荻南一－二二－一六 ☎（三三三）六二四六 〒一六七

宮本加寿子 小金井市貫井南町三－二一－二五 ☎〇四二三（八三）五七七一 〒一八四

大田支部一同 支部長 杉原彬子 大田区大森東1丁目12－3 ☎（762）1607 〒143

郡山支部一同 支部長 石原幸 福島県郡山市安積町笹川字西長久保一－一 ☎〇二四九（四五）二四三七 〒九六九－〇五

中央委員 古川寿枝 郡山市鶴見坦一－七－四 ☎〇二四九（二三）二七九六 〒九六三

千代田区議会議員 仙石晴一 千代田区岩本町二－一一－一〇 ☎（八六六）一〇〇一 〒一〇一

世田谷支部一同 支部長 森喜久野 副支部長 生田久子 伊藤素子 中島利江 書記 飯田泰子 杉山利子 会計 水口とし子 南要子 組織担当 杉山利子 会計監査 近藤登美子 世田谷区代田3－15－8 森方 ☎（414）3076 〒155

中央委員 桜井敏子 長野県更埴市杭瀬下七四〇－八 ☎〇二六二七（三）一九三七 〒三八七

労働大臣許可 豊玉看護婦家政婦紹介所長 練馬支部 鈴木ひさ 練馬区豊玉北六－一六 ☎（九九二）一六二五 〇一六八 〒一七六

株式会社ロベルト 代表取締役 小関寛子 中央区銀座八－一六－一五 三井アーバンホテル銀座1F ☎（五七二）二〇七〇 （五七四）九二〇七 〒104

港支部一同 支部長 久保田須弥 港区南麻布二－一四－一二 ☎（四四四）三〇三〇 〒一〇六

仙台市議会議員 仙台支部長 加藤美子 仙台市土樋一－一－二三 ☎〇二二二（二七）九二八五 （二二）八六五八 〒九八〇

静岡市選挙管理委員 森静江 静岡市西脇五四八－二四 ☎〇五四二（八三）四一七六 〒四二二

国会議員 岩垂寿喜男 千代田区永田町二－一－二 衆院第2議員会館四〇二 ☎（五〇八）七四〇二 〒一〇〇

婦人相談員・保護司 中央委員 石川幸子 仙台市旭ケ丘二－二－三 ☎〇二二二（七三）四四九二・四二五二 〒九八三

仙台市長 島野武 仙台市国分町三－七－一 ☎〇二二二（六一）一一一一 〒九八〇

仙台市助役 小岩忠一郎 仙台市国分町三－七－一 ☎〇二二二（六一）一一一一 〒九八〇

仙台支部会員一同 支部長 加藤美子 仙台市土樋一－一－二三 ☎〇二二二（二七）九二八五 〒九八〇

成蹊大学教授 宇野重昭 八王子市西寺方町一〇九－七 ☎〇四二六（五一）二〇〇三 〒一九二－〇一

文京支部一同 支部長 設楽美恵子 文京区白山四－一七－九 ☎（九四一）五九三六 〒一一二

中央委員 深谷タケ 福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田字不時沼七一－六 ☎〇二四八（六二）三八五七 〒九六九－〇四

中央委員 佐久支部 関口久美子 長野県佐久市大字中込新町二四八－二 ☎〇二六七六（二）三七二六 〒三八四－〇一

中央委員 宮原恵久与 長野県小県郡丸子町石井 ☎〇二六八（三五）〇三九二 〒三八六－〇一

弁護士 大脇雅子 名古屋市北区瑠光町三－一 ☎〇五二（九九一）三六二六 〒四六二

松本支部会員一同 支部長 細野静子 松本市大字浅間温泉六三七 ☎〇二六三（四六）一一七〇 〒三九〇－〇三

大田支部会員 貸ビル業 山本泰代 大田区大森北一－四－五 ☎（七六六）〇〇四八 〒一四三

いわき支部一同 支部長 熊耳シズイ いわき市好間町榎田四四 ☎〇二四六（七四）二八九八 〒九七〇－〇一

丸子支部一同 支部長 尾芦百代 長野県小県郡丸子町石井二九三四 〒三八六－〇一

中央委員 安田愛子 [illegible]

中央委員 五十嵐月代 [illegible]

会津若松支部一同 支部長 渡辺寛子 [illegible]

中央委員 長沼てる子 [illegible]

成田福祉センター [illegible]

名古屋市婦人問題懇話会 高橋ますみ [illegible]

小金井支部一同 支部長 西川信枝 [illegible]

塩尻支部長 岩垂真寿 [illegible]

中央委員 足助幸 [illegible]

ご協力ありがとうございました。[illegible]

Published by the League of Women Voters of Japan No. 21, 2Chome Yoyogi Shibuya－ku Tokyo Japan

（前ページより）

議員配分数」となる。

四 以上の作業の過程および結果を示すものが、本書面末尾に添附した「議員配分検証表（その一）」である。そして、その「議員配分数」欄に表示された数値をそれぞれ二倍すると、各都道府県に「配分されるべき議員数」が容易に算出できるのである。

すなわち、「東京」一六、「大阪」一〇、「神奈川」、「愛知」各八、「北海道」、「兵庫」、「埼玉」、「福岡」、「千葉」各六、「静岡」、「広島」各四、その余の府県はいずれも二が「配分されるべき議員数」に相当することを理解することができるのである。

なお、右の国勢調査による「人口数」を、本件選挙における「選挙人数」に置き換えて右の作業の過程および結果を示したものが本書面末尾に添附した「議員配分検証表（その二）」であり、昭和二二年四月二〇日に行われた第一回参議院通常選挙における「選挙人数」に置き換えたそれが同「議員配分検証表（その三）」である。

さて、われわれは右の三つの表から何を読みとるべきであろうか。

（註五）ここでは、右各表の最右側欄に表示された数値によって、「配分されるべき議員数」と「別表第二所定の議員数」との間に存する不一致の程度およびその選挙区（都道府県、以下同じ。）の数を調べて、それが生じた原因、その有する意味を検討してみよう。

まず、「表（その三）」においては、プラス一およびマイナス一の選挙区がそれぞれ二あることは明らかである。これは、選挙の結果から見て、「東京」、「岐阜」の両区では各二の議員が不足し、「栃木」、「山口」の両区では各二の議員が過配となっていたことを示すものであるが、別表第二の制定に用いられた資料に基づく人口数を基盤としたものには全く存在しなかった「偏り」がその後選挙時までの時の経過にともなう人口数の変動および人口数と選挙人数との間に存した若干の偏差に起因して生じた現象と認められるので、そこに見られる「人口比例」の原則からの乖離はその程度と関係選挙区の数の双方について憲法上の許容限度を超えるものとは認めがたいものというべきであろう。

ついで「表（その二）」においては、プラス四の選挙区一、プラス二の選挙区二、プラス一の選挙区三、マイナス一の選挙区一一が存在することは明らかである。これは、選挙の結果から見て、「東京」区では八、「大阪」、「神奈川」の両区では各四、「愛知」、「埼玉」、「千葉」の三区では各二の計二二名の議員が不足し、「栃木」、「熊本」、「鹿児島」、「群馬」、「岡山」、「福島」、「長野」、「茨城」、「新潟」、「京都」、「北海道」の一一区では各二の計二二名の議員が過配となっていたことを示すものである。（なお、この過不足合計四四は議員総数一五二の二八・九五%に相当する。）

さらに、「表（その一）」については、右「表（その二）」についてした指摘がそのまま妥当する。この両者の一致は、「表（その三）」について右に触れた事情が作用しなかったことを示すものであろうが、ここで重要なのは、その不一致の程度と関係選挙区の数によって示される「人口比例」の原則からの乖離を憲法の許容する合理的な限度をはるかに超えるものと断ずることが容易であることである。

結局、現行公職選挙法別表第二が定める議員配分は本件選挙時において違憲の存在であったことおよび本件選挙前にこれを憲法に適合するよう改訂する立法措置は容易に可能であったことは明らかであるというべきである。

（註一）全国選挙管理会「選挙制度国会審議録」（昭和二六年）第一輯四〇一頁以下および同第四輯三九一頁以下参照。

（註二）全選挙区四六のうち、一選挙区保有選挙人数の点では、昭和二二年第一回選挙時において、最高が東京都選挙区の二、六四二、五九四人（全国総数の六・四五%）、最低が鳥取県選挙区の三一六、四九六人（同〇・七七%）であった。ちなみに、本件選挙（昭和五二年第一一回選挙を指す。以下同じ。）においては、最高が東京都選挙区の八、一四九、五五六（全国総数の一〇・四一%）、最低が鳥取県選挙区の四二三、〇一四人（同〇・五四%）である。

（註三）沖縄の所謂復帰に伴なって昭和四六年第九回選挙から参議院地方選出議員総数は一五〇から一五二に増員となったが、これは本件請求の帰趣に消長を及ぼさないものというべきである。

（註四）このことは、いずれの選挙区においても三年毎に半数議員を改選することまでを憲法上の要請とは解していないことを意味する。

（註五）「議員配分検証表」作成の意図について若干触れておこう。既存の都道府県の人口を、昭和二二年の段階で見ると「東京」対「鳥取」は八・三対一、昭和五〇年の段階で見ると同じく二〇・一対一である。したがって、「鳥取」区に二議席の確保を保障し、かつ、議員総数を一五二に保つことは、「投票価値」の平等の大原則に副わない議員配分を強いるものというべきである。しかし、ここで五十歩も百歩も譲って、仮に右の最低二議席、総数一五二を無条件で承認せねばならぬとした場合、はたして現行法はそこに違憲の瑕疵は見出せないほど公正なものであろうか、この点を検証することがその意図にほかならない。以上

原告準備書面

原告　市川房枝

昭和五二年（行ケ）第一四〇号
選挙無効請求事件

原告準備書面

原告　市川房枝
被告　東京都選挙管理委員会

御庁表記事件につき、原告は左記のとおり陳述書を準備する。

昭和五三年一二月四日

右原告　市川房枝

東京高等裁判所第一五民事部御中

記

裁判長は、去る九月二七日の公判において、原告及び被告に対し、

1. 参議院議員選挙法制定当初に於ての地方区、即都道府県に配分した定員の基準は何によったのか。
2. 国会でなかなか是正が出来ないというが、その理由、経過。
3. 現在の時点での定数是正例をみせてほしい。

との要望がありました。

原告の一人である私は、現在全国区選出の参議院議員として、右に関連しての資料の一部を所持しておりますので、ご参考のため、左の四点を提出いたします。

(一)憲法上での参議院議員選挙に関する規定

(二)参議院議員の地方区定員の配分は、当初人口に比例して配分したとの政府説明

(三)五一・四・一四の最高裁の衆議院選挙に対する判決は、参議院にも適用されるとの法制局長官の言明

(四)参議院公職選挙法改正に関する特別委員会での地方区定員の是正に関する協議状況と同委員会に提出した第二院クラブの是正案

(一)憲法上での参議院議員選挙に関する規定

1. 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
両議院の議員定数は、法律でこれを定める。（第四章第四十三条）

2. 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。（第四十四条）

3. 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。（第四十六条）

4. 衆議院には解散があるが、参議院には解散はない。（第五十四条）

(二)参議院議員の地方区定員の配分は、当初人口に比例して配分したとの政府の説明―法制定当時の貴族院及び衆議院の速記録の一部（選挙制度国会審議録抜粋）

(1)参議院議員選挙制度要綱（昭

（次ページへつづく）

議員配分検証表（その一）

―昭和50年国勢調査の結果による人口数に基づくもの―

整理番号	都道府県（選挙区）	人口数	基本配分数	余剰人口数	同左百分率%	再余剰人口数	同左百分率%	議員配分数	差数
1	東京	11 673 554	7	+1 363 323.72	+92.56	−109 566.32	−7.44	8	+4
2	大阪	8 278 925	5	+ 914 474.80	+62.09			5	+2
3	神奈川	6 397 748	4	+ 506 187.84	+34.37			4	+2
4	愛知	5 923 569	4	+ 32 008.84	+ 2.17			4	+1
5	北海道	5 338 206	3	+ 919 535.88	+62.43			3	−1
6	兵庫	4 992 140	3	+ 573 469.88	+38.94			3	0
7	埼玉	4 821 340	3	+ 402 669.88	+27.34			3	+1
8	福岡	4 292 963	2	+1 347 182.92	+91.47	−125 707.12	−8.53	3	0
9	千葉	4 149 147	2	+1 203 366.92	+81.70	−269 523.12	−18.30	3	+1
10	静岡	3 308 799	2	+ 363 018.92	+24.65			2	0
11	広島	2 646 324	1	+1 173 433.96	+79.67	−299 456.08	−20.30	2	0
12	京都	2 424 856	1	+ 951 965.96	+64.63			1	−1
13	新潟	2 391 938	1	+ 919 047.96	+62.40			1	−1
14	茨城	2 342 198	1	+ 869 307.96	+59.02			1	−1
15	長野	2 017 564	1	+ 544 673.96	+36.98			1	−1
16	福島	1 970 616	1	+ 497 725.96	+33.79			1	−1
17	宮城	1 955 267	1	+ 482 376.96	+32.75			1	0
18	岐阜	1 867 978	1	+ 395 087.96	+26.82			1	0
19	岡山	1 814 305	1	+ 341 414.96	+23.18			1	−1
20	群馬	1 756 480	1	+ 283 589.96	+19.25			1	−1
21	鹿児島	1 723 902	1	+ 251 011.96	+17.04			1	−1
22	熊本	1 715 273	1	+ 242 382.96	+16.46			1	−1
23	栃木	1 698 003	1	+ 225 112.96	+15.28			1	−1
24	三重	1 626 002	1	+ 153 111.96	+10.40			1	0
25	長崎	1 571 912	1	+ 99 021.96	+ 6.72			1	0
26	山口	1 555 218	1	+ 82 327.96	+ 5.59			1	0
27	青森	1 468 646	1	− 4 244.04	− 0.29			1	0
28	愛媛	1 465 215	1	− 7 675.04	− 0.52			1	0
29	岩手	1 385 563	1	− 87 327.04	− 5.93			1	0
30	秋田	1 232 481	1	− 240 409.04	−16.32			1	0
31	山形	1 220 302	1	− 252 588.04	−17.15			1	0
32	大分	1 190 314	1	− 282 576.04	−19.19			1	0
33	宮崎	1 085 055	1	− 387 835.04	−26.33			1	0
34	奈良	1 077 491	1	− 395 399.04	−26.85			1	0
35	和歌山	1 072 118	1	− 400 772.04	−27.21			1	0
36	富山	1 070 791	1	− 402 099.04	−27.30			1	0
37	石川	1 069 872	1	− 403 018.04	−27.36			1	0
38	沖縄	1 042 572	1	− 430 318.04	−29.22			1	0
39	滋賀	985 621	1	− 487 269.04	−33.08			1	0
40	香川	961 292	1	− 511 598.04	−34.73			1	0
41	佐賀	837 674	1	− 635 216.04	−43.13			1	0
42	高知	808 397	1	− 664 493.04	−45.11			1	0
43	徳島	805 166	1	− 667 724.04	−45.33			1	0
44	山梨	783 050	1	− 689 840.04	−46.84			1	0
45	福井	773 599	1	− 699 291.04	−47.48			1	0
46	島根	768 886	1	− 704 004.04	−47.80			1	0
47	鳥取	581 311	1	− 891 579.04	−60.53			1	0
	合計	111 939 643	72	議員一人当りの全国平均人口数（M）				76	±11

1 472 890.04 同上からの平均偏差 29.03 %

議員配分検証表（その二）

―本件選挙における選挙人数に基づくもの―

整理番号	選挙区（都道府県）	選挙人数	基本配分数	余剰選挙人数	同左百分率%	再余剰人口数	同左百分率%	議員配分数	差数
1	東京	8 149 556	7	+935 713.84	+90.80	− 94 835.04	− 9.20	8	+4
2	大阪	5 608 468	5	+455 723.60	+44.22			5	+2
3	神奈川	4 453 853	4	+331 657.48	+32.18			4	+2
4	愛知	4 015 375	3	+923 728.36	+89.63	−106 820.52	−10.37	4	+1
5	北海道	3 710 790	3	+619 143.36	+60.08			3	−1
6	兵庫	3 471 449	3	+379 802.36	+36.85			3	0
7	埼玉	3 301 983	3	+210 336.36	+20.41			3	+1
8	福岡	3 041 739	2	+980 641.24	+95.16	− 49 907.64	− 4.84	3	0
9	千葉	2 900 820	2	+839 722.24	+81.48	−190 826.64	−18.52	3	+1
10	静岡	2 310 065	2	+248 967.24	+24.16			2	0
11	広島	1 862 375	1	+831 826.12	+80.72	−198 722.76	−19.28	2	0
12	京都	1 728 942	1	+698 393.12	+67.77			1	−1
13	新潟	1 698 066	1	+667 517.12	+64.77			1	−1
14	茨城	1 659 411	1	+628 862.12	+61.02			1	−1
15	長野	1 447 686	1	+417 137.12	+40.48			1	−1
16	宮城	1 379 989	1	+349 440.12	+33.91			1	0
17	福島	1 376 657	1	+346 108.12	+33.58			1	−1
18	岡山	1 304 332	1	+273 783.12	+26.57			1	−1
19	岐阜	1 300 132	1	+269 583.12	+26.16			1	0
20	群馬	1 237 278	1	+206 729.12	+20.06			1	−1
21	鹿児島	1 226 041	1	+195 492.12	+18.97			1	−1
22	熊本	1 224 246	1	+193 697.12	+18.80			1	−1
23	栃木	1 193 859	1	+163 310.12	+15.85			1	−1
24	三重	1 150 263	1	+119 714.12	+11.62			1	0
25	山口	1 110 384	1	+ 79 835.12	+ 7.75			1	0
26	愛媛	1 050 990	1	+ 20 441.12	+ 1.98			1	0
27	長崎	1 042 701	1	+ 12 152.12	+ 1.18			1	0
28	青森	1 027 510	1	− 3 038.88	− 0.29			1	0
29	岩手	979 351	1	− 51 197.88	− 4.97			1	0
30	秋田	893 851	1	−136 697.88	−13.26			1	0
31	山形	886 537	1	−144 011.88	−13.97			1	0
32	大分	851 060	1	−179 488.88	−17.42			1	0
33	宮崎	768 766	1	−261 782.88	−25.40			1	0
34	富山	768 404	1	−262 144.88	−25.44			1	0
35	和歌山	762 581	1	−267 967.88	−26.00			1	0
36	奈良	762 032	1	−268 516.88	−26.06			1	0
37	石川	752 872	1	−277 676.88	−26.94			1	0
38	滋賀	697 508	1	−333 040.88	−32.32			1	0
39	香川	696 220	1	−334 328.88	−32.44			1	0
40	沖縄	660 101	1	−370 447.88	−35.95			1	0
41	高知	602 350	1	−428 198.88	−41.55			1	0
42	佐賀	587 437	1	−443 111.88	−43.00			1	0
43	徳島	587 108	1	−443 440.88	−43.03			1	0
44	島根	558 093	1	−472 455.88	−45.85			1	0
45	山梨	553 293	1	−477 255.88	−46.31			1	0
46	福井	546 177	1	−484 371.88	−47.00			1	0
47	鳥取	423 014	1	−607 534.88	−58.95			1	0
	合計	78 321 715	71	議員一人当りの全国平均選挙人数（M）				76	±11

1 030 548.88 同上からの平均偏差 28.44 %

（市川準備書面つづき）

和21・7・19臨時法制調査会

二、内略々一五〇人は地域代表制とし

(イ)…定数の最少限の割当は、各選挙区内に付、二人、爾余は各都道府県における人口に按分し偶数を付加すること。

(2)貴族院、参議院議員選挙法案特別委員会（昭和21・12・9）

○政府委員の答弁（郡　祐一君）

地方選出議員の定数を配当いたします場合には、色々な案を考えまして、かれこれ検討を加えてみたのではありまするが、誠に機械的ではございまするけれども、議員一人当りの人口を出しましてこれによりまして組合を除いて定数を得て参りまする方が最も、公平に相成ると考えられます。……

(3)貴族院本会議における委員長報告（昭和21・12・17）

○委員長（伯爵　林博太郎君）…

それから最後に別表の割当のことを質問された方があります。最後にありますところの参議院法案の後にあります割当をみると、どうも不公平な場所がある。又それが多いのである。元来この計算は、地方選出議員の定数百五十人で、人口七千万人を割ってみますと、四十五万人になるのです。その四十五万人で県の人口を割ったもので定数を決めてあるのでありますが……

(4)衆議院本会議における大臣の答弁（昭和21・12・19）

○国務大臣（大村清一君）…よって結局人口四十八万七千余に対しまして、参議院議員一人を振り当てる建前をとりまして、各県の人口に比準して偶数人員を配置した次第であります。

(5)参議院議員選挙法案提案趣旨の大臣説明（昭和21・12・20衆議院参議院議員選挙法中改正法律案外一件委員会）

○国務大臣（大村清一君）…結局議員定数は、これを二百五十人といたしておるのであります。このうち百五十人を地方選出議員とし、各選挙区において選挙すべき議員数は最近の人口調査の結果に基きまして、各都道府県の人口に比例して最低二人、最高八人の間において、半数交替を可能ならしめるために、それぞれ偶数となるよう定めておるのであります。

(三)五一・四・一四の最高裁の衆議院選挙に対する判決は、参議院にも適用されるとの法制局長官の言明

私は、右衆議院定数是正訴訟の原告の一人として、この判決をうれしく、この原理は、参議院選挙にも適用されるべきだと考えていましたが、五一年五月一〇日の参議院「公職選挙法改正に関する特別委員会」でも問題になりました。吉国法制局長官は次の通り答えています。

○政府委員（吉国一郎君）御指摘の本年四月十四日の最高裁大法廷判決において述べておりまする選挙人の投票の価値の平等の問題、すなわちいわゆる一票の価値の平等ということにつきましては、これは国会の両議院の議員の選挙について述べているものでございまして、単に衆議院議員の選挙における一票の価値の平等についてのみ述べたものでない、そういう理解をいたしております。（会議録より）

(四)参議院公職選挙法改正に関する特別委員会での地方区定員の是正に関する協議状況と同委員会へ提出した第二院クラブの参議院地方区定数是正案（昭和50年4月16日）

昭和49年7月7日の参議院通常選挙後に開かれた第75回通常国会（49・12・27〜50・7・4）で公職選挙法改正に関する特別委員会が設置され、その中の公職選挙法改正等調査小委員会で、参議院地方区定数問題が取上げられ、各党がそれぞれ是正案を提出することになり、原告市川房枝が所属する第二院クラブも別項の案を提出しました。

第二院クラブは、国民は定数増に賛成せず、又定数増により国費の支出増となるが、それによる効果は認められないとし、現在の一五二名をそのままにして一二名減一二名増と是正することとしました。その結果アンバランスは一対三・三四九となりました。アンバランスは一対二迄は許されるべきだと主張している私共としては、遺憾だが最初に三年毎に選挙が行われるよう偶数の二を配分した関係上、已むを得ないと考えました。もっとも定員総数を数名増加すればアンバランスは縮少出来ます。

各党は十名〜四十八名増を、最後には十八名増に統一しましたが、自由民主党が賛成せず、政府が提案した公職選挙法改正案中に衆議院の定数二十名増を取上げたが、参議院地方区定員の是正は見送られ、今日にいたっています。

参議院地方区定数是正案

昭和50年4月16日
参議院第二院クラブ

<基本方針> 全国区に対する地域代表という地方区の特殊性から、一律に2名配当し、残定数58名を人口180万以上の区に対し、人口比により増減是正する。したがって総定数に変更を加えない。　<是正作業> 昭和45年国勢調査人口により現行配当方式による。

増員12名　減員12名

増員区	是正案	現行	増減	減員区	是正案	現行	増減
東京	12	8	+4	北海道	6	8	−2
大阪	8	6	+2	栃木	2	4	−2
神奈川	6	4	+2	群馬	2	4	−2
埼玉	6	4	+2	岡山	2	4	−2
宮城	4	2	+2	熊本	2	4	−2
				鹿児島	2	4	−2
合計	36	24	+12	合計	16	28	−12

<是正後の倍率>　鳥取：大阪＝1：3,349

被告側の準備書面及び書証（要旨）

被告は準備書面（三）に付し、40・45・50年国勢調査人口一らんを示したのち、書証乙第二、第三第四（枝番をふくむ）において概略次のような釈明をおこないました。

書証はその大半を選挙時報第27巻第一号及二号の大林勝臣氏の論説―参議院議員の選挙制度をめぐる論議―により釈明してあります。

―要旨―

(A)参院制定当初における議員定数についての考え方とそのわりふりについて。

地方選の定数配分については臨時法制審議会に提出された法制局作成書類の基礎となった「人口50万人に付1名」（金森国務大臣案）「人口比例により配分」（入江法制局長官案）、「各都道府県2名又は4名とする案」（佐藤法制局次長案）などが法制局部内案としてあり、又調査会における論議課程で各都道府県一率2名宛とする案なども提案されていた。

結局同調査会では「定数の最少限の割当は、各選挙区に付き2人、爾余は、各都道府県における人口に按分し、偶数を付加する。」と答申している。又大村国務大臣の提案理由説明でも「各選挙区において選挙すべき議員の数は、最近の人口調査にもとづいて各都道府県人口に比例して、最低2名、最高8名の間において、半数交替を可能ならしめるため、それぞれ偶数となるように定めることとした」。とある（昭和21年12月19日の衆院本会議において）

(B)次にその改革における各界の論議のあらましについて詳述する。

地方区定数の各都道府県別配分は、昭和23年8月における国勢調査結果で東京都人口が異常な増大を示したことに端を発し、当時の参議院において、当初の定数是正論議の対象となった。以下当初の議事録による。

「あくまでも議員定員250名の立法の精神を尊重するとともに、その際考慮されていなかった東京都の異常な激変の状態を考慮し、東京都の定員を4名だけ増やすということを昭和25年3月25日、参院特別委員会、羽仁五郎委員が主張した。これに対しては、たとえば減があった場合にこれを減ずることも含むのか、東京都の一時増加のみをとりあげ、全体の定員の枠を、そこだけハミ出すという考え方は、問題がある…との慎重論更にこれえの反論として「前回に250名が決定された時、東京都がこれ程の激変をすることが予想されてなかった。参院議員の定員を非常にふやす、ということになると、衆参両院の制度というものの使命を失なうようなことになるとおもう。といっている（羽仁氏）」

かくして東京都定数8人を10人にあらためるよう、衆院と交渉することになったが、実現するにいたらなかった。

2名増やすという点について、3年毎の半数改選を規定した憲法46条との関係で、「ひとつの試案として、かりに2人ふやすという場合、次の選挙を考えると、新しく出てくる議員は任期6年、従来の議員は3年ということになるのだから、倍加される2名中1名は3年議員の補欠とみなして、他の1人は新しい増員とみなす。又、他の方法は「定員は2人増加して、1人だけは、今期通常選挙、もう1人は3年後の半数改選のときの通常選挙する方法がある。これによって憲法上6年議員以外に3年議員を認めないという憲法第46条の趣旨と反しないように、おこなうことができるのではないか」。（昭和25年4月1日参院特別委員会、参院奥野健一法制局長の答弁より）

しかし、各党の合意にはいたらず、結局「区々の意見がありましたが、今回は両院とも現状のまゝとし、一切ふれないことに意見の一致をみたということで改正は見送りとなった。

当時の国会審議と併行して、昭和24年から発足した選挙制度調査会でも、参院選挙制度が検討課題としてみとめられている。

ここでは、憲法改正のいかんにかかわらず、多数意見は参議院議員の選挙制度の改正を主張していた。昭和40年度に入ると第五次選挙制度審議会から、参院選挙制度改正論議がはじまった。第五次審議会では、地方区の定数是正について、参院議員の法定数をどうするかという問題と関連して論議されたが、結論を得るにいたらなかった。集中的審議がはじまったのは、第六次審議会がらで、ここでは、現行憲法の枠内で改正をはかることを大前提とし、地方区の定数問題に関し、一、地方区のもつ地域代表的性格を重視し、各選挙区定数は、人口に関係なく各2名とし、その余剰は、総定数から減員、二つには全国区にふりむけるべき、との意見に、現段階においては、従来の配分方式の枠内で、人口との関連で生ずる不合理を最少限度の範囲で是正する意見という意見、第三には、地方区の定数の改正のみを単独におこなうべきでない―という意見で、大勢は(二)にあった。

再三にわたる意見調整の末、答申には「総定数の範囲内で、昭和40年国勢調査人口と定数とのアンバランスを最少限度是正する」というものであった。

第七次審議会では、一、各地方区一率に定数配分、二、人口比例により配分、三、大まかな人口段階に応じ配分、四、人口との関係で生ずるいちじるしい不合理を是正するに止める。の各説に分かれたが、結論としては、各地方区は、それぞれに各地域を代表する性格をもち、永年に亘って現行定数を継続してきたものだから(四)の考え方に、もとづくのが妥当とされ、具体的には、東京都10人、大阪府8人、神奈川6人、宮城及岐阜に4人 ― 総定数262名と、最少限度の増員措置のみで処理をしようとされた。

結局解散による総選挙により、立法化されず、総理大臣への審議会報告に止どまった。

最近の国会方面における論議では、各党のとりくみ方として、自民党においては、昭和51年末の五つの基本政策のうちのひとつとして、「若干の地方区については、総定数の範囲内で人口の増減にともなう定数是正の措置をとる」とし、社会党でも、「地方区の定数是正」を、51年10月の同党選挙制度特別委員会できめていた。公明党、共産党も地方区の定数是正の早急の実現を訴えていた。

第75回通常国会以来参院の公選法改正に関する特別委員会中の小委員会で、地方区の定数是正問題を中心に再三の各党協議がおこなわれたが、社会、公明、民社、共産各党は、地方区の定数是正を先決としたのに対し、自民党は、全体の改正を主眼とし検討したのでまとまらず更に衆院議員の定数配分に関連して、昭和47年衆院総選挙に関して最高裁の違憲判決が出たことで、51年第80回通常国会で、社、公、民、共四党議員共同提案で、8都道府県で計18名増を目的とする公選法一部改正案が提案され、自民党からは、二都県について計4名増、二道県について4名減になる総定数範囲内での地方区定数是正法案が提出されたが審議未了でいづれも廃案となった。

自民党150名を対象に52年11月アンケート調査では、地方区の定数是正については、現行定数の枠内で最少限度の逆転是正をはかるとの意見が多数を占めている。

更に執行部会では、53年2月、選挙制度改革プロジェクトチームを政策審議会内に設置し、具体的に選挙制度改正の段取りなどを協議することになった。

大林論説の他の資料としては、51・52・53年の審議の経過を報道した新聞記事の写しが書証として附加されている。

(註)(A)においては、制定当時は人口比例配分が基本になり地方区定数がきめられたことが証明され、(B)においては、選挙調査会、審議会及び国会各党の審議経過が述べられている。

（まとめ　紀平悌子）

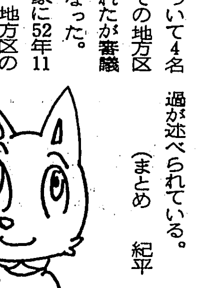

議員配分検証表（その三）

―第一回通常選挙（昭22.4.20）における選挙人数に基づくもの―

整理番号	選挙区（都道府県）	選挙人数	基本配分数	余剰選挙人数	同左百分率%	再余剰人口数	同左百分率%	議員配分数	差数
1	東京	2 642 594	4	+ 458 135.97	+ 83.89	− 87 978.53	−16.11	5	+1
2	北海道	1 808 598	3	+ 170 254.48	+ 31.18			3	0
3	大阪	1 800 145	3	+ 161 801.48	+ 29.63			3	0
4	兵庫	1 638 818	3	+ 474.48	+ 0.09			3	0
5	福岡	1 636 534	2	+ 544 304.99	+ 99.67	− 1 809.52	− 0.33	3	0
6	愛知	1 607 364	2	+ 515 134.99	+ 94.33	− 30 979.52	− 5.67	3	0
7	新潟	1 283 095	2	+ 190 865.99	+ 34.95			2	0
8	静岡	1 213 383	2	+ 121 153.99	+ 22.18			2	0
9	神奈川	1 136 320	2	+ 44 090.99	+ 8.07			2	0
10	長野	1 132 611	2	+ 40 381.99	+ 7.39			2	0
11	千葉	1 124 362	2	+ 32 132.99	+ 5.88			2	0
12	埼玉	1 104 537	2	+ 12 307.99	+ 2.25			2	0
13	広島	1 091 226	1	+ 545 111.49	+ 99.82	− 1 003.01	− 0.18	2	0
14	茨城	1 058 858	1	+ 512 743.49	+ 93.89	− 33 371.01	− 6.11	2	0
15	福島	1 008 124	1	+ 462 009.49	+ 84.60	− 84 105.01	−15.40	2	0
16	京都	956 086	1	+ 409 971.49	+ 75.07	−136 143.01	−24.93	2	0
17	熊本	927 831	1	+ 381 716.49	+ 69.90	−164 398.01	−30.10	2	0
18	岡山	892 695	1	+ 346 580.49	+ 63.46	−199 534.01	−36.54	2	0
19	鹿児島	860 763	1	+ 314 648.49	+ 57.62	−231 466.01	−42.38	2	0
20	群馬	823 481	1	+ 277 366.49	+ 50.79	−268 748.01	−49.21	2	0
21	岐阜	794 408	1	+ 248 293.49	+ 45.47	−297 821.01	−54.53	2	+1
22	山口	786 216	1	+ 240 101.49	+ 43.97			1	−1
23	栃木	785 886	1	+ 239 771.49	+ 43.91			1	−1
24	長崎	779 433	1	+ 233 318.49	+ 42.72			1	0
25	宮城	778 836	1	+ 232 721.49	+ 42.61			1	0
26	三重	776 760	1	+ 230 645.49	+ 42.23			1	0
27	愛媛	757 948	1	+ 211 833.49	+ 38.79			1	0
28	山形	685 274	1	+ 139 159.49	+ 25.48			1	0
29	大分	655 000	1	+ 108 885.49	+ 19.94			1	0
30	岩手	651 552	1	+ 105 437.49	+ 19.31			1	0
31	秋田	618 647	1	+ 72 532.49	+ 13.28			1	0
32	青森	556 810	1	+ 10 695.49	+ 1.96			1	0
33	和歌山	536 447	1	− 9 667.51	− 1.77			1	0
34	富山	529 879	1	− 16 235.51	− 2.97			1	0
35	石川	523 987	1	− 22 127.51	− 4.05			1	0
36	宮崎	500 054	1	− 46 060.51	− 8.43			1	0
37	香川	496 695	1	− 49 419.51	− 9.05			1	0
38	島根	496 308	1	− 49 806.51	− 9.12			1	0
39	佐賀	480 856	1	− 65 258.51	− 11.95			1	0
40	滋賀	479 427	1	− 66 687.51	− 12.21			1	0
41	高知	472 654	1	− 73 460.51	− 13.45			1	0
42	徳島	471 425	1	− 74 689.51	− 13.68			1	0
43	奈良	441 346	1	− 104 768.51	− 19.18			1	0
44	山梨	432 665	1	− 113 449.51	− 20.77			1	0
45	福井	404 654	1	− 141 460.51	− 25.90			1	0
46	鳥取	316 496	1	− 229 618.51	− 42.05			1	0
	合計	40 958 588	63					75	±2

議員一人当りの全国平均選挙人数（M） 546 114.51
同上から平均偏差 20.69 %

寒中お見舞申し上げます

名誉会長　市川房枝
会長　小池順子
第一副会長　松浦三郎子（兵庫県連合会代表委員）
副会長　大槻勲子（組織部長）
〃　伊藤智恵子
〃（広報）　針生かつ子
書記　久保田須弥
〃　稲荷登喜子
会計　富田正江
〃　杉山利子
会計監査　宮尾智子
指名委員長　西村好江
指名委員　本部静
〃　小森桑子
〃　赤塩文
常任委員　笠原美祢
〃　秋山まち（財務部長）
〃　阿曾のぶ子（広報部長）
〃　伊藤静枝
〃　今井英子
〃　紀平伸子（広報副部長）
〃　河野啓子
〃　小林時枝
〃　小端千恵子
〃　小針静子
〃　坂口和栄
〃　下坂ヨシ
〃　鈴木篤子
〃　住田啓子
〃　瀬下恭子
〃　武井まつ
〃　田畑喜久子
〃　任田かおる
〃　中村佐久
〃　永畑道子（広報副部長）
〃　原恵
〃　深川道子
〃　福島政与
〃　藤田綾子
〃　畑越寿美子
〃　向井承子
〃　本尾良
〃　八木橋冨美枝
〃　山口みつ子
〃　横山綾子
〃　吉田鶴子

中央委員
宮坂うめ子
長野県東筑摩郡朝日村
〒三九二―〇九二四
〒三九二―〇三（三）〇九二四

中央委員
酒井知恵
長野市川中島町若槻団地A八
〒三九二―〇九二四（四）〇九二四
〒三九二―〇三（三）〇九二四

狛江市長
吉岡金四郎
狛江市和泉（四六二）
〒一八一
狛江市和泉（四八九）五五一五五
〒一八一

府中市長
宮坂　幸尾妃栢子
府中市西原町二―六―九
〒四五二―〇四（三五）四六九四
〒一八三

中央委員　いわき支部
永井泰子
いわき市平下荒川字荒川六―三三
〒九七〇
〒四五―〇三（三三）四七一〇

小諸市長
小山雪子
小諸市役所
〒三八九―〇一
〒四五―〇三（二）〇〇〇五

中野支部
会員一同

武蔵野市副市長
福井俊子
武蔵野市吉祥寺南町四―七―二二
〒四二三―〇三（三三）一四〇五
〒一八〇

横須賀市議会議員
久保田寿枝

宮崎支部長
中原良子
宮崎市和知川原三―一〇二
〒八八〇

沖縄婦人有権者同盟
会長　源ゆき
那覇市松尾二四外間芝方
〒九五一
〒〇九八（六三）一九五五

上田支部一同
支部長　河原みや
上田市常田一―三三―一〇
〒三八六
〒三八（二三）〇〇七四

中央委員
美濃志津子
広島市南観音町一―一六
〒七三一
〒〇八二（二三）一八六九

広島支部一同
支部長　原田美代子
広島市新庄町二―一
〒七三三

民社党書記長
塚本三郎
千代田区永田町二―一―一
衆議院第一議員会館
〒一〇〇
〒〇三（五〇一）七一五四

中央委員
小松あい
豊能郡豊中市南桜塚一―三―一
〒五六一
〒〇六（三七一）八〇五九

豊能郡連絡所
織本うめの
豊能郡箕面市箕面一―六八―三
〒五六五―〇八（八）一六七八
〒三九二

中央委員
吉村房子
神奈川県大和市南林間
〒二四二―〇一（七四）
〒二四二―〇二

中央委員
滝沢みちる
豊能郡豊中市南九九―三一
〒五六一
〒〇六（三七一）八〇五九

中央委員
小松あい
豊能郡四つ葉町一―三六―（五三）七二九一
〒三九二

弁護士
中島通子
新宿区新宿一―三一―リブル第三〇一
〒一六〇
〒〇三（三五一）七〇一〇

名古屋支部
名古屋市中区栄五―二一―七
佐藤ふみ方
〒四六〇
〒〇五二（二四一）二六六一

前衆議院議員
加藤清政
千代田区外神田六―一二―一四
〒一〇一
〒〇三（八三一）七七七六

前衆議院議員
滝井義高
〒一〇一
〒〇三（二五一）〇〇一一

都立立川短期大学教授
吉田勉
市川市北方町四―一四四四
〒二七二
〒〇四七三（三九）一三五七

中央委員　福島支部
中島清江
福島市松木町一―四四
〒九六〇―〇二〇五
〒〇二四五（五七）一四四六

朝日新聞社総務労務担当
伊藤牧夫
千代田区有楽町二―一―一
〒一〇〇
〒一〇〇―〇〇一一

東部支部部長
下村幸子
長野県小県郡東部町田中
〒三八九―〇五
〒三八九―〇五

福島支部会員一同
支部長　新田美重
福島市南沢又松北町三―五―四
〒九六〇
〒〇二四五（五七）七三五七

広島支部一同
支部長　原田美代子
広島市新庄町二―一
〒七三三

中央委員
美濃志津子
広島市南観音町一―一六
〒七三一
〒〇八二（二三）一八六九

民社党書記長
塚本三郎
千代田区永田町二―一―一
衆議院第一議員会館
〒一〇〇
〒〇三（五〇一）七一五四

中央委員
小松あい
豊能郡四つ葉町一―三六―（五三）七二九一
〒三九二

中央委員
滝沢みちる
豊能郡豊中市南九九―三一
〒五六一
〒〇六（三七一）八〇五九

豊能郡連絡所
織本うめの
豊能郡箕面市箕面一―六八―三
〒五六五―〇八（八）一六七八
〒三九二

中央委員
吉村房子
神奈川県大和市南林間
〒二四二―〇一（七四）
〒二四二―〇二

弁護士
中島通子
新宿区新宿一―三一―リブル第三〇一
〒一六〇
〒〇三（三五一）七〇一〇

名古屋支部
名古屋市中区栄五―二一―七
佐藤ふみ方
〒四六〇
〒〇五二（二四一）二六六一

前衆議院議員
加藤清政
千代田区外神田六―一二―一四
〒一〇一
〒〇三（八三一）七七七六

横須賀市議会議員
久保田寿枝

宮崎支部長
中原良子
宮崎市和知川原三―一〇二
〒八八〇

武蔵野市副支部長
福井俊子
武蔵野市吉祥寺南町四―七―二二
〒四二三―〇三（三三）一四〇五
〒一八〇

中央委員　いわき支部
永井泰子
いわき市平下荒川字荒川六―三三
〒九七〇
〒四五―〇三（三三）四七一〇

小諸支部一同
支部長　小山雪子
小諸市役所
〒三八九―〇一
〒四五―〇三（二）〇〇〇五
〒三八四

狛江市長
吉岡金四郎
狛江市和泉（四六二）
〒一八一
狛江市和泉（四八九）五五一五五
〒一八一

府中市長
宮坂　幸尾妃栢子
府中市西原町二―六―九
〒四五二―〇四（三五）四六九四
〒一八三

中央委員
酒井知恵
長野市川中島町若槻団地A八
〒三九二―〇九二四（四）〇九二四
〒三九二―〇三（三）〇九二四

中央委員
宮坂うめ子
長野県東筑摩郡朝日村
〒三九二―〇九二四
〒三九二―〇三（三）〇九二四

運動日誌　53・11／17～54・1／17）

11／17・政経懇会
・国際婦人年民議を実現する
12／9・人権擁護委員会
・市民センターとの共催学習会
12／11・国際婦人年の決議を実現するための連絡会
・売春問題ととりくむ会
・部落解放部
12／11・国際婦人年の決議を実現するための連絡会
・売春問題ととりくむ会
・部落解放部
11／20・機関紙印刷
11／21・事務局会議
・印刷会都市計画公害委員会傍聴
11／22・婦人議員懇談会
・住宅を守る都民会議
11／24・機関紙発行
・綾北市消費問題懇談会
11／25・26・機関紙印刷
11／28・機関紙発送
・綾北市消費問題懇談会
12／1・機関紙整理
・国際連絡委員会
12／2・婦人有権者同盟
・中国婦人代表団歓迎会
・通産省ブロック研修会
12／2・人権擁護法制化懇談会
・大分婦人代表団歓迎集会
・中国婦人代表団歓迎会
・飲酒レセプション
・財務部山陰旅行から帰る
・国連NGO斎藤惠彦氏歓迎会
12／4・綾北市議会
・有事立法学習会
・選挙態性勉強会
12／5・常任委員会
・出版部会
12／8・中国婦人代表団と交流会
12／11・国際婦人年の決議を実現するための連絡会
・売春問題ととりくむ会
・部落解放部
12／11・国際婦人年の決議を実現するための連絡会
・売春問題ととりくむ会
・部落解放部
12／12・婦人議員懇談会
・教育グループ
・中国婦人代表団招待の会
・住宅を守る都民会議
12／12・司法の幹事会
・機関紙印刷
12／13・選挙改造
・役員会
・おすしパーティ
12／14・学習会韓国北朝鮮と日本
・被爆者問題市民懇談会
・綾北市消費問題懇談会
12／15・政経懇会
・都支部連合会会議
12／16・財政会議
・婦選獲得記念日
・司法幹事会
12／19・少年法幹事会　三宅会
12／20・再校
・大掃除
12／21・機関紙整理
・54年婦選増選問題実行委
・消費者団体集会
・国際連絡委員会三宅会
12／22・組織部会
・機関紙発送
12／26・司法の国民連絡会議、バンフ作成委員会
・NGO高橋展子氏報告会
打合せ
54年
1／6・役員、委員長、部長会議
1／9・常任委員会
・新年会
1／11・国際婦人年民議を実現するための連絡会
・出版部会
1／12・国際連絡委員会
・被爆者問題市民懇談会
1／13・市川先生を囲み懇談会
・市民センター共催
1／15・新有権者の集い
1／16・司法の連絡会幹事会
・売春問題ととりくむ会
・日中友好新年の集い
1／17・財政会議
・日中友好新年の集い

専修学校
津田スクールオヴビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり　願書受付1月22日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦　どなたでも入会できます。
1期3カ月……年4期（4・7・10・1月）
申込……毎期1カ月前より受付開始
申込期定員ず切
堅切指導
国電　千駄ケ谷駅前　TEL（402）7331
財団法人　津田塾会経営

純植物性原料使用
リサイクル'78
ぬりせっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2―21―11
〒151　☎03―370―4541

ぬれ手にご注意！

東京電力株式会社

酢のもの に

ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のものができあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

つけたら
回そう
換気扇
ガス坊やの安全コーナー

東京ガス

シャープ、スピード、サービス
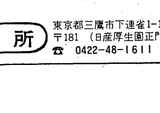
森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1―12―4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422―48―1611（代）

昭和54年3月1日発行　（毎月一回1日発行・年間購読料1500円）　（昭和22年8月21日第三種郵便物認可）　（1）第34巻3号

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に屈れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

地方の時代にむけて
―統一地方選挙と同盟の啓発活動―

第九回統一地方選挙は目前に迫りました。地方の時代――真の住民自治――の幕を開くため、選挙啓発運動に総力を結集しましょう。

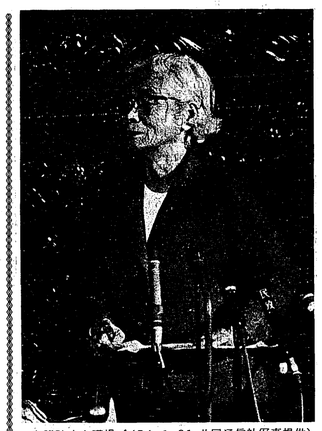
参議院本会議場で（54．1．31 共同通信社写真提供）

市川房枝氏、首相の婦人観、グラマン問題につき代表質問

銀87通常国会は1月25日再開、衆参両院の本会議で、外相の外交、蔵相の財政、経企庁の経済の四項説明が行なわれ、続いて29・30・31日に衆参両院で代表質問が行われた。

参議院第二院クラブ代表として、市川房枝氏は31日に登壇、10分間の質問をした。主な内容は、大平総理に対して、家庭基盤の充実宣言の具体、婦人職、婦人問題企画推進本部長としての決意、ロッキードにつづくグラマン、ダグラス問題についての見解、政治資金規正法実施後の政権の再検討についての考え、金丸運相に対しての航空SDF（防衛庁）の問題点について質問した。

これに対し大平総理は「婦人の社会進出の必要性は十分認識しているが、家庭基盤の充実については行政計画等をふまえ努力する。グラマン問題等は解明がはじまったばかりであり、今後の推移を注視したい。政治資金のみなおしは、収支報告書の公表結果をふまえ検討したい。藏相はSEC（証券取引委員会）の役割は考えていないが、SECの機能については慎重に検討したい」と答弁した。

（近藤　千浪）

ひろば

子どもたちの未来

母子心中は、絶望型でなく、何年か先には私自身がなければならぬとさえ思う、Mさんはいう。

重度の障害児を抱え、母親の私が死ぬときはこの子の命を絶つほかない、容赦なく子は成長して親は老いるばかり、いったいどうすればよいのかと、涙も枯れ果て自分の行く先々で聞いた〝日本国に生まれた不幸〟ということばが、Mさんの口からでた。

国際児童年の呼び声が高いが、谷間におかれているひとりのひとりの子には、どんな光があたるのだろうか。むしろ痛ましさを感じずにはいられない。

Mさんの次の子の〝人生を生きてきたろうか、心に入れ打つものを持ったろうか〟ということばが、障害児二人生を押げてMさん自身の人生を祝ってくれる。そんなことがあってよいものだろうか。

子どものための名称打ちながら、たえず行政が、大きな児童館を建てる。豪華で美しい施設である。

しかしこのままでは……。

からだに、こころに、障害を持つ子ほど、けがのない生きもの、として生まれてくる。五体満足の子は、生きる努力を忘れはしてくる。まして親の姿勢がそのまま子に映るのだろう。障害児の親の全身には、とが多い。しかしこのままでは、なる場所に通さない。

戦後、昭和25年の夏、武蔵野市井の頭の町を、タンバリンを叩いて子ども会を呼び集めて歩いたひとりの女性がいた。福知つきさん。当時町議選挙運動の保母であった。のべ、いったいは、こうした町や、村の片隅のひとたちであった。福知さんの青春は、子どもたちのために捧げてしまった。

そして、いまに至っている。保育の谷間にも、陽は当たらぬままである。国際児童年が単なるお祭りで終わってはならない。具体的な施策の行なわれることを望みたい。

出版部長　永畑　道子

後第一の非行増発の時期である。親は自分の生活に追われ、子どもどころではなかった。その親すら戦火のなくした子が、巷にあふれていた。子どもたちに手をさしのべ、人間のところを回復させていったのは、こうした町や、村の片隅のひとたちであった。福知さんの青春は、子どもたちのために捧げてしまった。

そして、いまに至っている。保育の谷間にも、陽は当たらぬままである。国際児童年が単なるお祭りで終わってはならない。具体的な施策の行なわれることを望みたい。

出版部長　永畑　道子

◇候補予定者の政策をきく会開催

知事、市長、区長、町村長等候補予定者、選挙参謀、市区町村議員候補予定者を呼び政策をきく。

告示後は、統一地方選挙主催の個人演説会の開催準備をおこなう。

◇青空演説会　告示前は公職選挙法と併せ、有権者に選挙の意義等を訴える。

◇選挙違反監視撲滅運動　告示前後を通じ、ポスター等の審違反、買収、饗応など、選挙の公正を期する。

◇ちらし等、きれいな選挙資料の資料を有権者に配ることに努力。

◇有権者による候補者の選挙事務補予定者、選挙関係、市区町村議員候補予定者を呼び政策をきく。

告示後は、統一地方選挙主催の個人演説会の開催準備をおこなう。

◇青空演説会　告示前は公職選挙法と併せ、有権者に選挙の意義等を訴える。

◇選挙違反監視撲滅運動　告示前後を通じ、ポスター等の審違反、買収、饗応など、選挙の公正を期する。

◇ちらし等、きれいな選挙資料の資料を有権者に配ることに努力。

◇候補者による候補者の選挙事務

物価高、公害、環境破壊、私などの豊かさへの要求は、いずれも重要な問題となっています。

高度産業社会の中央集権化がゆきつくところ、今や政府、経済、文化などあらゆる領域に言いつくしがたい歪みをもたらしているのが現実です。

とくに、人間の心の荒廃につながる教育の荒廃は、人の心の荒廃につながる重大問題です。

こうした日本の現状を打開するためには、地方の時代――地方自治の確立――が叫ばれてきました。

本同盟は、選挙啓発運動を通じて、住民が単に票数を投げるだけでなく、一人一人が、主体的に地域を変えていくかという責任の自覚をもつよう訴えていきます。

ちなみにこのたびの統一地方選挙では、十五知事、四十甲道府県議二政令都市長、八政令指定市長、四九市長、三六市町長、東京二十三特別区長、二十三区議、七八六町村長、二三七町村議の選挙がおこなわれます。

統一地方選挙には本同盟の本部及び支部は次のような運動を展開しましょう。

◇候補予定者の政策をきく会開催

◇告発運動　選挙違反の告発運動をすすめる。

◇〝有権者による候補者の選挙事務

〝足もとを掘れ　そこに泉がある〟

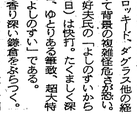

東京大学教授　篠原一

今回の統一地方選は「地方の時代」がいわれるようになってはじめての地方選です。われわれは今年も、日本列島の中に無数のまとまりのある地方をつくり出すための元年にしなければなりません。このように、大都市の中に人間の連帯と自然をとりもどす同時に、大都市の外に人間にとって風格のある地方都市をつくる作業をはじめるためには、われわれの頭脳を敏感に感じとれるだけの柔軟な感覚をもった職員や首長を、われわれ自身の手でつくり上げなければならないでしょう。多様性にとんだ地方の新潮流市民と代議士部長としての決意、ロッキードにつづくグラマン、ダグラス問題についての見解、政治資金規正法実施後の政権の再検討についての考え、金丸運相に対しての航空SDF（防衛庁）の問題点について質問した。

これに対し大平総理は「婦人の社会進出の必要性は十分認識しているが、家庭基盤の充実については行政計画等をふまえ努力する。グラマン問題等は解明がはじまったばかりであり、今後の推移を注視したい。政治資金のみなおしは、収支報告書の公表結果をふまえ検討したい。藏相はSECの機能については慎重に検討したい」と答弁した。

（近藤　千浪）

◇候補予定者の政策をきく会開催

知事、市長、区長、町村長等候補予定者、選挙参謀、市区町村議員候補予定者を呼び政策をきく。

告示後は、統一地方選挙主催の個人演説会の開催準備をおこなう。

◇青空演説会　告示前は公職選挙法と併せ、有権者に選挙の意義等を訴える。

◇選挙違反監視撲滅運動　告示前後を通じ、ポスター等の審違反、買収、饗応など、選挙の公正を期する。

◇ちらし等、きれいな選挙資料の資料を有権者に配ることに努力。

◇候補者による候補者の選挙事務

花片

◆七才の孫が車が通る側へ〝僕の方が若いから変る。おばあちゃんは行為長いことは言ってきたんだから体ないよ〟と、殺傷に非ず〝るるしく句、友人に感ずと〝そんな優しい子は革命家になるわよ〟と革命も未来の望ましい方向に定着しつつある。

◆場面天神では、梅の花に付合梅祈祭の絵馬が多い位の由、親子も、二、三千円の折衝料によって、せめても救いとられるところを得たいのだ。

◆市川房枝議員の今年初出中は、多分傍後の大会議の質問、持ち時間十分。緊張よくキリッとして立派な答弁をしました。

◆井野好夫氏の「よしのずいから」（毎日）は快刊。たくましく柔い農業、ゆとりある養蚕、堅実な梅の香り、深い滋養を分つべく。八幡様では、きんかんを食べ甘酸をお飲み、おばさんな歴史をまさぐりつつ世事を想う。光明寺で精進料理、胡麻豆腐がおいしく、梅干の天ぷらが珍しく、麩の煮物が麩々のようにのっかった。◆豆腐前夜、孫と豆まき、追儺と いっより春をまつ心や切。

（54・3・16　かを子）

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟　（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に流れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

地方の時代にむけて
―統一地方選挙と同盟の啓発活動―

第九回統一地方選挙は目前に迫りました。地方の時代――真の住民自治――の幕を開くため、選挙啓発運動に総力を結集しましょう。

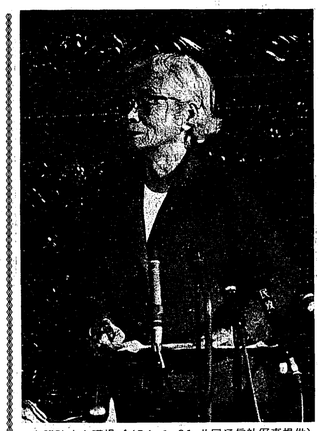

参議院本会議場で(54. 1. 31 共同通信社写真提供)

市川房枝氏、首相の婦人観、グラマン問題につき代表質問

銀87通常国会は1月25日再開、総理の施政方針、外相の外交、蔵相の財政、経企庁の経済の四項説明が行なわれ、続いて29・30・31日には衆参両院で代表質問が行われた。

参議院第二院クラブ会代表として市川房枝氏は31日に登壇、10分間の質問をした。主な内容は、大平総理に対して、家庭基盤の充実宣言の立案、婦人職、婦人問題企画推進本部長としての決意、ロッキードにつづくグラマン、ダグラス問題についての見解、政治資金規正法実施後の政権構想への影響について、金丸蔵相に対しては米国SEC(証券取引委員会)と同じような証券取引委員会を設置したらなお良いと思うが、意見、などを質した。

これに対し総理は家庭基盤の充実について「福祉の時代」の前提が「高度産業社会の中央集権化作りでは駄目」であり、「つくるところ、今や政府、経済、文化、学術、行政、地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

物価高、公害、環境破壊、私などの憂うべき問題となっています。高度産業社会の中央集権化作りでは駄目であり、「つくるところ、今や政府、経済、文化、学術、行政、地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

とくに婦人職に集約される教育の荒廃は、人の心の荒廃につながるものの面で「地方の時代」の前提が「高度産業社会の中央集権化作りでは駄目」であり、「つくるところ、今や政府、経済、文化、学術、行政、地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

その発展の原点は必ずしもむしろ地域社会にあるとし、「文化総理と施政方針の中で、「田園都市構想」を自ら提唱しているが、玉政策としています。

要は、ゆきつまった「中央集権」の袋小路から「地方の複雑への第一歩を踏み出すことにあるとし、一地方選挙でいかにかちとるか、企業とのゆ着を防ぐために新設するかについて質した。

これに対し総理は、「まさにこの一点にかかっています。」と答弁した。

本問題は、選挙啓発運動を通じて、住民が単に票数を投げだけでなく、一人一人が、主体的に地域を変えていくかという責任の自覚をもつよう訴えていきます。

ちなみにこの「地方選挙」では、十四道府県知事、四十甲道府県議会議員、二政令都市長、八政令指定市長、四九市長、三六市町長、東京十三特別区長、二十三区議会議員、七八六町村長、二三七町村議会議員の選挙がおこなわれます。

統一地方選挙には本同盟の本部及び支部は次のような運動を展開しましょう。

◇候補予定者の政策をきく会開催
知事、市長、区長、町村長等候補予定者、選挙関連予定者を呼び政策をきく。

◇青空演説会・街頭演説会
告示後は、候補者全組の個人演説会の開催準備をおこなう。

◇選挙違反監視投票啓発運動
告示後を通じ、ポスター等看板違反、買収、饗応など、選挙の公正を期する。

◇ちらし等、きれいな選挙啓発の資料を有権者に配ることに力を入れる。

◇有権者による候補者の選挙事務補助宅等、選挙期間中及び投票日当日の投票所、開票所の監視。

◇候補予定者の政策をきく会開催
◇有権者による候補者の選挙事務

ひわば

子どもたちの未来

母子心中は、絶望型でなく、何年か先には私自身がなければならぬとさえ思うのです。Mさんはいう。

重度の障害児を抱え、母親の私が死ぬときはこの子の命を絶つほかない、容赦なく子は成長して親は老いるばかり、いったいどうすればよいのかと、涙も枯れた目で私に訴えることがある。公害の取材の行く先々で聞いた"日本国に生まれた不幸"というようしようもない暗い言葉が、蔓る。

国際児童年の呼び声が高いが、谷間にみなどこでいるひとりひとりの子には、どんな光があなのだろうか。むしろ痛ち切りすぎた子Mさんの子の"この人生を生きてやった"という"見世物"のような好奇心が、しかしこのままでは、からだに、こころに、障害を持つ子ほど、けがれに生きようとしている。五体満足の子は、生きる努力を忘れはてている。きっと親の姿勢がそのままに映るのだろう。障害児の親の全身には、とが多い。しかしこのままでは、障害児に一生を捧げてMさん自身の人生も朽ちる。そんなことがあってよいものだろうか。

子どものための金を銘打ちながら、たとえ将で政治、大きな児童館を建てる。豪華で美しい施設である。

なら、なぜ、もっと身近に、私はいつも打ちやさしく身近に、たれでしまう。ひとりで屋根舞える。児童館などは、休日に親両の、大都等幾何で、親やバスにのりて、やっと出つく〝見世物〟のようなところまでたどりつく。

いのちを生み出すことの母親の初心がその本質であり、その心がその本質であり、歌い続ける、井の頭公園弁天さま上の、大都等幾何で、福知さんの青空保育がどうして発足した。その頃のはけがこの頃の子どもたちの目はすきる、戦後、昭和25年の夏、武蔵野市井の頭の町を、タンバリン金切り声の女性がいた。「福知さん、子どもたちを救う福祉の子育てを」と訴えて歩いたのだ。

当時前進機関首長の保守、ハメルンの笛吹き男に連れる子と片隅のこの青年は、子どもたちのために、署名の運動をはじめ、市川房枝氏はじめ婦人団体の協力を得て、ついに実現。

後第一線を退いた今も、親は自分の生活に追われ、子どもたちとではなかった。その親すべてが、老いた子が、老いた子を、老いた子どもたちに手をさしのべ、「福知さん」と慕い寄ってくる。

そして、障害児と同じように、保育の谷間にも、陽は当たらぬままである。国際児童年が単なるお祭りで終わらせないためにも、具体的な施策の行なわれることを望む。

出版部長　永田　道子

〝足もとを掘れ　そこに泉がある〟

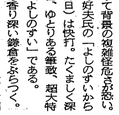

東京大学教授　篠原　一

今回の統一地方選は「地方の時代」がいわれるようになってはじめての地方選です。われわれは今年も、日本列島の中に無数のまとまりのある地方をつくり出すための元年にしなければなりません。そのように、大都市の一人一人の選挙と自然をとりもどすと同時に、大都市の外に人間にとって人間的のある地方都市をつくる作業をはじめるためには、われわれの頭脳を敏感に感じとれるだけの柔軟な感覚をもった職員や首長を、われわれ自身で育てつくり上げなければならないでしょう。多様性にとんだ地方の新潮流市民と代議士部長との間に連絡をとる工夫が多くされるべきです。

◆七夕の孫が直が通る側へ〝僕の万が若いから変る。おばあちゃんは行列長いことは言ってきたんかるからしょうがない〟と、殺傷に非ず、なるとしょうがない〟と、革命家になるのよ〟と、革命も未来の望ましい向に定着しつつある。

◆場面天神では、梅の花に合う俳祈堂の絵馬が多い位の由。親子も、二、三千円の折衝料によって、せめても救いとどころを得たいのだ。

◆市川房枝議員の今年初中は、多分最後の大会議の質問、持ち時間十分。緊張よくキリッとして立派な答弁。「ご申し上げた」と答えるほどの緊張ぶり。傍聴席は空席が目立ち、多少のさざめきや思わずの拍手とも、厳正的な注意もなく、エンバーグーも出来て、傍聴者も一言一句聞き逃すまいと、真剣な態度がうかがえた。

◆参議院選挙、美濃部知事は十二年間苦労様であった。都民として私一自治体のこと、特に東京行政を理想論には出来ない。与党の力を大きく強くする努力が都政の発展と思う。

◆今年は子供のことを考える国際児童年で、非行化防止、自殺禁止十則も出回されたというが、子供のことを考える大人の世界に問題があるのだ。

◆この間の騒ぎしりたが、理屈の筋ははけだ。お祖いかを申し対立に、次から次へおそれるべトナム、国内のロッキード、グラマン他の金権をめぐる背景の複雑怪奇な動き。

◆井野好夫氏の「よしのずいから」(毎日)は快刊。たくましく柔いい最新、ゆとりある筆致、堪能製の「よしのずい」。

◆梅の香り深い鎌倉をぶらつく。八幡様では、きんかんを食べ甘さを飲み、おばさんな歴史をまさぐりつつ世事を想う。光明寺で精進料理。胡麻豆腐がおいしく、梅干の天ぷらが珍しく。麩の焼煮が麩々のようにたのしかった。◆喜多前夜、孫と昌まさ、追憶というより春をまつ心や切。

(54・3・16 かな子)

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟　(渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内)　電話(370)2727番　〒151　振替195409

寒中お見舞申し上げます

名誉会長　市川房枝
会長　小池順子
第一副会長　松浦三郎子　(兼組織部長)
副会長　大槻勲子　(組織部長)
〃　伊藤智恵子
〃　(地方)　針生かつ子
書記　久保田須弥
〃　稲葉孝子
会計　富田正江
〃　杉山利子
会計監査　宮尾智子
〃　西村好江
指名委員長　本部静
指名委員　小森桑子
〃　赤塩文
常任委員　笠原美祢
〃　秋山まち　(財務部長)
〃　阿曾のぶ子　(会報部長)
〃　伊藤静枝
〃　今井英子
〃　紀平伸子　(会報編集長)
〃　河野啓子
〃　小林時枝
〃　小端千恵子
〃　小針静子
〃　坂口和栄
〃　鈴木篤子
〃　住田啓子
〃　瀬下恭子
〃　武井まつ
〃　田畑喜久子
〃　田畑かおる
〃　中村佐久
〃　永畑道子　(出版部長)
〃　原恵
〃　深川道子
〃　福島政子
〃　藤田綾子
〃　堀越寿美子
〃　向井承子
〃　本尾良
〃　八木橋富美枝
〃　山口みつ子
〃　横山睦
〃　吉田鶴子

上田支部一同
支部長　河原　みや
上田市常田一三一一〇
〒三八六
(二三)〇四五四

中央委員
美濃志津子
広島市南観音町一七一六
〒三三九
(三三)一八六九

広島支部一同
支部長　原田美代子
広島市新庄町二一一
〒三三三

民社党書記長
塚本　三郎
千代田区永田町二一二一
衆議院第一議員会館
(五〇)一七一四

中央委員
吉村　房子
神奈川県大和市南林間
〒二四六
(二七二)七四四

中央委員
小松　あい
豊能郡四宮神戸四四〇一
〒五九二
(五二)七二九一

中央委員
滝沢みちゑ
豊能郡能勢町東九八七三一
〒五九二
(二七)八四五九

豊能郡支部連絡所
織本うめの
豊能郡能勢町朝代通り五一八三
〒五九二
(二七)一六八

中央委員
名古屋支部
名古屋市中区栄五一二一七
佐藤ふみ方
〒四六〇
(二四)二六一五

前衆議院議員
加藤　清政
千代田区外神田六一二一四
〒一〇一
(八三一)七七七五

弁護士
中島　通子
新宿区新宿一三一一
リブル第三〇一
〒一六〇
(三五二)七〇一五

都立立川短期大学教授
吉田　勉
市川市北方町四一一四四四
〒二七二
(三九)二三七二

中央委員福島支部
中島　清江
福島市笹谷字北三四四七
〒九六〇二
(五八)二〇五六

小諸支部一同
支部長　小山　雪子
小諸市御影
〒三八四
(二)〇〇〇五

中野支部
会員一同

朝日新聞社総務労務担当
伊藤　牧夫
千代田区有楽町二一七一一
〒一〇〇
(三)三二〇一

東部支部部長
下村　幸子
長野県小県郡東部町田中
〒三八九一〇五
(〇二六八)六四

中央委員
宮坂うめ子
長野県東筑摩郡四賀村
〒三九二
(〇二六三)〇九二四

中央委員
酒井　知恵
長野市川中島篠ノ井A八
〒三八二
(〇二六)二四一二四

狛江市長
吉岡金四郎
狛江市和泉一四六二
〒一八二
(四八)五一一五

府中支部一同
支部長　幸尾妃桂子
府中市西原町二一六一九
〒一八三
(三五)四九四九

中央委員
永井　泰子
いわき市平下荒川字大平三三
〒九七〇
(〇三)四七一〇

いわき支部
永井　泰子
いわき市平下荒川字大平三三
〒九七〇
(〇三)四七一〇

武蔵野市副支部長
福井　俊子
武蔵野市吉祥寺南町四一七一二三
〒一八〇
(〇三)三三一二

横須賀市議会議員
久保田寿枝

宮崎支部長
中原　良子
宮崎市和知川原三一一〇二
〒八八〇

沖縄婦人有権者同盟
会長　源　ゆき
那覇市松尾二四外間ビル7F
〒九〇〇
(八三)一九五五

運動日誌　53・11/17～54・1/17)

11/17・政府委員会
・国際婦人年民議を実現するための運動会
11/20・機関紙印刷校
・セスガルジアー三所
11/21・事務局会議
・印刷会都市計画公害委員会傍聴
・住居を守る総会議
11/22・婦人署名約批准促進の要名・街頭署名
11/24・綾定行消費問題懇談会
・機関紙発行
11/25・26・機関紙印刷校
11/28・機関紙発送
11/29・第11回消費者保護会議決定の説明会(総定庁)
・財務部山陰旅行へ
・遺産相続勉強会
11/30・銀行動向説明会
・選挙協
・新有権者の集い相談会
12/1・機関紙整理会
・国際連絡委員会
・中国婦人代表団来日
・通産省ブロック研修会
12/2・人権規約相談会
・女定総理に申し入れ
・中国婦人代表団歓迎集会
・歓迎レセプション
・財務部山陰旅行から帰る
・国連NGO斎藤惠彦氏歓送会
12/4・綾定監査公判
・有事立法学習会
・遺産相続勉強会
12/5・常任委員会
・出版部会
12/7・杉並支部会
・出版部会
12/8・中国婦人代表団と交流会
12/10・石けんグループ会合
・新年会
12/11・国際婦人年民議を実現するための運動会
・出版部会
12/12・国際連絡委員会
・被爆者問題市民懇談会
12/13・市川先生を囲み懇談会
・市民センター共催
・新有権者の集い
12/15・財務部山陰旅行へ
・都支部連合会忘年会
12/16・財政会議
・婦選獲得記念日
・司法傍聴会
12/19・少年法改悪事会　・忘年会
・再校
12/20・大掃除
12/21・機関紙整理会
・54年婦選増選問題実行委
・消費者団体集会
・国際連絡委員会忘年会
12/22・組織部忘年会
・機関紙発送
12/23・バザー委員会
・忘年会
12/26・司法の国民連絡会議、バン作成委員会
・NGO高橋展子氏報告会打合せ
54年
1/6・役員、委員長、部長会議
1/9・常任委員会
・新年会
1/11・国際婦人年民議を実現するための運動会
・出版部会
1/12・国際連絡委員会
・被爆者問題市民懇談会
1/13・市川先生を囲み懇談会
・市民センター共催
1/15・新有権者の集い
1/16・司法の連絡会幹事会
・婦選獲得記念日
・財政会議
1/17・財政会議
・日中友好新年の集い

専修学校
津田スクールオヴビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり　願書受付1月22日より
英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦　どなたでも入会できます。
1期3カ月……年4期(4・7・10・1月)
申込……毎期1カ月前より受付開始　申込期定員ず切
堅切指導
国電　千駄ケ谷駅前　TEL(402)7331
財団法人　津田塾会経営

ぬれ手にご注意！

東京電力株式会社

純植物性原料使用
リサイクル'78
めざせせっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

シャープ、スピード、サービス
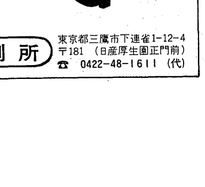
森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181 (日産厚生園正門前)
☎ 0422-48-1611 (代)

酢のもの に
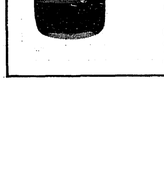
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のものができあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

つけたら回そう換気扇
ガス坊やの安全コーナー

東京ガス

おさそい

あんずの花咲く信濃の京風の宿でポンポン船の旅〟ゆっくりデラックスバスで白一面のあんずの里を探ねてみませんか。山桜、あんず、桃と信州は春にになれます。京風の宿でお抹茶、懐石料理ととポンポン船、山里まで。

小諸支部一同
支部長　小山　雪子
小諸市御影
〒三八四
(二)〇〇〇五

中央委員
中野　正剛
(三)〇〇九一
(四八)五一五五

中央委員
いわき支部
永井　泰子
いわき市平下荒川字大平三三
〒九七〇
(〇三)四七一〇

武蔵野市副支部長
福井　俊子
武蔵野市吉祥寺南町四一七一二三
〒一八〇
(〇三)三三一二

横須賀市議会議員
久保田寿枝

宮崎支部長
中原　良子
宮崎市和知川原三一一〇二
〒八八〇

沖縄婦人有権者同盟
会長　源　ゆき
那覇市松尾二四外間ビル7F
〒九〇〇
(八三)一九五五

花片

◆七夕の孫が直が通る側へ〝僕の万が若いから変る。おばあちゃんは行列長いことは言ってきたんかるからしょうがない〟と、殺傷に非ず、なるとしょうがない〟と、革命家になるのよ〟と、革命も未来の望ましい向に定着しつつある。

◆場面天神では、梅の花に合う俳祈堂の絵馬が多い位の由。親子も、二、三千円の折衝料によって、せめても救いとどころを得たいのだ。

◆市川房枝議員の今年初中は、多分最後の大会議の質問、持ち時間十分。緊張よくキリッとして立派な答弁。「ご申し上げた」と答えるほどの緊張ぶり。傍聴席は空席が目立ち、多少のさざめきや思わずの拍手とも、厳正的な注意もなく、エンバーグーも出来て、傍聴者も一言一句聞き逃すまいと、真剣な態度がうかがえた。

◆参議院選挙、美濃部知事は十二年間苦労様であった。都民として私一自治体のこと、特に東京行政を理想論には出来ない。与党の力を大きく強くする努力が都政の発展と思う。

◆今年は子供のことを考える国際児童年で、非行化防止、自殺禁止十則も出回されたというが、子供のことを考える大人の世界に問題があるのだ。

◆この間の騒ぎしりたが、理屈の筋ははけだ。お祖いかを申し対立に、次から次へおそれるべトナム、国内のロッキード、グラマン他の金権をめぐる背景の複雑怪奇な動き。

◆井野好夫氏の「よしのずいから」(毎日)は快刊。たくましく柔いい最新、ゆとりある筆致、堪能製の「よしのずい」。

◆梅の香り深い鎌倉をぶらつく。八幡様では、きんかんを食べ甘さを飲み、おばさんな歴史をまさぐりつつ世事を想う。光明寺で精進料理。胡麻豆腐がおいしく、梅干の天ぷらが珍しく。麩の焼煮が麩々のようにたのしかった。◆喜多前夜、孫と昌まさ、追憶というより春をまつ心や切。

(54・3・16 かな子)

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟　(渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内)　電話(370)2727番　〒151　振替195409

男女平等実現のため大平総理に面会申し入れ

国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会（世話人、市川房枝、大羽綾子、中村紀伊の三氏）は、1月26日、首相官邸で、大平総理に面会、総理府婦人問題企画推進本部長としての総理に、別項の申し入れをおこなった。

この日、市川参院議員の紹介で連絡会から、大羽綾子、魚木アサ（日本Y総幹事）西村章子（WIL副会長）升井登女尾（母親連絡会役員）山野和子（総評婦人局長）山本あや（新婦人代表委員）の諸氏に連絡会担当の山口みつ子が同席した。

会見の冒頭、市川氏は「総理は婦人問題企画推進本部長で居られる」と、まず婦人問題の最高責任者としての認識を促すと「そう本部長です」と総理の相づち。「推進本部員は各省事務次官で男性ばかりなので女性をぜひ加えていただきたい。推進会議の委員も適切な人に変えてほしい」の注文にたいし、「女の次官がいない。しかし参与にはお願いしている」という答にとどまった。山野総評婦人局長が女性労働者が1284万人もいることをのべると「パートも入っていますね」そして「分娩に健康保険の適用を」の要望に「出産は疾病でないから…」と重い口調ながらポツリポツリ話が出た。

「国連婦人の一〇年が終る1985年には日本で婦人の世界会議を開催してほしい」の提案に総理はすかさず「金がかかる。財政が渋いから」と苦しい財政下をのぞかせる弁。「まだだいぶ先のことです」と市川世話人。かくして20分間の会見は終った。

尚、昨年末、総理の呼びかけで婦人団体との懇談会が開かれ、小池会長も出席、提言している。今回は、その席に招かれなかった団体代表が、市川議員の手引きで会見した。連絡会は引き続いて総務長官をはじめ、厚生大臣、労働大臣に面会、申し入れを予定している。

（山口　みつ子）

申し入れ

内閣総理大臣
総理府婦人問題企画推進本部長
大平正芳様

昭和54年1月26日
国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会
世話人　市川房枝、大羽綾子、中村紀伊

婦人の地位を高め、男女平等を実現するため大平総理に対する要望

過ぐる1975年の国際婦人年に、私共民間組織の婦人団体及び労組婦人41団体は、民間独自で国際婦人年日本大会を開催、男女平等の実現をめざして諸決議を採択、政府関係機関に決議の実行を申し入れました。大会後は、加盟団体有志（約38団体を代表する個人）で「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」を設置、国連の世界行動計画及び、ILO第60回総会の諸決議、政府の国内行動計画並びに私共の決議が実行されるよう独自の運動を続けてまいりました。

昭和52年1月、政府の国内行動計画が策定され、53年6月には国内行動計画前期重点目標として各省の具体的な施策が発表されましたが、その都度、私共の諸決議に基いた内容を具体的に政府の計画にとりいれ、それらの速やかな実現を要望してきました。

「国連婦人の一〇年」は、来年1980年の中間世界会議をデンマークで開催されることに決定しました。この会議では、各国の男女平等についての評価が問われることになっております。計画の実効をあげるために、当事者である民間の婦人の意見を十分にとり入れ、速やかな施策の実施を強く要望いたします。

記

一、婦人問題企画推進会議ならびに婦人問題企画推進本部の充実と強化について

(1)婦人問題企画推進会議の委員を再検討し、国内行動計画の具体的な施策遂行を監視し、計画の実施について十分民間の意見を反映できるよう運営すること。

(2)婦人問題企画推進本部員に数名の婦人を加えること。

二、男女平等を実現するための政府の基本姿勢について

日本国憲法とそれに基く諸法制の下で、男女平等が法的に認められたにもかかわらず、三〇年余を経た今日も尚、各分野で男女差別が行なわれている。政府は法と実態の距りを取り除き、婦人の基本的人権を保障すべき重大な責任を負っている。

然るに政府の国内行動計画はこの点の認識を欠いている。今後の具体的な施策に於て、この基本姿勢を明確にうち出すこと。

三、政策決定の場に婦人を増強すること。

(1)婦人公務員に昇進の道を開き管理職等に婦人を登用すること。

(2)行政機関における議会及び各種委員会に有能な婦人を増強すること。

四、学校教育における男女平等を徹底させること。

教育の男女平等が実現しない背景には、伝統的な男女の固定的役割分担の考えが根強く、政府の文教政策に原因があると考える。

政府は、教育基本法に則った男女平等教育を徹底させること。

五、男女平等の勤労権を確立すること。

憲法で保障されている男女平等の勤労権は、婦人が自立するための基本的人権である。婦人の働く権利、職業選択の自由は、全人格の発展向上の基本的条件である。

(1)母性を社会的機能として保障すること。

(2)そのための婦人労働保護を理由に、雇用及び労働条件の男女の差別的取扱いをしないこと。

(3)婦人労働施策の決定については、労働の実態を十分調査し、かつ当事者たる婦人労働者を相当数参加させること。

六、社会保障制度を充実し、婦人の年金権を確立すること。

(1)一人暮しの老令者には婦人が圧倒的に多く、益々増大する傾向であり、大きな社会問題となっている。特に就労、配偶者、こどもの有無にかゝわらず、全ての婦人に個人としての年金を支給し、老後生活を保障すること。

当面、遺族年金は必要であり、速やかに増額すること。

(2)男女平等の実現には、社会保障制度の充実が大きな比重を占めるため、児童福祉、母子福祉の充実をはかり、とくに出産費用については、健康保険を適用すること。

七、国際協力について

「国連婦人の一〇年」の1985年には、国連主催の世界婦人会議を日本で開催するよう、政府は今から準備にとりかかって頂きたい。

以上

支部訪問⑫青梅

ねばり強い運動の歴史

青梅支部の皆さん

1月24日、青梅支部に向うべく立川で乗り換えた青梅線は、春のような日射しがいっぱいで席は空いていた。羽村を過ぎるあたりから人家の屋根が途切れはじめ、新宿から1時間余りで青梅に着いた。街並は賑やかだが駅前には喧噪がなくフワッと迎え入れてくれる土地柄であった。

青梅支部は昭和22年1月12日発足。当時からの会員、福島政与氏に先ず支部の歩みを伺った。

発足に当っては本部より西村好江氏の呼びかけがあり、村上富子氏が初代支部長となられた。一時中断（23年～30年）もあったが故伊藤恒子氏他のお骨折りで31年に30人の会員で再発足。それからの歩みは地域の啓発運動として有権者の自覚に立ち、国民の意志を代表する議員を選ぶため、35年秋には第一中学校のブラスバンドを先頭に公明選挙運動の提灯行列を行ない、40年には明るく正しい選挙について講演会を市川名誉会長故山高しげり氏を講師に迎え開催。43年の参院選には、宣伝カー2台を出して青空演説会を行なった。44年の総選挙にはボンゴで繁華街を限なく放送宣伝して廻るなど熱意のある運動の積み重ねをしてこられた。

35年には青梅市議に婦人議員として坂田トヨ氏初当選、40年には4年前の署名運動が実り市教育委員に井上富美氏が任命されている。

市議会の傍聴には2～3名が出かけ、それを最寄会で学習し、その学習が運動の推進の一つとなっている。時に応じて本部から講師を招き又選管を囲む話し合い等をしてこられた。その他きめ細かな企画として美化運動（幼稚園・学校・商店に文書で協力を依頼）など地域に滲透してゆくねばり強さ、青梅織物工場見学や、聖明園養老院慰問、切手整理奉仕等地域や、地域の施設とのつながりを大事に

35年には婦選会館建設資金集めのため会員が総出動した。婦選会館バザーには本部の手伝いや買物にバス1台に50余名が乗って何回か参加する等財務にも積極的に協力され現在はリサイクル'78の粉石けんを月6ケース捌いていられる。

福島氏から支部の歩みを伺いながら着いた新年会の会場は、東青梅駅近くの福祉センターで、入口に小林時枝氏を迎えるため会員の方々が待っていらっしゃった。

窓の広い明るい室に小林時枝氏、鈴木ゆき子支部長他20名の会員がならび和やかな話し合いが始まる。

支部長から今年は統一地方選の年であるから力を合せてゆきたい。近く選管を囲む会を持ちたいと挨拶があった。運動として統一地方選について啓発活動をするとのことであった。小林時枝氏は機関紙1月号「ひろば」の市川名誉会長の言葉のように、支部の役割をしっかり受け止め、人口に比して恐らく一番会員の多い支部として頑張って欲しいと話された。会員の方からは自治体の財政や婦人の公職参加について活発な発言がされた。

青梅市は今回は市長選はない。市議は30人。婦人議員は1人。今のところ婦人の立候補者はいないという。

青梅支部のように地域のつながりに立った日常の運動で、投票やその他で自分の意志を表わす層を厚くしてゆくことが大切と思う。

東京の西にあるこの支部が、同盟の理念に心を合わせ、人のつながりにねばり強く努力されて進まれた年月が、根を着実に下ろしていられるのを知り、たのもしく思った次第でした。

（瀬下　恙子）

今ここでこんなことが

許せない常識はずれのお手盛り報酬―宮崎市

宮崎支部では、特別職の報酬引き上げに関連して常にチェックする立場をつづけてまいっております。

昨年12月6日、宮崎市特別職報酬審議会は諮問を受けていた市長ら三役、市議会議員の給与、報酬の引き上げについて答申、市はこの答申に基づき、特別職三役10％、市議会議員22％の報酬引き上げを議案として市議会に提案しました。

私共はこれに対して、見直しを求めた申し入れ書を12月14日、日高市議会議長に提出しました。統一地方選挙を前にして、常識はずれの高率アップは有権者の信頼と期待を裏切るものです。

退職金に関しては、私共の主張はとり上げられ、前回アップのとき、県および宮崎市で条例の改正が行なわれ、去年8月退職の宮崎市長退職金から新しい計算払（今期分以後、アップ分はその期についてだけ計算）が実施されました。他の地方公共団体にもひろがっていくよう願っております。

（山内芙美子）

公報発行条例化に成功する―相馬市

明るいお知らせ出来ますことうれしく存じます。

先に相馬支部は、市長並びに市議会議員の選挙公報発行に関する陳情書を提出していましたが、昨年12月23日、条例化が決議されました。

相馬支部は発足が昭和51年2月1日で日も浅く、会員も少数で、婦人団体連絡協議会ですら理解して貰えない苦しい時がありました。

そうした中で昨年8月28日に独自で陳情書を提出し、9月の定例議会で総務委員会に付託されました。9月29日の総務委員会に呼ばれ、提案理由や質問を受け、又、委員会傍聴も申し込んで5人出席し、はじめての経験をしました。

12月の定例議会に総務委員長提案で条例化すべく種々質問の後休会となり、1時間半もかかり、しびれを切らしての傍聴でした。傍聴席からは議員は不勉強だ、役に立たない、婦人議員を出すべきだなどと不満のささやきも聞こえました。

再会後は問題なく無事通過で、一寸気抜けた感じでしたが、成功しました。

成功した理由をいろいろ考えて見るに、市議会議員との明るい懇談会を2回開きよく交流を求めたこと、選管には常時足を運び、明るい選挙推進協議会とタイアップして街頭演説や啓発していた私達の熱意をわかってくれたことなどとうれしく思っております。

来たる4月の統一地方選挙には候補者の資料も整うことで、我々市民は、よく知ってよく選ぶことが出来、明るい選挙に一役かうことが出来ると、私達の運動が認められたことを誇りと思います。

今後は候補者の立会演説会とまだまだ取りくまねばならない問題があります。婦人は婦人同志ということをモットーに、他の婦人団体の人達と手をとり合って、婦人の手で理想選挙の実現に頑張りたいと思っております。

（本多　みつ）

選挙法の"盲点"をつく―政治団体の乱造―札幌市

4月の統一地方選挙に向けて、各立候補予定者を後援する政治団体の看板が目立ち始めたのは昨年来のこと。各地で事実上の事前運動が繰り広げられています。

51年1月から公選法、政規法の改正で政治団体の登録が義務づけられ、看板も一団体につき何枚とと制限されたことはすでにご承知の通りです。

ところが、団体数そのものは限度がなく、「××と共に歩む会」「○○後援会事務所」など政治団体は同一候補であろうと団体名さえ変えれば何団体でも登録できるのが盲点。そこでこれを最大限に活用し、看板を一枚でも多くと、枚数かせぎに一候補予定者が多数の団体を届出るという、団体乱造の現象が著しくなり、北海道はいま、全国一の過熱状態です。

道選管の調べでは、全道の団体登録数は昨年12月で8千団体を越え、地方選挙までに1万団体に達するのは確実とみられています。

このなかで、保革2人の立候補が予想される知事選がらみの政治団体は双方合わせて760団体あり、両候補とも道内212市町村に一カ所以上看板を掲げていることになります。

また道議候補予定者は、10以上の団体を持つ人がザラといわれます。一方札幌市議会は昨春、一候補一団体の自粛申し合わせをしておりますが、市選管によると、新人候補の場合その指導の甲斐もなく、団体数を増やすケースが出てきており、雪崩現象が起らないよう警戒しているようです。

本来選挙法の改正は、お金のかからない選挙を推進するために行なったはず、法に触れない行為とはいえ、これを野放しにすることは立法趣旨に反することです。

憲法に保障された"結社の自由"を侵すことはできませんが、今後も候補者の自粛を望めないのなら、何んらかの規制措置が必要でしょう。

（岩本　睦子）

（注）文中"昨年"というのは53年のことです。

純粋なもの・自然なものを
おとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

54年度国家予算（案）学習会

講師　宮下忠安氏（参議院予算委員会調査室主任調査員）

2月2日、日本婦人有権者同盟、婦選会館、市民の会共催による学習会「昭和54年度予算（案）の検討」が婦選会館に於て行われました。市川房枝氏の御挨拶につづいて宮下忠安氏による54年度予算（総額38兆6001億円）の骨格、性格、問題点について学習をしました。

一　政府案の概要

(1)予算編成方針

◎景気の下支え、維持に配慮して公共事業費の確保（前年度比20・5％の伸び。）◎50年度以降借金財政となっているので、財政の健全化、改善をしたいとして、経常経費の抑制、圧縮、一般消費税の導入に目途。

(2)予算案の内容

◎54年度の一般会計予算38兆6001億円。前年度に比して12・6％増。53年度は34兆2950億円で前年度比20・3％の増であった。

◎国債発行額は15兆2700億円。前年度比39％増。53年度は10兆9850億円で前年度比29・5％増であった。一般会計にしめる国債依存度は39・6％となって、約4割を借金で賄わなければ54年度の予算が作れなかったことになる。

(3)歳入の内容

租税、印紙収入は21兆4870億円で一般会計にしめる構成比は55・7％であるが、53年度は21兆4500億円で税金で賄われた部分が約63％であった。

(4)主要経費の内容

下の表は伸び率順に並べたもので国債費、いわゆる借金の利払いが26・6％。公共事業関係費20・5％。一般行政経費は8・3％なとなっている。

二　54年度予算で目だつ点

(1)緊縮、抑制型予算

一般会計は40年度（12・4％）以来、財政投融資計画は43年度（13・9％）以来の低い伸び率で圧縮された予算編成といえる。

(2)サラ金的予算

国債発行額が約15兆円と言うのは戦後最高であるし、また、国債依存度も39％と言うのは戦後最高である。そしてその利払いも主要経費の内容のトップで26・6％の伸び方で、絶対額で約4兆円の利払いは防衛費の2兆円の2倍、文教関係費とほとんど同じ〈額〉が利払いに使われている。

(3)増税に転じた予算

高度成長期は税収で財源が賄われていたが、50年度以降それが困難になって借金による運営（公債発行）となっていた。然し、それだけではすまされなくなって増税がされる。税制改正による増収額5965億円（12／29日経新聞）のうち、ガソリン税（2675億円）、航空機燃料税（220億円）で増収額の約半分を占め、これはいわゆるひもつき財源で、特別会計に入って（道路特別会計）一般会計予算書には入らない。増税しても半分しか一般会計の赤字救済に使えないという増税となる。

(4)増加財源の99・5％は借金

歳入の増加額4兆3051億円のうち公債金収入が4兆2850億円で、増えた支出の99・5％は借金で賄っていると言える。

(5)地方財政関係費の減少・低下

地方交付税が前年に比してマイナス（1086億円。2％）となり、地方の財源不足額は4兆1000億円で地方財政が54年度も非常に苦しくなる。地方自治体は仕事をして景気を浮揚させたいが、国からの交付金が減り、その補給措置として地方債1兆6000億円の予算を組んでいる。地方自治体の財源は苦しく、景気に対する力が弱くなり地方財政関係費の縮少を軽視してはならない。

(6)公共料金、負担金引上げ、インフレ内包の予算

税金以外でも国民の負担の増加となる予算の組み方となっている。主要な値上げでは米、国鉄、国立学校入学金、検定料、医療費などがある。

三、若干の問題点

(1)安上がり政府と効率のいい政府

日本政府は定量的に計った時、安上り政府だと言う。定量的に計った時GNPに対し一般会計などを含めた予算は約20％、西欧諸国は約30％、イギリスは約45％である。然し、定性的に見ると行政指導（許可、認可）を考えると高い政府である。定性的に減った結果定量的に減るのでなければならないと思う。54年度予算は定量的にだけ減らした金目論だけで、結果として国民生活の弱いところへしわ寄せが来る安上り政府といえる。

(2)財政再建の足がかり

政府は55年度のできるだけ早い時期に一般消費税を導入するという。多くの問題があるのに充分な検討や、国民のコンセンサスを得る努力がされていない。一般消費税を導入しても約3兆円の税収しかあがらない。これが財政再建の足がかりになると言うことに疑問があると思う。

(3)国債の消化難、管理政策

強制割当、日銀の買入れ方式が破綻し、国債の消化難を来たす。54年度末には60兆円の国債残高となって、管理政策、償還問題は困難で国債が首を締めはじめた54年度の予算の姿と言える。

(4)税制改正

昨年、医師優遇税制の改正に手をつけ、不公正税制の是正をしたと政府は主張する。然し、利子優遇税制など不公正税制は多い。旧来型の税制をそのままにしておいての一般消費税の導入は不公正税制の上塗り的な税制となる。

(5)雇用安定

150万人の完全失業者で失業率は2％の情況である。50年からの不況の中で企業は特に人べらしで利益を得ることを身につけたので、雇用関係の予算が計上されても消化が悪く使い残りがある。

(6)景気対策

成長率至上主義と言う批判的言葉で54年度は低い成長率とした。そのような言葉でだけ政策の問題を曖昧にしているのではないか。

(7)インフレの危険

最近の経済の動向を見ると土地価格の騰貴、商品市況の急騰は主要な原材料の値上りに必ず波及しインフレ、物価高の傾向となる。

(8)抑制された福祉予算

定量的な考え方で見たので生活保護、老齢福祉年金などアップ率は最低となっている。福祉を抑え気味にした安上り政府を作り、50年代後期の財政の中でこれが定着する危険はないのか。

＊　＊　＊

◎中味不明の安上り政府が定着しつつあるのではないかと言うことを54年度予算の総括として感じた。◎予算審議の中で国民生活中心の予算を組んでほしいこと。◎低成長経済の下では公平にウエイトを置いて予算、税制づくりをするという課題があるのではないか。との指摘があった。

（まとめ　久保田須弥）

主要経費の内容

	費目	金額億円	伸び率（％）	構成比（％）
1	国債費	40,784	26.6	10.6
2	経済協力費	3,254	23.6	0.8
3	公共事業関係費	65,401	20.5	16.9
4	エネルギー対策費	3,215	17.8	0.8
5	恩給関係費	14,998	12.8	3.8
6	中小企業対策費	2,317	12.7	0.6
7	社会保障関係費	76,265	12.5	19.7
8	文教科学技術	42,996	11.6	11.1
9	防衛関係費	20,945	10.2	5.4
10	その他事業経費	41,432	8.3	10.7
11	食糧管理費	8,959	6.3	2.3
12	地方財政関係費	59,931	2.5	15.5
13	公共事業予備費	2,000	－	0.5
14	予備費	3,500	16.7	0.9
	計	386,001	12.6	100.0

54年度国の婦人関係予算案を聞く

2月3日、婦選会館、日本婦人有権者同盟主催による「54年度国の婦人関係予算案を聞く会」が婦選会館で行われました。

保育所・母子福祉、母子衛生、売春対策関係、厚生省藤本勝己氏、坂茂氏、長田博氏。労働省甘粕啓介氏。文部省志熊敦子氏。総理府竹田晃氏。農林水産省塚本恵美子氏より説明がありました。展望（婦選会館月刊誌）3月号に詳細が掲載されます。

第33回国連総会報告会

国連NGO国内婦人委員会主催の国連報告会は、1月20日、婦選会館で開かれました。

NGOの委員長市川房枝氏は、開会のことばとして、今回の政府代表5名の内、緒方貞子公使と高橋展子氏の2人の女性代表が出席され、よろこばしいと述べられました。ついで前国連代表代理、佐藤欣子氏の歓迎のことばがあり、新任された外務省国連局長賀陽治憲氏によって、園田外務大臣のメッセージが代読され、報告に移りました。

まず、国連局長として長年活躍され、この度大臣官房審議官となられた大川美雄氏から、総会全般について報告がありましたが、国際人権規約の国会承認批准と、国連による世界の安全保障を強調されました。

政府代表高橋氏は第3委員会では、社会、人権、文化に関する数多くの案件の審議が行われたが、国連婦人の10年については、8件の決議案が出され、殆んど対立意見がなくコンセンサスで採択された。第⑤議案として出された婦人の10年募金は目標4万ドルに対し現在誓約額を含めてアメリカ400万ドル、日本は0であるが日本拠出は来年度予算案で50万ドルが決められている。

又、第⑧議案となった、1980年世界会議の開催地は、イランの辞退により、デンマークのコペンハーゲンに決定した等、貴重な報告がなされました。なお53年10月24日からパリで行われた、第20回ユネスコ総会に政府代表として出席された縫田曄子氏より、政府決定に婦人を参加させるために等の報告が追加され、大学婦人協会、佐野知恵氏の閉会のことばで報告会は終了しました。

（まとめ　松浦三知子）

学習会要旨

韓国・北朝鮮と日本
「韓国からの通信」を読んで

韓国からの通信　T・K生（岩波新書）
1973年7月～1973年9月を読んで
司会　紀平悌子
レポーター　田畑喜久子

私の担当した部分は、韓国の維新憲法実施半年後から、金大中事件が突発した直後までで、主として韓国の政治形態、社会状況が中心になっていました。

先ず政治形態は、議会制民主主義を看板に掲げ乍ら、実質的には独裁制の警察国家になっています。

この独裁制を直接支えているのがKCIAで、大統領に直属していて決定権を朴個人が握っています。ですから法官も事件処理の権限がなく、教育も私立高校の教師の任免権まで政府が持ち、学問研究の内容発表まで、文教部やKCIAが介入しています。

まるで日本の戦時中の治安維持法時代を思わせるのですが、脅迫、拷問、密偵の横行、密告の恐怖は、もっと露骨でひどいようです。

国会は、独裁体制の体面カムフラージュ用とされ、朴政権が一国一党主義をとらないのは、それが「より巧妙なファシズムであることを示しているに過ぎない。」とさえいわれています。ですから、「韓国には野党が存在しない」と噂されます。政治屋の党の選択、当落、発言行動は全部KCIAに握られ、政府の完全な操り人形にされ、野党で多少自由に活躍している人は、「最も執権者に近よっている人」といわれています。

これを具体的に示しているのが「統一社会党」の解体です。「改正政党法」により25ケ所の法定地区党確保を不能にされ、党首、「金哲」氏を、「北の政権を現実的な北の政治権力として認めるべきだ」という発言で有罪にし、党首から引きずり降しました。政府がこの判決の10日後に、この発言通りの南北政治体制共存にふみ出す声明を出したのに（73年6月23日）

結局、多少でも批判的な政治勢力の存在を許さぬという体質が、はっきり出ています。

「私は、死なねばこの座を退かない」と外人記者にいったと噂される朴大統領の言葉が、維新体制以後、彼の神格化に多大の力を注がせます。終身大統領制と共に個人崇拝が表に出、国民に、「彼に服従と共に愛せよ」と強いる形になります。この大声にこだまする民衆の声の低さ、この沈黙の中に民衆の心を他の人物が占めて行くという不安、この背景の中に、金大中拉致事件は必然であったといえるのではないでしょうか。

金大中事件がKCIAの仕事であることを疑うものはいません。

権力側はこの処理を、国際的な監視下で、「どんなに上手にごまかすか」であり、民衆側は金大中本人の安全が最大の関心で、彼を死から救った力に祈るような期待になります。その一翼が、日本国民のヒューマニティと良識、日本のマスコミの支援と信じられ期待されています。

討論

普通、クーデターによって成立した政権を支える力は軍になるのであるが、その点が表面に出て来ない（世界〔七三、七〕に維新憲法の国民投票の軍隊内の実態日記が抜粋され不正投票があばかれている）。

この無理が朴大統領に軍の扱いを慎重にさせ、あまり手を汚させないのではないでしょうか。結論として朴大統領の死命を決しうるのは軍の動向だろうとなりました。

前出の統一社会党の金哲氏が一昨年の日本における社会主義インターナショナル世界会議首脳会議に出席されていて、紀平さんから風貌逸話を伺い、人物像具体的ないきさつ背景がよくわかりました。

尚昨冬の韓国国会議員選挙において、統一社会党は再び立候補をボイコットしたそうです。

重要な指摘として「官製反日が国民の自発的反日となり、権力への抵抗となってはと競々である」の条がありましたが、この基盤の具体的材料が足りないので、次回以後に期待したいと思ってます。

宇野先生は、「韓国は日本の鏡」と仰言っていられます。この言葉の重みは知れば知る程増します。私は韓国を知ることが私の良心と感じています。一人でも友の多くなることを祈りつゝ。

（1月25日婦選会館）
（まとめ　田畑喜久子）

市川房枝先生を囲んで
新年懇談会

1月13日午後、東京としては珍しい雪降りの日に、恒例の市川房枝先生を囲む新年懇談会が今回は婦選会館・民主政治をたてなおす市民センター・理想選挙推進市民の会・日本婦人有権者同盟の四者共催で月例の勉強会の代りとして開かれました。遠くは富山県、千葉県などからの御出席もあり新しいお顔ぶれもあって、市川先生の御挨拶として「最近の政治状勢」「東京都知事選挙」についてのお話のあと自己紹介をかねての意見発表や先生への質問等が出席者全員からなされ、楽しい有意義な半日でした。

先生のお話の概要を次にまとめさせて頂きます。

＊　＊　＊　＊　＊

ゆっくりした気持で皆様とお話したいと議員になってからこの新年懇談会をずっと続けてきました。

最近の政治状勢について御報告の義務があるので簡単にそのことを申上げ、そのあと都知事の問題についてお話したいと思います。

昨年暮に大平新内閣が誕生、続いて臨時国会・87通常国会が開かれ現在自然休会となっています。大平内閣のできた時のことは婦人展望1月号私の頁に書きましたのではぶきますが、問題は総裁選挙にあります。従来、総裁選挙は衆参の自民党議員と全国都道府県の自民党支部の代表者によって選挙されて来ました。これは自民党内の私的な役員選挙ということで公職選挙法の適用がないまま買収・饗応は勝手次第で多額のお金が使われ問題となっていました。三木総理の時、自民党の諸悪の根元は総裁選挙にあるので一般党員の参加できる選挙にすべきだと主張され、福田総理もこのことを支持し今回の予備選挙・本選挙のやり方がきめられたのでした。

結果は大平氏は本選挙なしで総裁となり、12月7日の臨時国会の首班指名選挙で過半数の票を得、総理大臣に決りました。

この選挙は各政党が自分の所の長に投票するのですが、過半数の票がとれなければ当選しないので結局自民党しか当選しないことになります。二院クラブは政党でないのでしばられることなく、今回は田中派に応援されて出た総理大臣に抗議する意味で全員白票を投じました。

このあと決められた閣僚の顔ぶれは平均年令も高くあまり変りばえのないものでした。

内閣としては54年度予算を作ることが大事な仕事であり、予算の中にすべての政策が含まれるので、それが出されてから問題を検討し学習会もしたいと思います。組閣がおそかったので予算を出されたのもおそく、やっと出た予算総額38兆6001億円は昨年の12％増でその40％近くが公債による借金財政となっています。

これが印刷され国会議員全員に渡った後、総理の施政方針、外相の外交、蔵相の財政、経企相の経済の四演説が行なわれ、これに対し各党派の代表質問がなされます。二院クラブにも10分間の割当があり今回は私がやることになりました。

東京都知事について私も少し関係しましたのでお話をいたします。はっきり立候補を表明しているのは太田薫氏と麻生良方氏でその他はまたはっきり決っていません。共産党は社会党の推す候補者を推すことに党主会談で話合ったがまだ候補者は決まらず、社会党都連・都下革新市長会は武蔵野現市長後藤喜八郎氏を推薦していますが社会党としての推薦ではありません。自民党は中間派四党の出す候補者に相乗りするらしいが、元の都副知事鈴木俊一氏に目星をつけているようです。

選挙の勝敗のカギは公明党が都内にもつ80万票にかかっており、難しい選挙となり革新が勝つのは骨がおれるでしょう。社会党が今まで放っておいて迫ってから火がついたように騒ぎだすのはおかしいが、お役にたてばと少し動いてみたが、今のところ様子をみているところです。

（小池　順子）

日本の味を大切に
シマヤだしの素
山口県新南陽市福川637　0834－63－2525

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

ダグラス・グラマン事件の徹底究明を！

日本婦人有権者同盟は、選挙法改正運動協議会（六団体）の共同運動として、議会制民主主義回復のため定数是正、政規法改正はじめ四項目について新総理及び法務大臣、自治大臣、自民党幹事長に、後記申し入れをおこないました。

2月15日、午後5時、市川参院議員の紹介により、第一に、自治大臣渋谷直蔵氏に面談、要望四点につき懇談しました。

政治資金規正法の改正については、大臣は「50年三木内閣の際5年を目途に個人献金にかえて行くという考え方には、私も3年間では無理だから、5年なら…と修正したが」など、改正には意欲うすく、衆参両院議員定数是正に関しても消極的な態度に感じられました。市川先生から、「選挙制度審議会のような第三者機関で検討するべき」と特に申し入れました。

有権者同盟からは小池会長、紀平政啓委員長が参加しました。

大平総理、法務大臣、および自民党幹事長には順次同趣旨申入れをおこないました。（紀平 悌子）

要望書

私たちは、今日の日本で最も大切なことは、政治に対する国民の信頼を回復し、確立することであると確信いたします。

私たちは「信頼と合意」のもとに「国民と一体になって苦労をともにする政治をしたい」との大平総理の公約の実行を期待をもって見守りますが、議会制民主々義の根幹にかかわる事項として当面、新総理及び法務大臣・自治大臣・自由民主党幹事長に対し、左記の事項の実現を強く要望します。

記

一、総裁選挙には厳正なルールをうちたてること。

自民党の総裁公選制は、党員の資格など数多くの問題はあるが、近代政党への一歩前進として評価したい。しかし、現在では自由民主党総裁は即総理である。従って、総裁選挙が派閥抗争におち入り、巷間うわさされる金権選挙によることは許されない。公職選挙法にもとづいた選挙の実施ができるようにルールや体制を確立されたい。

一、ロッキードに続く、ダグラス・グラマン社の航空機導入疑獄事件の徹底究明を望む。

ロッキード事件が現在司法の手で究明されつつある折から、再び発生したマグダネル社及びグラマン社の自衛隊機導入をめぐる事件は、政・官・財界のゆ着による構造疑獄の再現であり、国民はあとをたたない巨大事件に暗然としている。こうした事件が、今回も米国の証券取引委員会により公表され、米側の調査で明らかにされたことは誠に遺憾である。これまで、巨額の疑獄事件に対する政治責任の解明と再発防止の対策は極めて生ぬるく、国民として不満をいだいている。真相の究明と責任の所在を早急に明らかにするよう、政府国会は全力を注いで、国民に納得のいく解決をはかられたい。併せて再々発を防止するための措置を早急に講ぜられたい。

一、衆参議員定数の不均衡是正を早急に是正するため、公選法を改正すること。

私どもは、衆・参（地方区）両院の議員定数不均衡是正のため、再三訴訟してきたが、昭和五十一年四月一四日、最高裁は参議院の議員定数不均衡は憲法違反との判決を下し、五十一年十二月に行なわれた総選挙についての訴訟（越山康弁護士等）に対しても、東京高裁は「憲法が要請している投票の価値の平等に反する」と判決している。五十一年最高裁判決は参議院にも適用されるとの法制局長官の言明もあり、政府はこの際五十一年総選挙に対する訴訟の最高裁の結審を待つことなく、現行定数の枠内で、衆・参（地方区）両院の議員定数の不均衡を早急に是正されるよう公職選挙法の改正をはかられたい。

一、政治資金規正法の改正をはかること。

政治資金規制については、五十年七月四日改正により、政規法附則第八条において、五年を経過したら個人の拠出を強化する条項を入れる等、改めて検討することになっている。政党の近代化を促進し、国民の政治に対する信頼を確立するためには早急に企業、労組等の団体依存の献金を禁止し、個人寄附に限り、かつ、その最高限度額を設定す[illegible]資金収[illegible]をチェ[illegible]正な第[illegible]

昭和五十四年二月十五日
選挙法改正運動協議会
日本婦人有権者同盟会長 小池 順子
理想選挙推進市民の会代表幹事 市川 房枝
日本青年団協議会会長 [illegible]
私は有権者の会会長 [illegible]
全国地域婦人団体連絡協議会会長 大友 よふ
主婦連合会会長 奥 むめお

ひろば

中央委員会開催にあたって

会長 小池 順子

規約により会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終るとなっていますので総会並にこれに代る中央委員会は毎年4月中に開かれてきました。本年はその4月に統一地方選挙があり、国鉄ストも月末まで続く予定とき、総会に代る中央委員会は5月の連休明けの11日・12日に開催されることになりました。

今回は帰途の足のご心配もなく、会議場・宿泊所が同じ処なので移動の混乱もなく、腰を落つけてじっくりと53年度の反省及び54年度へ向けての出発をいたしたいと思います。どうぞ建設的な御意見を沢山お持ちになって御参加下さいますよう御願い申上げます。

昨年の総会に於て決められました7つの運動目標に向って、私共は限られた人数の会員により最大限の運動量をこなしてきました。同盟本来の運動である選挙との取組みは、4月の統一地方選挙へむけて、夏期セミナー、全国支部長会議に於て学習・協議を重ね、政啓委員会が中心となって具体的運動を展開し、本部支部共にこれに打込んでいます。その成果及び反省は今回の中央委員会を通し今後の運動への大きな示唆となることでしょう。その他引き続き運動してきた「都議会議長交際費訴訟」「参議院議員定数是正訴訟」も近く判決が言いわたされることとなり、私共の運動の結果がどのように出ますか注目しているところです。国際婦人年の婦人の政治参加の件も来年の中間報告としてどの程度の発表ができるか、更に強力な運動展開が迫られています。弁護人ぬき裁判反対・少年法改悪反対・環境問題・消費者問題・婦人問題・教育問題等々それぞれの担当の方々が学習会に、会合にと毎日のように動かれています他に、その時々に起ってくる問題にも、同盟独自で或は他団体と共同で対処していかなければならず、一年間追われるように過ごしてきたというのが実情です。

運動に伴う財政面でのやりくりも又大変でした。物価・公共料金の値上りで出費が莫大となり財政担当の方々は非常な御苦労を重ねてこられました。

社会状勢の変化に伴い同盟の運動も多岐にわたり広がってきました。根を深く幹を太くするためにどの枝を切り落せばよいか根本的な見直しが必要となってきました。中央委員会にはこのごとも大事な課題として真剣に御討議頂きたいと思います。

今や「地方の時代」であるといわれ、地方自治の確立と中央集権的な官僚機構の民主化が住民意識の中から起ってきています。各支部の活動しやすいときがきたのではないでしょうか。問題意識の高揚の中からこそ真の住民のための運動が生れてきます。そのリーダーとなるのがこれからの各支部の使命ではないでしょうか。

参議院地方区 定数是正訴訟結審となる
―判決は6月13日―東京高裁

2月7日午後1時、第8回口頭弁論が東京高裁第8号法廷（安岡裁判長係）で開かれ、原告第五準備書面及び市川房枝原告独自の準備書面について、被告第三準備書面及び書証陳述がそれぞれおこなわれました（原告、佐竹寛氏欠席）。

ひきつづき2月28日午後2時半からは、原告越山康本人尋問がおこなわれました。原告全員揃った法廷で、約40分間山口邦明弁護士（原告代理人）による越山康氏の尋問の結果、左の証明がなされました。

先ず、第11回参議院地方選出議員選挙（昭和52年7月10日執行）の実態分析表（その2）について（53年5月号掲載）は、従来の分析法とことなる方式を採用したこと。それは「議員一人あたりの全国平均有権者数に、各選挙区に配分された議員の数をかけて算出した有権者数と、選挙当日、その選挙区にいた実際の有権者数とを比較する方法であります。即ち、例えば有権者数50名、議員数1名の選挙区「A」と、有権者数100名、議員数1名の選挙区「B」、そして有権者数600名、議員数4名の選挙区「C」があったとして、議員1人当り有権者人数（全国平均）を100名とすれば、Aでは（50−100×1）÷100×100＝−50％になります。

式にすれば、（偏差）＝｛（有権者人数）−（議員1人当たりの全国平均人数）×（議員数）｝÷（全国平均人数）×100となります。

同様に計算をすゝめれば、Bでは−100％、Cでは＋200％になるのです。これが分せき基準の算定方法です。従って従来の方法―過大代表区と過少代表区の比較や、過少代表区の最大値と、議員1人あたりの全国区の平均人数を比較する―だと投票の価値が同じような数値で表現されその差異が認識されなかった選挙区同士についても、今回の方法により、よりよく比較ができるようになります。

実際の選挙区にこれを使えば、最大の過少代表区（過剰の有権者を有する区）は、東京（＋390.8％）大阪（＋244.22％）神奈川（＋232.18％）、埼玉（＋120.41％）の4区。何れも＋100％以上の偏差をもち、議員を1人以上（東京は少くとも3）増員すべきであります。この増員は、最大の過大代表区（有権者不足の選挙区）からの減員でカバーできます。つまり栃木（−84.15％）、熊本（−81.20％）鹿児島（−81.03）群馬（−79.94％）岡山（−73.43％）、福島（−66.42％）、長野（−59.52％）の2人区からそれぞれ1名宛て減員することで、定数の枠内で容易な是正が可能であります。

2月号掲載の原告準備書面第五に添付の「議員定数検証表その2」をみれば、現行の選挙区割りをかえず、議員の総数もかえず、過大代表区と過少代表区との間でバランスをとるだけで是正可能であることがわかります。

その「仮定の是正」の結果、余った選挙人人数、足りない選挙人人数、いずれも議員1人あたりの全国平均人数よりも少ないものとなり、この効果は過少代表区について、とくに大きいものになります。

さらに、現行配分の偏差55・42％（全国平均）が検証表にしたがって仮[illegible]

3月9日には午後1時から、結審に[illegible]最終弁論が行われました。

紀平 悌子

みんなで語ろう 私達の未来と政治参加
第17回 新有権者の集い

去る1月15日（月）、婦選会館で第17回新有権者の集いが開かれた。主催は例年通り同盟、市民の会、婦選会館。参加者は新成人6名を含む約50名。

今回は昨年の集いに参加し、その後毎月2回憲法学習会を開いてきた青年達の有志9人が実行委員となって企画・運営をまかされた。

当日は午前11時から恒例のもちつき。松浦、稲茂登、堀田氏等を中心に、多くの先輩方が早朝からお手伝い下さり、20キロのもちをついた。今年も昔とった杵づかを披露された市川先生、そして初めて杵をふる新成人もあり、体を動かしたあとのあん粉やからめもちの味は格別だった。

午後1時からは二階に会場を移し、実行委員高橋氏の司会で「皆で語ろう―私達の未来と政治参加」をテーマに話しあいにはいった。まず実行委員会の経過を久保が説明し、次に市川先生から主催者を代表して開会あいさつがあった。続いて過去20年間の内外の主な出来事を「私達の20年」と題する年表資料にまとめた小川実行委員が55年体制からはじまり、どのように自民党政権が続いてきたかを視点においた説明をした。そして代々木公園や新宿紀之国屋前で若者の政治意識を録音取材した藤村、田中両実行委員がテープを紹介し話しあいのきっかけをつくった。

杵もかるく（婦選会館玄関前で）

4時すぎまで続いた話しあいは針生誠吉氏（都立大教授）と紀平氏に助言をお願いした。残念ながらテーマをしぼった論議をかみあわせ、発展させることはできなかったが、ひと通り参加者の発言は一面を示していたといえよう。

いくつかの発言をご紹介する。

▲イギリスに選挙制度ができて二百年の歴史の中で、人間にとって選挙や政治が必要かどうか分らない（20才男子学生）

▲行使する一票が有効につかわれるかどうか疑問だ、身近な学友会選挙でも建前と本音は違う（20才女子学生）

▲政治家の悪い代表が田中と言われるが……政治家ばかりでなく我我も悪いのではないか。田舎には物を貰って悪いという感覚がない（新潟県出身男子学生）

▲社会に出ていく準備がなく、不安なモラトリアム人間だ（男子学生）

▲なぜ、大学は社会ではないのか（男子社会人）

▲学生の話は抽象的、仕事で学んでいくものがある（女子社会人）

▲働いていることにかまけて、投票には行くが住民意識がない（中学教師、男子）

▲一般的に不満がないといわれるが「満足」の中味について考えてみる必要はないか（女子社会人）

▲元号法制化、有事立法賛成だがこれをすぐ反動といわれると疑問を感じる（女子社会人）

▲自分の投じた一票に責任をもち選挙した相手に責任をもたせるという発想が必要だ（男子社会人）

▲アメリカにいた時ウォーターゲイト事件がおこり、小学校のクラスで討論した（女子高校生）

▲20才の時70年安保闘争に参加した。現象や事件の本質をみきわめることは大切だが、みきわめてからでは遅い。まず行動をおこすべきだ（男子大学院生）

このあと紀平氏から国の制度を変えるのは容易でないが、自治体の問題は私達のやり方しだいで変えられる。今度の統一地方選は初めて選挙権を行使するチャンスと発言があった。続いて話しあいの中で、「都知事選で保守が勝てば右傾化へ大きくカーブをきることになる。自覚した選択ならよいが……」と発言された針生氏は「青年は順応型では未来は拓けない。自我を形成する青年期に、自分で刀を抜いて古い社会になぐりこんでいく意気ごみがほしい」と結ばれた。

最後に小池会長からの閉会あいさつで集いは終了した。（久保 公子）

教育を考える ⑭
教育への権利――

これは今から67年も前、明治45年に夏目漱石が有権者の政治道徳を日記に書いたものですが「日本橋の某議員候補者の事務所に来て、あなたを投票して今帰りたといって、わざわざ名刺を置いていった者が七百何名かあったが実際の投票数はその半分しかなかった由。これ程ご丁寧なうそを吐くとは、候補者のやり口に、わるいところがあるからでもあろうが、彼等の道徳の程度が甚だ低いという証拠なり。」とあります。

昨年12月筑波大学での学生の投票権集団買収事件で、現代の学生にみられる公民意識の低さがうきぼりにされた事と考え合わせ、国民の正当な権利意識や、人生観が作られる時代の教育の大切さを感じます。

学校教育を終え成人になる時の青年達は、どのような公民意識をもっているのだろうか、教育の重要性と共に改めて考えてみたいと思います。本同盟の教育グループでは、現代の政治教育の必要性を訴えるためにも、義務教育、高校教育で政治教育の教材はどのように提供されているかを、教科書を通じて調査しており、合わせて教育制度のうつり変りを学び、教科書をめぐる問題点がうかび上って来て、これからの私共の運動への多くの課題を提供されています。

戦後の教育改革をつらぬくものは、「国民の権利としての教育」という考えで、一人の人間の全面的な発達の権利が充たされるための教育であって、学問の自由が尊重され、教育が行政から自立していなければならないし、教師の研究と教授の自由も保障されていなければならないのです。教育をうける権利が、憲法に規定された事の意味を、教育を国民の側からとらえる発想と国家の側から規定するものとの違いとして考えておきたいと思います。この教育理念の実現のために、教育委員会制度は公選制に変り権限は大幅に文部省から移され、教師は自分達の選んだ教科書を使って生徒にふさわしい授業を組み立てることができました。教科書が世に出るまでには検定制度と採択制度があり、この制度には多くの問題点がありますが、スペースが足りないため述べることはできませんが、一般の風潮として、自主採択に当り、検定にパスしたんだから、等と無関心でいる中に、昭和31年に教育委員会が任命制になり、後、「教科書の採択権は教育委員会にある」…というようになり、事実上統制がすすみました。教育委員会公選制の復活を求める運動も、教育の権利を主張するものとして教育グループを中心に、これから再び活動を始めます。

普通教育が義務教育と言われる言葉からか、国民の義務としての教育ととらえる義務教育観が、まだ残っている場面に時々接する事を行政の右旋回とともに気になっていた折、一月三十一日、国会の各党代表質問に対する内藤文相の教育勅語観を傍聴席で聞いた。

「教育勅語は昭和二十三年に両院で失効確認に関する決議がなされたのは承知しているが、その中には今日でもなお通用する道徳の根本的なものがあるのでその点を評価しただけである」と。

問題は内容が真理を述べているかどうかではなく、道徳の問題を勅語という形で命令したこととの間違いにあることを知ってほしいと思います。もう一度教育基本法の原点に返り、一人々々が自立し、個性と能力を発揮できる教育を進めたいと思います。（大槻勲子）（おわり）

運動日誌（1/18～2/8）

1/18 ○選挙法改正運動協議会 ○機関紙初校 ○都連
1/19 ○政啓委員会 ○遺伝毒性学習会打ち合せ ○経企庁消費問題懇談会
1/20 ○国連総会出席者報告会 ○静岡・目黒・中野支部新年会
1/21 ○三鷹支部新年会
1/22 ○公害監視委員会 ○国際婦人年連絡会申し入れ事項原案検討会
1/23 ○都特別職報酬大幅値上げ反対申し入れ ○教育グループ会合 ○司法パンフ小委員会 ○世田谷・足立支部新年会
1/24 ○少年法幹事会 ○七婦人会合 ○青梅・港支部新年会
1/25 ○韓国北朝鮮と日本学習会 ○機関紙再校 ○財務部会 ○中央委員会準備会
1/26 ○組織部会 ○国際婦人年の決議を実現するための連絡会で総理に申し入れ
1/27 ○都環境週間実行委員会
1/29 ○一般消費税反対のための中央連絡会打合せ会（不公平な税制をただす会） ○不用品交換会実行委員会
1/30 ○物価調査員研修会 ○機関紙発送
1/31 ○定数学習会 ○遺伝毒性学習会 ○被爆関係予算調査
2/1 ○武蔵野支部新年会
2/2 ○国家予算学習会 ○一般消費税2・23集会の打ち合せ（消費6団体）
2/3 ○婦人関係予算をきく会 ○生活を守る都民会議
2/5 ○新生活運動協会 ○府中支部新年会
2/6 ○常任委員会
2/7 ○定数訴訟口頭弁論 ○弁護人抜き裁判反対で各党へ申し入れ
2/8 ○選挙法改正運動協議会 ○一般消費税を阻止する国民総決起中央大集会（不公平な税制をただす会） ○司法の幹事会 ○出版整理会 ○新有権者の集い反省会

酢のものに

ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

シャープ，スピード，サービス
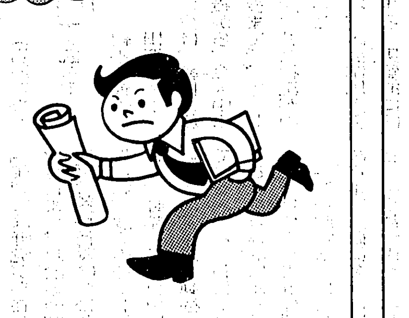
森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し
自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、
配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり 願書受付1月22日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会 英文タイプ科
懇切指導

小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
国電 千駄ケ谷駅前 TEL（402）7331
財団法人 津田塾会経営

ぬれ手にご注意！

東京電力株式会社

ガス坊やの安全コーナー
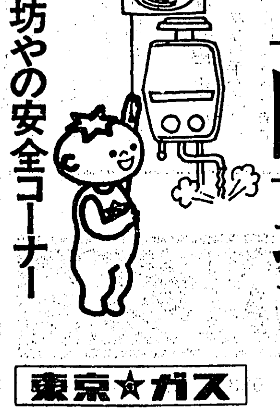
つけたら
回そう
換気扇
東京ガス

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替 195409

Published by the League of Women Voters of Japan No. 21, 2Chome-Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主議を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

ダグラス・グラマン事件の徹底究明を！

日本婦人有権者同盟は、選挙法改正運動協議会（六団体）の共同運動として、議会制民主主義回復のため定数是正、政規法改正はじめ四項目について新総理及び法務大臣、自治大臣、自民党幹事長に、後記申し入れをおこないました。

2月15日、午後5時、市川参院議員の紹介により、第一に、自治大臣渋谷直蔵氏に面談、要望四点につき懇談しました。

政治資金規正法の改正については、大臣は「50年三木内閣の際5年を目途に個人献金にかえて行くという考え方には、私も3年間では無理だから、5年なら…と修正したが」など、改正には意欲うすく、衆参両院議員定数是正に関しても消極的な態度に感じられました。市川先生から、「選挙制度審議会のような第三者機関で検討するべき」と特に申し入れました。

有権者同盟からは小池会長、紀平政啓委員長が参加しました。

大平総理、法務大臣、および自民党幹事長には順次同趣旨申入れをおこないました。（紀平悌子）

要望書

私たちは、今日の日本で最も大切なことは、政治に対する国民の信頼を回復し、確立することであると確信いたします。

私たちは「信頼と合意」のもとに「国民と一体になって苦労をともにする政治をしたい」との大平総理の公約の実行を期待をもって見守りますが、議会制民主々義の根幹にかかわる事項として当面、新総理及び法務大臣・自治大臣・自由民主党幹事長に対し、左記の事項の実現を強く要望します。

記

一、総裁選挙には厳正なルールをうちたてること。

自民党の総裁公選制は、党員の資格など数多くの問題はあるが、近代政党への一歩前進として評価したい。しかし、現在では自由民主党総裁は即総理である。従って、総裁選挙が派閥抗争におち入り、巷間うわさされる金権選挙によることは許されない。

公職選挙法にもとづいた選挙の実施ができるようにルールや体制を確立されたい。

一、ロッキードに続く、ダグラス・グラマン社の航空機導入疑獄事件の徹底究明を望む。

ロッキード事件が現在司法の手で究明されつつある折から、再び発生したマグダネル社及びグラマン社の自衛隊機導入をめぐる事件は、政・官・財界のゆ着による構造疑獄の再現であり、国民はあとをたたない巨大事件に暗然としている。

こうした事件が、今回も米国の証券取引委員会により公表され、米側の調査で明らかにされたことは誠に遺憾である。これまで、巨額の疑獄事件に対する政治責任の解明と再発防止の対策は極めて生ぬるく、国民として不満をいだいている。真相の究明と責任の所在を早急に明らかにするよう、政府国会は全力を注いで、国民に納得のいく解決をはかられたい。併せて再々発を防止するための措置を早急に講ぜられたい。

一、衆参議員定数の不均衡是正を早急に是正するため、公選法を改正すること。

私どもは、衆・参（地方区）両院の議員定数不均衡是正のため、再三訴訟してきたが、昭和五十一年四月一四日、最高裁は参議院の議員定数不均衡は憲法違反との判決を下し、五十一年十二月に行なわれた総選挙についての訴訟（越山康弁護士等）に対しても、東京高裁は「憲法が要請している投票の価値の平等に反する」と判決している。五十一年最高裁判決は参議院にも適用されるとの法制局長官の言明もあり、政府はこの際五十一年総選挙に対する訴訟の最高裁の結審を待つことなく、現行定数の枠内で、衆・参（地方区）両院の議員定数の不均衡を早急に是正されるよう公職選挙法の改正をはかられたい。

一、政治資金規正法の改正をはかること。

政治資金規制については、五十年七月四日改正により、政規法附則第八条において、五年を経過したら個人の拠出を強化する条項を入れる等、改めて検討することになっている。政党の近代化を促進し、国民の政治に対する信頼を確立するためには早急に企業、労組等の団体依存の献金を禁止し、個人寄附に限り、かつ、その最高限度額を設定すべきである。また、政治資金収支の届出についてその収支をチェックする専門家を入れた公正な第三者機関を設けられたい。

昭和五十四年二月十五日

選挙法改正運動協議会
日本婦人有権者同盟会長　小池順子
理想選挙推進市民の会代表幹事　市川房枝
日本青年団協議会会長　西井勇
私は有権者の会会長　春日慎一
全国地域婦人団体連絡協議会会長　大友よふ
主婦連合会会長　奥むめお

ひろば

中央委員会開催にあたって

会長　小池順子

規約により会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終ることとなっていますので総会並にこれに代る中央委員会は毎年4月中に開かれてきました。本年はその4月に統一地方選挙があり、国鉄ストも月末まで続く予定とき、総会に代る中央委員会は5月の連休明けの11日・12日に開催されることになりました。

今回は帰途の足のご心配もなく、会議場・宿泊所が同じ処なので移動の混乱もなく、腰を落つけてじっくりと53年度の反省及び54年度へ向けての出発をいたしたいと思います。どうぞ建設的な御意見を沢山お持ちになって御参加下さいますよう御願い申上げます。

昨年の総会に於て決められました7つの運動目標に向って、私共は限られた人数の会員により最大限の運動量をこなしてきました。同盟本来の運動である選挙との取組みは、4月の統一地方選挙へむけて、夏期セミナー、全国支部長会議に於て学習・協議を重ね、政啓委員会が中心となって具体的運動を展開し、本部支部共にこれに打込んでいます。その成果及び反省は今回の中央委員会を通し今後の運動への大きな示唆となることでしょう。その他引き続き運動してきた「都議会議長交際費訴訟」「参議院議員定数是正訴訟」も近く判決が言いわたされることとなり、私共の運動の結果がどのように出ますか注目しているところです。国際婦人年の婦人の政治参加の件も来年の中間報告としてどの程度の発表ができるか、更に強力な運動展開が迫られています。弁護人ぬき裁判反対・少年法改悪反対・環境問題・消費者問題・婦人問題・教育問題等々それぞれの担当の方々が学習会に、会合にと毎日のように動かれています他に、その時々に起ってくる問題にも、同盟独自で或は他団体と共同で対処していかなければならず、一年間追われるように過ごしてきたというのが実情です。

運動に伴う財政面でのやりくりも又大変でした。物価・公共料金の値上りで出費が莫大となり財政担当の方々は非常な御苦労を重ねてこられました。

社会状勢の変化に伴い同盟の運動も多岐にわたり広がってきました。根を深く幹を太くするためにどの枝を切り落せばよいか根本的な見直しが必要となってきました。中央委員会にはこのこども大事な課題として真剣に御討議頂きたいと思います。

今や「地方の時代」であるといわれ、地方自治の確立と中央集権的な官僚機構の民主化が住民意識の中から起ってきています。

各支部の活動しやすいときがきたのではないでしょうか。問題意識の高揚の中からこそ真の住民のための運動が生れてきます。そのリーダーとなるのがこれからの各支部の使命ではないでしょうか。

参議院地方区 定数是正訴訟結審となる
―判決は6月13日―東京高裁

2月7日午後1時、第8回口頭弁論が東京高裁第8号法廷（安岡裁判長係）で開かれ、原告第五準備書面及び市川房枝原告独自の準備書面について、被告第三準備書面及び書証陳述がそれぞれおこなわれました（原告、佐竹寛氏欠席）。

ひきつづき2月28日午後2時半からは、原告越山康本人尋問がおこなわれました。原告全員揃った法廷で、約40分間山口邦明弁護士（原告代理人）による越山康氏の尋問の結果、左の証明がなされました。

先ず、第11回参議院地方選出議員選挙（昭和52年7月10日執行）の実態分析表（その2）について（53年5月号掲載）は、従来の分析方法とことなる方式を採用したこと。それは「議員一人あたりの全国平均有権者数に、各選挙区に配分された議員の数をかけて算出した有権者数と、選挙当日、その選挙区にいた実際の有権者数とを比較する方法であります。即ち、例えば有権者数50名、議員数1名の選挙区「A」と、有権者数100名、議員数1名の選挙区「B」、そして有権者数600名、議員数4名の選挙区「C」があったとして、議員1人当り有権者人数（全国平均）を100名とすれば、Aでは（50−100×1）÷100×100＝−50％になります。式にすれば、（偏差）＝{（有権者人数）−（議員1人当たりの全国平均人数）×（議員数）}÷（全国平均人数）×100となります。

同様に計算をすゝめれば、Bでは−100％、Cでは＋200％になるのです。これが分せき基準の算定方法です。従って従来の方法−過大代表区と過少代表区の比較や、過少代表区の最大値と、議員1人あたりの全国区の平均人数を比較する−だと投票の価値が同じような数値で表現されその差異が認識されなかった選挙区同士についても、今回の方法により、よりよく比較ができるようになります。

実際の選挙区にこれを使えば、最大の過少代表区（過剰の有権者を有する区）は、東京（＋390.8％）大阪（＋244.22％）神奈川（＋232.18％）、埼玉（＋120.41％）の4区。何れも＋100％以上の偏差をもち、議員を1人以上（東京は少くとも3）増員すべきであります。この増員は、最大の過大代表区（有権者不足の選挙区）からの減員でカバーできます。つまり栃木（−84.15％）、熊本（−81.20％）鹿児島（−81.03％）群馬（−79.94％）岡山（−73.43％）、福島（−66.42％）、長野（−59.52％）の2人区からそれぞれ1名宛で減員することで、定数の枠内で容易な是正が可能であります。

2月号掲載の原告準備書面第五に添付の「議員定数検証表その2」をみれば、現行の選挙区割りをかえず、議員の総数もかえず、過大代表区と過少代表区との間でバランスをとるだけで是正可能であることがわかります。

その「仮定の是正」の結果、余った選挙人人数、足りない選挙人人数、いずれも議員1人あたりの全国平均人数よりも少ないものとなり、この効果は過少代表区について、とくに大きいものになります。さらに、現行配分の偏差55・42％（全国平均）が検証表にしたがって仮に配分した場合（11名の再配分）、28・44％になり、ほぼ半減するのです。

これに対し、被告がわ弁護士から、原告訴状によれば最大値（過少代表区）と、最少値（過大代表区）との比較で憲法違反の根拠づけをしていたのに、これを計算方法を根底からくつがえすような検証法にかえてこられては矛盾するのではないか…など反対尋問がありました。

越山氏は、「51年4月14日最高裁法廷判決の際に使った計算方法を撤回したわけではなく、不均衡の証明および、そのアンバランス是正のため試算を、より合理的と思われるやり方でやってみただけということです」など反論がなされました。

このの ち、裁判長より、本日審議をもって終了する旨、結審の申しわたしがあり、6月13日午后1時判決との決定がなされました。

尚、2月7日の口頭弁論にさきだち1月31日には、参議院会館において、定数学習会を開催しました。講師、越山氏、市川氏がそれぞれのやむない事情で欠席されましたため、紀平政啓委員長より資料をもとにして説明がおこなわれました。

3月9日には午后1時半から、結審にそなえ学習会がもたれました。

紀平悌子

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟　（渋谷区代々木2−21−11　婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

みんなで語ろう 私達の未来と政治参加
第17回 新有権者の集い

去る1月15日（月）、婦選会館で第17回新有権者の集いが開かれた。主催は例年通り同盟、市民の会、婦選会館。参加者は新成人6名を含む約50名。

今回は昨年の集いに参加し、その後毎月2回憲法学習会を開いてきた青年達の有志9人が実行委員となって企画・運営をまかされた。

当日は午前11時から恒例のもちつき。松浦、稲茂登、堀田氏等を中心に、多くの先輩方が早朝からお手伝い下さり、20キロのもちをついた。今年も昔とった杵づかを披露された市川先生、そして初めて杵をふる新成人もあり、体を動かしたあとのあん粉やからめもちの味は格別だった。

午後1時からは二階に会場を移し、実行委員高橋氏の司会で「皆で語ろう−私達の未来と政治参加」をテーマに話しあいにはいった。まず実行委員会の経過を久保が説明し、次に市川先生から主催者を代表して開会あいさつがあった。続いて過去20年間の内外の主なでき事を「私達の20年」と題する年表資料にまとめた小川実行委員が55年体制からはじまり、どのように自民党政権が続いてきたかを視点においた説明をした。そして代々木公園や新宿紀之国屋前で若者の政治意識を録音取材した藤村、田中両実行委員がテープを紹介し話しあいのきっかけをつくった。

杵もかるく（婦選会館玄関前で）

4時すぎまで続いた話しあいは針生誠吉氏（都立大教授）と紀平氏に助言をお願いした。残念ながらテーマをしぼった論議をかみあわせ、発展させることはできなかったが、ひと通り参加者の発言はえた。そしてそれは現代の若者の一面を示していたといえよう。

いくつかの発言をご紹介する。

▲イギリスに選挙制度ができて二百年の歴史の中で、人間にとって選挙や政治が必要かどうか分らない（20才男子学生）

▲行使する一票が有効につかわれるかどうか疑問だ、身近な学友会選挙でも建前と本音は違う（20才女子学生）

▲政治家の悪い代表が田中と言われるが……政治家ばかりでなく我も悪いのではないか。田舎には物を貰って悪いという感覚がない（新潟県出身男子学生）

▲社会に出ていく準備がなく、不安なモラトリアム人間だ（男子学生）

▲なぜ、大学は社会ではないのか（男子社会人）

▲学生の話は抽象的、仕事で学んでいくものがある（女子社会人）

▲働いていることにかまけて、投票には行くが住民意識がない（中学教師、男子）

▲一般的に不満がないといわれるが「満足」の中味について考えてみる必要はないか（女子社会人）

▲元号法制化、有事立法賛成だがこれをすぐ反動といわれると疑問を感じる（女子社会人）

▲自分の投じた一票に責任をもち選挙した相手に責任をもたせるという発想が必要だ（男子社会人）

▲アメリカにいた時ウォーターゲイト事件がおこり、小学校のクラスで討論した（女子高校生）

▲20才の時70年安保闘争に参加した。現象や事件の本質をみきわめることは大切だが、みきわめてからでは遅い。まず行動をおこすべきだ（男子大学院生）

このあと紀平氏から国の制度を変えるのは容易でないが、自治体の問題は私達のやり方しだいで変えられる。今度の統一地方選は初めて選挙権を行使するチャンスと発言があった。続いて話しあいの中で、「都知事選で保守が勝てば右傾化へ大きくカーブをきることになる、自覚した選択ならよいが……」と発言された針生氏は「青年は順応型では未来は拓けない、自我を形成する青年期に、自分で刀を抜いて古い社会になぐりこんでいく意気ごみがほしい」と結ばれた。

最後に小池会長からの閉会あいさつで集いは終了した。

（久保　公子）

教育を考える ⑭
教育への権利――

これは今から67年も前、明治45年に夏目漱石が有権者の政治道徳を日記に書いたものですが「日本橋の某議員候補者の事務所に来て、あなたを投票して今帰りだといって、わざわざ名刺を置いていった者が七百何名かあったが実際の投票数はその半分しかなかった由。これ程ご丁寧なうそを吐くとは、候補者のやり口に、わるいところがあるからでもあろうが、彼等の道徳の程度が甚だ低いという証拠なり。」とあります。

昨年12月筑波大学での学生の投票権集団買収事件で、現代の学生にみられる公民意識の低さがうきぼりにされた事と考え合わせ、国民の正当な権利意識や、人生観が作られる時代の教育の大切さを感じます。

学校教育を終え成人になる時の青年達は、どのような公民意識をもっているのだろうか、教育の重要性と共に改めて考えてみたいと思います。本同盟の教育グループでは、現代の政治教育の必要性を訴えるためにも、義務教育、高校教育で政治教育の教材はどのように提供されているかを、教科書を通じて調査しており、合わせて教育制度のうつり変りを学び、教科書をめぐる問題点がうかび上って来て、これからの私共の運動への多くの課題を提供されています。

戦後の教育改革をつらぬくものは、「国民の権利としての教育」という考えで、一人の人間の全面的な発達の権利が充たされるための教育であって、学問の自由が尊重され、教育が行政から自立していなければならないし、教師の研究と教授の自由も保障されていなければならないのです。教育をうける権利が、憲法に規定された事の意味を、教育を国民の側からとらえる発想と国家の側から規定するものとの違いとして考えておきたいと思います。この教育理念の実現のために、教育委員会制度は公選制に変り権限は大幅に文部省から移され、教師は自分達の選んだ教科書を使って、生徒にふさわしい授業を組み立てることができました。教科書が世に出るまでには検定制度と採択制度があり、この制度には多くの問題点がありますが、スペースが足りないため述べることはできませんが、一般の風潮として、自主採択に当り、検定にパスしたんだから、等と無関心でいる中に、昭和31年には教育委員会が任命制になり、後、「教科書の採択権は教育委員会にある」…というようになり、事実上統制がすすみました。教育委員会公選制の復活を求める運動も、教育の権利を主張するものとして教育グループを中心に、これから再び活動を始めます。

普通教育が義務教育と言われる言葉からか、国民の義務としての教育ととらえる義務教育観が、まだ残っている場面に時々接する事を行政の右旋回とともに気になっていた折、一月三十一日、国会の各党代表質問に対する内藤文相の教育勅語観を傍聴席で聞いた。

「教育勅語は昭和二十三年に両院で失効確認に関する決議がなされたのは承知しているが、その中には今日でもなお通用する道徳の根本的なものがあるのでその点を評価しただけである」と。

問題は内容が真理を述べているかどうかではなく、道徳の問題を勅語という形で命令したことの間違いにあることを知ってほしいと思います。もう一度教育基本法の原点に返り、一人々々が自立し、個性と能力を発揮できる教育を進めたいと思います。（大槻勲子）

（おわり）

運動日誌（1/18〜2/8）

1/18 ○選挙法改正運動協議会 ○機関紙初校 ○都連
1/19 ○政啓委員会 ○遺伝毒性学習会打ち合せ ○経企庁消費問題懇談会
1/20 ○国連総会出席者報告会 ○静岡・目黒・中野支部新年会
1/21 ○三鷹支部新年会
1/22 ○公害監視委員会 ○国際婦人年連絡会申し入れ事項原案検討会
1/23 ○都特別職報酬大幅値上げ反対申し入れ ○教育グループ会合 ○司法パンフ小委員会 ○世田谷・足立支部新年会
1/24 ○少年法幹事会 ○七婦人会合 ○青梅・港支部新年会
1/25 ○韓国北朝鮮と日本学習会 ○機関紙再校 ○財務部会 ○中央委員会準備会
1/26 ○組織部会 ○国際婦人年の決議を実現するための連絡会で総理に申し入れ
1/27 ○都環境週間実行委員会
1/29 ○一般消費税反対のための中央連絡会打合せ会（不公平な税制をただす会）
1/30 ○物価調査員研修会 ○不用品交換会実行委員会
1/31 ○定数学習会 ○機関紙発送 ○遺伝毒性学習会 ○被爆関係予算調査 ○一般消費税2・23集会の打ち合せ（消費6団体）
2/1 ○武蔵野支部新年会
2/2 ○国家予算学習会 ○生活を守る都民会議
2/3 ○婦人関係予算をきく会
2/5 ○新生活運動協会 ○府中支部新年会
2/6 ○常任委員会
2/7 ○定数訴訟口頭弁論 ○弁護人抜き裁判反対で各党へ申し入れ
2/8 ○選挙法改正運動協議会 ○一般消費税を阻止する国民総決起中央大集会（不公平な税制をただす会） ○司法の幹事会 ○出版整理会 ○新有権者の集い反省会

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のものできあがり。
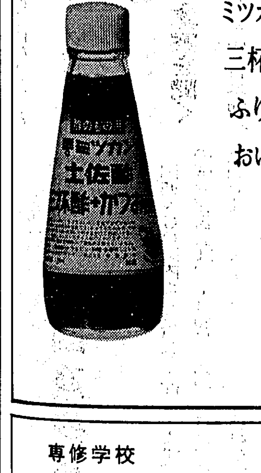
ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

シャープ，スピード，サービス

森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1−12−4 〒181（日産厚生園正門前）☎0422−48−1611（代）

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し
自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、
配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2−21−11 〒151 ☎03−370−4541

専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり　願書受付1月22日より
英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
国電 千駄ケ谷駅前 TEL（402）7331　財団法人 津田塾会経営

ぬれ手にご注意！
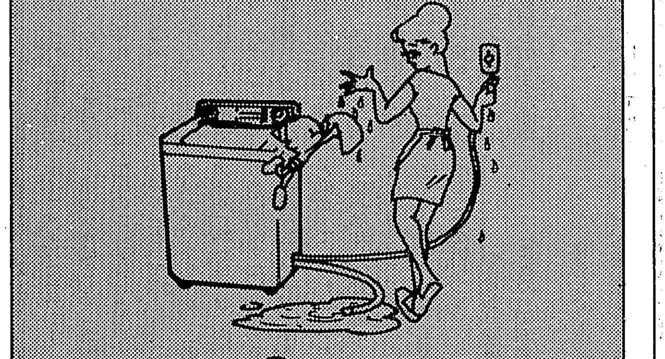
東京電力株式会社

ガス坊やの安全コーナー
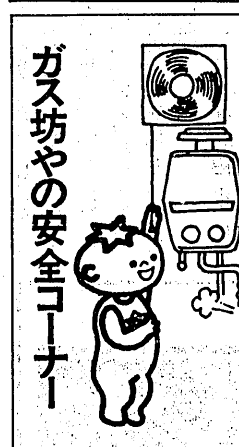
つけたら回そう換気扇
東京ガス

都知事選立候補予定者 麻生良方氏 太田薫氏 鈴木俊一氏 にきく（五十音順）

2月27日、主婦会館に於て、4月の統一地方選挙を前に、都知事選挙に立候補を予定される麻生良方氏（衆議院議員〈無所属〉）、太田薫氏（元総評議長）、鈴木俊一氏（前公営企業金融公庫総裁）を講師に「東京都政を考える都民の集い」を開催しました。主催団体は、日本婦人有権者同盟はじめ、主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本青年団協議会、私は有権者の会、理想選挙推進市民の会、東京キリスト教女子青年会、日本看護協会、日本基督教婦人矯風会、婦人国際平和自由連盟日本支部。

総司会　主婦連　中村紀伊氏。質疑応答の司会　本同盟　紀平悌子政啓委員長。選改協事務局長福本春男氏の挨拶のあと、次の項目について三氏からご意見を伺った。

㈠美濃部都政についてどう思うか。
㈡赤字財政をどうのりきるか。
㈢東京都としての婦人問題へのとりくみ。
㈣都政の腐敗をどうなくすか。
㈤都民の声をどうくみあげるか。

麻生良方氏

㈠次の二点について評価している。①都民党という言葉を使い都政にイデオロギーを持ちこまないということは画期的なことで、私も都民党という基本的立場を守り継承したい。②はじめて福祉にスポットをあてたことで、ヒューマニティの問題としてとらえなければならない。然し、①三期目から政党政派にひきづられる傾向が出てきたと思う。②放漫財政は経済的展望に欠けていたこと、都政を破産に近い状態に招いたことは、低成長の先見性に欠けていたとして批判される。更に、都民参加、住民対話の発想は良かったが、その問題の利害の対立のみが繰り返されたことが失敗であった。声なき声を聞くことが出来なかったことに問題を残した。

㈡贅肉を落すことの①外郭団体の整理。②退職金・給与体系の根本的見直し。③定年制の導入。④新規採用の一時ストップ。そして一年後には根本的に直すことを宣言する。

㈢概念的にしか把握していないので質問の中から考えたい。

太田薫氏

㈠美濃部都政の業績は歴史に残ると思う。福祉政策は評価できる。赤字再建団体になることを避けるため、自治省の要求を入れ福祉後退の状態に追いこまれたのが、今日の状態だと思う。豊かな国、倖せな国とは弱い立場の者が倖せになることで、美濃部都政を評価してできるだけ受けついでいきたい。

㈡失業者に最低の福祉を守り、また、福祉を拡大するために行政改革をしなければならないと思う。定年、配置転換もしなければならないだろう。区に行政権を移すことは原則である。身近な自治体への住民の参加はできると思う。4ケ月で再建の路線を断行するつもりであり、黒字になったら高校、保育所の増設を考えたい。

㈢女性の副知事を置きたい。各団体から5名位出てもらって、そこから副知事を出し、あとは参与として残ってもらう。

都政には決断と経営能力が必要だと思っており、私にはそれがあると自認している。

鈴木俊一氏

㈠美濃部都政には、賛否両面あるが全体としては評価できる。殊に福祉は水準も上げ、巾も拡げ、質もよくしたと思う。是々非々主義でやっていく都政の運営は評価したい。然し、50年度決算では地方自治体で27の赤字団体があったが、いまなお赤字なのは東京と大阪だけである。54年度予算案は骨格予算で発表されたが2700億円の財源不足、次期知事の留保財源1100億円など、一口に言って低成長下での対応が指摘される。

㈡都の財政白書を出して出発点を明確にしておきたい。そして4年後に報告したい。歳入、歳出の総見直しをし、歳入の部分は政府の責任もあるし、内部努力もある。

㈢都政に婦人の参加を積極的に求めたいと思う。調査会、審議会にできるだけ多くの婦人に出てもらい都政全体に知恵を出してもらいたい。局長などにも女性を考えたい。女性、男性の差別は絶対にしたくない。婦人問題を特別に担当する副知事、特に女性問題について留意したい。（以上五十音順）

＊　＊　＊

一人20分ずつの発言が終って、フロアから具体的質問が出された。

本同盟瀬下氏は、ロッキードに続いてグラマン問題など国政、地方レベルで汚職問題が多く出ている。都議会でも議長交際費、清掃局汚職があったが、腐敗都政の対策については。

麻生氏は、政治家も国民もリベートは商慣習として、これが汚職の温床になっているし、私自身も今まで（衆議院議員無所属当選）汚職に不感症であった。一つを摘発するだけでは駄目であって、汚職の温床を見きわめ、根本を断ち切ることだと思う。

太田氏は、私はこれについては最も厳しい。スキャンダルは徹底的に厳しくする。接待ゴルフなどみんな首を切る。

鈴木氏は、汚職を全くなくすことは理想だが、信賞必罰人事で厳しくすること。問題を起さないためには、同一ポストに長く置かない。許可、認可権を持つ人は適正な期間配置する。監査員がフル回転して行動するよう督励すること。内部告発制度も考えて良いが、あらゆる手段を講じ汚職を防止する。

主婦連春野氏は、物価対策、ミニ開発（住宅）、災害時対策、一般消費税の賛否の質問。要望として消費者行政の後退がないようにとの発言があった。

麻生氏は、多摩地区の開発について、計画を出す時、自然保護について都、市、業者の話し合いで決定できる。一般消費税は現時点では導入に反対している。政策の中にも明記している。

太田氏は、職住接近をしないと人間阻害を生む。地震対策としては工場を埋立地に出したい。農地の宅地なみ課税が必要。一般消費税は物価が上るだけで反対することは当然である。

鈴木氏は、物価対策は具体的には、副知事の一人に特命事項として流通対策をやらせる。

ミニ開発については建築法規の励行。一般消費税は不公平税制問題の後で考えるべき問題だと思う。

その他、老人医療費、バス・地下鉄無料パス、保育所について7月以降の予算化への危惧がのべられた。また、青年の問題、看護婦増員、準看、売春、都市問題、環境アセスメント、緑の保護について質問があった。

地婦連串間氏は、きれいな選挙をする約束。市民の会吉増氏の、3250万円の法定費用を守り、選挙費用の調達、選挙違反者を出した時の責任を具体的にどうするか、との問いに、鈴木氏は、法定費用内で選挙をし、違反者は出さない。選挙費用は各方面からの浄財を期待している。きれいな選挙は当然である。太田氏は、選挙費用は千円カンパ、退職金をあて、政党からは一切もらわない。費用については公開しても良い。選挙違反は一切ない。麻生氏は、前回の衆議院選挙は800万円でした。法定費用内で、資金はカンパ活動で行いきれいな選挙は当然である。

看護協会小島ユキ江氏の閉会の挨拶で三時間に及ぶ会を閉じた。

☆　☆　☆

前日の26日、渋谷など2ケ所で27日の「東京都政を考える都民の集い」の放送宣伝をデリカに依って行ったこともあって、約160名の参加者がありました。三氏は揃って美濃部都政を一応評価し、福祉政策を継承する姿勢を示されました。婦人問題については認識が低調であるように感じました。

麻生氏は、政治家が誰一人しようとしない都政への挑戦を泥にまみれてとり組む姿勢を熱っぽく披瀝され、太田氏は、住民の立場に立ちそれを社共が支持したことを強調され、行政、経営能力のあることを自認されました。鈴木氏は、地方自治の制度、仕事を手がけられた経歴をソフトに、マイタウンと呼ばれる都市にしたいと述べられました。

私たち主権者が「地方の時代」を創造するため、主体性をもって開催した今日の会の主旨が生かされることを願い、更に運動を重ねなければならないと思います。

（まとめ　久保田須弥）

支部訪問 ⑬ 仙台

森の都に刻む三十余年の歴史

支部の皆さん

2月24日午後、仙台支部の主催で、荒町福祉会館において「私達のくらしと選挙のかゝわりあい」と題する講演会が開かれました。

統一地方選を目前にしての市民を交えての啓発事業ということでお招きを頂き、冷たい雨降る仙台をお訪ねしました。

講演会場には約80名の婦人が参加。加藤美子支部長のもと、意気盛んな会員の皆様と接する機会を得ました。

講演会終了後、支部の会員懇談会がもたれ、仙台支部の現状、市の実情、市民、有権者意識など広範囲にわたる話しあいがもたれました。革新市長の自治体といゝながら、選挙と政治は汚職体質から抜け切れず、2千万円の汚職にかかわりをもった議員が4年前の選挙で再立候補したり、永年議員のゆえを以って功労者として表彰されるなど納得がゆかない事ばかり。市議選には、公報も発行されず、

市議会の委員会の公開はあるが特別委員会は未だに閉鎖的、又市民有権者の意識もあと一歩、せっかく委員会が公開されても傍聴に来ないという傾向もあります。

同盟は定期的に議会傍聴をおこなっていますが、一般は低調です。

中央集権から地方分権が叫ばれる時、仙台もまさに田園都市構想にふさわしい中規模都市であるが、現在進行中の東北新幹線で、今に東京まで2時間という便利さが、果たして仙台の「田園都市」としての環境を保全し両立しうるものだろうか。他の沿線の都市の新幹線反対運動の声など聞くと便利になることとへの疑問をもたざるを得ない気もするのです。支部長加藤美子氏、初代支部長針生かつ子氏はじめ副支部長石川幸子、小松早苗、長嶋やう子、（評議員）菅野みえ子、岡崎みよの、遠藤澄江、（企画委員）五十嵐茂子（会計）大沼みどり（書記）小日向静子（企画委員長）宮村知世乃（財務委員長）松田千恵（財政副委員長）長尾和子、来海品子（財務委員）斉藤都仁子、佐藤予至子の諸姉から、次から次へと話題が提供されます。

仙台支部は昭和22年7月16日発足、翌23年総会において初代会長に針生かつ子氏が選ばれました。昭和20年代には、破防法二案の学習（27年）、家族制度の学習（29年）、衆院議員候補者に政見を聞く会など政治学習をおこない、30年には婦人参政権十周年を記念し市川先生の講演をうかがったこともある。30年代も、市議婦人候補の政見を聞き、当選後も三婦人議員に市議会報告をきく（34年）など、明るく正しい選挙運動、44年には日米安保条約会員アンケートをとって意識調査を行いました。

46年9月29日には、仙台支部創立25周年記念集会を開催、市川名誉会長から「婦人の政治意識」について記念講演をもちました。70年代は、地方自治の担い手である住民が自治確立の意識を深めるべきとの方向での取りくみもおこなってきました。

仙台支部は、多才にして意識ある会員が多く、本部にも注文がいろいろあります。国会議員定数是正運動などの機関紙の記事は「地方支部の所在する自治体では、定数もんだいはどうなのか？といった様な問題提起をしてほしい」「元号問題は、本部では、どうお考えなのか」など鋭い御意見も出ました。現役員を中心に、初代支部長、古い会員に新しい顔ぶれを交えた力強い支部の歩みがひしひしと感じられる仙台の一日でした。

（紀平悌子）

弁護人ぬき裁判法案を廃案に

2月15日「弁護人ぬき裁判法案の廃案をもとめる中央決起集会」が日本教育会館で開かれた。開会6時〜閉会8時30分。参加者600名。同盟参加者9名。

◆議事次第

一、開会宣言　吉田博徳氏（全司法）一、代表世話人からの挨拶　松井康浩氏（弁護士　日民協）一、国民連絡会議からの経過報告　鷲野忠雄氏（事務局長）一、模擬裁判〝ある傷害事件から〟弁護士および法律会計労組員。一、議長団選出と挨拶　岡本光雄氏（国民救援会）深見（千代田区労協）一、各界からの決意表明と訴え。

①政党関係　社会党　西宮弘氏。共産党　内藤功氏。革自連　村上重良氏。②諸団体関係　労働・婦人　日本婦人有権者同盟、紀平悌子氏。総評副議長　高山勘治氏。③特別の訴え⑴新任拒否について（三十一期司法修習生）⑵全国金属浜田精機事件（浜田精機鉄工所元労組役員　富永吉一被告）⑶吉野石膏解雇事件（上条貞夫弁護士）一、行動提起　東京地評　阿部氏。一、決議案朗読「弁護人ぬき裁判」土井氏。「新任拒否」田中氏。一、スローガン確認とガンバロー三唱。一、閉会。

◆行動提起

宣伝、学習活動。請願署名百万人目標達成。国会審議の山場にむけ、当面3・2第十五次統一請願行動を成功させる。各界、諸団体が立ち上がるよう幅広く要請する。政党や国会議員に対し要請活動を強める。マスコミや学者文化人への働きかけを強める。刑法、少年法改悪に反対する。最高裁裁判官の任命諮問委員会制度の実現。最高裁裁判官の国民審査を〇×式に改めさせる。裁判官の新任拒否に反対。有事立法の企てに反対する。

◆集会スローガン

⑴暗黒裁判に道をひらく「弁護人ぬき裁判」法案をあくまで廃案にしよう。⑵つぎの最高裁裁判官国民審査で憲法を守らない裁判官に×印を集中しよう。⑶思想信条・団体加入等を理由とする裁判官の新任拒否に反対しよう。⑷司法反動化を阻止し、刑法、少年法改悪に反対しよう。⑸有事立法に反対し、憲法と民主主義を守りぬこう。

◆決意表明　婦人界代表　紀平悌子氏。基本的人権の一つ、言論の自由が弾圧されようとしている時過去の暗黒時代、韓国に旅した時の経験から言論の自由の尊さを痛切に思う。基本的人権を守るための法案を廃案にしなければならない。

◆会場カンパ68235円（稲茂登）

今ここでこんなことが

青少年保護育成条令 改正を成立さす ——神奈川県

53年度はかつてなかった波乱の横浜市長選挙の中に明けました。市長が変わった今、横浜支部や他の婦人団体の努力も空しく、女性関係政策はストップのまま一年が幕を閉じようとしています。こんな中で対照的なのが神奈川県で、県民部の中に婦人班を設け予算もつき、あらゆる婦人団体が代表を送った「婦人の集い」も3回開催され、婦人総合センターの構想が練られています。

当支部も幹事を務める国際婦人年世界行動計画神奈川学習会は、1975年の発足以来4年目に入りますが、毎月1回の幹事会は欠かさず、年間5、6回の学習会討議・シンポジュウムを持ち、昨年1年間は「平和」のテーマで学習を重ね、国連核禁止会議出席者の報告と話し合いの会も開きました。

女性の地位の向上・発展もすべて平和を守ってこそ存在するものと決意を新たにしました。基地県神奈川にとっては重い課題です。学習をその場だけのもので終わらせないためにとこれまでの歩みも収めた「平和を考える」というパンフレットを県の補助を得て作りました。

これをきっかけとして数ケ月まえから教育・福祉・労働・平和と4つの部門に分れ、参加30数団体から希望者を募ってグループを作り、個別に専門の講師を招き、学習に取り組んでいます。神奈川行動計画作成の推進力となるためです。

昨年9月県議会で成立した青少年保護育成条令の改正は当支部と日本基督教婦風会で取り組み、「少女売春」に関わった大人を取締る部分で、今年1月1日の実施以来第一号の検挙者を出しています。社会・教育・法律学者等により時間をかけ、多くの歯止めをつけて改正した条令ですが、事柄が事柄だけに、成立したあとに残る苦々しさと空しさを拭い去ることができません。

統一選挙が近づきました。他の団体と合同で「各党の政策を聞く会」を成功させるためがんばっています。

（石渡　栄子）

学習会要旨 韓国・北朝鮮と日本 「韓国からの通信」を読んで

韓国からの通信　T・K生（岩波新書）
1973年10月・11月・12月、1974年1月　を読んで
司会　下飯坂ヨシ
レポーター　伊藤智恵子

「もう日本は韓国に於ける経済的権益を守るために、政治的なところに踏み入っている」というその端的な現れが、金大中事件の処理であり、日本投資業体が93％を占める馬山輸出自由地域の「外国企業体女工」の実態であろう。

絶対的な統治と独裁の中で、金大中事件がKCIAの仕業であることは誰も疑わない（前号）が、11月2日、日韓政府は話し合いは終ったとして、いわゆる〝政治決着〟をつけてしまう。71年4月の大統領選挙の際、朴大統領の最大の政敵だった金大中氏を、闇にほうむってしまうようなこの度の処置は、国家主権と人権の尊厳への侮辱と侵害で、「東京のホテルで拉致され、5日目にソウルの自宅に現われた。ただその程度のこと」といった簡単なことではない。金大中事件で韓国の反応はどうであったろうか。

国会は与野党共に「日本こそ内政干渉であり、主権侵害だ」との強硬論を展開、9月20日幕あけした国会で質問に立った与党議員は「日本に於て金氏は韓国に対する反政府、反国家活動をしたのだが日本政府は黙認した。主権国家として我政府は日本側に謝罪を要求したか」「日本政府は金氏の身辺保護をしないで事件を発生させ、犯人すら捕えられないでいる。それで韓日関係に不都合な問題が起っているが、政府はこれに抗議したことがあるか」と日本を批判し、「日本公使の閔妃殺害事件」「自民党の宇都宮議員は三・一運動の時の朝鮮軍司令官の子息」などを引合いに出して「新版征韓論」だと日本の支配者意識を攻撃。新聞も同じような論調で「日本の優越感をわれわれはより高い道義的次元で忠告すべき」と御用発言を展開、こういうことを韓国伝来の言葉で賊反荷橋（どろぼうがかえって主人に向って鞭を取るの意味）と言うのだそうです。しかし野党性の回復が台頭し、元老鄭一亨議員は政府を攻撃して職場を混乱させる。

どこ迄真実に逆って嘘を言い続けてゆくのか。裏面では日本の言論をなだめようとする卑劣なやり方は、人々の間に怒りをみなぎらせている。「金大中事件は、日韓両国がかかえている爆弾のような気がする」。

独裁政権の「残酷物語」と民衆のいのちをかけた血を絞るような抵抗が続けられる中で、日韓経済協力は60年代の借款に続き、70年代は直接投資を拡大韓国経済を呑み込む段階に移っていく。韓国の企業はただ単にこの地に建っているだけで、中味はアメリカと日本に本社をもつ多国籍企業の子会社として系列化され、安い労働力を提供する従属構造になってきている。馬山地域の10万ドル以上外国投資のある企業は「外国人投資企業の労働組合及び労動争議調整に関する臨時特例法」によって労働基本権は無く、スト権は勿論労動組合もつくれない。女工達は毎日夜10時迄残業して1ケ月やっと1万ウオン（約7千5百円）1日10時間から12時間労動で休日もなしで平均が1万3千ウオンである。日給制で雇用契約なし、いつ解雇されるか分らない。あまりの横暴と不当解雇におこった百人位の女工達が規模などをもって日本人を襲ったそうである。工業団地の開発に反対してブルトーザーの前に横たわった話も聞く。日韓の関係はこんなことでいいのだろうか。

反朴即反日、反日即反朴と表裏一体の政治情勢の中で、この本には「もう朴政権はたおれる」という言葉が各処に見える。たしかにいまはもう第四段階に来ている朴政権の危機はあった。しかし現在もなお健在なのはどうしてだろう。柔軟な変り身のうまさか、軍をおさえている為か。宇野先生の講議の中にも「アジア、アフリカ、ラテンアメリカのような発展途上国の場合、軍人は最も良く組織された唯一の知識人、専門家集団です。軍事政権でないと、容易にリーダーシップをとれない条件もある。朴政権がいずれたおれるだろうというのは、あまいのではないか」とあった。それに加えて日本の癒着が力になっているのだろう。

民衆の「日本は韓国国民の胸の中にこんなに反日がますます深まる情勢をどう思っているのだろうか」という言葉に私達はどう答えたらいいのだろうか。

「討論もふくめて」

（まとめ　伊藤智恵子）

☆　☆　☆

喜びの笑いが満ち溢れるべきこの
地に
生をやすっぽく投げ捨てるすすり
泣きが満ちているのに……
詩人は筆を投げ捨て耳をふさいで
横たわっているのか
雄弁家は目をつぶって口をふさい
で座っているのか
愉快な行進曲が声高く
遥か山の頂まで聞えるべきこの街
に
隊伍を失っている群々がお互いに
踏みにじりあうのに……
旗手は安逸の陰の下に逃げかくれ
ラッパ手は昼寝をするのか
昼寝をするのか。

（韓国からの通信より掲載）
1935年匿名

お知らせ

第29年次第2回中央委員会
とき　昭和54年5月11・12日
場所　国立婦人教育会館
内容　53年度決算。54年度予算。統一地方選挙の総括と今後の運動。国内行動計画推進。組織と財政ほか。
講演　憲法と政治（仮題）　明大教授　岡野加穂留氏

学習会要旨 ロッキード・ダグラス グラマン問題

講師　高瀬昭治氏（朝日新聞編集委員）

2月10日、朝日新聞社出版局編集委員、高瀬昭治氏を講師に迎え学習会をもちました。その要旨をお伝えします。

▼3年前のロッキード事件後の究明の動きからみて、ダグラス、グラマンの航空機導入をめぐる疑惑は、どの程度まで解明できるのか、当初は一般の関心は盛り上がらなかった。しかし、これら一連の事件は保守政治家と大商社との間の贈・収賄の構造汚職が、いかに根深いものであるか浮彫りにしてくれた。戦後の政治をもう一度見直すよい機会でもある。

▼航空機導入——代理店の変更　早期警戒機、E2C（機体の上に丸いレーダーを載せ常時飛行しながら敵機の侵入を探知する）は、始め住友商事が代理店となっていた。S44年急拠日商岩井に変更された背後に、高官の介在が指摘されている。

▼日商岩井は今回の事件が、米国の証券取引委員会（SEC）から告発された当初は、カーン氏との契約はない、といっていた。その後契約の事実を認めた。

▼同社とカーン氏との間でS44年にE2Cが売れた場合6対4で手数料（一機につき数千万から一億）をわける契約がなされていた。それが介在した政府高官らに一部流れたのではないか、との疑惑がもたれている。

▼人脈の複雑さ——一人の政府高官がいくつもの商社に顔をきかせている。一面的には把え難い。

▼カーン氏　戦後米国の在日占領政策の中で、進歩派の勢力をチェックする役割をもっていた。アジアの反共防波堤作りを急ぎ、岸・児玉氏らを始め高官や企業のトップと懇意にしていた。

この種の国際間の不正事件は、米国の証券取引委員会（SEC）の告発によって常に私たちは知らされている。なぜ日本国内で自らの手で摘発できないのか。

▼日本でもS23年証券取引委員会が作られたが、27年大蔵省証券局に合併されてしまった。米国のSECは、株主（半分以上は個人）の保護を目的としたものであるが、各企業の不正を告発する。日本の大会社の株主の大半は大企業で占められている。経営者の雇った総会屋（右翼の暴力団）が、株主総会で発言を封じるので個人は口を挟む余地もない。会社の不正を内部告発する土壌は日本人にはない。稀にあれば、会社に不満をもつ人、不当に抑圧された人がするのである。日本はむしろ、企業ぐるみで内部の不正は隠す、という国情の違いが考えられる。（市川議員発言より）

▼公認会計士、会計事務所——米国では会社のミス、不正を指摘する立場。日本は、経営者に雇われて会社と馴れ合い。粉飾決算を行う。

×　×　×

航空機の売買には、莫大な利益を伴うので、各企業間での競争はせん烈を極めるのである。そのかげには法も道徳も、場合によっては破らざるを得ない、という危険な論理がうまれてくる。そして高官がからみ、不正な金銭の授受が行われているのは、衆目の認めるところとなっている。

国際レベルでの根深い汚職の構造は、民主主義の政治態勢にしのびよる危機といえよう。この再発を防ぐには、SECのような〝企業犯罪〟を摘発する公正な機関を早急に設けること。多国籍企業の行動規制、贈収賄罪の規定整備、国会でのきびしい追求、検察の公正な捜査などが切望される。しかしそれらの背後に、国民の〝不正を許さない〟という強い姿勢、厳しい監視の眼が必要とされるのである。

（まとめ　館　雅子）

——国際婦人年連絡会—— 婦人の年金権と母性保護のための要望項目まとまる

国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会（世話人、市川房枝、大羽綾子、中村紀伊の三氏）は、婦人の年金権確立と、母性保護のための諸施策を具体化するため、協議を続けてきたが、去る1月11日、左の事項を確認、これを厚生大臣、及び厚相の諮問機関である年金制度基本構想懇談会、総理府社会保障制度審議会に申し入れることになった。

尚、連絡会は、団体に所属している個人が加盟している組織で、本同盟からは国際婦人年日本大会で実行委員であった紀平悌子氏がメンバーに加っている。

申し入れ書（要旨）

年金制度みなおしにおける婦人の地位改善について

一、すべての婦人に独立の年金権を保障すること。
二、年金水準を性別、配偶関係にかゝわらず最低生活を保障する額に引きあげること。
三、厚生年金の保険料率及び年金年令の男女差について長期的かつ慎重に検討すること。
四、政府機関の年金制度の審議、立案には各層の婦人代表を参加させること。

健康保険法改正に関する母性保護について

一、すべての女性の妊娠、出産をともかく医療給付の対象（現物給付）とすること。
二、出産費用（入院料、分娩料、その他経費）の不均衡を是正すること。
三、継続審議となっている健保改正案中、分娩額の改正について法定制をやめ、政令できめるというのは問題であり、これは削除すること。
四、妊産婦の健康診査は、すべて公費負担とすること。
五、核家族化、労働婦人の増加等女性の生活構造の変化に対応し、総合的な母子健康管理のための制度の確立、指導の強化、施設設備の充実をはかること。
六、ILO一〇二号条約（社会保障の最低基準に関する条約）一〇三号条約（母性保護に関する条約）の未批准部分を速やかに批准し、九五号勧告（母性保護に関する勧告）を具体的に実施すること。

元号問題学習会

講師　佐々木隆爾氏（都立大助教授）

政府・自民党は2月2日、国会に元号法案を提出。54年度予算の目途がつき次第審議したいとしている。同盟では2月15日、都立大学助教授佐々木隆爾氏（日本近代史）を講師に招き、婦選会館に於て勉強会を行なった。

佐々木隆爾氏は国民文化会議（学者、文化人のグループ）の常任委員、その会議の中の元号法制化反対連絡会議の世話人です。

元号問題に関する政府の統一見解（1月26日）には元号制度存続の理由として、元号による年の表示方法は国民の日常生活において永年使用され定着している。また大多数の国民がその存続を希望している。総理府で行った世論調査において元号存続に賛成する人は約8割にのぼる。また46都府県、一千以上の市町村の議会が元号の法制化を望む決議をしているとある。

◇元号法制化をすゝめる人々

元号法制化をすゝめるために「元号法制化実現国民会議」「元号法制化促進議員連盟」などの団体がつくられている。「元号法制化実現国民会議」の中心は「生長の家政治連合」「神社本庁」などで国民会議の事務局的役割を担い、学生・青年が運動している。「国民会議」は県民会議・区・市町村会議と組織されている。その県民会議等がそれぞれの県議会議長等に、元号法制化の要望書を提出。県議会等の多数を占める自民党、保守系の議員が元号の存続は大した問題でないとして次々決議していったのが実態である。

その他、防衛庁の外郭団体である防衛協会がある。地方の防衛協会の中心はその土地の商工会議所であり、防衛協会連合会長は日経連の桜田武氏である。

又、社団法人自衛隊隊友会（自衛隊OB）・自衛隊父兄会があり、規約には、自衛隊の援助、協力のもとに自衛隊を支持してゆく基盤をつくっていくとある。

「昭和」が長く続き、元号は日常生活に使われ、その法制化は大したことでないと見えるそれをとらえて右翼的な一種の統一戦線をつくっていると言える。

又、総理府の世論調査で約8割は元号存続に賛成とあるのは、設問が誘導訊問的であり、例えば手紙を書く時元号を使っているか、西暦かとあり、元号を使うと答えると、では元号はあった方がよいかと続き、存続を望むとなる。法制化に賛成かどうかの項目はない。1978年7月読売新聞社の行なった世論調査では法制化すべきである、15％。法制化の必要なしが64・5％である。政府の統一見解の、世論の約8割の賛成は、つくられた世論と言える。

◇歴史家への妨害、攻撃。

三木内閣の時、元号は閣議で制定すると表明したのに対し、歴史家約4000人が「昭和」以後の元号制定に反対声明を出したことがあった。それに対する攻撃として1978年5月27日、日大経済学部校舎で開かれた歴史学研究会の大会を、反憲連合（生長の家の学生組織で元号法制化と有事立法を推進）が襲撃した。又、歴史の教授の個人宅の周辺に攻撃ビラ「民族的制裁を加える。天誅を以て……」がはられたりした。元号の問題に限らず、表現の自由に圧力を加えようとするものが法制化をすすめる団体の体質にあり、元号使用が踏絵になるということも起り得ないとは言えない。

◇元号を使うことがどんな意味を持つか。

1978年10月3日、武道館で「元号法制化実現総決起国民大会」が行なわれた。その時の発言が「聖寿万歳を願う国民の気持に変りはないが天皇ご一代中一つの年号という建前であり昭和の次に元号が存続するや否やは極めて切実な問題」（石田和外元号法制化実現国民会議議長＝元最高裁長官）「元号を支持するものは、さっき私たちが君が代を歌った瞬間に皆が同じように崇高な気分に打たれ……この崇高な気持ちが元号を法制化せよという声になって」（中曽根康弘自民党総務会長）。以上のように、元号法制化は天皇あっての国民という考え方につながり天皇と国民は一体という考え方を復活させる。天皇が変わると時代が変わるという習慣が出来、国民主権の意識は後退してゆく。その他、歴史感覚、国際感覚を失わせる。

もう一つの発言は清水幾太郎氏の「元号法制化の運動は、私どもが敗戦で失ったものをとり返すものである。占領下曖昧にされてきたものをはっきりさせることであり、けんかの1号である。私たちは第2、第3のけんかに向って進んでゆく。」である。

元号問題に続いて第2・第3のけんかがあり、その中に憲法改正があるのは明らかであり、それがほんとの狙いといえる。現在の日本の軍国主義化を広くすすめる上で、この元号は役に立つという判断のもとに、法制化がすすめられていると考えて間違いないと思う。

（まとめ　瀬下羔子）

純粋なもの・自然なものを
おとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり　願書受付1月22日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。
1期3カ月………年4期（4・7・10・1月）
申込………毎期1カ月前より受付開始
申込順定員〆切
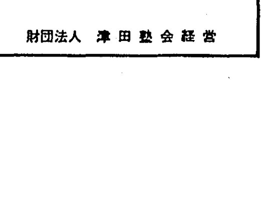
国電　千駄ケ谷駅前　TEL (402) 7331
財団法人　津田塾会経営

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

政策決定に婦人の一票を生かそう

第22回婦選会議開かる

敗戦の年の12月17日参政権を獲得した婦人が始めて権利を行使したのは翌年の4月10日である。第22回婦選会議は「政策決定に婦人の一票を生かそう」をテーマに4月10日七婦人団体議会活動連絡委員会の主催で婦選会館に於て開かれた。七婦人団体それぞれの運動の中から婦人の自覚と自己変革が投票行動や住民運動をどのように変えるか。政策決定の場に婦人の意思を反映させるには話し合いがされ新たな前進の契機となった。

◆総司会 東京キリスト教女子青年会 牧田 松子氏

◆開会のことば 全国地域婦人団体連絡協議会 大友 よふ氏

◆挨拶 参議院議員 市川房枝氏
婦人の一票はどうあるべきか、現実と理想の両面について検討してほしいと述べられ国会活動のため退席された。

◆提題と討議
司会 日本看護協会池田ふみ子氏
本同盟 紀平 悌子氏

◆東京キリスト教女子青年会 和田 妙子氏
戦争責任の反省から憲法の学習をし、核否定の立場に立ってエネルギー源を生存権の問題からとらえる運動をしている。運動が会員3千人に滲透し難いこと婦人の自主性のないことが隘路である。

◆婦人国際平和自由連盟日本支部 林 のぶ氏
この団体は1915年第一次大戦中、婦人が各国を歴訪、停戦を説得したことに始まる。日本は1924年正式に支部となる。「アジアを知る会」「国際交流セミナー」により青年の育成と平和教育を行なっている。

◆全国地域婦人団体連絡協議会 串間 真冴氏
投票行動は権利の行使であり棄権はすべきではない。婦人は被選挙権も大いに行使し、又一致して有能な婦人を理想選挙により推し出したい。又婦人は男性本位の社会に婦人の力を発揮する場を努力して得てゆかねばならない。

◆日本基督教婦人矯風会 長野 栄子氏
原水禁運動や信教の自由、政教の分離の原則確立のため運動している。売春と取り組む会の事務局がある。公衆浴場法は3回国会に提出された。現代のニードに応えるために絶えず考え行動している。

◆日本看護協会 小島ユキエ氏
1977年ILO看護職員条約の適用者は国民ひとりひとりである。条約が批准され国内法が改善されれば荒廃した医療を経営主流から国民の医療に変え得る。

◆日本婦人有権者同盟 松浦三知子氏
婦人の政治教育と政策決定の場へ婦人有権者の声を反映させる運動をしている。国・地方ともに有能な婦人の進出を推進すべきである。

隘路は婦人の投票行動は男性に比べ政策志向が少なく市民運動に参加して政策を変えることも少ない。政策が生活にどうつながるかの認識が足りないためである。

討議（一部）

。地方の時代と言われながら自治省出身の官僚が当選した現実がある。地域は自分たちでつくるべきであり具体的に婦人の候補を出し、審議会委員の登用を申し入れるなどの運動が必要である。

。共同体を婦人の手でつくってゆくために、まず意識構造が官製でない個人の自立が必要である。

◆決議（後述）大学婦人協会 枝 キク子氏

◆閉会のことば 婦人国際平和自由連盟日本支部 岡本喜久子氏

（まとめ 瀬下恙子）

第22回婦選会議 54.4.10

第22回婦選会議 決議

（一九七九・四・一〇）

私ども七婦人団体議会活動連絡委員会は、婦人参政権行使三十三年を記念して第二十二回婦選会議を開催、80年代への私たち婦人の使命を話しあい左記の決議をおこないます。

—記—

戦後34年、私どもは平和と福祉をねがい、運動をつづけてきました。しかしながら、ロッキード・グラマン問題、地方自治体の汚職頻発の政治の中で、人間優先の政治の確立は程遠いのが現状です。

婦人有権者は男子より二五〇万人多く、その投票率はすべての選挙で男子を上まわりながら、その投票行動の結果は、腐敗を追放し生活と政治をむすぶ原動力としての役割りを果たしておりません。

とくに国際婦人年国内行動の四年目を迎えながら、政策決定への婦人の参加は少なく、国の審議会の婦人委員は3・5％、生活に最も身近かな地方議会の婦人議員はわずか1・1％にすぎません。

この統一地方選挙に当り、平和福祉、労働、教育、家庭すべての分野で婦人の声を政策決定に反映するため、有能な婦人を一人でも多く議会に推し出すよう行動します。

一九七九年四月十日
七婦人団体議会活動連絡委員会
大学婦人協会
日本基督教婦人矯風会
婦人国際平和自由連盟日本支部
全国地域婦人団体連絡協議会
東京キリスト教女子青年会
日本看護協会
日本婦人有権者同盟

ひろば

今、再び自治、分権、参加の地方自治を求めて

東京、大阪をはじめ、保守、中道圧勝せり—との報道が新聞を埋めつくしたその日、六選された黒木宮崎県知事の汚職の本格捜査はじまる、の記事を見ました。

地方自治体に頻発する贈収賄等の腐敗は保守行政の体質であります。60年代から70年代にかけての住民運動、市民運動の目標はこのような「腐敗をなくし、住民・市民による自治をとり戻すこと」ではなかったのでしょうか。

40年都議会の議長交際費汚職に端を発した刷新選挙から42年革新美濃部都政誕生いらい14年に亘る日本婦人有権者同盟の、政治の浄化と都民参加の民主主義確立への努力も又、出発点にひき戻された想いやしきりであります。

私共は、昨年総会いらい、夏期セミナー、全国支部長会議と、統一地方選には「生活の現場としての地域に、市民によるシステムを築き中央集権から地方分権の政治、経済、社会を実現させよう」と、のスローガンのもと、告示前、告示後を通じ選挙啓発運動を展開してきました。その結果は、私共の意図とことなり「中央による地方の占領」という「地方の時代」のすりかえ現象で終りました。中央直結の自治省出身の知事は、東京、大阪新知事を加えて19名、全体の四割を占め、革新の後退は、中央政治に及ぼす影響力の縮少となりました。

しかしながら選挙の中味は、保守政党が手ばなしで喜べるものではありません。東京の鈴木新知事の場合、得票率は43・3％というものゝ、投票率55・16％の低さとかけあわせると、都民有権者の$\frac{1}{4}$以下の支援しか受けていないことになるのです。

世論調査の結果、無党派層が、自民党支持層を抜き、全国で第一党になっていますし、これら浮動票といわれる有権者集団が、棄権にまわったと思われます。

社会党の候補者えらびのもたつきばかりでなく、自民党の候補推薦の過程をふくめ、都民有権者不在の政治に背をむけた一般有権者が最后まで燃えなかったのです。

有権者不在はそれだけではありません。3月27日告示の道府県議選では、定数の18％、475人の無投票当選が、告示数日前から予想され、前回までの最高無投票当選者数251人（S38年時）の二倍になっていますし、4月12日告示の市長選でも無投票当選市長50市（153市中）に及びました。

投票前から結果がわかってしまうような選挙では到底、参加の民主主義が実現されるわけはありません。この金権インフレ選挙を終え、革新も保守も、有権者の真の支持を失なったかりその「地方の時代」の中で「自治」「分権」「参加」の市民による新しい民主主義実現への道を探り出す第一歩をふみ出すべく有権者同盟に課せられた使命を思うのです。

政治啓発運動委員長 紀平 悌子

"配偶者の相続分について"

要望書を法制審議会に提出

昨年4月いらい、七婦人団体議会活動連絡委員会共同で研究と討議を重ねてきました「配偶者の相続分について」三月半ばに改正への結論を得ました。

国際婦人年世界大会のあと1975年11月東京で開かれた日本大会でも実態にそって決議されたように、日本の社会各分野—政治、労働、教育、福祉、家庭—においていづれも、法律制度は整っていても、実態の上では、男女平等ではなく、婦人は差別を受けている。とくに、家庭の中における婦人の地位の低さは、封建的な日本の社会風土の温床の中で最も根本的な問題であります。

七婦人団体議会活動連絡委員会では、国際婦人年の決議を実現するための婦人連絡会の意向も十分に配慮しつゝ、現状をふまえた意見書を左記のようにまとめ、4月10日、法制審議会身分法小委員会部会長、加藤一郎氏に面接、手渡しました。

（紀平 悌子）

配偶者（妻）の相続分について

一九七三年より七婦人団体議会活動連絡委員会に参加する各団体は、配偶者の相続分について、それぞれの立場から学習会をもち検討集会をもってまいりました。

一九七三年十月、法制審議会民法部会身分法小委員会に対し、左記の要望書を我妻栄委員長にお渡ししました。

一、配偶者の$\frac{1}{3}$、子供に$\frac{2}{3}$の相続分を、配偶者に$\frac{1}{2}$、子供も$\frac{1}{2}$にしていただきたい。

二、兄弟姉妹の代襲者まで共同相続をさせることは不合理であるから配慮していただきたい。

三、婚姻中、その財産形成に関与した妻の寄与分を正当に認める規定をもうけていただきたい。

その後一九七五年八月、同委員会より中間報告が公表され、私共七婦人団体に資料の御送付を頂きました。また、この年は国際婦人年世界大会の年であり、十一月には四十一の婦人団体参加の国際婦人年日本大会も東京で開かれ、「家庭と婦人」の部門において、「婚姻中の夫婦の財産の取扱い、夫の遺産相続の取り分」につき法律上再検討されるべきものがあると指摘されました。翌年「国際婦人年の国内行動計画の前期重点申入れ」の中にもこれらのことを含めて政府に申し入れをしました。

七婦人団体は、日本大会の申し入れをふまえ、中間報告の検討を重ねた結果、再び左記の要望書を提出することにいたしました。

要望書

一、離婚にともなう財産分与の分配の基準を原則として$\frac{1}{2}$とし、同時に離婚後の生活援助に関する規定をおくこと。

二、配偶者の相続分を子と共同相続する場合は$\frac{1}{2}$、尊属と共同相続する場合を$\frac{2}{3}$とし、配偶者のある限り兄弟姉妹の相続を認めないこと。

三、寄与分については、中間報告では相続人に限られているが、これは不当である。内縁の妻や相続人の配偶者、事実上の養子などで、相続人ではないが、相続財産の維持増加に特に寄与した者についても配慮していただきたい。

貴審議会におきましては、私どもの意見を充分おくみとり下さり、更にご検討の上、早急に改訂を実現して頂きたく、再び要望いたします。

一九七九年四月一〇日
七婦人団体議会活動連絡委員会
東京キリスト教女子青年会
婦人国際平和自由連盟 日本支部
日本基督教婦人矯風会
全国地域婦人団体連絡協議会
大学婦人協会
日本看護協会
日本婦人有権者同盟

法制審議会民法部会
身分法小委員会
部会長 加藤一郎殿

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2−21−11 婦選会館内）電話（370）2727番 〒151 振替195409

一般消費税新設ハンターイ！

物価をおしあげ、生活を破壊する一般消費税新設に反対して、本同盟は2つの大会に参加しました。

一般消費税とは、生産から消費まであらゆる商品やサービスに課税される税金で、この税金はまわりまわって消費者が負担するしくみになっているのです。

2月8日は、東京日比谷野音にて一般消費税を阻止する国民総決起中央大集会（同盟は不公平税制をただす会から参加）が、又、2月23日は、消費者6団体加盟団体として2・23全国消費者団体中央集会に参加、大会後会場の久保講堂から清水谷公園まで雨の中デモ行進（写真）をし、又、関係各省への申し入れも、同時に行ないました。

はやく「被爆者援護法」制定を！

日本婦人有権者同盟が加盟している「被爆問題市民団体懇談会」は、2月17日午後1時〜2時、渋谷駅南口で"被爆者援護法制定要求2000万人署名運動"の街頭アピール署名活動をした。

同会は11月の市民団体で構成されているが参加した団体は、NGO日本宗教者連絡会議、日本青年団協議会、全国地域婦人団体連絡会議、日本生活協同組合連合会、日本原水爆被害者団体協議会、日本基督教婦人矯風会、日本婦人有権者同盟の7団体。この日雨の中での街頭アピール署名活動となったが、被爆者が政府に対し要求している三つのほしょう、死没者への弔慰金、遺族年金、被爆者年金の補償。障害年金、療養者、生活困窮者への手当の保障。被爆者年金の保証、の訴えに迫力が加った。有権者同盟、紀平悌子政啓委員長の街頭アピールは道行く多くの人びとの足をとめた。

婦人・おんな ①

女の輪廻

風はまだつめたいのだが、空がうるんでいる。春の気配である。砂塵が、地平のあたりを重くしている。あの下には、ひとの住む村や林があるにちがいない。そのまま歩きだしたくなる。かすかに、ひとの名を呟いていたりする。

こぶしの花が、天に向かってひらきはじめるころになると、胸が波立つ。家や子どもや、世のしがらみ一切とかかわりもないところで、たったひとりの自分に気づいている。

—女である自分に、気づいている。

もう何年、こうした思いを重ねて生きてきたことだろう。

女であることを、つらいと思いつづけた少女期があった。結婚を男を、真底おそれた。父の前でうなだれ、台所の床をみがきつづけていた母。床はぴかぴかに光りながら、母の涙が沁みついていた。流しにも、柱にも、うつむいて、肩ふるえながら耐えていた母の姿が重なってしまうのである。

もうけっして、女に生まれまいとねがった。その私に生理がはじまったときは泣いてしまった。かなしさをひきずったまま都へ出て、あるとき、故石垣純二氏にお会いした。

「経血」の話をされた。

—人間のからだのなかで、あれほど清浄なものはない。もっとも美しい血です。赤ちゃんがそこに根づき、やすむ。そのからだを押し包むベッドですね。すばらしい摂理の血です。

たしか文京区のエーザイ事務室の片隅で、この言葉をきき、そのひとことで、私は解放された。まだ独り身で、恋をしながら結婚にはふみ切れずにいたころだった。女である身を、素直に受けとめることができるようになった。"女"に、ひらき直ることができるようになった。

私のなかの女は、それからの浅い日々である。闇にとざされた前半の暗い思い出は、なお、心にしずんだままである。

いま、多くの女たちのなかで、性はなお、太陽の下にさらすことのできぬひめごととして処理されているのではないかと、ふと思うことがある。

少女売春を取材していると、この子たちが棲んでいるあけっぴろげの性、奔放な性、売り買いに何のいたみも感じぬ性が、実は、もっとも古い因習のなかの性と全く同じであることに気づくことがある。

親が、周辺が、何をこの子に教えてきたのだろうか。

男に隷属し仕える母親の姿をみつめて、十代の多感な少女が性を売る。かつての春をひさぐ女と、全く同じ論理で。

「わが身のなかの、作られた性」の克服が、どうやら一番の問題になる。このあたりが放っておかれたまま"翔べ"といい、"自立しろ"と小気味よいかけ声がかかったにしても、女の意識は変わりようがないのではないか。むしろ、男によって養われる身に安住して、この世の変革など一切ねがわぬ女たちが、じりじりふえ、すでにその世代が、幼い子どもたちを育てている。

暗い輪廻に、どうクサビを打込むか。自分自身の性の解放をふくめて、女の問題をこの欄で考えていきたい。ご意見をおよせください。

（永畑 道子）

委員会 たより 部会

財務部会

私共財務部は同盟会員が行なう政治啓発等に対する資金を産み出すお手伝いをするのが仕事です。会員の皆さまにはいろいろなかたちでご協力いただいています。化粧品から洗たく用粉石鹸、台所用石鹸、お茶などの販売、観劇、旅行、不用品交換などをささやかな利益のため多角的に行っています。

オイルショック以来強まってきました資源愛護の精神から、不用品の交換会は大変会員以外の人々から反響をよび、期日が発表されると問い合せの電話の応対に事務局は大わらわになります。部員も当日のための準備に前後半月はいそがしくなります。外部の方々の不用品は数多く持ち込まれますが手数料としてわずかしか収入になりません。会員の皆さまから頂戴するお品は全額収入になります。この方は大きくプラスになりますので助かります。

4月12・13日にはあんずの花咲く里へ旅をする予定でございます。大ぜいの方のご参加をお待ちしております。

（秋山 まち）

国際連絡委員会

※第25回IAW世界大会について

今年は3年に1度の世界大会が、リベリアのモンロビアで、9月17日から22日迄開かれます。大変不便なところですがロンドンの本部から団体のフライトが出ることになっていますので、ご希望の方は是非ご出席下さい。

議題は「平等のための教育」ですが、プログラムの内容は次回でご紹介します。

本同盟は長い間大会出席を見送っていますので、今回は是非出席するよう、小池会長宛に招請状が届いています。

※3月16日には国際人権規約学習会を、自由人権協会事務局長、山田伸男氏を講師に迎えて開きました。開会中の本国会には是非批准、承認を実現させたいものです。

※同盟の英文パンフレットも古いのを焼き直して使っていますが、今回作り直すことになりました。アイディア、ご希望を頂きたいと思います。

（松浦 三知子）

運動日誌（2/9〜3/9）

（まとめ 稲茂登 冴子）

2/9 ○弁護人抜き裁判反対の街頭宣伝署名活動 ○国際連絡委員会 ○出版部会 ○都議会議員と消費者団体との懇談会
2/10 ○市民センター共催学習会
2/13 ○中央委員会第2回準備会 ○売春問題とりくむ会
2/14 ○日中連絡会
2/15 ○東京都政を考える都民の集い準備会 ○弁護人抜き裁判反対集会 ○元号勉強会 ○都連
2/16 ○政啓委員会 ○機関紙初校 ○経企庁消費問題懇談会
2/17 ○被爆者問題市民懇談会街頭活動 ○一般消費税反対2・23集会宣伝活動
2/19 ○国際婦人年の決議を実現するための連絡会 ○公害監視委員会 ○少年法研究会
2/20 ○中華料理を楽しむ会
2/21 ○事務局会議 ○不用品搬入
2/22 ○不用品交換会
2/23 ○機関紙再校 ○組織部会 ○一般消費税新設阻止・物価値上げ反対2・23全国集会
2/24 ○指名委員会 ○仙台支部訪問
2/26 ○七婦人連絡会 ○都政を考える都民の集い デリカで宣伝活動
2/27 ○都政を考える都民の集い
2/28 ○定数訴訟証人尋問
3/1 ○韓国北朝鮮と日本学習会 ○機関紙発送
3/2 ○司法幹事会 ○弁護人抜き裁判反対第15回請願統一行動
3/5 ○市民懇談会 ○教育委員準公選学習会
3/6 ○常任委員会 ○中央委員会第3回準備会 ○国際婦人年の決議を実現するための連絡会 ○公害監視委員会
3/7 ○遺伝毒性勉強会 ○婦人と年金学習会 ○都環境週間実行委員会
3/8 ○機関紙整理会
3/9 ○定数是正訴訟学習会 ○出版部会 ○議会制グループ会合 ○国際連絡委員会

日本の味を大切に
シマヤ だしの素
山口県新南陽市福川637 0834−63−2525

シャープ，スピード，サービス

森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

酢のものに

ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

ガス坊やの安全コーナー
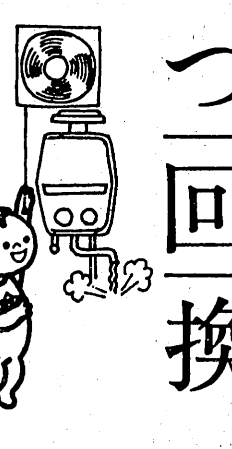
つけたら
回そう
換気扇
東京ガス

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し
自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、
配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2−21−11
〒151 ☎03−370−4541

ぬれ手にご注意！
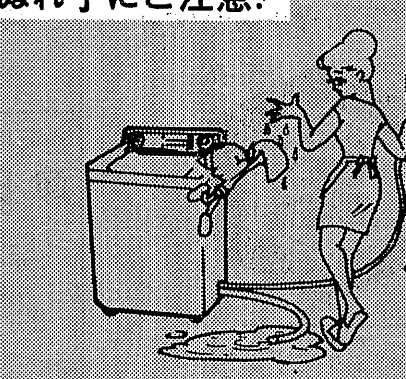
東京電力株式会社

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

政策決定に婦人の一票を生かそう

第22回婦選会議開かる

敗戦の年の12月17日参政権を獲得した婦人が始めて権利を行使したのは翌年の4月10日である。第22回婦選会議は「政策決定に婦人の一票を生かそう」をテーマに4月10日七婦人団体議会活動連絡委員会の主催で婦選会館に於て開かれた。七婦人団体それぞれの運動の中から婦人の自覚と自己変革が投票行動や住民運動をどのように変えるか。政策決定の場に婦人の意思を反映させるにはの話し合いがされ新たな前進の契機となった。

◆総司会　東京キリスト教女子青年会　牧田　松子氏

◆開会のことば　全国地域婦人団体連絡協議会　大友　よふ氏

◆挨拶　参議院議員　市川房枝氏

婦人の一票はどうあるべきか、現実と理想の両面について検討してほしいと述べられ国会活動のため退席された。

◆提題と討議

司会　日本看護協会池田ふみ子氏

本同盟　紀平　悌子氏

◆東京キリスト教女子青年会　和田　妙子氏

戦争責任の反省から憲法の学習をし、核否定の立場に立ってエネルギー源を生存権の問題からとらえる運動をしている。運動が会員3千人に滲透し難いこと婦人の自主性のないことが隘路である。

◆婦人国際平和自由連盟日本支部　林　のぶ氏

この団体は1915年第一次大戦中、婦人が各国を歴訪、停戦を説得したことに始まる。日本は1924年正式に支部となる。「アジアを知る会」「国際交流セミナー」により青年の育成と平和教育を行なっている。

◆全国地域婦人団体連絡協議会　串間　真牙氏

投票行動は権利の行使であり棄権はすべきではない。婦人は被選挙権も大いに行使し、又一致して有能な婦人を理想選挙により推し出したい。又婦人は男性本位の社会に婦人の力を発揮する場を努力して得てゆかねばならない。

◆日本基督教婦人矯風会　長野　栄子氏

原水禁運動や信教の自由、政教の分離の原則確立のため運動している。売春と取り組む会の事務局がある。公衆浴場法は3回国会に提出された。現代のニードに応えるために絶えず考え行動している。

◆日本看護協会　小島ユキエ氏

1977年ILO看護職員条約の適用者は国民ひとりひとりである。条約が批准され国内法が改善されれば荒廃した医療を経営主流から国民の医療に変え得る。

◆日本婦人有権者同盟　松浦三知子氏

婦人の政治教育と政策決定の場へ婦人有権者の声を反映させる運動をしている。国・地方ともに有能な婦人の進出を推進すべきである。隘路は婦人の投票行動は男性に比べ政策志向が少なく市民運動に参加して政策を変えることも少ない。政策が生活にどうつながるかの認識が足りないためである。

討議（一部）

。地方の時代と言われながら自治省出身の官僚が当選した現実がある。地域は自分たちでつくるべきであり具体的に婦人の候補を出し、審議会委員の登用を申し入れるなどの運動が必要である。

。共同体を婦人の手でつくってゆくために、まず意識構造が官製でない個人の自立が必要である。

◆決議（後述）大学婦人協会　枝　キク子氏

◆閉会のことば　婦人国際平和自由連盟日本支部　岡本喜久子氏

（まとめ　瀬下美子）

第22回婦選会議　54.4.10

第22回婦選会議　決議

（一九七九・四・一〇）

私ども七婦人団体議会活動連絡委員会は、婦人参政権行使三十三年を記念して第二十二回婦選会議を開催、80年代への私たち婦人の使命を話しあい左記の決議をおこないます。

―記―

戦後34年、私どもは平和と福祉をねがい、運動をつづけてきました。しかしながら、ロッキード・グラマン問題、地方自治体の汚職頻発の政治の中で、人間優先の政治の確立は程遠いのが現状です。

婦人有権者は男子より二五〇万人多く、その投票率はすべての選挙で男子を上まわりながら、その投票行動の結果は、腐敗を追放し生活と政治をむすぶ原動力としての役割を果たしておりません。

とくに国際婦人年国内行動の四年目を迎えながら、政策決定への婦人の参加は少なく、国の審議会の婦人委員は3・5％、生活に最も身近な地方議会の婦人議員はわずか1・1％にすぎません。

この統一地方選挙に当り、平和、福祉、労働、教育、家庭すべての分野で婦人の声を政策決定に反映するため、有能な婦人を一人でも多く議会に推し出すよう行動します。

一九七九年四月十日

七婦人団体議会活動連絡委員会
大学婦人協会
日本基督教婦人矯風会
婦人国際平和自由連盟日本支部
全国地域婦人団体連絡協議会
東京キリスト教女子青年会
日本看護協会
日本婦人有権者同盟

ひろば

今、再び自治、分権、参加の地方自治を求めて

東京、大阪をはじめ、保守、中道圧勝せり―との報道が新聞を埋めつくしたその日、六選された黒木宮崎県知事の汚職の本格捜査はじまる、の記事を見ました。

地方自治体に頻発する贈収賄等の腐敗は保守行政の体質であります。60年代から70年代にかけての住民運動、市民運動の目標はこのような「腐敗をなくし、住民・市民による自治をとり戻すこと」ではなかったのでしょうか。

40年都議会の議長交際費汚職に端を発した刷新選挙から42年革新美濃部都政誕生いらい14年に亘る日本婦人有権者同盟の、政治の浄化と都民参加の民主主義確立への努力も又、出発点にひき戻された想いやしきりであります。

私共は、昨年総会いらい、夏期セミナー、全国支部長会議と、統一地方選には「生活の現場としての地域に、市民によるシステムを築き中央集権から地方分権の政治、経済、社会を実現させよう」と、のスローガンのもと、告示前、告示後を通じ選挙啓発運動を展開してきました。その結果は、私共の意図とことなり「中央による地方の占領」という「地方の時代」のすりかえ現象で終りました。中央直結の自治省出身の知事は、東京、大阪新知事を加えて19名、全体の四割を占め、革新の後退は、中央政治に及ぼす影響力の縮少となりました。

しかしながら選挙の中味は、保守政党が手ばなしで喜べるものではありません。

東京の鈴木新知事の場合、得票率は43・3％というものゝ、投票率55・16％の低さとかけあわせると、都民有権者の$\frac{1}{4}$以下の支援しか受けていないことになるのです。

世論調査の結果、無党派層が、自民党支持層を抜き、全国で第一党になっていますが、これら浮動票といわれる有権者集団が、棄権にまわったと思われます。

社会党の候補者えらびのもたつきばかりでなく、自民党の候補推薦の過程をふくめ、都民有権者不在の政治に背をむけた一般有権者が最后まで燃えなかったのです。

有権者不在はそれだけではありません。3月27日告示の道府県議選では、定数の18％、475人の無投票当選が、告示数日前から予想され、前回までの最高無投票当選者数251人（S38年時）の二倍になっていますし、4月12日告示の市長選でも無投票当選市長50市（153市中）に及びました。

投票前から結果がわかってしまうような選挙では到底、参加の民主主義が実現されるわけはありません。この金権インフレ選挙を終え、革新も保守も、有権者の真の支持を失なったかりそめの「地方の時代」の中で「自治」「分権」「参加」の市民による新しい民主主義実現への道を探り出す第一歩をふみ出すべく有権者同盟に課せられた使命を思うのです。

政治啓発運動委員長　紀平　悌子

"配偶者の相続分について"

要望書を法制審議会に提出

昨年4月いらい、七婦人団体議会活動連絡委員会共同で研究と討議を重ねてきました「配偶者（妻）の相続分について」三月半ばに改正への結論を得ました。

国際婦人年世界大会のあと1975年11月東京で開かれた日本大会でも実態にそって決議されたように、日本の社会各分野―政治、労働、教育、福祉、家庭―においていづれも、法律制度は整っていても、実態の上では、男女平等ではなく、婦人は差別を受けている。とくに、家庭の中における婦人の地位の低さは、封建的な日本の社会風土の温床の中で最も根本的な問題であります。

七婦人団体議会活動連絡委員会では、国際婦人年の決議を実現するための婦人連絡会の意向も十分に配慮しつゝ、現状をふまえた意見書を左記のようにまとめ、4月10日、法制審議会身分法小委員会部会長、加藤一郎氏に面接、手渡しました。

（紀平　悌子）

配偶者（妻）の相続分について

一九七三年より七婦人団体議会活動連絡委員会に参加する各団体は、配偶者の相続分について、それぞれの立場から学習会をもち検討集会をもってまいりました。

一九七三年十月、法制審議会民法部会身分法小委員会に対し、左記の要望書を我妻栄委員長にお渡ししました。

一、配偶者の$\frac{1}{3}$、子供に$\frac{2}{3}$の相続分を、配偶者に$\frac{1}{2}$、子供も$\frac{1}{2}$にしていただきたい。

二、兄弟姉妹の代襲者まで共同相続をさせることは不合理であるから配慮していただきたい。

三、婚姻中、その財産形成に関与した妻の寄与分を正当に認める規定をもうけていただきたい。

その後一九七五年八月、同委員会より中間報告が公表され、私共七婦人団体に資料の御送付を頂きました。また、この年は国際婦人年世界大会の年であり、十一月には四十一の婦人団体参加の国際婦人年日本大会も東京で開かれ「家庭と婦人」の部門において、「婚姻中の夫婦の財産の取扱い、夫の遺産相続の取り分」につき法律上再検討されるべきものがあると指摘されました。翌年「国際婦人年の国内行動計画の前期重点申入れ」の中にもこれらのことを含めて政府に申し入れをしました。

七婦人団体は、日本大会の申し入れをふまえ、中間報告の検討を重ねた結果、再び左記の要望書を提出することにいたしました。

要望書

一、離婚にともなう財産分与の分配の基準を原則として$\frac{1}{2}$と同時に離婚後の生活援助に関する規定をおくこと。

二、配偶者の相続分を子と共同相続する場合は$\frac{1}{2}$、尊属と共同相続する場合は$\frac{2}{3}$とし、配偶者がある限り兄弟姉妹の相続を認めないこと。

三、寄与分については、中間報告では相続人に限られているが、これは不当である。内縁の妻や相続人の配偶者、事実上の養子などは相続人ではないが、相続財産の維持増加に特に寄与した者については配慮していただきたい。

貴審議会におきましては、私どもの意見を充分おくみとり下さり、更にご検討の上、早急に改訂を実現して頂きたく、再び要望いたします。

一九七九年四月一〇日

七婦人団体議会活動連絡委員会
日本基督教婦人矯風会
婦人国際平和自由連盟日本支部
東京キリスト教女子青年会
全国地域婦人団体連絡協議会
大学婦人協会
日本看護協会
日本婦人有権者同盟

法制審議会民法部会
身分法小委員会
部会長　加藤　一郎　殿

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟　（渋谷区代々木2－21－11　婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

婦人・おんな ①

女の輪廻

風はまだつめたいのだが、空がうるんでいる。春の気配である。砂塵が、地平のあたりを重くしている。あの下には、ひとの住む村や林があるにちがいない。そのまま歩きだしたくなる。かすかに、ひとの名を呟いていたりする。

こぶしの花が、天に向かってひらきはじめるころになると、胸が波立つ。家や子どもや、世のしがらみ一切とかかわりもないところで、たったひとりの自分に気づいている。

―女である自分に、気づいている。

もう何年、こうした思いを重ねて生きてきたことだろう。

女であることを、つらいと思いつづけた少女期があった。結婚を男を、真底おそれた。父の前でうなだれ、台所の床をみがきつづけていた母。床はぴかぴかに光りながら、母の涙が沁みついていた。流しにも、柱にも、うつむいて、肩ふるえながら耐えていた母の姿が重なってしまうのである。

もうけっして、女に生まれまいとねがった。その私に生理がはじまったときは泣いてしまった。かなしさをひきずったまま都へ出て、あるとき、故石垣純二氏にお会いした。

「経血」の話をされた。

―人間のからだのなかで、あれほど清浄なものはない。もっとも美しい血です。赤ちゃんがそこに根づき、やすむ。そのからだを抑し包むベッドですね。すばらしい摂理の血です。

たしか文京区のエーザイ事務室の片隅で、この言葉をきき、そのひとことで、私は解放された。まだ独り身で、恋をしながら結婚にはふみ切れずにいたころだった。女である身を、素直に受けとめることができるようになった。

"女"に、ひらき直ることができるようになった。

私のなかの女は、それからの浅い日々である。闇にとざされた前半の暗い思い出は、なお、心にしずんだままである。

いま、多くの女たちのなかで、性はなお、太陽の下にさらすことのできぬひめごととして処理されているのではないかと、ふと思うことがある。

少女売春を取材していると、この子たちが棲んでいるあけっぴろげの性、奔放な性、売り買いに何のいたみも感じぬ性が、実は、もっとも古い因習のなかの性と全く同じであることに気づくことがある。

男に隷属し仕える母親の姿をみつめて、十代の多感な少女が性を売る。かつての春をひさぐ女と、全く同じ論理で。

親が、周辺が、何をこの子に教えてきたのだろうか。

「わが身のなかの、作られた性」の克服が、どうやら一番の問題になる。このあたりが放っておかれたまま"翔べ"といい、"自立しろ"と小気味よいかけ声がかかったにしても、女の意識は変わりようがないのではないか。むしろ、男によって養われる身に安住して、この世の変革など一切ねがわぬ女たちが、じりじりふえ、すでにその世代が、幼い子どもたちを育てている。

暗い輪廻に、どうクサビを打込むか。自分自身の性の解放をふくめて、女の問題をこの欄で考えていきたい。ご意見をおよせください。

（永畑　道子）

はやく「被爆者援護法」制定を！

日本婦人有権者同盟が加盟している「被爆問題市民団体懇談会」は、2月17日午後1時～2時、渋谷駅南口で"被爆者援護法制定要求2000万人署名運動"の街頭アピール署名活動をした。

同会は11月の市民団体で構成されているが参加した団体は、NGO日本宗教者連絡会議、日本青年団協議会、全国地域婦人団体連絡会議、日本生活協同組合連合会、日本原水爆被害者団体協議会、日本基督教婦人矯風会、日本婦人有権者同盟の7団体。この日雨の中での街頭アピール署名活動となったが、被爆者が政府に対し要求している三つのほしょう、死没者への弔慰金、遺族年金、被爆者年金の補償。障害年金、療養者、生活困窮者への手当の保障。被爆者年金の保証、の訴えに迫力が加った。

有権者同盟、紀平悌子政啓委員長の街頭アピールは道行く多くの人びとの足をとめた。

一般消費税新設ハンターイ！

物価をおしあげ、生活を破壊する一般消費税新設に反対して、本同盟は2つの大会に参加しました。

一般消費税とは、生産から消費まであらゆる商品やサービスに課税される税金で、この税金はまわりまわって消費者が負担するしくみになっているのです。

2月8日は、東京日比谷野音にて一般消費税を阻止する国民総決起中央大集会（同盟は不公平税制をただす会から参加）が、又、2月23日は、消費者6団体加盟団体として2・23全国消費者団体中央集会に参加、大会後会場の久保講堂から清水谷公園まで雨の中デモ行進（写真）をし、又、関係各省への申し入れも、同時に行ないました。

委員会たより部会

財務部会

私共財務部は同盟会員が行なう政治啓発等に対する資金を産み出すお手伝いをするのが仕事です。会員の皆さまにはいろいろなかたちでご協力いただいています。化粧品から洗たく用粉石鹸、台所用石鹸、お茶などの販売、観劇、旅行、不用品交換などをささやかな利益のため多角的に行っています。

オイルショック以来強まってきました資源愛護の精神から、不用品の交換会は大変会員以外の人々から反響をよび、期日が発表されると問い合せの電話の応対に事務局は大わらわになります。部員も当日のための準備に前後半月はいそがしくなります。外部の方々の不用品は数多く持ち込まれますが手数料としてわずかしか収入になりません。会員の皆さまから頂戴するお品は全額収入になります。この方は大きくプラスになりますので助かります。

4月12・13日にはあんずの花咲く里へ旅をする予定でございます。大ぜいの方のご参加をお待ちしております。

（秋山　まち）

国際連絡委員会

※第25回IAW世界大会について

今年は3年に1度の世界大会がリベリアのモンロビアで、9月17日から22日迄開かれます。

大変不便なところですがロンドンの本部から団体のフライトが出ることになっていますので、ご希望の方は是非ご出席下さい。

議題は「平等のための教育」ですが、プログラムの内容は次回でご紹介します。

本同盟は長い間大会出席を見送っていますので、今回は是非出席するよう、小池会長宛に招請状が届いています。

※3月16日には国際人権規約学習会を、自由人権協会事務局長、山田伸男氏を講師に迎えて開きました。開会中の本国会には是非批准、承認を実現させたいものです。

※同盟の英文パンフレットも古いのを焼き直して使っていますが、今回作り直すことになりました。

アイディア、ご希望を頂きたいと思います。

（松浦　三知子）

運動日誌（2/9～3/9）

2/9 ○弁護人抜き裁判反対の街頭宣伝署名活動
○国際連絡委員会
○出版部会
○都議会議員と消費者団体との懇談会

2/10 ○市民センター共催学習会

2/13 ○中央委員会第2回準備会
○売春問題ととりくむ会

2/14 ○日中連絡会

2/15 ○東京都政を考える都民の集い準備会
○弁護人抜き裁判反対集会
○元号勉強会
○都連

2/16 ○政啓委員会
○機関紙初校
○経企庁消費問題懇談会

2/17 ○被爆者問題市民懇談会街頭活動
○一般消費税反対2・23集会宣伝活動

2/19 ○国際婦人年の決議を実現するための連絡会
○公害監視委員会
○少年法研究会

2/20 ○中華料理を楽しむ会

2/21 ○事務局会議
○不用品搬入

2/22 ○不用品交換会

2/23 ○機関紙再校
○組織部会
○一般消費税新設阻止・物価値上げ反対2・23全国集会

2/24 ○指名委員会
○仙台支部訪問

2/26 ○七婦人連絡会
○都政を考える都民の集いデリカで宣伝活動

2/27 ○都政を考える都民の集い

2/28 ○定数訴訟証人尋問

3/1 ○韓国北朝鮮と日本学習会
○機関紙発送

3/2 ○司法幹事会
○弁護人抜き裁判反対第15回請願統一行動

3/5 ○市民懇談会
○教育委員準公選学習会

3/6 ○常任委員会
○中央委員会第3回準備会
○国際婦人年の決議を実現するための連絡会
○公害監視委員会

3/7 ○遺伝毒性勉強会
○婦人と年金学習会
○都環境週間実行委員会

3/8 ○機関紙整理会

3/9 ○定数是正訴訟学習会
○出版部会
○議会制グループ会合
○国際連絡委員会

（まとめ　稲茂登　冴子）

シャープ，スピード，サービス

森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎0422-48-1611（代）

酢のものに

ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のものできあがり。
ミツカン 土佐酢 三杯酢＋かつおだし

日本の味を大切に
シマヤだしの素
山口県新南陽市福川637　0834－63－2525

ガス坊やの安全コーナー

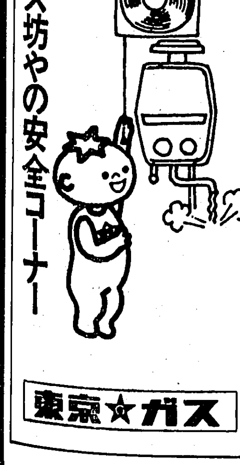

つけたら回そう換気扇
東京ガス

純植物性原料使用
リサイクル'78 粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し
自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、
配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

ぬれ手にご注意！

東京電力株式会社

有権者から候補者にきく
第九回統一地方選挙啓発活動

4月8日・知事、4月22日・市区町村長・議員の選挙が行われました。有権者同盟は理想選挙推進市民の会とともに都知事候補者の事務所訪問、公開アンケート活動をしました。また、同盟独自の啓発活動として選挙ごとに実行している青空放送宣伝、チラシまき、カンパ活動、市・区長候補者事務所訪問、公開アンケート活動をしました。無投票当選、現状維持の各党相のり候補など選ぶ権利を奪い、選択の巾を狭める今回の有権者不在の選挙に対し、これらの運動は有権者の立場から選挙に参加し、更に、投票の手がかりを広く一般有権者に知らせることを目的としており、その結果を記者発表しました。

都知事選挙

都知事選挙告示の3月14日、有力三候補とされる麻生良方、太田薫、鈴木俊一各氏の選挙事務所を訪問し、「金のかからない選挙と都民参加の選挙の実現」の申し入れをし、約束を得ました。その後、7項目の質問の回答をきき書きしました。

申し入れ書

金のかからない選挙と、都民参加の選挙実現の申し入れ

美濃部都政三期のあとを受けての東京都知事選挙を前にして、都民は今、厳正な選択の場に立っています。

私ども両団体は多年にわたり、議会制民主主義確立のため、選挙と政治をきれいにする運動にとりくんできました。

政治の腐敗は、入り口である選挙の腐敗にあり、選挙に巨額な金がかかることが原因です。

地方の時代といわれる八〇年代にさきがけておこなわれるこの地方選挙に際し、候補者は率先して金のかからない選挙を推進し、政治浄化の第一歩とすべきです。

つきましては左記事項を厳守するお約束をいただくよう申し入れます。

記

一、法定選挙費用は必ず守ること。
一、選挙運動に際しては、公職選挙法を必ず守ること。
一、悪質な選挙違反者を出したときは当選を辞退すること。
一、有権者参加の選挙とするため責任ある回答者による窓口を設けること。

ついで選挙費用調達、選挙違反、当選したら資産を公開しますか。など7項目について質問をしました。麻生氏は資金は個人負担。個人カンパ。銀行、組合などひもつきでなければもらう。太田氏は組合の自主的なカンパ。銀行、会社から一切もらわない。鈴木氏は三党（自、公、民）の援助。個人又は団体の支援。三候補とも選挙違反は絶対に出さない。個人の資産は公開すると回答しました。

なお、つづいて3月23日、三候補に政策、姿勢についてアンケートをしました。

【質問1】 選挙と政治に多額の金がかかることに強い批判がありますが、この現状をどう考えどうしたらよいと思われますか。

【質問2】 青年をはじめこの大都会には政治への無関心層が増大していますが、自治体の政治に関心を持たせるにはどうすればよいとお考えですか。

【質問3】 美濃部知事により策定された都民参加による東京都婦人行動計画をどう評価されますか。なお、継承、発展させるお考えがありますか。

【質問4】 前段の東京都婦人行動計画の中で特に婦人の政策決定参加についてどんな具体策をお持ちですか。

3月31日、都庁記者クラブに於て前記4項目の公開アンケートおよび事務所訪問の運動についての目的、回答全文とそれに対する感想を発表しました。紙面の都合上、感想のみを報告いたします。

質問1について

三候補とも、選挙は有権者のものであるとの発想に乏しく、派手な選挙運動への反省がなく、現状肯定の上で考えている。

麻生候補＝事前運動に金がかかるとの現状をのべその点にふれたのみ。「完全公営論」は有権者参加の自由な選挙の原則に反する意見。

太田候補＝個人献金に限る政治資金規正法改正、公選法改正にふれているが、公選法については、有権者参加の法改正とするべきとの部分にふれていない。

鈴木候補＝本来自由で有権者参加であるべき選挙に公営論を述べている。国、地方公共団体の役割分担を廃止して以下の回答は設問に十分対応していないように読みとれる。

質問2について

麻生候補・コミュニティづくり、太田候補・交流、教育を通じ、鈴木候補・資料の公開、三名とも政治家の資質、政治姿勢、哲学の欠如等への反省がない。尚、委員会審議会はじめ、参加システムが設けられても住民ニーズをくみあげる実態がないことについてはふれていない。

質問3について

三候補とも婦人行動計画について高く評価し、継承を約束している。この公約に期待し、注文してゆきたい。

質問4について

麻生、太田候補は、未知な部分はあるが積極的に答えているが、鈴木候補の答は慎重である。「市民として責任をもつ参加」「参加方法は定型化しない」など、言質をとらえられることを避けているように感じられた。

☆　☆　☆

鈴木新都知事に対し、私どもの運動を通じて約束されたことの実行を求めて、更に運動を推めつつあります。

区長・区議 市長・市議 選挙

市区町村長・議員選挙の告示が4月12・15日におこなわれ、東京都22区、11市の区・市長候補者に対し、「金のかからない選挙と住民参加の選挙の実現」の申し入れ、（内容は都知事候補者のものとほぼ同じ）5項目の公開アンケートを郵送又は、事務所を訪問しておこない、質問に回答を記入してもらい回収、集計しました。

公開アンケートの目的は回答を公約として新区長、新市長に実現してもらうため行ったものです。

対象は22区長候補44名、11市長候補22名。回答は区長候補27名、61・36％。市長候補9名、40・9％。

【質問1】 選挙資金と政治姿勢について

回答者全員が法定選挙費用内でと回答。新人は選挙費用は宣伝費にかかると答えているのが圧倒的に多く、選挙資金の調達は現職と保守系は自己資金、個人寄付。革新、新人は個人寄付。悪質な選挙違反を出した時は、辞退する、絶対に違反はしない。が半々の割で答えています。

【質問2】 区長、市長の立会演説会条例の制定について

区長候補　賛成24　反対1　他1
市長候補　賛成9　反対なし

【質問3】 教育委員準公選制

区長候補　賛成15　反対10　他2
市長候補　賛成7　反対1　他1

賛成は革新候補と新人。反対は保守又は相のり候補の現職の全員が反対。意見は保革二分された。

【質問4】 都環境アセスメント条例について

区長候補　賛成23　反対3　他1
市長候補　賛成7　反対1　他1

賛成は革新の新人が多いが現職の保守もいる。国の環境行政後退の折、環境保全は自治体の責務。

【質問5】 国際婦人年国内行動計画推進の区、市の具体策は。

具体化しているところもあるが、全体的にこれからのこととして、政策決定の場に婦人を登用、福祉、労働、教育など婦人の地位向上を答えているが抽象的内容である。

無風選挙になったことについて住民自治を育成。政治の専門職が必要。（保守候補）。相のりが争点かくしの自民、保守路線となり争点ボケとなった。（革新候補）

青空放送 宣伝活動

本部及び都連・支部共催で次の地域へデリカ（宣伝カー）を出してチラシを配り、有権者としての立場〝私たちの自治体は私たちの手で築きあげましょう〟と広く区民、市民に訴えました。

3月9日　世田谷、目黒支部
3月17日　青梅支部
3月29日　三鷹、小金井支部
4月4日　武蔵野、府中、国立支部
4月9日　横浜支部（平塚・茅ケ崎、辻堂、藤沢方面）
4月17日　大田、港支部

学習会

3月10日、市民センターとの共催で〝統一地方選挙に対する行政のとり組みと民間の啓発活動について〟の学習会を婦選会館で開催しました。講師は、都選挙管理委員会選挙第二課　中村欣三氏。明るい選挙推進協会総務課長　柳生正壮氏。

カンパ活動

啓発活動を推進するためのカンパ活動を東京、横浜の支部を中心に、更に地方支部会員の協力を得ていたしました。カンパ活動に依って有権者に、今回の統一地方選挙の意義と私どもの運動を訴えることになります。

4月16日現在
カンパ金額　251430円
カンパ人数　約　450名

（まとめ　久保田須弥）

支部訪問 ⑭ 足立

保守的な土地柄の中で地道な運動

市川先生を囲んで足立支部の皆さん　S・41・1

荒川をはさんで埼玉県境までの広汎な地区にある足立支部を、東京都支部連合会会長稲茂登さんと共に訪問したのは正月過ぎの寒々とした1月23日でした。会場の支部長堀合千枝子氏宅は有名な小菅刑務所の近くで高速道路や常磐線、東武線のガードに囲まれた、夜間の一人歩きは恐ろしいような人通りも稀な淋しい住宅街にあって、よくこのような遠く、さびしい所から代々木まで来られるものと二人で感心しながら伺ったほどでした。

この日は新年会をかねたもよりの会とかで、会員手作りのお赤飯や煮豆などを頂き乍ら支部結成当時からのお話を伺いました。

昭和40年12月4日（市川房枝先生会長時代）に市川先生の御偉業と崇敬の念から有志が集まり、足立支部結成式を行ったそうです。指導されたのは現婦選会館事務局長山口みつ子さんで、結成式当日は山口さんは勿論のこと近藤真柄さんや当時の都支部連合会会長の岩崎美智子さん等が本部として出席され、48名の会員で発足されたのだそうです。初代支部長は堀合千枝子さんで、いろいろのご苦労の中現在もなお支部長さんとしてお世話をして下さっています。

足立区は埼玉県に接する農村地帯が戦後発展した場所だけに今でも土着の方々が多く非常に保守的な土地柄で、何か運動じようとするとすぐ「赤」というレッテルをはられるので非常に運動し難い所だそうです。自民党は勿論、公明党・共産党の活動も非常に活発で社会党の勢力は割に弱いと思うと皆さん口を揃えて話されました。

こういう土地柄の中で選挙の際の啓発活動・選挙事務所訪問等本部の指示に従って行うほか、小菅駅附近の下水道全面暗渠化運動や人道を作る運動、高速道路の住宅側の日照権問題、料金所の場所変更等々地元の問題をとりあげての請願陳情等も行い、会員の親睦と新会員勧誘のために支部長が和裁早縫の講習会を開いたこともあったそうです。

区議会が北千住という川向うなので傍聴にはなかなかいけないでいるが、区長立会演説会・公報発行等の条例制定の請願に行って、傍聴に来た方がよいなあとつくづく感じたと話され、婦人議員が一人もないので区議会とのパイプ役を推しだせたらとしみじみ思うともいわれました。

84才になられた最初からの会員の方は明るい選挙推進委員としてずっと活動をなさって居られるし、テレビで同盟の運動を知って是非入会してと進んで参加されたという若いお母さん、娘さんが自分の一生をかけて福祉問題に取り組みたいと云われ母親として将来のことを思って悩んでおられるというお母さん、故人となられた会員のお嬢さんがお母さんの御意志をついで会員として働いて下さっておられるなど、現在は会員数30名ながら皆問題意識をもって運動を展開しようとはり切っておられるようでした。

川向うの団地に住んでおられる元気のよい田畑さんが支部の方々を鼓舞し消極的になりがちな主婦の方々を明るい希望の中に引きこんで下さってる御様子を見、本部から遠く離れ、なかなか本部との交流もできず文章による往復のみになりがちな支部にも、このような方々が居られるならば今後支部活動もきっと盛んになることでしょうと期待に胸をふくらませ帰途につきました。

（小池　順子）

女子労働の保護規定切り下げ反対
国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会

昨年11月に公表された労働基準法研究会の報告が、女子労働の保護規定を改正（切り下げ）して、男女平等法の制定を前面に打ち出しました。これに対し各界から賛否が大きくあがっているが、この研究会の報告作成には、労組婦人の代表が入らないで作られたという強い批判があります。婦人年連絡会はメンバーである総評と同盟の両氏に、現況につきお話をききました。

労働基準法と婦人労働の問題（第1回2月19日）
日本労働総同盟青婦対策部　高島　順子氏

●労基法とは生活保護法のように最低基準をきめる法律である。また、経営者が労働組合の力を反映して、時代と共に内容が変っていくものと思う。

●今回の労働基準法研究会の報告で問題なのは、慣習法的なものを権力で決めてきて、刑事罰を科することである。

●労基法をどう考えるかと云う事、殊にこれから伸びる第3次産業―サービス業・福祉的な業種について、労基法との関わりは論議も多いに起ると思う。まず、労基法の位置について論議すべきである。

●労基法ができて30年たち、社会的にも国際的にも婦人の労働情況は変ってきている。決して報告書全部に反対と云う事ではない。

●男女平等法を作るならば、労基法との関係はどうなるのか、また職業安定法の改正なども関連があり、多くの国民が、強力に参加して作らなければならない。

●国際自由労働者会議なども、婦人の問題は労働組合よりも、女権主義者たちの運動が先行してしまう傾向にあり、難かしい。

●労働時間については、男子は労働協約により、婦人の場合は週5日制にともない、週の労働時間が残業時間に組み込まれているわけで、現に行っている。繊維工場等は12時間操業で交替制をとり、退職者の補充は主婦のパートとし、労基法に関係なく雇っている。

●生理休暇は現在の規定でも休暇の権利だけであり、労賃が協約しているのであるから、研究会が介入する必要は全くない。

●産時休暇は、前より後を多くとりたい希望が多い。ゼロ才児保育が少ない事との関連である。

●母性教育と婦人労働の問題は、国全体として考えるべきである。

●婦人労働の条件の低下は、男子労働者の条件も下げていく事につながる事を、男性に知らせるべきである。

婦人労働者の現状（第2回3月6日）
総評婦人局長　山野和子氏

▲婦人労働者の雇用の推移

年	万人
1960	739
1965	913
1970	1,096
1971	1,116
1972	1,120
1973	1,187
1974	1,172
1975	1,167
1976	1,203
1977	1,251
1978	1,284

▲総労働者に占める割合33・2％

▲平均年令　34・1才

▲勤続年数（平均）　5・5年

▲働いている産業
製造業　379万人
サービス業　335万人
卸売、小売業320万人
計1034万人（82・7％）

▲働いている企業の規模
中小零細企業　68・8％
500人以上　19・4％
官公庁関係　11・8％

▲組合への組織率
婦人組合員数　337万人
推定組織率　26・8％

▲雇用状況
合理化や調整による人減らしは共働き、子持ちの女子が対象となり、女子の新規採用はストップされ、臨時雇・パートに徐々に切替えられている。

▲昇進・昇格のない者　52・3％
女子は勤務年数が短い。補助的業務である等を理由としている。

▲教育・訓練
女子には実施しない企業が増えて、女子側でも意欲がない。

▲賃金
労基法第四条で男女の差別を禁止しているが、格差は開らき、男100に対し、女55・8％。
初任給、勤続年数、各種手当、雇用形態（パート・内職等）による格差。

▲母性保護
産前産後休暇について
労働協約や就業規則あり―92・2％、有給のところ―39・3％
・取得状況
産前6週間以内　70・7％
産後6週間以上　51・2％
育児時間について
労働協約や就業規則あり―71％
有給のところ―44・6％
・取得状況―22・7％
生理休暇
労働協約や就業規則あり―89・9％。有給のところ―59・6％
・取得状況は非常に少ない。賃金の上で差をつけたり、精神的な圧力をかけたり、非常に休みにくい状況になっている。

▲母性と健康の破壊
労働形態の変化から、母性障害職業病の増加が進んでいる。

◎労基法はこれ以下で働かせてはいけないと云う最低基準である。これすら守られていない現状で、生休、深夜業などの保護規定をとる事は、将来の障害の原因ともなり得るのである。母性保護をどう考えるかと云う問題でもある。

（まとめ　伊藤明子）

国際人権規約学習会
講師　山田伸男氏（自由人権協会事務局長・弁護士）

第84国会に批准承認案件として提出され、衆議院外務委員会で継続審議となり、53年秋の臨時国会では見送られ、大平内閣となって今開かれている第87通常国会も会期が大半過ぎた3月16日、政啓、国際両委員会共催で同規約の学習会を持ちました。以下講師のお話を要約しました。

☆　☆　☆

国際人権規約の批准促進運動を進めているが、この規約の批准の意義はどこにあるか、また批准された後の人権諸団体や婦人団体等の運動目標をどの点におくか、このような諸点が明確でないのを懸念しているのでこういう観点からお話をすすめたい。

人権規約は3つに分けられている。A、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約　B、市民的及び政治的権利に関する国際規約　市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書、であるが、以下略してA規約、B規約および議定書と呼ぶ。

A規約は生存権が中心となり31条から成るが実態規定は6条（労働の権利）7条（公正かつ有利な労働条件）8条（労働3権）9条（社会保障）10条（家庭、母性、児童、年少者の保護）11条（十分な生活水準と生活条件改善の権利、飢餓からの自由と国家の食糧計画義務）12条（心身の健康）13条（教育）14条（国家の無償義務教育計画義務）15条（文化・科学の恩恵を受ける権利）の9ケ条であり、B規約は53条からなり、実体規定は6条（生存権）にはじまり27条（少数者の権利）等22ケ条で主に自由権的権利、更に議定書はB規約を実現するための手段実施要項が定められている。

▼何故国際人権規約は作られたか

1948年、国連第3回総会は1945年作成された国連憲章に基づいて30条から成る、世界人権宣言を採択したが、この宣言は法的な拘束力がないため、1966年、第21回国連総会において、人権宣言を規約として、諸権利の遵守のため努力する責任を確認して採択している。そして1977年9月現在までにA規約に対しては46ケ国、B規約に対しては44ケ国が批准し、議定書に対しては16ケ国が批准している。中でもノルウェー、スウェーデン、デンマーク、等北欧3国では、A・B・議定書共に批准をしているが日本は園田外相が昨年5月留保条項つきではあるが国連本部で署名し、国会へ提案されたが継続審議のままの状態になっている。

▼日本は何故批准をしないのか？

規約の中味はそれほどつらいものではないが、日本の国際条約に対する考え方、感覚でなかろうか。日本が批准をすれば、実施措置として一年以内に国連の事務総長に努力している報告書を提出しなければならない。特にそのために国内においての立法措置の実況報告は大切である。外務省は批准することに積極的であるが、日本が生真面目過ぎるためでなかろうかと云っている。が外務省の影響力はあまりなく、国内問題に集中する政治感覚、国民の意識の低調、更には人権諸団体の力量不足等があげられるが、いずれにしろ日本は立派な憲法を持ちながら、人権規約の批准ができていないことは残念である。

▼3つの留保条項は―

園田外相は昨年国連本部で3点の留保を条件に署名し承認・批准を案件として国会へ提案してある。

①公務員のスト権の保障
②高等教育の漸進的無償化
③労働者に対する公休日の報酬

公務員のスト権は三公社五現業はスト権がないが批准すると撤廃が義務づけられるのではないかという懸念があり、高等教育の無償化の問題はむしろ、在日外国人、特に多い朝鮮人の義務教育の問題等がネックになっていると思われる。

▼今後の運動の方向は―

労働団体等はスト権の留保条項があるのでむしろ批准を延ばしたいという反論と不充分な点もあるがこの際批准して、あとは留保条項の撤廃運動をしようという意見があるが市川房枝氏は後者の方である。講師の個人的な見解は、人権関係の諸団体は①仮に批准されたとしても留保条項の撤廃運動を行うことは勿論②また批准されると一年以内に報告書の提出が規定されているのでその中味、特にそのための立法措置等の監視③B規約についての41条の宣言の促進、④B規約の議定書等政治的配慮を抜きにして進めるべきであろう。

今は即時完全批准するように進めることが必要であろう。

（まとめ　松浦三知子）

学習会要旨
婦人と年金
講師　山下正子氏（日本婦人会議）

国民が年金に関心を持つようになって来た必然的背景として、平均寿命が延びて来たこと。1891年政府が調査した第一回の生命表は、平均寿命が男42・8才、女44・3才、1947年になると男50・06才、女53・96才、1977年には男72・69才、女77・95才になっている。人生50年といっていたのが、女だったら28年も長生きということになるのだから生活の糧を何処に求めるか、切実になってくる。高令者社会とは65才以上の人が10％以上と定義づけられているが、1955年は高令者が475万人、総人口に対して5・3％、1978年には990万人と8・6％、色んな統計によれば2005年には2108万人で15・5％をしめ、若者3人か4人で1人の老人を見るという状況になってくる。又現在990万人の高令者の男女別は、男423万人、女567万人、女が144万人多く年令が高くなると割合は多くなり、85才以上で男15万人、女31万人になる。それに家族構成の変化が出てきている。産業構造が変化し、若い労働力は農村から都市へ集中し、賃金労働者になってゆくと、農村には老人が取り残される。核家族の割合は1955年～75年の間に46％から59％になり都市では64％になっている。これと合せて高令者所帯がふえ、77年現在では760万が高令者世帯だといわれる年金・社会保障の問題は若者にも老人にも切実であり、婦人問題とも切り離せない。

次に歴史的経過としては、最初1874年恤給規約が出来る。1875年海軍退隠令、翌年陸軍退隠令に始まり1890年官吏をふくめ恩給法が出来る。重大な経過としては、戦費の調達を目的として出来たということがある。例えば1927年労働者に対する健康保険法が施行され、保険料は労使折半方式で$\frac{3}{100}$が保険料、1942年に労働者年金保険法、期間は20年で掛金は$\frac{110}{1000}$という高率、これら積立金は、全額大蔵省が吸収して戦費に活用した。1932年日本が軍国主義の方向に入ってゆく、この時救護法・保険法が制定され、1941年頃には政府職員共済組合法・教職員共済組合法などが出来ている。これらは病気・災害などを保障する意味より、戦争への協力体制をつくる戦費の調達にあった。戦後は生活保護・労災保障・失業保障などの法律が制定されるが、一貫性のないつぎはぎの社会保障だということが言える。

このような経過をたどって現在の公的年金は8種類、よくいわれるように複雑で分りにくくなっている。対象者が夫々違えば主管の官庁が違う。給付額、受給開始の年令が違う。官民格差ということも言われる。しかしどの年金を取ってみても給付水準は低く、決して生活出来る年金額とはいえない。

運営の方法としては積立方式がとられ、積立金は財政投融資など政府が自由に使って国民の前には明らかにされていない。私達は賦課方式を主張してきたが、急激な高令者社会に入って、若者3～4人で一人の老人をまかなうことになると賦課方式にも問題が出てきて現在は、財源をどうするかということが大きな問題になってきている。

現在厚生大臣の私的諮問機関「基本構想懇談会」と総理大臣諮問機関「社会保障制度審議会」で財源の調整の問題、基本年金構想などが夫々中間報告として出されているが、この1、2年が年金改正の最大の山場なので、私達も問題点を指摘して、要求してゆく大事な時期です。

日本の年金はヨーロッパに比べて10年遅れているといわれるが、日本人は社会保障を恩恵とする意識から抜けきれていない面がある。

特に女性は生計者とみなさない、扶養される者という思想が日本の社会保障制度の中にまだそのまま受けつがれているから、不利と矛盾がいっぱいあって、年金、社会保障の問題は即婦人問題である。

世界行動計画には「一国の社会保障制度上の婦人に対する差別的待遇は最大可能なかぎり廃止すべきである。」としめされている。婦人の労働条件の向上、家族制度的な考え方からの脱出など総合的に年金問題は考えてゆくべきである。世帯型か個人型かの問題も出てくるが経過措置の中で遺族年金額の引き上げを要求しながら、サラリーマンの妻は国民年金に加入し、自分の年金権をきちっと持つべきでしょう。そして自分が加入している年金の内容、問題点をよく知ることです。

最後に国連の人権宣言の中に「社会保障は人類の権利である」又日本国憲法に「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とある。

お恵みではない、社会的権利だという思想が私達には何より大事です。

54年3月7日婦選会館にて

（まとめ　伊藤智恵子）

学習会要旨
韓国・北朝鮮と日本
『韓国からの通信』を読んで

韓国からの通信　TK生（岩波新書）
1974年2月
1974年6月　を読んで
司会　伊藤智恵子
レポーター　上原睦子

今回は「韓国からの通信」の最終部分を読んだ。この時期は維新体制の批判を禁じた緊急措置第一、二号の発布、又学生の政治活動を禁じた同第四号の発布、それに基づく学生、又日本人早川、太刀川両氏の逮捕の時期に当る。弾圧、密告による大学内の人間関係の荒廃に暗然とする。しかし一方でT・K生は日本企業について「理論と誠意でいくら訴えてもいけない。不利だと悟らすだけの力の対決をしなければならない。」と述べながら、又別の場所では「早く日本から公害調査団がくるか、日本の労働組合が何かの対策をとるかしてもらいたいと話し合われている。」と書いている。日本と韓国と関り合いの複雑さがにじみ出ている。

そこで韓国の経済的現状と日本の経済協力のあり方を調べてみた。

韓国経済の発展と矛盾

韓国は発展途上国としてその工業化に成功したと言われている。確かにGNPも工業生産指数もすばらしい伸びを示している。これは外国からの借款と投資によって輸出産業を盛り立て、それにより国力を増し、民生を安定させようとした政策の結果である。そのために安く優秀な労働力の安定供給、動力、港湾などの資源設備の充実を約束して外国企業の誘致をはかった。しかしこれは輸出産業に関係した面のみの発展をもたらしたに留まり、他の中小企業や農業は置き去りにされ、労働者は極度に圧迫され、二重構造による貧富の格差はますます広がる結果となった。厖大な借款は金利の負担となり、外資導入は利益の国外流出をもたらし、GNPの上昇は国民の消費支出の上昇には結びつかない。又農業振興のセマウル運動（村づくり）への投資も思うような成果を上げず、人口の約半数が農業に従事する国で今なお食糧の輸入が続いている。

日本の経済協力の実態

日韓条約（1965年）以後日韓の経済関係は緊密の度を増し、殊に米国の肩代り政策発表後、金大中事件などにもかゝわらず、政府ベース民間ベースとも借款、投資の額は増大し、この間にソウル地下鉄問題など、日韓癒着が問題となっている。このような関係を日韓双方の面から考えてみる。

韓国の事情

朴政権は厳しい緊急措置などでも解るように必ずしも国民から支持されていない。そのために多額の政治資金が政権確保のために必要となる。又民衆の不満緩和のためには経済成長が必要であるが、民族資本が弱いために、外資に頼らざるを得ない。しかも政治があまりに深く経済に関係しているために、国際的汚職が行われやすい。

日本の事情

労働力、公害などの要因で利益をあげにくくなった日本企業は韓国を下請けとして国際分業を志している。又韓国を日本の防共ラインと考え、米国に代って韓国、特に朴政権を経済的に支えようとしている。こうして政財官界一体となって韓国への経済進出が起るが、その際輸銀や政府の保証が得られれば安全であることから、ここでも政治の介入が起りやすい。

こうして一連の日韓癒着が構造汚職として生ずるのであるが、このような不正のツケは、結局韓国民が払っているわけである。私達が安いといって買っている韓国製の衣料品の裏には、韓国労働者の低賃金（日本の$\frac{1}{7}$）と日本企業の利益吸上げがあるわけである。

討論

韓国での人権抑圧について紀平氏、伊藤氏から実状の説明があり私達に何ができるかを話し合った。又アドヴァイザーとして御出席の宇野先生から、

一、韓国の情勢が直ちに変わるとは思われないが、経済的発展の行きづまりの予想される80年代前半あたりが問題ではないか。

二、我々としては韓国の実情をよりくわしく、密度濃く調べ、それを知らせる運動などできるのではないか、又日本の官公庁の見方なども調べてみるのもよい。

というコメントをいたゞいた。

次回は今までの勉強会で得たものをふまえて、現在の韓国について討論会を開く予定である。

（参考書「韓国の経済」隅谷三喜男、岩波新書。「白昼堂々の錬金師たち」中川信夫、朝日新聞社）

3月29日　婦選会館

（まとめ　上原睦子）

学習会要旨
教育委員準公選について
講師　三井為友氏（創価大学教授）

「教育委員準公選」の問題を中野区が直接請求を区長に出し、区議会で長期研究の結果一応「教育委員準公選条例」が成立した。然し中野区長は都知事に対し、「法律に違反する条例に付、議決取消し裁定を求める申し出で」をしている。現在教育委員は、法律で地方公共団体の長が議会の同意を得て選ぶ「任命制」である。「準公選条例」とは区長が任命に先だって区民投票によって、その結果を尊重し、任命するための条例である。

教育委員は現在、住民が委員の名前すら知らない状態で有名無実化しており、財政の浪費といっても過言ではない現実になっている。その事が今日の教育の荒廃につながる一番大きな原因といえる。教育の荒廃は世界にも稀な入学試験競争であり、偏差値と序列によって子供ばかりでなく、高校、大学迄もランク付され、その中で子供達は人間としての価値を見失い、登校拒否、非行、暴力、自殺に走り、家庭が全く破壊されてしまった。

市川先生と一緒に編集している「日本婦人問題資料集成」の中に、女子教育があったかという疑問を発して、無いという結論を出さざるを得ない。教育とは本来自主性を高め、批判力を持ち、良妻賢母の型にはめることではなく個性を完全に発現させることで、掛替のない一人一人にするために教育がある筈なのに何もしてなかった。女子教育という名のもとに女子宣撫が行われていた。つまり個性をもたない方が利口だよという教育が、女同士の力で一生懸命やられてきたことに編集しながら非常に憤りを感じた。軍隊教育もその一つで、一銭五厘でいくらでも掛替のある人間を、君のため命を捧げるべく訓練できた。いかにも教育があるかの様に混乱と錯覚をおこさせる。これは学校教育にも同じ危険が非常に大きい。又家庭教育という名において人間が健康で生きてゆくために必要な躾までも失っている。躾と教育は、相反するものである。

児童中心の教育から幾多の変遷を経て、国民全般に及ぶ国民教育となり、高い授業料を無料にして義務教育とし、三大義務の一つにした。教育は憲法二六条に保障されている国民の権利である。にも拘らず日本人の権利意識は大変低く、文明国の中でも一番おくれている。

昭和21年3月アメリカ教育視察団の報告書にそって教育改革がなされ、昭和23年7月「教育委員会法」が公布された。併し独立財政権は全くなく、辛うじて予算送付権の宣言となる。このことも含めて教育委員会を骨抜きにしたのが昭和31年6月国会に警察官五百人を導入「任命制教育委員会法」強行可決、10月発足した。全国都道府県市町村長はますます権限を強めるために、法改正の力となっている。文部省のもっている権限を総て教育委員会が受けつぐことになっていたが、教科書検定権は教育委員会に渡さなかった。日本は古くから教科書は大事だという観念があり教科書で学ぶのではなく、教科書を学ぶ主義である。又、日本ほど教育予算の乏しい国はない。

民主教育行政三原則は、憲法根本三原則と密接な関連性をもつ重要な原則である。㈠民衆統制㈡地方分権㈢一般行政からの独立　この大切な三原則を実現するために公選が目標である。

中野区の準公選をすゝめる運動は重要であり、区民の責任は大きい。この選挙を通して住民は教育される。又全国が準公選の実現を注目している。

3月5日　婦選会館

（まとめ　杉山信子）

純粋なもの・自然なものを
おとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

日本の味を大切に
シマヤだしの素
山口県新南陽市福川637　0834－63－2525

民主主義の原則にもとる
元号法制化に反対アピール

本年2月2日、「一世一元」を内容とする「元号法案」が大平内閣より衆議院に提出された。（前内閣からの継続案件）この法案は、天皇主権の回復を意図する逆戻り、それに連なる「有事体制」への動きと密接な関係があり、この法案成立阻止のため、2月26日七婦人団体議会活動連絡委員会で協議、日本婦人有権者同盟、東京キリスト教女子青年会、日本看護協会、日本基督教婦人矯風会の四団体が成立阻止の運動をすることになった。（なお、元号問題について学習会を後述の如く政啓委員会主催で開催した。）

今期87国会に於て、法案成立をめざす政府自民党では、予算案衆議院通過後、ただちに国会上程に持ち込むものと思われ、注目していたところ3月16日（金）本会議に上程と決った。（3月8日衆議院議院運営委員会に於て決る）これを受け四婦人団体では"法案成立阻止"廃案に向けて、総理府総務副長官　住栄作氏に面会、左記の様に申し入れをした。

☆　☆　☆

「元号法制化」に関する要望書　―申し入れ先―

私共四婦人団体は、政府が二月二日、国会に提出した元号法案に対し、反対の意志を表明致します。

「一世一元」の元号は明治以降旧憲法下で採用されたもので、敗戦後、日本国憲法の原理にもとづき廃止されました。

今日、再び「一世一元」の制度を復活させることは、憲法に定められた主権在民の原則を根本的に否定することであり、国際化の時代に逆行し、又一たん法制化されれば、国民は元号の使用を強いられることになると思われます。

政府は、同法案は国民の多くが望むもので、その理由の一つに、地方議会による推進決議を挙げていますが、地方議会では実質的な審議はなく、有権者の声は決して反映していません。

有権者の声を無視し、民主主義の原則にもとる「元号法案」を撤回されるよう要望致します。

一九七九年三月十五日

東京キリスト教女子青年会
日本看護協会
日本基督教婦人矯風会
日本婦人有権者同盟

衆議院内閣委員会　委員長　蔵内修治氏、衆議院議長　灘尾弘吉氏
総理府総務長官　三原朝雄氏
第87国会衆議院議院運営委員会
委員長　細田吉蔵氏、他理事16名
（案内、内閣委員会筆頭理事、上原康助氏）

元号問題学習会（2月15日）

講師　都立大助教授佐々木隆爾氏

一世一元制は天皇中心主義の思想を国民におしつけるため明治になって始められた。現在法制化を進めている中心は右翼的宗教団体であり元号法制化不要とする人が64・5％もいる。この法案は国民主権をおびやかし民主主義を破壊する動きとつながり有事体制づくりの一環でもある。元号法制化の真意を汲み取りたい。

（稲茂登子）

被爆者援護法制定
二千万人署名国民運動

世界で唯一の原爆被爆国の我が国には今なお37万人弱の被爆者がいる。この人々の救済と核絶滅平和の願いをこめ"被爆者援護法制定二千万人署名国民運動"を「被爆問題市民団体懇談会」で展開する事になった。右懇談会は本同盟の他、日本原水爆被害者団体協議会、NGO日本宗教者連絡会、主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本看護協会、日本キリスト教女子青年会、日本基督教婦人矯風会、日本生活協同組合連合会、日本青年団協議会、婦人国際平和自由連盟日本支部の民間11団体が参加している。この援護法の被爆者の要求と願いは(1)過去の被害のつぐない＝補償(2)現在の健康と生活の支え＝保障(3)明日の健康と生活の保証を含む国民の平和な未来の保証の三つの〈ほしょう〉である。この援護法実現促進のため市民団体懇談会の他、総評・総同盟など各種団体に署名活動に協力を呼びかけ3月29日(木)参議院議員会館第一会議室で各界交流会が開かれ、市川房枝名誉会長が出席激励された。他に2～4月の第3土曜日1時～2時渋谷駅頭で街頭署名宣伝活動。

3月19日(月)は被爆者援護法制定国会請願大会を行った。

（まとめ　稲茂登子）

婦人・おんな
自らの手で解放を

「女は家庭を守るもの」という戦前ではごく当り前の考え方で育てられ、成長した私は、結婚して家庭の主婦になるという事に、何の疑問も抱かなかった。それどころか、よき主婦になるために、家事や育児に関する本を読みあさり、娘時代に親しんだ文学や思想の本は見むきもせず、ますます家庭に埋没していったのである。

社会と隔絶された女の生き方の空しさに気づいたのは、下の子どもが幼稚園に入り、手を離れた頃であった。家庭の中にのみ生きることの何と孤独なことか！人間として世の中の動きと全く関りなく生きることの空しさにあせりを感じたが、やがてPTAの活動にかゝわるようになり、表面的には充実した時を過し、孤独も空しさも忘れてしまった。

現代の体制を支える構造の中で、大部分の女たちが「夫に従属するもの」として家にとじ込められてきたことを知ったのは結婚後20年近くたって「女性史」を学んだ時であった。この講座の中で、よき主婦になるために、家事育児に専念することが、人間としての生きがいにはなり得ないこともわかり、歴史の中で作られてきた女性観が私自身の中に根づよく潜在していることを知ったのである。

その後このように意図的に作られた偏見にみちた女性観をとり払うために、女性史や女に関連した本も読み、いろいろなグループに参加して討論を重ねて視野を広げてきた。

働く人たちのグループにも入って、保育問題や女の自立についても話しあい、学びあった。時には「職業を選んでいては自立なんかできないわよ、ビルの掃除人しかできないならやってみれば！」などとつきはなされながら、働く女たちとの交流の中で連帯していける自信もついた。

しかし現実の社会を見る時、一般社会の女性観は一向に改まらないばかりか、形を変えてますます固定的になってきているのはどうしたことであろうか。

例えば子どもを産む性は女のものであるけれど、産まれた子どもは男女共同の責任であるべきなのに、子捨ての新聞の見出しはきまって「母性喪失」「母親失格」であるし、女たちのデモや集会の記事もやゆ調で「黄色い歓声」と表現されることが多い。

また時折、要望書や質問状を持って訪れる官庁などの役人からも「家庭を放り出して」といわぬばかりの視線を感じる。

女を見る社会の意識は「青踏」の時代から一歩も出ていないのではないかとさえ思われる。昨年東京都の婦人問題会議が答申を作成していた時、これを見た男の管理職が「女の人はいいねえこんな勝手な要求が出せて」と言ったときいたことがある。女の真剣な叫び声もこんな風にしか受けとられないのかと唖然とした。

ともあれ男にどう非難されようとも、女どうし固く手をとりあって、自らの手で解放を目ざす道程において、古い女性観をつきくずし、新しい人間として平等の女性観をつくり出し、実現していく努力を積み重ねていくことが大事ではないだろうか。

（原　輝恵）

運動日誌（3／10～19）

3／10　○市民センター共催学習会　○都政を考える都民の集い反省会　○目黒・世田谷支部で青空放送宣伝活動　都連共催
3／12　○七婦人団体議会活動連絡委員会　○売春問題ととりくむ会
3／13　○役員会　○不用品交換会反省会　○自然の保護と回復に関する民間諸団体代表者会議
3／14　○遺伝毒性勉強会　○都知事選告示、立候補三氏の事務所訪問
3／15　○都連　○元号法制化アピールと申し入れ　○国際婦人年の決議を実現するための連絡会
3／16　○政啓委員会　○国際人権規約学習会　○機関紙初校　○第三次婦人の翼結団式
3／17　○被爆問題市民懇街頭共同行動　○青梅支部青空放送宣伝　都連共催
3／19　○被爆者援護法制定国会請願大会

市川房枝先生随想集「だいこんの花」出版記念会

4月6日、緑の美しいお濠の見える憲政会館会議室に於いて、先生の友人、婦人団体関係者が集まり、新宿書房の主催で開かれた。

白い「だいこんの花」は先生のニックネームの一つ、先生の身辺の出来事が戦后（昭和27年から26年間）書かれています。

※一部　一二〇〇円送料別　同盟事務局宛お申し込み下さい。

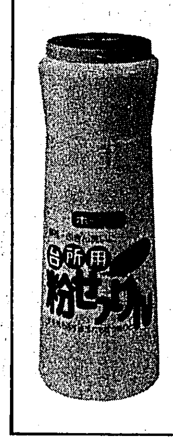

手荒れと水質汚染を追放する
新しいタイプの台所用粉せっけんです
日本婦人有権者同盟　取扱い
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

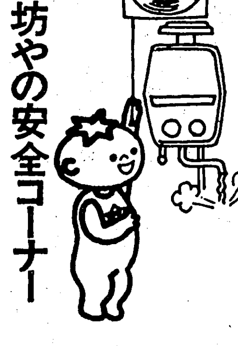

つけたら回そう換気扇
東京ガス

森下印刷所　東京都三鷹市下連雀1－12－4　〒181（日産厚生園正門前）☎0422－48－1611（代）

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し
自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、
配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

専修学校
津田スクールオヴビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり　願書受付1月22日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会　英文タイプ科
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦
どなたでも入会できます。

国電　千駄ケ谷駅前　TEL（402）7331　財団法人　津田塾会館

酢のものに

ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のものできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

ぬれ手にご注意！
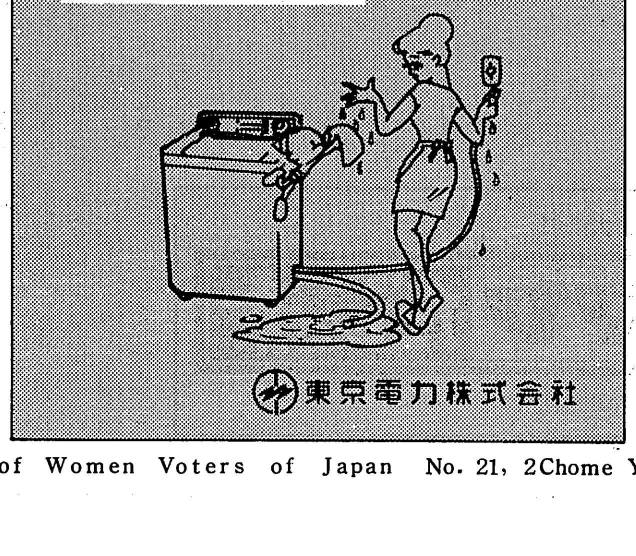
東京電力株式会社

Published by the League of Women Voters of Japan No. 21, 2Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

七年にわたる日本婦人有権者同盟の
都議会議長交際費訴訟　判決くだる

東京都民の税金の不正、不当使用を指摘し、都民に返還せよと要求してきた都議会議長交際費訴訟は、「議長を対象とするのは筋違いである」として門前払いの判決を受けてしまいました。

都政腐敗粛正を狙いとしたこの運動を貫くため、5月2日、ただちに控訴しました。

都議会議長交際費訴訟は、単に1021万余円の不正支出だけを問題にした運動ではありません。40年都議会の黒い霧事件は、まさに3千万（4千万ともいわれる）の都議会議長交際費を与野党幹部にばらまいて、議長席を収奪しようとした贈収賄をめぐって、暴露されました。当時15名の現職自民党議員が収賄で逮捕され、起訴され任期2年を残し、都民の要求により議会は解散、出直し刷新選挙がおこなわれました。社会党が第一党、焦点となった自民党は第二党に落ちこみました。

刷新の体面上、議会は議長交際費を5百万に削り、支出基準も急いでたて、自粛の姿勢を示しましたが、47年9月19日付朝日新聞で暴露された二重帳簿は、その直後からつくられていたのでした。

私達はこの報道を知るや否や、納税者としての監査請求を行い、結果を不満として東京地裁に行政訴訟を提起しました。以来7年の審理を経て、53年5月11日結審、今年4月23日判決となったものですが、これはひとり東京都という自治体の問題だけでなく、汚職の頻発する乱脈な自治体財政の一断面であり、日本全国の自治体にあり得る重大な問題です。

このたびの判決は、地方の時代にふさわしくない形式的判決であり、有権者同盟は勝利を得るまで闘う決意です。

☆　☆　☆

―昭和47年（行ウ）第一七六号・違法支出金補塡請求事件（原告紀平悌子・小池順子・同訴訟代理人鍛冶千鶴子・若菜允子、被告春日井秀雄・同訴訟代理人林博・依田敬一郎）―に対し、東京地裁民事第三部（裁判官佐藤繁・中根勝士・菊池洋一）は昭和54年4月23日、遂に判決が申し渡されました。判決主文は「本件訴えの却下及び訴訟費用の原告負担」としています。

◇原告申し立て（要旨）

原告側は昭和44年8月から昭和47年9月まで東京都議会議長の職にあった被告が、㈠議会関係予算に基づく支出を適正に行うべき義務に違反し、㈡①議会運営費のうち交際費（議長交際費）1634256円、報償費8万円、特別旅費1077560円について架空支出又は水増請求をもってこれを裏経理の収入に計上、それらを財源とし法令上の根拠なく各党対策費合計14440000円及び幹部職員手当合計227万円を支出、②昭和46年12月4日特別旅費より650万円を委託料に流用した上法令上根拠なく国会対策費として支出した、と主張。そして①②の各支出が違法なる理由を、①については、(a)架空支出、水増請求によって裏経理を作り、これをもって公金を法定外の支出にあてることは会計上の手続に違反する。(b)本件の、被告が支出した各党対策費は使途の実態が不明で、交際費―接待、贈答等、特別旅費―議員の出張旅費といった本来の目的に沿って支出されたものとは言えない。(c)議長、副議長及び局長以下の議会局幹部に対し毎月定期的に定額渡し切りで支給されていた幹部職員手当は、実質的法令上の根拠がなくやはり右交際費等の本来の目的に従った支出とは言えない――と述べた。②については、(a)流用に関する具体的手続規定（東京都予算事務規則二〇条二項、三項）を満たしておらず、特別旅費から委託料の科目に流用された上での支出という形式上も、委託料支払い根拠たる委託契約が何ら存在していない。(b)本件国会対策費なるものは、真実は、年末に議長から都議会各党の議員に対しお歳暮として渡されたもので、使途において是認できぬ違法のものである。(c)このような支出目的に照らせば、本件650万の支出はその手続方法たる東京都会計事務規則七六条一項一〇号及び一四号規定による資金前渡の要件を満たしていない、とした。以上のような公金の違法支出によって被告は東京都に対し計10214000円の損害を与えその賠償義務あり、として原告は昭和47年9月21日及び同年10月6日被告の右公金違法支出につき東京都監査委員会に対して地方自治法二四二条一項に基づく監査請求を行ない、監査結果は同年11月16日付で原告に通知された。さらに原告は、右監査結果及び監査委員のなした勧告を不服とし同法二四二条の二に基づき前出の被告の賠償責任の履行を求め訴訟に踏み切ったものであります。

◇被告側申し立て

これに対し被告側は、反論として、㈠①地方自治法一四九条二号により予算の執行権は普通地方公共団体の長に専属し、支出命令は右予算の執行権に含まれるが、支出命令に基づく出納事務は同法一七〇条により出納長又は収入役の権限に属する。②同法一五三条一項に基づく、地方公共団体の長による同長権限に属する事務の一部の当該地方公共団体吏員への委任を考えた場合、東京都では議会局を含む各局に属する収入及び支出の命令に関する事務の委任は、当該局の予算事務を主管する課長又は副参事をその対象とする（都会計事務規則二条一号、六条一号）――の二点から、都議会関係予算の支出は当該予算を主管する議会局管理部経理課長の支出命令に基づき出納長が現金等の支払いをすることで行なわれると考えられ、都議会議長は何ら右支出についての権限を持たない――とまず述べ、㈡①原告の主張する裏経理収入は、交際費、報償費、特別旅費として前渡を受けたものを議会局管理部庶務課で一時保管していたもの、というのが実体でありその保管・記帳上に都会計事務規則に適合せぬ点があっても支出全体まで当然違法になるとは言えぬ。②交際費とは、その使途上法令上の制限はなく、これから支出した本件の各党対策費は、議長と都議会各党との折衝等交際費としての目的範囲内にあり、幹部職員手当は議長その他の職務上の交際に要する費用として支出されたもので、交際費の内から支給しうる。③報償費については原告の主張する裏経理記載の8万円を超えた282840円が実際には慶弔費として支出されているので実質上他の目的に使用されたとはいえない。④特別旅費については、そのうち92万円は旅費として支出されており、残額が所定の流用手続をとらず各党対策費その他に充当されたという都会計事務規則違反をもって支出目的まで違法であったとはいえない、と主張し、さらに、㈢国会対策費650万円の流用については、議会局長と財務局長との協議を経ており、慣例上都議会局の委託料は、議会運営費として使用されるものを予算編成上委託料科目に計上することになっている。㈣被告は本件各党対策費のうち昭和47年3月27日の30万円、同年4月3日の5万円、同年4月19日の10万円及び幹部職員手当のうち議長分100万円を受領、議長交際費として使用したことは認めるがその他の支出については認知しない、とした。

◇被告に対する原告の反論

これら被告主張への反論として原告側では、被告側主張㈠については、①地方自治法上の監査請求、住民訴訟の対象となる行為の主体は同法二四二条一項に列挙された者に限らず、公金等の支出、管理、処分等をなしうる地位にある者は全て含まれるとするのが立法精神に叶っており、②都において議会関係予算の支出命令に関する事務が知事から議会局管理部経理課長に委任されていることは被告主張の通りだが、予算の執行としては、議会局庶務の一環として処理される議会関係予算の支出負担行為についても、地方自治法一三八条五項・七項、都議会議会局庶務規程五条等規定により議長が局長その他を指揮しこれを統理する義務を負うというべきで、③更に同法二三二条二項に基づき、局長以下の予算の執行についても適正に行なわれるよう指導する責任が議長に存する――以上三点により議長は公金の支出、管理、処分等をなしうる地位にある者として監査請求・住民訴訟の対象となる行為主体に含まれる、と主張。被告側主張㈣については、交際費、報償費及び特別旅費の支出にあたり作成された支出決定原議及び支出伺、資金前渡を受けた交際費精算について作成された前渡金支払明細書のそれぞれに被告が議長として決裁を行なっていることを根拠に否認している。

以上が裁判経過であります。原告側証拠は全て認められた上で前記「訴え却下」の判決がなされたが、それには次のような理由が付されました。

◇判決理由

即ち、㈠住民訴訟の対象となる行為の主体としては普通地方公共団体の長、委員会・委員又は職員の四者が法定されている（地方自治法二四二条・同条二）が、これは制限列挙（法の適用範囲を列挙してあるものに限る）と解され、このうちに都議会議長は、形式上含まれない。㈡さらに吏員でない議長に同法一五三条一項に定める委任をなすことは法の予定するところではなく、その資格において何らかの支出負担行為をする権限を議長が有することを認める規定も存在しない。㈢議長の指揮監督のもとに議会の庶務として行われる事案の決定と、右決定に基づいてなされる予算執行上の支出負担行為とは制度上の区別を要し、後者を含む議会関係予算の執行上は、地方公共団体吏員としての資格において受任者たる議会局職員が服すべき指揮監督の主体は地方公共団体の長と見るべきであり、実際問題として議長のもつ支出負担行為についての影響力を鑑みても地方自治法二三二条三、同法二四三条二の一からも考え、支出又は使用に際しての議長の決裁は、前者すなわち事案の決定についての指揮監督権の行使と解するのが相当である――以上三点を理由として、被告の行為を住民監査の対象たりえないと結論したものであります。なお傍論として、支出負担行為の確認を怠った出納長の行為を住民訴訟の提起の対象となすことは可能である旨の明記が、議長にかわる対象として付されていました。

（まとめ　紀平悌子）

お知らせ

参議院定数是正訴訟判決
6月13日　午後1時
東京高裁8号法廷
判決がくだりますので多数ご参加下さい。

ひろば
指名委員会よりご挨拶とお願い
指名委員長　西村好江

たぐいまれな能力者、近藤眞柄前指名委員長のあとがまを引継がねばならぬ羽目になりました。52年6月の「婦人有権者」の"ひろば"を今更しみじみ読みなおし、何とまあ私と同じような理由で辞退を繰りかえされたことかと思い、私まで又同じことを書くことはお読みになる方へ申し訳ないと考え、キッパリ不束ながら相つとめてみますので、まずは厚い厚いご援助をと七重の膝を八重に折ってご援助の程懇願申し上げる次第でございます。

規約によりまして、55、56年度の役員、会計監査、指名委員長、指名委員、中央委員、の候補者をご推薦頂き、できる限りご意思を尊重しつつ諸般の事情を考慮しながら人選し、55年総会に資料を提供するのが役目でございます。私は他に仕事をもち時間的制約を受け、同盟の運動、空気、構成される方々と密着できないのが大きな欠陥でございます。本当の仕事はその中に埋もれていることが希ましいのですが私自身それが不可能で申し訳ないことですが、幸いかつて指名委員をご経験の本部静（大田）小森景子（国立）笠原美祢（須賀川）赤塩文（長野）の諸氏は経歴ご人格共それぞれすぐれた方でこの4人の方々とご一緒ですので私の基本的欠点も補って頂けるものと信じています。それに創立者の市川名誉会長からは、本同盟存在の趣旨をはずさぬようご指導をうけ、かつ小池会長も誠心誠意ご助言下さいますし、近藤前委員長にはお身体も大儀でしょうに事務の運び方、その他よく教えて下さいます。これだけすぐれた方々の同盟の運動に対する熱意、愛情の中にあることはきわめて幸せなことと思っております。

さて、4年に一度の統一地方選挙も4月22日に終りました。あまりあと味のよいものではありませんでした。ことに、ただ一つ自分たちの意思を政治に表示できる機会である選挙が形式どころか無投票でその首長がきまったところがたくさんあったことは驚きです。選挙民はそれで不服はないのでしょうか。水でもたまり水はボーフラが湧きましょう。無投票できまった人が悪いといっているのではありません。常に意欲的に国の政治に、地方政治に関心をもち、それをよりよく前進させて行くのが有権者の義務と権利でありましょう。4月26日の朝日新聞の天声人語に「特定の現状に対して怒ることのできる能力は、人間の能力の中で大切なものの一つであろう」とかいてありました。私共同盟の会員こそ、そうあるべきかと存じます。

どうか同盟前進のために、前掲各種役員候補を是非ご推薦下さいませ。そして後日、"ひろば"で任務遂行出来たことのお礼を申し述べさせて頂きたいと存じます。

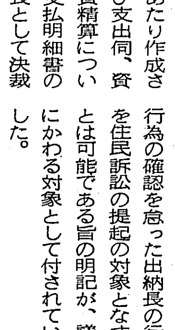

花片

▼当欄の私の受持ちは、かねて53年度末までという約束であったので、三月号には擱筆の挨拶を書いたが、削除訂正を命ぜられて、そのまゝの休稿になった。四月中旬、会長、出版部長の仰せ言に負けて、54年度だけ続けるハメになって、落語家ならよろしくお交りのほどをいうところ。私如きが、ここでいうのは少々出しゃ張りだが、創意達文の若い方の出現を期待しつつ、暫時貴重な紙面を汚します。

▼新刊紹介の文に誘われて「話しのたね（池田弥三郎著）」を買ってきたところ、春暖の候、種蒔きと苗植に興味を持ち始めた孫娘が、「これ、本屋さんのお花の本のところに並んでいた、読みたいと思っていたから貸して」という。本屋さんがユーモリストなのか、孫娘があわてん坊なのか、ここで読者の笑いが湧けば、話しのたねの花が咲いたといえる。

▼女王の国に女性首相出現、IEA会議の席で、「こうなったら困るというようなことはしない」とサッチャー首相の言のニュース。困るという人が、どういう立場の人かが問題である。働く国民、恵まれない人類の希望に努力して欲しいと希う。

▼神田明神や浅草三社祭りが、初夏の東京人を浮きたたせている。昔て女は神輿はかつがせて貰えなかったが、若い張り切った女性が頬を紅潮させて加っているのはたのしい。女の場の拡大のしるし。

▼岸田劉生氏没後50周年記念展覧会。私共年代には、懐しく目に浮んでくる麗子像も50点近くある由。週間朝日で山藤章二氏が、麗子像の怪として、麗子微笑の顔を、大平総理の顔にして載せている。よくも書いたり。青果を持てる麗子にすると、その「怪」は、さらに活きる。原発、元号、有事立法等々をかかえての大平総理の顔を思ってみよ。無気味な微笑で何を、と、見きわめるべき。

▼5月15日、86才の誕生日を迎えられた市川名誉会長の御健勝の晴れやかな写真に、不覚にも涙。途は遠く険しく、そして渉どらない。

から子

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟　（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

七年にわたる日本婦人有権者同盟の 都議会議長交際費訴訟 判決くだる

東京都民の税金の不正、不当使用を指摘し、都民に返還せよと要求してきた都議会議長交際費訴訟は、「議長を対象とするのは筋違いである」として門前払いの判決を受けてしまいました。

都政腐敗粛正を狙いとしたこの運動を貫くため、5月2日、ただちに控訴しました。

都議会議長交際費訴訟は、単に1021万余円の不正支出だけを問題にした運動ではありません。

40年都議会の黒い霧事件は、まさに3千万(4千万ともいわれる)の都議会議長交際費を与野党幹部にばらまいて、議長席を収奪しようとした贈収賄をめぐって、暴露されました。当時15名の現職自民党議員が収賄で逮捕され、起訴され任期2年を残し、都民の要求により議会は解散、出直し刷新選挙がおこなわれました。社会党が第一党、焦点となった自民党は第二党に[illegible]た。

刷新の体面上、議会は議長交際費を5百万に削り、支出基準も急いでたて、自粛の姿勢を示しましたが、47年9月19日付朝日新聞で暴露された二重帳簿は、その直後からつくられていたのでした。

私達はこの報道を知るや否や、納税者としての監査請求を行い、結果を不満として東京地裁に行政訴訟を提起しました。以来7年の審理を経て、53年5月11日結審、今年4月23日判決となったものですが、これはひとり東京都という自治体の問題だけでなく、汚職の頻発する乱脈な自治体財政の一断面であり、日本全国の自治体にあり得る重大な問題です。

このたびの判決は、地方の時代にふさわしくない形式的判決であり、有権者同盟は勝利を得るまで闘う決意です。

☆ ☆ ☆

―昭和47年(行ウ)第一七六号・違法支出金補填請求事件(原告紀平悌子・小池順子・同訴訟代理人鍛冶千鶴子・若菜允子、被告春日井秀雄・同訴訟代理人林博・依田敬一郎)―に対し、東京地裁民事第三部(裁判官佐藤繁・中根勝士・菊池洋一)は昭和54年4月23日、遂に判決が申し渡されました。判決主文は「本件訴えの却下及び訴訟費用の原告負担」としています。

◇原告申し立て(要旨)

原告側は昭和44年8月から昭和47年9月まで東京都議会議長の職にあった被告が、㈠議会関係予算に基づく支出を適正に行うべき義務に違反し、㈡①議会運営費のうち交際費(議長交際費)1634256円、報償費8万円、特別旅費1077560円について架空支出又は水増請求をもってこれを裏経理の収入に計上、それらを財源とし法令上の根拠なく各党対策費合計1444000円及び幹部職員手当合計227万円を支出、②昭和46年12月4日特別旅費より650万円を委託料に流用した上法令上根拠なく国会対策費として支出した、と主張。そして①②の各支出が違法なる理由を、①については、(a)架空支出、水増請求によって裏経理を作り、これをもって公金を法定外の支出にあてることは会計上の手続に違反する。(b)本件の、被告が支出した各党対策費は使途の実態が不明で、交際費―接待、贈答等、特別旅費―議員の出張旅費といった本来の目的に沿って支出されたものとは言えない。(c)議長、副議長及び局長以下の議会局幹部に対し毎月定期的に定額渡し切りで支給されていた幹部職員手当は、実質的法令上の根拠がなくやはり右交際費等の本来の目的に従った支出とは言えない――と述べた。②については、(a)流用に関する具体的手続規定(東京都予算事務規則二〇条二項、三項)を満たしておらず、特別旅費から委託料の科目に流用された上での支出という形式上も、委託料支払い根拠たる委託契約が何ら存在していない。(b)本件国会対策費なるものは、真実は、年末に議長から都議会各党の議員に対しお歳暮として渡されたもので、使途において是認できぬ違法のものである。(c)このような支出目的に照らせば、本件650万の支出はその手続方法たる東京都会計事務規則七六条一項一〇号及び一四号規定による資金前渡の要件を満たしていない、とした。以上のような公金の違法支出によって被告は東京都に対し計1021400円の損害を与えその賠償義務あり、として原告は昭和47年9月21日及び同年10月6日被告の右公金違法支出につき東京都監査委員会に対して地方自治法二四二条一項に基づく監査請求を行ない、監査結果は同年11月16日付で原告に通知された。さらに原告は、右監査結果及び監査委員のなした勧告を不服とし同法二四二条の二に基づき前出の被告の賠償責任の履行を求め訴訟に踏み切ったものであります。

◇被告側申し立て

これに対し被告側は、反論として、㈠①地方自治法一四九条二号により予算の執行権は普通地方公共団体の長に専属し、支出命令は右予算の執行権に含まれるが、支出命令に基づく出納事務は同法一七〇条により出納長又は収入役の権限に属する。②同法一五三条一項に基づく、地方公共団体の長による同長権限に属する事務の一部の当該地方公共団体吏員への委任を考えた場合、東京都では議会局を含む各局に属する収入及び支出の命令に関する事務の委任は、当該局の予算事務を主管する課長又は副参事をその対象とする(都会計事務規則二条一号、六条一号)―の二点から、都議会関係予算の支出は当該予算を主管する議会局管理部経理課長の支出命令に基づき出納長が現金等の支払いをすることで行なわれると考えられ、都議会議長は何ら右支出についての権限を持たない―とまず述べ、㈡①原告の主張する裏経理収入は、交際費、報償費、特別旅費として前渡を受けたものを議会局管理部庶務課で一時保管していたもの、というのが実体でありその保管・記帳上に都会計事務規則に適合せぬ点があっても支出全体まで当然違法になるとは言えぬ。②交際費とは、その使途上法令上の制限はなく、これから支出した本件の各党対策費は、議長と都議会各党との折衝等交際費としての目的範囲内にあり、幹部職員手当は議長その他の職務上の交際に要する費用として支出されたもので、交際費の内から支給しうる。③報償費については原告の主張する裏経理記載の8万円を超えた282840円が実際には慶弔費として支出されているので実質上他の目的に使用されたとはいえない。④特別旅費については、そのうち92万円は旅費として支出されており、残額が所定の流用手続をとらず各党対策費その他に充当されたという都会計事務規則違反をもって支出目的まで違法であったとはいえない、と主張し、さらに、㈢国会対策費650万円の流用については、議会局長と財務局長との協議を経ており、慣例上都議会局の委託料は、議会運営費として使用されるものを予算編成上委託料科目に計上することになっている。㈣被告は本件各党対策費のうち昭和47年3月27日の30万円、同年4月3日の5万円、同年4月19日の10万円及び幹部職員手当のうち議長分100万円を受領、議長交際費として使用したことは認めるがその他の支出については認知しない、とした。

◇被告に対する原告の反論

これら被告主張への反論として原告側では、被告側主張㈠については、①地方自治法上の監査請求、住民訴訟の対象となる行為の主体は同法二四二条一項に列挙された者に限らず、公金等の支出、管理、処分等をなしうる地位にある者は全て含まれるとするのが立法精神に叶っており、②都において議会関係予算の支出命令に関する事務が知事から議会局管理部経理課長に委任されていることは被告主張の通りだが、予算の執行としては、議会局庶務の一環として処理される議会関係予算の支出負担行為についても、地方自治法一三八条五項・七項、都議会議会局庶務規程五条等規定により議長が局長その他を指揮しこれを統理する義務を負うというべきで、③更に同法二三二条二項に基づき、局長以下の予算の執行についても適正に行なわれるよう指導する責任が議長に存する――以上三点により議長は公金の支出、管理、処分等をなしうる地位にある者として監査請求・住民訴訟の対象となる行為主体に含まれる、と主張。被告側主張㈣については、交際費、報償費及び特別旅費の支出にあたり作成された支出決定原議及び支出伺、資金前渡を受けた交際費精算について作成された前渡金支払明細書のそれぞれに被告が議長として決裁を行なっていることを根拠に否認している。

以上が裁判経過であります。原告側証拠は全て認められた上で前記「訴え却下」の判決がなされたが、それには次のような理由が付されました。

◇判決理由

即ち、㈠住民訴訟の対象となる行為の主体としては普通地方公共団体の長、委員会・委員又は職員の四者が法定されている(地方自治法二四二条・同条二)が、これは制限列挙(法の適用範囲を列挙してあるものに限る)と解され、このうちに都議会議長は、形式上含まれない。㈡さらに吏員でない議長に同法一五三条一項に定める委任をなすことは法の予定するところではなく、その資格において何らかの支出負担行為をする権限を議長が有することを認める規定も存在しない。㈢議長の指揮監督のもとに議会の庶務として行われる事案の決定と、右決定に基づいてなされる予算執行上の支出負担行為とは制度上の区別を要し、後者を含む議会関係予算の執行上は、地方公共団体吏員としての資格において受任者たる議会局職員が服すべき指揮監督の主体は地方公共団体の長と見るべきであり、実際問題として議長のもつ支出負担行為についての影響力を鑑みても地方自治法二三二条三、同法二四三条二の一からも考え、支出又は使用に際しての議長の決裁は、前者すなわち事案の決定についての指揮監督権の行使と解するのが相当である―― 以上三点を理由として、被告の行為を住民監査の対象たりえないと結論したものであります。なお傍論として、支出負担行為の確認を怠った出納長の行為を住民訴訟の提起の対象となすことは可能である旨の明記が、議長にかかわる対象として付されていました。

(まとめ 紀平悌子)

ひろば

指名委員会よりご挨拶とお願い

指名委員長 西村好江

たぐいまれな能力者、近藤眞柄前指名委員長のあとがまを引継がねばならぬ羽目になりました。52年6月の「婦人有権者」の〝ひろば〟を今更しみじみ読みなおし、何とまあ私と同じような理由で辞退を繰りかえされたことかと思い、私まで又同じことを書くことはお読みになる方へ申し訳ないと考え、キッパリ不束ながら相つとめてみますので、まずは厚い厚いご援助をと七重の膝を八重に折ってご援助の程懇願申し上げる次第でございます。

規約によりまして、55、56年度の役員、会計監査、指名委員長、指名委員、中央委員、の候補者をご推薦頂き、できる限りご意思を尊重しつつ諸般の事情を考慮しながら人選し、55年総会に資料を提供するのが役目でございます。それに私は他に仕事をもち時間的制約を受け、同盟の運動、空気、構成されている方々と密着できないのが大きな欠陥でございます。本当の仕事はその中に埋もれていることが希ましいのですが私自身それが不可能で申し訳ないことですが、幸いかつて指名委員をご経験の本部静(大田)小森景子(国立)笠原美祢(須賀川)赤塩文(長野)の諸氏は経歴ご人格共それぞれすぐれた方でこの4人の方々とご一緒ですので私の基本的欠点も補って頂けるものと信じています。それに創立者の市川名誉会長からは、本同盟存在の趣旨をはずさぬようご指導をうけ、かつ小池会長も誠心誠意ご助言下さいますし、近藤前委員長にはお身体も大儀でしょうに事務の運び方、その他よく教えて下さいます。これだけすぐれた方々の同盟の運動に対する熱意、愛情の中にあることはきわめて幸せなことと思っております。

さて、4年に一度の統一地方選挙も4月22日に終りました。あまりあと味のよいものではありませんでした。ことに、ただ一つ自分たちの意思を政治に表示できる機会である選挙が形式どころか無投票でその首長がきまったところがたくさんあったことは驚きです。選挙民はそれで不服はないのでしょうか。水でもたまり水はボーフラが湧きましょう。無投票できまった人が悪いといっているのではありません。常に意欲的に国の政治に、地方政治に関心をもち、それをよりよく前進させて行くのが有権者の義務と権利でありましょう。4月26日の朝日新聞の天声人語に「特定の現状に対して怒ることのできる能力は、人間の能力の中で大切なものの一つであろう」とかいてありました。私共同盟の会員こそ、そうあるべきかと存じます。

どうか同盟前進のために、前掲各種役員候補を是非ご推薦下さいませ。そして後日、〝ひろば〟で任務遂行出来たことのお礼を申し述べさせて頂きたいと存じます。

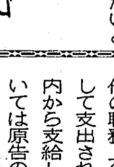

お知らせ

参議院定数是正訴訟判決
6月13日 午後1時
東京高裁8号法廷
判決がくだりますので多数ご参加下さい。

花片

▼当欄の私の受持ちは、かねて53年度末までという約束であったので、三月号には擱筆の挨拶を書いたが、削除訂正を命ぜられて、そのまゝの休稿になった。四月中旬、会長、出版部長の仰せ言に負けて、54年度だけ続けるハメになって、落語家ならよろしくお交りのほどをいうところ。私如きが、ここでいうのは少々出しゃ張りだが、創意達文の若い方の出現を期待しつつ、暫時貴重な紙面を汚します。

▼新刊紹介の文に誘われて「話しのたね(池田弥三郎著)」を買ってきたところ、春暖の候、種蒔きと苗植に興味を持ち始めた孫娘が、「これ、本屋さんのお花の本のところに並んでいた、読みたいと思っていたから貸して」という。本屋さんがあわてん坊なのか、孫娘がユーモリストなのか、ここで読者の笑いが湧けば、話しのたねの花が咲いたといえる。

▼女王の国に女性首相出現、IEA会議の席で、「こうなったら困るというようなことはしない」とサッチャー首相の言のニュース。困るという人が、どういう立場の人かが問題である。働く国民、恵ぐまれない人類の希望に努力して欲しいと希う。

▼神田明神や浅草三社祭りが、初夏の東京人を浮きたたせている。曽て女は神輿はかつがせて貰えなかったが、若い張り切った女性が頰を紅潮させて加っているのはたのしい。女の場の拡大のしるし。

▼岸田劉生氏没後50周年記念展覧会。私共年代には、懐しく目に浮んでくる麗子像も50点近くある由。週間朝日で山藤章二氏が、麗子像の怪として、麗子微笑の顔を、大平総理の顔にして載せている。よくも書いたり。青果を持てる麗子にすると、その「怪」は、さらに活きる。原発、元号、有事立法等々をかかえての大平総理の顔を思ってみよ。無気味な微笑で何をと、見きわめるべき。

▼5月15日、86才の誕生日を迎えられた市川名誉会長の御健勝の晴れやかな写真に、不覚にも涙。途は遠く険しく、そして捗どらない。

から子

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟 (渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内) 電話(370)2727番 〒151 振替195409

民主主義の原則にもとる 元号法制化に反対アピール

本年2月2日、「一世一元」を内容とする「元号法案」が大平内閣より衆議院に提出された。(前内閣からの継続案件)この法案は、天皇主権の回復を意図する違憲性、それに連なる「有事体制」への動きと密接な関係があり、この法案成立阻止のため、2月26日七婦人団体議会活動連絡委員会で協議、日本婦人有権者同盟、東京キリスト教女子青年会、日本看護協会、日本基督教婦人矯風会の四団体が成立阻止の運動をすることになった。(なお、元号問題について学習会を後述の如く政啓委員会主催で開催した。)

今期87国会に於て、法案成立をめざす政府自民党では、予算案衆議院通過後、ただちに国会上程に持ち込むものと思われ、注目していたところ3月16日(金)本会議に上程と決った。(3月8日衆議院議院運営委員会に於て決る)これを受け四婦人団体では〝法案成立阻止〟廃案に向けて、総理府総務副長官 住栄作氏に面会、左記の様に申し入れをした。

☆ ☆ ☆

「元号法制化」に関する要望書 ―申し入れ先―

私共四婦人団体は、政府が二月二日、国会に提出した元号法案に対し、反対の意志を表明致します。

「一世一元」の元号は明治以降旧憲法下で採用されたもので、敗戦後、日本国憲法の原理にもとづき廃止されました。

今日、再び「一世一元」の制度を復活させることは、憲法に定められた主権在民の原則を根本的に否定することであり、国際化の時代に逆行し、又一たん法制化されれば、国民は元号の使用を強いられることになると思われます。

政府は、同法案は国民の多くが望むもので、その理由の一つに、地方議会による推進決議を挙げていますが、地方議会では実質的な審議はなく、有権者の声は決して反映していません。

有権者の声を無視し、民主主義の原則にもとる「元号法案」を撤回されるよう要望致します。

一九七九年三月十五日
東京キリスト教女子青年会
日本看護協会
日本基督教婦人矯風会
日本婦人有権者同盟

衆議院内閣委員会 委員長 蔵内修治氏、衆議院議長 灘尾弘吉氏
総理府総務長官 三原朝雄氏
第87国会衆議院議院運営委員会委員長 細田吉蔵氏、他理事16名
(案内、内閣委員会筆頭理事、上原康助氏)

元号問題学習会(2月15日)

講師 都立大助教授佐々木隆爾氏

一世一元制は天皇中心主義の思想を国民におしつけるため明治になって始められた。現在法制化を進めている中心は右翼的宗教団体であり元号法制化不要とする人が64・5％もいる。この法案は国民主権をおびやかし民主主義を破壊する動きとつながり有事体制づくりの一環でもある。元号法制化の真意を汲み取りたい。

(稲茂登冴子)

被爆者援護法制定 二千万人署名国民運動

世界で唯一の原爆被爆国の我が国には今なお37万人弱の被爆者がいる。この人々の救済と核絶滅平和の願いをこめ〝被爆者援護法制定二千万人署名国民運動〟を「被爆問題市民団体懇談会」で展開する事になった。右懇談会は本同盟の他、日本原水爆被害者団体協議会、NGO日本宗教者連絡会、主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本看護協会、日本キリスト教女子青年会、日本基督教婦人矯風会、日本生活協同組合連合会、日本青年団協議会、婦人国際平和自由連盟日本支部の民間11団体が参加している。この援護法の被爆者の要求と願いは⑴過去の被害のつぐない＝補償⑵現在の健康と生活の支え＝保障⑶明日の健康と生活の保証を含む国民の平和な未来の保証の三つの〈ほしょう〉である。この援護法実現促進のため市民団体懇談会の他、総評・総同盟など各種団体に署名活動に協力を呼びかけ3月29日(木)参議院議員会館第一会議室で各界交流会が開かれ、市川房枝名誉会長が出席激励された。他に2～4月の第3土曜日1時～2時渋谷駅頭で街頭署名宣伝活動。

3月19日(月)は被爆者援護法制定国会請願大会を行った。

(まとめ 稲茂登冴子)

婦人・おんな 自らの手で解放を

「女は家庭を守るもの」という戦前ではごく当り前の考え方で育てられ、成長した私は、結婚して家庭の主婦になるという事に、何の疑問も抱かなかった。それどころか、よき主婦になるために、家事や育児に関する本を読みあさり、娘時代に親しんだ文学や思想の本は見むきもせず、ますます家庭に埋没していったのである。

社会と隔絶された女の生き方の空しさに気づいたのは、下の子どもが幼稚園に入り、手を離れた頃であった。家庭の中にのみ生きることの何と孤独なことか! 人間として世の中の動きと全く関りなく生きることの空しさにあせりを感じたが、やがてPTAの活動にかゝわるようになり、表面的には充実した時を過し、孤独も空しさも忘れてしまった。

現代の体制を支える構造の中で、大部分の女たちが「夫に従属するもの」として家にとじ込められてきたことを知ったのは結婚後20年近くたって「女性史」を学んだ時であった。この講座の中で、よき主婦になるために、家事育児に専念することが、人間としての生きがいにはなり得ないこともわかり、歴史の中で作られてきた女性観が私自身の中に根づよく潜在していることを知ったのである。

その後このように意図的に作られた偏見にみちた女性観をとり払うために、女性史や女に関連した本も読み、いろいろなグループに参加して討論を重ねて視野を広げてきた。

働く人たちのグループにも入って、保育問題や女の自立についても話しあい、学びあった。時には「職業を選んでいては自立なんかできないわよ、ビルの掃除人しかできないならやってみれば!」などとつきはなされながら、働く女たちとの交流の中で連帯していける自信もついた。

しかし現実の社会を見る時、一般社会の女性観は一向に改まらないばかりか、形を変えてますます固定的になってきているのはどうしたことであろうか。

例えば子どもを産む性は女のものであるけれど、産まれた子どもは男女共同の責任であるべきなのに、子捨ての新聞の見出しはきまって「母性喪失」「母親失格」であるし、女たちのデモや集会の記事もやゆ調で「黄色い歓声」と表現されることが多い。

また時折、要望書や質問状を持って訪れる官庁などの役人からも「家庭を放り出して」といわぬばかりの視線を感じる。

女を見る社会の意識は「青鞜」の時代から一歩も出ていないのではないかとさえ思われる。昨年東京都の婦人問題会議が答申を作成していた時、これを見た男の管理職が「女の人はいいねえこんな勝手な要求が出せて」と言ったときいたことがある。女の真剣な叫び声もこんな風にしか受けとられないのかと唖然とした。

ともあれ男にどう非難されようとも、女どうし固く手をとりあって、自らの手で解放を目ざす道程において、古い女性観をつきくずし、新しい人間として平等の女性観をつくり出し、実現していく努力を積み重ねていくことが大事ではないだろうか。

(原 輝恵)

運動日誌 (3/10～19)

3/10 ○市民センター共催学習会 ○都政を考える都民の集い反省会 ○目黒・世田谷支部で青空放送宣伝活動 都連共催
3/12 ○七婦人団体議会活動連絡委員会 ○売春問題とりくむ会
3/13 ○役員会 ○不用品交換会反省会 ○自然の保護と回復に関する民間諸団体代表者会議
3/14 ○遺伝毒性勉強会 ○都知事選告示、立候補三氏の事務所訪問
3/15 ○都連 ○元号法制化アピールと申し入れ ○国際婦人年の決議を実現するための連絡会
3/16 ○政啓委員会 ○国際人権規約学習会 ○機関紙初校 ○第三次婦人の翼結団式
3/17 ○被爆問題市民懇街頭共同行動 ○青梅支部青空放送宣伝 都連共催
3/19 ○被爆者援護法制定国会請願大会

市川房枝先生随想集「だいこんの花」出版記念会

4月6日、緑の美しいお濠の見える憲政会館会議室に於いて、先生の友人、婦人団体関係者が集まり、新宿書房の主催で開かれた。

白い「だいこんの花」は先生のニックネームの一つ、先生の身辺の出来事が戦后(昭和27年から26年間)書かれています。

※一部 一二〇〇円送料別 同盟事務局宛お申し込み下さい。

お米のヌカから生まれた
ボーソー 台所用 粉せっけん
食器・ふきん洗いに!

手荒れと水質汚染を追放する新しいタイプの台所用粉せっけんです
日本婦人有権者同盟 取扱い
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

シャープ, スピード, サービス

森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181 (日産厚生園正門前)
☎ 0422-48-1611 (代)

純植物性原料使用
リサイクル'78 粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

ガス坊やの安全コーナー
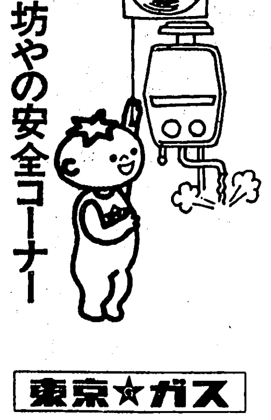
つけたら回そう換気扇
東京ガス

酢のものに
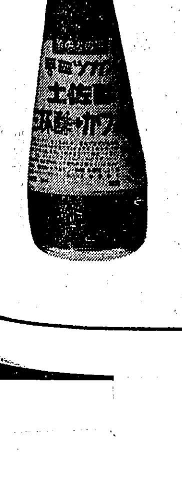
ミツカン土佐酢は、三杯酢にかつおのだしが生きています。ふりかけるだけで、おいしい酢のものできあがり。
ミツカン 土佐酢 三杯酢+かつおだし

ぬれ手にご注意!
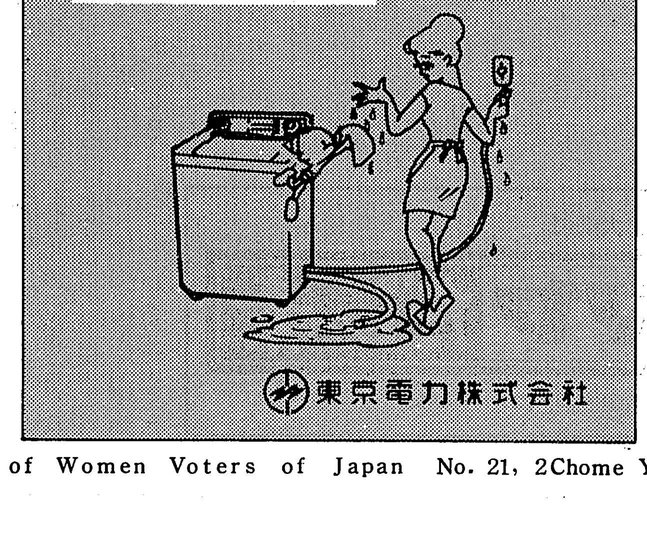
東京電力株式会社

専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度:共学2年制・入試あり 願書受付1月22日より
英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会 英文タイプ科
懇切指導
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦 どなたでも入会できます。

国電 千駄ケ谷駅前 TEL (402) 7331 財団法人 津田塾会経営

前進のために会員増加を

―第29年次第2回中央委員会開かる―

色とりどりにつつじの咲き揃った国立婦人教育会館で第29年次第2回中央委員会が5月11日、12日に亘り開かれ、報告・協議をし講演を伺った。政治の腐敗・価値の多様化の中で憲法を見据えお互いの力、知恵を結集し運動目標に向って歩み続ける決意を新たにした。

出席支部　地方20支部
　　　　　都内16支部

参加人数　95名

第一日午前10時〜午後5時

研修棟の大会議室で司会武蔵野支部福井俊子氏により始められた。鈴木篤子氏の開会の辞があり、続いて「婦選の歌」を全員で歌う。

小池会長から第29年次後半の運動目標に向って同盟を動かしてゆくのは、会員一人一人の自覚に立った理解と協力である。又、運動の基盤となる財政も大切である。これらを充分協議し合い、この中央委員会を実りあるものとしてゆくよう力を合わせて頂きたいと挨拶があった。

一、指名委員長あいさつ　西村好江

同盟の存在意義を時代の中に確かめつゝ、指名委員の側から同盟の発展を考えてゆきたい。日頃の同盟会員の努力を評価している。

一、議事

▼本部報告

○会　務　本部書記稲茂登冴子

○政治啓発運動委員会　紀平悌子

地方自治法制定30周年、消費者保護基本法は10年経った。

80年代は地方の時代との声が高いが、4月の統一地方選の結果は自治省出身の官僚の当選が目立ち中央直結となっている。

選挙違反が多く政治不信の媒体となり、無風選挙は有権者の選ぶ権利を奪っている。右傾化しつつある政治状況の中で、参院地方区定数是正訴訟を、一人一票の価値の平等を求めて続けてきた。2月28日結審、6月13日判決となる。違憲無効まで続けてゆきたい。

有権者の選ぶ手がかりを拡げるため、公報発行（東京23特別区のうち5区で区長区議選挙公報発行となる）、立会演説会条例制定促進運動をしてきている。選挙啓発として地方選の公示・告示後、青空啓発運動を支部で行った。

学習は議会制民主主義の見直しとして国会・公選法の基本学習を行った。

司法の独立と民主主義を守る運動で署名を集め阻止してきた弁護人ぬき裁判法は今国会で廃案となる見通しにある。

婦人問題は国際婦人年の決議を実現する連絡会（会長は市川名誉会長）の共同運動として政府に年金、分べん料の健保負担の申し入れをした。又、配偶者の相続権については七婦人団体議会活動連絡委員会で、法制審議会民法部会身分法小委員会部会長、加藤一郎氏に申し入れを行った。

教育は教育委員会制度を考える学習をし、公選をめざしている。

消費は東京都環境アセスメント条例制定促進を都知事、都議会各党幹事長に申し入れを行った。

政啓委員会では支部へ運動内容の伝達を行ない、支部とともに運動をしていく。この本部報告は全支部のものと言える。

○国際連絡委員会　松浦三知子

国連NGO国内婦人委員会（10団体参加）のメンバーとして又IAW（国際婦人同盟）に加盟し、国際交流に努力している。今国会で継続審議の国際人権規約の批准促進を政啓委員会と共同で行っている。

○組織部会　大槻勲子

運動と会の発展のため、会員の500人増加をめざしている。大阪・千葉・弘前に新支部のめばえがある。又、会員の情報交換のため「組織部だより」（2号）を今日配布したい。

○出版部会　久保田須弥

編集方針は運動の記録、資料、政治教育である。支部との交流のため「支部訪問」「今ここでこんなことが」（支部より随時投稿）がある。広告（2、442千円）の収入は大きな財源となっている。

○財務部会　秋山まち

財務活動として旅行、不用品交換会を行った。映画「あゝ野麦峠」観賞券にもご協力頂きたい。

▼昭和53年度決算報告　富田正江

収入のうち会費の占める分は、政治啓発事業、財務活動、賛助員購読者の％を下廻り、正常な会計と言い難いとの報告があった。

決算は承認された。

▼支部報告

東京都支部連合会　稲茂登冴子
長野県支部連合会　宮原恵久与
福島県支部連合会　五十嵐月代

▼昭和54年度予算案　読み上げ　杉山利子

拍手で承認された。

〈協　議〉

▼運　動

一、地方選挙を顧みて　紀平悌子

統一地方選挙の結果、有権者として又、選挙じたいについて感じたことを次の4点にしぼってみた。

1. 有権者は主体として選挙に参加したか。

選挙の公営は必要最低限から前進どころか後退している。

53年11月10日施行された「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（任意制公営制度の規正）によると、選挙が三つ重なった場合、公報発行、ポスター掲示場、立会演説会の三つのうち一つしか出来ない（名古屋支部飯島氏によると、名古屋市ではポスター掲示場のみ）有権者の選ぶ手がかりを拡げるため今回は国会に対する活動が立ち遅れたことを反省し、法改正の運動を考えていきたい。

2. 金のかからないきれいな選挙をするために。

金をかけた候補者を有権者が規正していくことが出来ないか支部が取り組んだ運動から意見が出た。

3. 無風選挙で選ぶ権利を奪われてよいか。

4. 婦人議員を増やすにはどうしたらよいか。

公職選挙法の学習をし、それを自分のものとし説得力ある啓発を困難な中で、汚ない川にきれいな水を流すように、同盟は理想を高く掲げ、日常の啓発運動を一人一人に向って地道に続けていくことを拍手をもって承認した。

二、予想される衆議院選挙に対し今から政党や候補者の政策、政治姿勢をきく機会をもつ備えをしよう。　紀平悌子

三、動き出している逆コースの政治資金規制問題に注目し、企業団体献金を禁止し、個人に限る法改正の早期実現をせまろう。　紀平悌子

企業献金を是としていく流れを断つべく、又企業献金を政治活動として済ませてしまうことをやめさせよう。政治資金規正法を勉強しよう。が提案され承認された。

四、婦人の政策決定への参加はすすんでいるか、　紀平悌子

前掲の共同運動の取り組み状況についての話しがされ、続いて松浦氏から「国内行動計画、重点目標」達成度として婦人の公職参加の現状の説明があった。

統一地方選後の婦人の政策決定への参加推進のため調査活動をすゝめようと提案、承認された。

五、核兵器の全面禁止をめざして稲茂登氏より、この運動を政争の具とせず市民の手で平和をつくり出すため、被爆者援護法を成立させよう。二千万の再署名運動をしようと提案された。先の署名は5月9日までに4、022、452名集まっている。

六、教育委員会制度はどうあるべきか、大槻勲子氏より憲法の実現は、教育の力に挨つところが大きい。その教育はどうあるべきか、なぜ公選でなければいけないのかを学習しよう。それから運動を出発させようと呼びかけられた。

七、後退しつゝある環境対策に歯どめをかけるため、各地方自治体に環境アセスメント条例制定促進の運動を、阿曾のぶ子氏から提案があった。以上それぞれの運動が承認された。

夕食懇談会6時30分〜8時

報告と協議の一日を終わり食堂に於て市川名誉会長からのジュースに疲れを癒し懇談の時をもった。

小池会長から、同盟の啓発運動が統一地方選挙で生かされたかの反省と、都議会議長交際費の訴訟が7年続き4月23日の判決で訴訟却下となった。この壁を打ち破るためどうしたらよいか考えていきたいと挨拶があった。

市川名誉会長の代理、久保公子氏と山口みつ子婦選会館事務局長の紹介に続いて、縫田曄子国立婦人教育会館館長のご挨拶があった。

話し合いは会津若松支部五十嵐氏、広島支部美藤氏から、婦人の力で婦人議員を推し出したこと、又、婦人は力を持っているのだから賢くなり、その力を有効に発揮すべきだとの発言があった。一方婦人議員候補者のいない悩みが、須賀川支部蓮田氏から出された。

佐久支部臘野氏は、生命を守る水を石けんできれいに守ろうと発言、郡山支部水氏は「花片」を機関紙に是非書いて欲しいと発言され、拍手のうちに和やかに会を閉じた。

第二日午前9時〜12時

〈協議　前日のつづき〉

八、なぜ元号法制化に反対するか　紀平悌子

新憲法の主権在民の趣旨にそっていない。西暦が普遍化している現代に日本の国際化を阻害する。国民の文化的問題は国民の意志によって決めるべきであると問題点を指摘、地方自治体の議会が促進を決議していった。議会の監視を忘れてはいけない。

九、組　織　大槻勲子

1. 500名の新しい仲間をつくろう。意欲をもって運動をすすめる会員が必要である。54年度の予算には、500名の新会員を見込んでいる。一支部で毎月1名会員を増やし、目標を達成して欲しい。又、賛助員百名突破をめざし、購読者も会員につながる仲間であり増やしてゆこう。そして秋の中央委員会に目標突破のための中間報告をしよう、と同盟の前進を力強く訴えられた。

更埴支部石川氏は、地域におけるたゆみない活動と会員の熱意で支部会員が百名になる日も近いと発言され拍手が湧いた。

購読者の購読料について質問が出、直属は1500円、支部900円（本部へ600円）である。

又、会費を納めていない会員については酒田支部佐藤さかゑ氏の、会員は会費を納めた時点で会員となるという発言に共鳴の拍手があった。しかし支部によっては、若い人の考え方の違いなど、説得も難しく、会員獲得も困難であり、むしろ減っていくとの声もあった。それぞれの支部の状況のなかで努力を続け、支部独自の財政活動をしている等の発言も続いた。

機関紙が難しいとの声や、組織部だよりについての意見もあった。議長から支部にもいろいろ事情があるだろうが、頑張って欲しいと励ましがあり拍手で承認された。

十、同盟の財政は何によってまかなわれるべきか。　杉山利子

会費が完納されると収入の36%となる。収入の半分が会費でまかなわれるのが健全な財政である。

会員の増加の協力と会費の完納が、運動を強力にすゝめてゆく上での大切な原動力である。同盟の一層の前進のために承認される。全収入比（会費29%出版22%財務14%石けん5%寄付8・5%他）

十一、国際人権規約の批准について　松浦三知子

国際人権規約は三つの留保条項があるが今国会で批准される運びである。批准の後、留保条項も批准されるよう運動していくことの確認があった。

十二、一般消費税に反対しよう。　原　輝恵

55年度迄に実施するとしているが、不公平税制の是正なしに物価をつり上げる一般消費税導入に対し、全国で反対の声を挙げていこう。第29年次後半に向って以上の運動が承認された。

一、次期中央委員会は10月下旬、場所は東京と決まった。

一、決議・申し合せ

○第九回統一地方選挙を終えて　郡山支部　湯浅音枝

○企業献金を禁止し、個人に限る政治資金規正法の改正を要望する。　伊藤智恵子

○組織拡充、財政確立のための申し合せ。　更埴支部　桜井敏子

以上読み上げられ拍手で承認された。

一、閉会の辞が、東部支部下村幸子氏からあり終了、帰途についた。

（まとめ　瀬下美子）

憲法記念講演会

憲法と政治

講師　明治大学教授　岡野加穂留氏

神奈川県の長洲知事が、昨年開かれたシンポジュウムで「地方の時代」ということを言われ、それから「地方」が議論されるようになったが、いつの時代でも「地方」というのは重要な問題だと思う。中央とか地方というのは、その時の価値の置き場所によって随分変るものであると思う。価値をどこに置いて物事を考えるかということであるが、私は、長期的な物の見方に立ってこれからの政治を考えなければならないと思っている。

よく、戦後30年経ったという議論をするが、30年も経ったと考えるべきか、30年しか経っていないと考えるべきか。どちらに力点を置くかに依って30年の反省の仕方が変ってくると思う。

西暦2千年までの21年間に統一地方選挙が先月のを含めて6回、参議院選挙は来年7月を入れて7回、衆議院は解散なしを前提に考えて6回行なわれる。21年間に19回大きな選挙が行なわれる。ウィリアム・バークレー（英神学者）は著書 Through the year（一年を通して）で「我々の行為の結果が、我々がこの世から消えた後々までも効果をもち続けるものである」と言って、アメリカの最も飲んだくれで、だらしなかった男の分析をしているが「人は未だ生れざる子々孫々に対して遺産を残しているのである。」という厳しい文章を書いている。政治の世界の場合には、個人の問題でなくて集団を相手に、集団を結果として効果が現れてくるから、厳しい監視をしなければならないと思う。

私の基本的な考え方に「定型」崩壊の政治社会という物事の見方をしなければいけないのではないかということがある。「定型」とはどういうことか。マズロー（米社会学者）の言葉を砕いて説明すると、人が砂漠で迷った時、(1)水を求める。(2)水が見つかったら食料を求める。(3)両方手に入った時、人は必ず備蓄しようと考える。高度成長経済社会を定型、つまり、工業社会の特徴だと見ているが、今の日本は明らかに(3)の段階を過ぎていると考えられる。

サミエル・ハンチントン（米政治学者）は高度成長経済社会以後の社会の特徴を次のようにあげている。(1)第一、第二次産業に対する第三次産業の優位性、(2)ブルーカラーよりホワイトカラーの優位性。(3)理論的知識、技術、基礎研究のもつ重要性。(4)経済的福祉と豊かさの一般的上昇、特にレジャーに興味を示す。(5)プロテスタント的な内部志向。工業社会的な価値観から脱工業社会的な価値観移行の問題が起きていると思うが、新しい精神の糧を求めて進んでいかなければならない時代と言える。有権者の大半が昭和生れで、その昭和生れの絶対多数の劇画、サウンド、ニューミュージックに依って育った世代が有権者となってきている。価値観が根本的に違うのだという前提で物事を見ていかなければならないと思う。

憲法上いろいろな問題が起きているが、私は、国民総背番号反対の運動を続けている。プライバシーの問題は憲法上、大きな問題がからんでいる。個人情報の集中管理と権利はうらはらの関係で、私生活の情報は自分で管理できる権利を持つべきである。いま、国会に於て政治家、政府高官のプライバシーの問題があるが、根本的に一般有権者の私生活の権利とは問題が違うのである。

日本の政治の最大の欠点は、政党の党費を払う党員が少ないということである。それをしないから自民党は党費で通常党本部の経費をおとすことができないので、財界から金をもらうのだが、大平さんは選挙目あてに政治資金規正法をゆるめようとしている。党員を増すことに尽きるのではないか。今、必要なことは、日常生活の中でどうやって自分に厳しいことを課していくかということだと思う。

社会党が伸びないのは何故かというと、社会党は最大の欠点として古い社会主義にとらわれすぎているからである。社会主義も、西ドイツ、オーストリー、英国、北欧と、みんなその国によって違う。日本にふさわしい社会主義のあり方があるわけで、その違いを考えなければならないと思う。人間革命が必要ではないだろうか。大事なことは、文物、制度だけでなく日常の生活態度、生活信条、人間そのものが根本から変ることではないだろうか。定型が崩壊していく時代の中で、新しい物の見方を政治にも要求し、それにふさわしい政治家を厳選しながら造り出していく努力が大切だと思っている。

（文責　久保田須弥）

日本の味を大切に
シマヤだしの素
山口県新南陽市福川637　0834-63-2525

純粋なもの・自然なものをおとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

第29年次第2回中央委員会

決議

申し合せ

第九回統一地方選挙を終えて

「地方の時代」のスローガンで戦われた第九回統一地方選挙は、首長や議会議員が無投票で決定された「無風選挙」、票の買収、酒食の供応等による「金権選挙」に終り、民主政治の基本である「地方自治政治」に対する将来の展望は大変厳しいものになりました。

この結果、昨年の総会以来、統一地方選挙に備え、有権者本位のきれいな選挙実現を願い、努力を重ねて来た本同盟として、大変残念なことであります。

我々は今後、住民参加によって、新しい自治体の政治が正しく行なわれるよう監視し、注文をつける努力を重ねると同時に、次の決意で運動します。

記

一、後退の傾向にある、公職選挙法で規定された、立会演説会の強化、および第三者による立会演説会の開催復活の運動をします。

一、従来も行なわれていた有権者が候補者を知るための立会演説会、公報発行運動を更に進めます。

一、金のかからない、きれいな選挙実現のため、有権者に対し、正しい政治参加、意識の啓発を行ないます。

企業献金を禁止し個人に限る政治資金規正法の改正を要望する

一、政府及捜査当局は、すみやかに航空機輸入をめぐる不正事件に関係した灰色高官名を公表、衆院航空機輸入調査特別委員会は、岸、松野両議員の証人喚問をおこない、真相を国民の前にあきらかにすべきです。

二、政府は、政治資金規正法を改正し、企業・法人・団体からの献金を禁止し、個人に限るとともに国政調査権の拡大、米証券取引委員会（SEC）に似た機能をもたせる方向での会計検査院の権限強化、政治家個人の資金公開などをおこない、議会制民主政治のたてなおしをおこなうべきです。

―付　記―

日商岩井不正事件の刑事責任究明は時効、職務権限の壁に阻まれ、またも闇に葬られようとしています。政治腐敗の根源は、企業献金を媒体とする政財官界のゆ着による構造汚職にあります。

五十一年一月施行の現行政治資金規正法は、ロッキード事件を契機に三木内閣が五十年改正をおこなったものですが、五年をめどに企業献金をなくしていく方向が示されており、今年はすでに三年を経過しています。しかるに最近大平総理はじめ、自民党は企業献金容認の方向にむかっています。

組織拡充、財政確立のための申し合せ

地方選挙の結果、自治と分権参加を目ざした「地方の時代」はかけ声に終り、有事立法の研究、元号法制化がすすめられる中で、航空機売り込み問題にみられるような汚職構造の根深い政界の現状をみるとき、今こそ有権者同盟の存在は重要です。

運動を拡げ、会の充実、発展をはかるために、次のことを申し合せます。

記

一、組織拡充のために

魅力ある運動を広め五十四年度中に、共に学び、活動する新しい仲間五〇〇名の増員を達成するよう努力するとともに、新支部結成の実現をはかります。

一、財政確立のために

広く有権者同盟の運動の支持者を求め、財政基盤を確立するため、賛助員一〇〇名突破をめざします。

一九七九年五月十二日

日本婦人有権者同盟
第29年次第2回中央委員会

昭和55・56年度

〔役員・会計監査・指名委員長・指名委員・中央委員候補者推せんのお願い〕

日頃会務のためご奮励下さいまして、心から敬意を表します。次期総会に行なわれます予定の昭和55・56年度役員・会計監査・指名委員長・指名委員・中央委員候補の推せんをお願いいたします。

本会規約第十章により慎重に取り進めて参る所存でございますが、各地域・各部署でご活動の皆様方の真剣なアドバイスが、何よりの標目でありますので、ご協力をお願い申し上げます。もちろん全員のご推せんでなく一部でもよろしく、またご推せん頂いても必ずその方が候補になるとは限らず、十分参考にして諸般の事情を深慮いたす指名委員会の決定にお任せ下さいませ。

後記ご熟読の上、規定はお守り下さいまして、大役をかかえました私どもをお助け下さいますようお願い申し上げます。ご多忙中恐縮ですが、〆切期日はお守り下さい。

昭和五十四年五月十一日
昭和53・54年度指名委員会
委員長　西村好江
在京委員　小森璟子
〃　本部　静
地方委員　赤塩　文
〃　笠原美祢
会長（職責上参加）　小池順子

一、推薦する役職及び改正定員

役　員
会　長　一名
第一副会長　一名
副会長　三名
（東京二名、地方一名）
書　記　二名
会　計　二名
会計監査　一名
指名委員長　一名
指名委員　四名
（在京が可）
（東京二名、地方二名）
中央委員　九十名
（東京四十四名、地方四十六名）

一、〆切り　昭和五十四年九月十五日必着の封書

一、宛名　〒151東京都渋谷区代々木2-21-11
日本婦人有権者同盟
指名委員長　西村好江

―注　意―　規約参照して下さい。

一、推薦に際して

人数については、定員数でも、それ以内でも、また一部だけでも（たとえば役員のみ、中央委員のみ、一地域のみ）結構です。

一、今年次総会で選出された指名委員五名は、次期役員、中央委員、会計監査、指名委員長、などすべての役職に推薦できません。

一、支部長は、支部名・支部長名を明記して下さい。支部役員とご相談の上お書き下さい。

一、役員、中央委員は無記名でも可とします。

一、支部長の職責の重要さを考えて兼任はないようにじますが、新年度に交替なさる場合は、その旨お書添えの上ご推薦下さい。

一、推薦なさる方の理由と同盟における略歴をお書き添え下さい。

望ましい資格

○所定の会合に出席でき、責任を持ち得る人。

○現在の選挙と政治をよくすることに熱意をもつ人。

○本同盟の指導者として経験のある人。

○会長は会の代表として、対外的信頼と識見、運動経験、責任をもつ人。

○副会長・書記・会計は、できるだけ他団体との兼職を避けて、担当事務に専任できる人。東京在住者。

○指名委員は比較的古い会員であり、会員や会勢を知り、客観的に且つ公正に判断でき、指導者として経験のある人。

○中央委員は、会全体の役員で、支部においては顧問役として、支部長と共に支部運営に努力する人。

―指名委員会として―

一、本同盟の現状将来を考えて推薦します。

一、候補推薦は、ご本人の承諾を頂かずに指名しますが、申し出のご本人の事情には、ゆっくりお話し合い、ご諒解を得たいと思っています。

一、中央委員を除く各候補のうち、当選されなかった方は全部中央委員候補とします。

一、改選人数の一・五倍の候補者を指名したいと考えます。

一、事務的処理は大体従前通りにしますが、少しでもよい方法を考えたいと思っています。

一、一般会員のご意見もより多く伺いたいと思います。一般会員の方のご推薦をお待ちしています。

一、現役員、中央委員の任期切れを考慮して推薦し、経験の強力さを同盟の会勢に反映できるようお計り下さい。

一、新人の発見推薦は是非考えて頂きたいのです。

以上

学習会要旨

国際情勢における中越戦争と日本の立場

講師　宇野重昭氏（成蹊大学教授）

今回のベトナム・中国問題は革新側にはダメージショックとなったと受けとられている。がこれにより「社会主義は駄目だ」といわれては困るので、国内政治とは無関係にみえるこの問題を革新的な立場に立ってどのように解釈したらどうなるか冷静に考えてみたい。

中越国境紛争は紛争ではなく明らかに戦争である。今年2月17日に中国軍が大挙進出を開始した時から3月2日一方的に撤退したまでの16日間の戦いと、そのあと11日間の撤退に伴っての小ぜり合いと合計27日間の戦禍が続いたのである。現在紆余曲折を経て外務次官レベルの話し合いに入ろうとしているがうまく成功するとは思われず、延々と続く外交交渉となるであろう。

中国側の軍は15万人以上動いて大規模であったことは間違いない。軍の質の問題を米国の軍事専門家は「装備がとても悪く旧式装備のゴミ捨場みたいだ」等と批評しているが、中国側は国境警備軍五箇師団以上の完全装備の正規軍だと云っている。ベトナム側は中国より小人数だといわれている。こういう状態の中で両者の激突が行なわれたのだが、それぞれの損害発表の数字が非常に違い、中国側は軍事行動として本腰を入れたのでなくほんの一寸腕だめしをしただけだといい、ベトナム側は中国の62500人の戦闘能力を奪ったといっている。が両軍合せて数千単位の人が死んだことはまちがいない。その一人一人に家族があるだろうし死んだ人をめぐって多くの悲劇があったであろう。故に今度の戦争はどちらにとっても遺憾であったといえるのである。どんな政治的立場に立っても又学問的分析をしたとしても、悲劇であり大変残念なことであり、日本の立場として、こういう戦争は遺憾であるとの表明をすべきである。

民族解放戦争の英雄であったベトナムに対し、日本の一般の人達特に知識人或は革新陣営の人々は非常な幻滅を感じたのであった。又革命中国に対しても幻滅感をもち、社会主義国同士の戦争ということが非常なショックであったのである。社会主義とはもともと資本主義に対抗して出てきたもので、原理的にはあくまですべての働く人が国際的に連帯することで血を流し合うものではなく、狭いブルジョワ的国家主義をのり越えるものと考えられていたのに、社会主義国家同士が戦争をしたというので非常なショックと幻滅感をいだくことになったのである。

では何故戦争になったかというと、中国は社会主義国家建設以来非常な危機意識をもちこれが若干ゆがんだ形で対ソ危機意識となりこのことから全世界を眺め物を判断していた。中国の外交政策は、台湾問題・華僑問題・それにからむ米国とベトナムの戦争が終ってベトナムは米国との戦争等から非常に不安定な状態となっていた。国内建設のため外国の援助を非常に必要とし、1973年以降中国との話合いの最大のものは援助問題であった。ところが74年以降この援助が減り中国が米国と接近外交を始めたのでベトナムにとって大きなショックとなった。その頃国境紛争があり必要以上に中国を刺戟し、77年には援助中止となったのである。それに加え78年2月の華僑問題により両者の関係が一挙に悪化し、8月の国境紛争で死者が出たことをきっかけにエスカレートして戦争となったのである。

東南アジアの国々はソ連を背景としてのベトナムの進出を恐れていたので、中国がベトナムを威嚇したことを内心よろこんだ。中国は国際間の力の政治の場で威圧感を増し周囲の国々に大きな政治的影響を与えたのである。一方ベトナムは経済的打撃が大きく今後苦しい道を歩くことになるであろうし、中国との関係を悪化させることは得でないことを知ったのである。ソ連はじっとしていて援助以上に動けなかったが、今後のソ連の世界外交戦略上ではかなりマイナスである。中近東問題等にソ連の影響力と成果が出てくることであろう。対外進出にもブレーキがかかってくるであろう。ラオス・カンボジアに対してはプラスになっていない。中国が国際世論にあたえたマイナス効果も否定できず今後失ったものの大きさを身にしみて受けとることであろう。

最後に日本はこの問題にどう対応したらよいか。日中平和友好条約を結んだことが今回の戦争の遠因となっていることを思いどんな波紋を投げたかを考える必要がある。国際政治の場における身の処し方を真剣に考え、弱小国がより大きく発展するため協力し可能な手をのべるべきで、これにより日本は国際政治の場でより大人になり、外交というものの複雑さを修得し国際新秩序の建設にどういう形で参与すべきであるかを考えなければならないのである。

（まとめ　小池順子）
4月7日　婦選会館にて

学習会要旨

韓国・北朝鮮と日本　在日朝鮮人の問題

レポーター　石坂浩一

▼その歴史

在日朝鮮人の歴史は日本の朝鮮支配に始まる。（韓国併合1910）東拓の土地調査事業によって土地をとりあげられ、流民と化した農民が、生き残る最後の場が日本であった。主として炭鉱、工事現場等の自由労働者として働いたが身分保障もなく、賃金は日本人の半分程度であった。

この立場は必然的に労働運動にかゝわらせ、この時代の日本の労働運動で果した役割は大きかったが、反面、既に10年代に内務官僚は要監視体制を敷いていた。

しかし、1923年、関東大地震において、6千人に及ぶ朝鮮人虐殺事件が起る。このデマの根元が内務省警察であり、震災という非常時であったにしても、我々日本人の中に、「朝鮮人ならし得る、し兼ねぬ、殺しても良い」という社会心理が一般大衆の中にあったことは否定できぬし、その反省がどの程度されたたろうか。

1929年大恐慌、31年満州事変、日本は泥沼の侵略戦争にのめりこんでいく、39年、内地の人手不足を補うため、徴用令が出され、それが朝鮮人に対しては、非人間的な強制運行となって現われる。43年徴兵令、21年に発足した相愛会、協和会の同化政策、更に戦時下における皇民化教育が行なわれた。

45年敗戦、彼等にとっては、祖国の独立は解放であった。この時点で相当数が帰国している。

49年朝聯に解散命令が出る。日本共産党の勧奨により、大部分が共産党に加入、この49年から55年の六全協による共産党の政策転換による切り捨て（朝鮮人を全員除外）まで、共産党の冒険主義によって引起された大きな事件（メーデー事件等々）の一番危険な所はいつも朝鮮人に負わされていた。

55年在日朝鮮人による総聯が結成され、その政策の基本は、「在日生活は仮りの宿である。」と規定され、北朝鮮帰還運動がはじまり、その準備としての朝鮮人学校の建設に力が入れられた。

▼現況

63年、日韓条約締結

現在の人口約65万人、一世は2割で、二世、三世、四世が8割を占めている。

一世は、朝鮮人であることは自明であり、それなりの固有の価値民族、祖国に対する愛も誇りももっている。

問題は二世三世である。彼等は外面も日本人と変らないし、言葉も日本語、したがって思考も日本語で考える。幼時はわからないが学校へ行って差別に会う。日々日本人の差別にさらされ、歪められ、自分自身が朝鮮人から逃げ出したい、そんなところからどうして自己の誇りが育ち得ようか。

59年の小松川事件、68年の金嬉老事件はこんな素地からの必然的なものである。

では帰化すれば問題はないのか、帰化は非常に難かしい条件がつけられている。思想信条調査をされ、家族親戚財産等々、そして改姓日本名でしか受付けられず、しかも許可されても、実社会はそれで済まないのは日立事件が証明している。

結局「朝鮮人としての誇りを持たせる」朝鮮人学校はその方向を選んでいるが、数が少なく現在該当者の一割余しか受入れられない。しかし最近、日本の高校に新しい動きが出て来ている。（神戸湊川高校、尼崎高校）これ等の学校では、朝鮮人が入学してきた時、本人がいやがっても本名で呼び、課外に民族文化、言語教育をし、ホームルームで部落民と差別の討論をさせ、彼等の根を育てると共に就職希望には教師が率先して先方の説得に動き、生きる場の確保をさせている。

▼結論

彼等はやはり祖国との関係を切り離せない。総聯、民団はもとより、日本の中の差別と、KCIAに象徴される権力とのオーバーラップの中に生きざるを得ぬのが現況である。

▼討論

「仮りの宿」の現実性。日本における朝鮮人の立場と、アメリカにおける日本人との相似と相違。差別の構造としての低階層の過敏性。沖縄、部落、原爆、水俣、との関連。国士館大生の抑圧暴行。等々、活発な発言に得る所多い学習会であった。

（まとめ　田畑齊久）
4月26日、婦選会館にて

お米のヌカから生まれた
ボーソー
台所用粉せっけん
食器・ふきん洗いに！
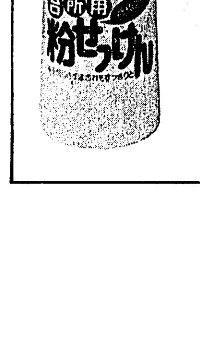
手荒れと水質汚染を追放する
新しいタイプの台所用粉せっけんです
日本婦人有権者同盟　取扱い
東京都渋谷区代々木2-21-11
〒151 ☎03-370-4541

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判政治としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべての公務員は国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなく、その行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体の補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

許すな汚職! 再発防止の法制化をすすめよう

市川房枝議員 参院航特委で松野議員に証言を迫る

5月24日、理想選挙推進市民の会と有権者同盟の会員は、渋谷駅頭でグラマン汚職に関して、松野議員喚問、政治資金規正法改正、有権者の政治の監視を訴えました。また、5月28日も両団体会員は、青空演説会、チラシまきをしました。そして、その汗もまだおさまり切らない午後、会員14名はひきつづき参議院航空機輸入調査特別委員会にかけつけ傍聴をしました。

(共同通信社提供)

参議院航空機輸入調査特別委員会において5月28日午後3時半、最後の質問者として銀髪の美しい[illegible]証人とむか[illegible]問応答ふく[illegible]の市川議員[illegible]。

[illegible]区の有権[illegible]えるか―[illegible]・毎日・読[illegible]がら「国民[illegible]野氏は衆院[illegible]答えたか。[illegible]である」と[illegible]道義的、政[illegible]方円とか、[illegible]われたであ

治的責任をとるため、あなたは何をするのか。国民、選挙民、有権者の意向に照し真剣に考えるといわれたが、この秋の総選挙で熊本一区で田中もと総理のように高点で当選すると考えておられるのか」と迫りました。更に「42年から46年迄の4年間に、5億円を政治献金としてもらったと云われ、届出をしなかったのは違反だとおみとめになるのは、現行法上は政治活動につかえば届出は必要ないのでおかしい。むしろ衆議院坂井氏の質問に対し〝私も生活していく場合もある〟と答えられたが、私生活につかったとすると違反ではないか」と松野氏の矛盾し混乱した答えにメスを入れました。また「かつて松野議員が第5次選挙制度審議会特別委員であった頃、42年4月7日の第4回総会で、木下広居委員の〝政治資金とかけて、何ととく、家出娘ととく。心はやがて子供をつれて帰ってくる〟との発言に〝学識経験者といわれる人から、表現の俗悪低劣な発言をきいた〟と批難攻撃、速記録から発言者の承認を得ないでこれを削除

の喚問でいったい何を答えたか。残るはむなしさと怒りである」と松野氏に感想を問い「道義的、政

されてしまったのを覚えておられるか……。この席上あなたは、これを受ける政治家が国民の前にエリを正し経理の公開、監査、使途を明確にし個人消費をしないよう実行する、と発言しておられる。5億円については実行していないではないか」と12年前にさかのぼって追い込みました。

企業の政治献金を禁止し、個人の収支を明らかに―

最後に「わいろが政治献金として逃げられる過去の汚職の歴史がある。企業からの政治献金を禁止し、政治家個人の収支を明らかにすべきと思うがどう考えられるか」と市川議員の永年の主張を述べられました。

市川議員の質問は、婦人有権者同盟、否、日本の心ある国民の怒りと願望を代弁するなかみの濃いものでしたが、松野議員はさすがに終始低姿勢をとりながらも「あの時(42年政規法改正)個人の届出もするというようにしておけばこのような目にあわなかったろう」とか「しばらく時をかして下さい」などと芝居がかった繰り言・逃げの一手で防戦、誠意と真実のかけらもみられませんでした。「選挙民、有権者の意向に照し」との松野発言に、我々がどう答えを出すか……これが今後の課題です。

(紀平 悌子)

ひろば

第29年次第2回中央委員会も皆様の御助力により無事終了、54年度の新しい歩みが始められました。

新緑と、澄み渡る青空、心地よいそよ風の最もよい季節が、航空機疑惑事件ですっかり灰色と化してしまいました。一部政治家の非常識・傲慢・恥しらず、不正・汚濁の面をいやという程みせられた国民の多くは怒り、政治に対する不満・失望感・腹立たしさをどこへぶつけてよいか、憤懣やるかたない日々であったと思います。

地方の時代とか地域主義とかもてはやされる中で行なわれた

中央委員会を終って 問われる有権者の姿勢

会長 小池順子

統一地方選挙は、保守革新をとわず政党の無差別相乗り・無風選挙が広がり、具体的な地方自治への取組みは投票率の低下に現われたように旧態依然として何の進歩もなく、9回も重ねた地方選挙の経験にふさわしい成長の影は一かけらもみられませんでした。あいかわらずの「金権選挙」の横行に終ったといわれる現実に、あきず、こりず運動を展開させている私共は又々大きな課題に突き当った思いです。

警察庁の調べによると買収に使われたカネは2億5千万円とか、(実際はその10倍も使われたであろうとのこと)。10倍の25億円が不正に動いたとしたらそのツケはどこへ廻わされるのでしょうか。5億の金を政治献金といい、政治活動に使ったと公言してはばからない政治家の意識もさることながら、買収される有権者の意識にもっと徹底的にメスを入れなければならないのではないでしょうか。

ノド元過ぐれば熱さを忘れるという譬のように、ダグラス・グラマンの疑惑事件が起きている最中に、もっと企業献金が集められるよう政治資金規正法の見直しをするとかの新聞記事がありました。前回は、将来企業献金をなくしていく方向で、5年後に改めて見直しをするという趣旨の改正であったと記憶していましたのに、まるで逆行としか思われないこの動きに驚きあきれます。今回のような疑惑事件再発防止のための見直し、又は政治とカネの問題を真剣に考えての見直しならともかく、国民の批判などに耳をかさずにこのような言動に出る政府、自民党

今すぐ 腐敗政治追放のハガキ・電話を!! 青空演説会で訴える

私共は5月11・12日の第二回中央委員会において議会制民主主義確立のため、グラマン汚職を徹底的に追及し、松野議員ばかりでなく岸議員も証人喚問し、国民の前に収賄の事実を明らかにすべきであり、政治資金規正を(企業献金を禁止、個人に限る)はじめ汚職再発を防止する諸法律制度を制定するよう決議しました。

世論に押され5月24日、28日の2日間、衆議院、参議院でそれぞれ航空機輸入調査特別委員会における松野証人喚問がおこなわれました。

本同盟は理想選挙推進市民の会と共同、渋谷ハチ公前において、汚職追放、議会制民主主義確立のための青空演説会を開催、チラシを配布して有権者に「今すぐ選挙区の国会議員、大平総理に、ハガキ、手紙を出し、電話をかけてグラマン問題徹底究明と腐敗政治防止の法改正を」と訴えました。

両日とも午前11時から、午後1時すぎまで、道ゆく人に下記のチラシを手渡しましたが、反応は意外によく、捨てる人は少なく「ご苦労さま、頑張ってください」と声がかけられ、24日には、「是非私にマイクを…」と、神奈川県の中年の一婦人が「私の言いたいことを言って下さった。皆で立ち上りましょう」と飛び入りをしました。

(紀平 悌子)

チラシの内容、概略

▲企業団体献金を禁止し、個人献金に限るよう、政治資金規正法を改正せよ。

▲収賄罪を重く罰し、時効を延長、国政調査権を拡大するなど[illegible]改正せよ。

▲政治家や各省庁高官の資産[illegible]公開を実施せよ。

グラマン汚職の徹底追求を訴える(渋谷駅頭にて)

花片

▼TBSの時事放談。鈴木都知事の老人無料パスに、所得制限するのをほめて、78才の細川隆之氏は「こんなもん、わしは使わんよ」と、バス券を引っちゃぶいた。福祉バラまきで悪平等というのだが、細川さん並みの収入を、凡ての老人に入るよう善平等をしてからのことだ。

▼松野問題をめぐり、国会は空転のまま閉会の状勢。政治不信は募るばかり。「政治屋の悪事横行無反省の日本。見て見ぬ振りするのもイヤなら、コブシを挙げて戦う体力なし」(素面 岡本文弥氏)。全く若い正義の燃え上りを待つ。

▼イギリスもイタリアも、そして日本も革新退潮傾向。桶を使わない現在の日常生活感情には、ピッタリこないが、タガをしめるという言葉がある。権利の上に眠ったり、組織の上にあぐらをかくことを自戒したい。

▼参院定数訴訟、不均衡を認め、違憲の疑い濃いといいつつ、時期尚早、国会の動きをと棄却。三権分立で、きっぱりいってほしいもの。

▼福井県大飯原発電所再開。「とめたときも、それをやめるときも何も知らんまゝやった」と住民。あるのは不安と焦燥感。無茶な話。

▼山本茂美の野麦峠、細井和喜蔵の女工哀史より前の、そして京モス、洋モス、近江絹糸争議の起るずっと前の紡績女工生活を描き、涙、涙。百円女工の働き者みねが病を得て、兄の背に負われて帰えるのに、窓辺で泣き声で叫ぶ「カンニンしてな」。朋輩女工の連帯感。この心こそ、国際婦人年の盛り上りに通じる。同じく試写をみる機を持った「ガラスのうさぎ」反戦の訴えだが、戦争が起る社会の実情に目がいかない所が、弱い。

▼評判のいい「子午線の祈り」、能、狂言、歌舞伎、新劇、群読の演劇大合同。お互い自分たちだけでは、もう一つ開けない思いから(山本安英)の上演形式。平家物語の魅力は、みるべきほどのものはみつの言葉(銀座サロン・世界)というが、潮の流れ別れ目の自然法則も戦いの一つの訓えがいい。

▼元号が通ったら、西歴をと誓う。あじさい菖蒲の紫は雨にぬれてこそ色鮮かの心境。

から子

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟 (渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内) 電話(370)2727番 〒151 振替195409

婦人・おんな ③

翔べない女たちよ、手をつなごう

◇女性は結婚し家庭に入ると孤立化し、行動・思考範囲が狭くなってしまう。私はなるべくそうなりたくないと思い、結婚後も学校へ行き、職業をもち、多くの友人と語るようにしてきた。しかし、子供が生れてからというものはどうにも。日常生活は育児が優先し、政治・経済の云々よりも、子供が咳をした、下痢をした、の方が重大になり、職場も子供のために休む回数が多くなった。子供を通じての知り合いはふえたものの、〝だれちゃんのお母さん〟とか〝おくさん〟とかの間柄で、とても友人関係にはなりえていない。

ときに、乳幼児を育てている女性はなんとも淋しい思いをするもの。自分のやりたいことをやりたい時にできないことは勿論、人とちょっとしたおしゃべりはできても、物事を考えながら自分の意見をのべ、相手の意見も聞きあうような会話がなかなかできにくい。人と情報とのつながりの少ない子育て期に、不安とあせりでヒステリーに、会話不足で失語症になる人が意外に多いらしい。その後遺症が、自分のすべての期待を子供にかけ、いつまでたっても子ばなれせずに精神的自立欠乏症の母親になったり、子供にはかっこよく意見をするものの、公的な場では発言できず、社会のことにもうとくなってしまうのでは―。

◇夫の上司に招待されて、家族づれで訪問した時のこと。私たちの他にも数家族がみえ、それぞれが就学前の子供をつれてきていた。お互の家族紹介のあと、いつのまにか夫たちは男同士で集まってしまい、妻たちは子供と一緒にとりのこされたかたちになった。男性側は、話題も豊富、声高らかに話しあっているのに、女性側は初対面とあって、みんな口数少なく、話していることはせいぜい子供のことぐらい、あとは室内の飾物を自白しくほめたり、だされた料理がおいしいのだの、子供たちに、〝いくつ〟〝なにがすき〟などと、だれもが子供によくするありきたりの質問をして笑う程度。しばらくしてうちとけあってからも、今度は子供たちの〝オシッコ〟の声、けんか・いたずらで余儀なく中座、まとまった会話はできず仕舞いだった。

近くにゴルフ場があるので行くことになった。そこでも、男性たちはさっさとゴルフをはじめ、腕を競いあって楽しんでいたが、女性たちは子供から目がはなせず、ただ見学するだけ。

夫の付属物みたいな一日をすごした私は、みじめな思いがこみあげてくるばかりだった。もう金輪際、夫関係のところへは、のこのこついて行くもんかときめた。

◇いまはやりの〝翔んでる女〟は、家事・育児を個々の女に押しつけた現在の男社会が女への御世辞につくった言葉と思う。

子育てま最中の私は毎日、家と保育園と職場の間を時間に追われながら、又、次々にかかる子供たちの病気で、それ医者へとあわてふためき、飛脚のように〝ずっとんでいる女〟だ。

くたびれた顔をした私だが心は燃えている。叫びたい。男社会で華麗に翔べない女たちよ、社会の仕組みと意識の変革のためにガッチリ手をつなごう!

(T・H)

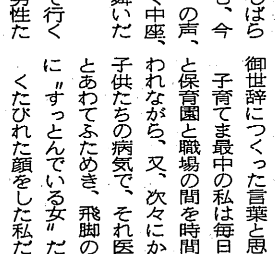

原子力発電所の危険性につき申し入れ

唯一の被爆国の私達が初めから心配し続けてきた原子力発電所の事故が米国で起ったという新聞紙上の発表に、日本列島を囲むように原子力発電所が設置されている現状に不安が一層高まってきた4月17日の午後、主婦連合会・全国地域婦人団体連絡協議会・東京都地域消費者団体連絡会・日本婦人有権者同盟の四団体で、総理大臣・関係官庁・東京電力に申し入れを行った。

総理官邸でお会いした官房長官田中六助氏は早速閣議で取り上げ安全確認を急いでいると話され、次いで訪問した経済企画庁井川国民生活局長は直接の部署ではないのでと言葉をにごされ、通産省資源エネルギー庁相坂安全審査課長(公益事業部開発課真木浩之氏・原子力発電課菊田滋氏)・東京電力㈱井上営業部長・鈴木範雄原子力管理部部長方はそれぞれに原子力発電所の必要・安全性、対策等についてのべられたが、私達はなお不安を一掃することができず、割りきれない思いをいだいて帰途についた。

(小池 順子)

委員会たより

組織部会

「魅力ある運動を広め、共に学び、活動する新しい仲間五〇〇名の増員を達成するよう努力する。」これは中央委員会で申し合わせた組織拡充の目標です。

地域の問題を皆で考えて、支部の運動にしましょう。

市民の権利を守る運動の仲間として横に手をつなげる会員をまず、身近なところから作り始めましょう。一人でできなかったことも、三人で考えると発展的、アイディアが生れるものです。みんなの幸福のために、持てる力を出し合って、みんなで努力しようとする市民が、有権者同盟にあふれる程に参加することが市民自治を実現させ、地方の時代を自分達の手でつくり上げる道ではないでしょうか。「0」は何回加えても0ですが、+1は、支部の数52回加えると52にもなります。今からプラスの方向に動き出しましょう。会員増加こそ政治を正す力ですから。

(大槻 勲子)

出版部会

▼「読まれる機関紙」にしたいと、大幅に紙面の刷新をはかった時期が数年前にありましたが、一号で現状に戻りました。「正確な資料として永久に役立つ機関紙」がまず第一義であると考えられたからです。〝読ませる〟ための工夫は、いつでも、どのようにでも、できます。むしろ、限られた紙面に重い情報をどれだけ盛り込むか。同盟機関紙としては、この工夫に身をやつす他ありません。ご批判は、出版部一同いたいほど身にしみており、ハメを外した編集を渇望してはいるのですが。

▼固い紙面のなかで、唯一のあでやかな彩りが、から子氏による「花片」。秋風するどく、春風おだやかに舞い散る花片に、何はともあれ、ここを読むといってくださる方の、多いこと。

四、五月号は都合あって休載いたしましたが、幸い六月号から、から子氏こと、近藤真柄氏に、いっそう健筆をふるっていただけることになり、ご報告申しあげます。

(永畑 道子)

運動日誌(3/20～5/12)

3/20 ○司法の幹事会 ○財政会議 ○事務局会議
3/22 ○機関紙再校
3/23 ○組織部会 ○経企庁消費問題懇談会
3/27 ○弁抜き裁判反対で第16次国会請願行動 ○司法の会、31期生任官拒否反対要請行動
3/28 ○都知事候補質問状回答整理会
3/29 ○機関紙発送 ○学習会「韓国北朝鮮と日本」
3/30 ○被爆者援護法制定協力と都連共催) ○東京都物価調査員集会 ○統一地方選で青空宣伝活動(三鷹、小金井支部、各界交流
4/2 ○第5回中央委員会準備会 ○みんなで医療を考えるシンポジウム打ち合わせ
4/3 ○常任委員会 ○統一地方選挙宣伝活動(武蔵野、府中、国立、都連)
4/4 ○出版整理会
4/6 ○婦選会議打ち合わせ
4/7 ○市民センター、市民の会共催学習会
4/9 ○売春問題ととり組む会、○みんなで医療を考えるシンポジウム打ち合わせ
4/10 ○第22回婦選会議 ○七婦人団体で法務省へ申し入れ
4/12 ○少年法幹事会 ○司法の幹事会 ○区・市長候補アンケートを発送
4/13日 ○公害監視委員会 ○出版部会 ○あんずの里旅行出発 ○54年度環境週間実行委員会(第4回)
4/17 ○国際連絡委員会 ○原発で申し入れ ○統一地方選で宣伝活動(大田、港、都連共催)
4/18 ○第6回中央委員会準備会 ○財政会議
4/19 ○東京都支部連合会 ○区・市長候補アンケートで記者発表
4/20 ○政啓委員会 ○機関紙初校 ○選改協 ○経企庁消費問題懇談会
4/21 ○被爆問題市民懇街頭行動 ○議長交際費訴訟で新聞社レクチュアー
4/23 ○都議会議長交際費訴訟判決
4/24 ○機関紙再校 ○日中友好婦人の翼帰国報告会 ○組織部会 ○教育グループ会合 ○都消費者週間[illegible]
4/26 ○第8回韓国、[illegible]本学習会 ○国際人権規約[illegible]絡会
4/27 ○機関紙発送 ○国際人権規約[illegible]れ
4/28 ○第7回中央委[illegible]
5/1 ○常任委員会 ○婦人の翼報告[illegible]
5/2 ○被爆問題市民[illegible]
5/4 ○司法幹事会
5/7 ○公害監視委員[illegible] ○石けんグルー[illegible] ○経企庁消費者[illegible]ち合わせ会
5/8 ○出版部会 ○生活を守る都[illegible] ○事務局会議 ○役員委員長部[illegible] ○司法「弁護人[illegible]法案廃案第18[illegible]行動
5/9 ○七婦人団体会[illegible]
5/11～12 ○第2回中[illegible] ○被爆者問題市[illegible]

被爆問題で国会に請願

5月9日、被爆者援護法制定のため、被爆者問題市民懇談会(同盟参加)は、国会請願大会(各党代表出席)を開催、橋本厚生大臣に面会陳情した。署名数は四〇二万二四五二名。

(紀平悌子)

お知らせ

映画「あゝ野麦峠」観賞券

明治後期長野県岡谷の製糸工場を舞台に、貧しさゆえに糸紡ぎの過酷な労働を耐えぬき、富国のための稼ぎ手でもあった飛騨の少女たちの生きざまを描いたもの。古くて新しい女子労働の問題をとりあげてあります。原作山本茂実、服部佳脚色、メガフォンは山本薩夫がとっています。一枚千円(窓口売り千三百円)申し込みは事務局まで。

酢のものに
ミツカン土佐酢は、三杯酢にかつおのだしが生きています。ふりかけるだけで、おいしい酢のものできあがり。
ミツカン 土佐酢 三杯酢+かつおだし

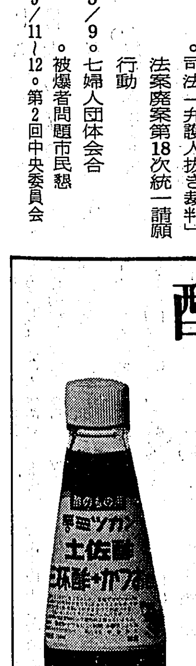

純植物性原料使用
リサイクル'78 粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度:共学2年制・入試あり 願書受付1月22日より
英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会 英文タイプ科
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦 どなたでも入会できます。
国電 千駄ケ谷駅前 TEL(402)7331
財団法人 津田塾会経営

ぬれ手にご注意!
東京電力株式会社

シャープ・スピード・サービス
森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4 〒181 (日赤河北病院正門前)
☎0422-48-1611(代)

つけたら回そう換気扇
ガス坊やの安全コーナー
東京ガス

Published by the League of Women Voters of Japan No. 21, 2Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

許すな汚職！ 再発防止の法制化をすすめよう

（共同通信社提供）

市川房枝議員 参院航特委で松野議員に証言を迫る

5月24日、理想選挙推進市民の会と有権者同盟の会員は、渋谷駅頭でグラマン汚職に関して、松野議員喚問、政治資金規正法改正、有権者の政治の監視を訴えました。また、5月28日も両団体会員は、青空演説会、チラシまきをしました。そして、その汗もまだおさまり切らない午後、会員14名はひきつづき参議院航空機輸入調査特別委員会にかけつけ傍聴をしました。

参議院航空機輸入調査特別委員会において5月28日午後3時半、最後の質問者として銀髪の美しい市川房枝議員は、松野証人とむかい合いました（写真上）。

小会派の二院クラブの市川議員に与えられた時間は質問応答ふくめてわづか20分。

あなたは熊本県第一区の有権者に再選されると考えるかー

市川議員はまず朝日・毎日・読売等の論評を引用しながら「国民の疑惑解明のため、松野氏は衆院の喚問でいったい何を答えたか。残るはむなしさと怒りである」と松野氏に感想を問い「道義的、政治的責任をとるため、あなたは何をするのか。国民、選挙民、有権者の意向に照し真剣に考えるといわれたが、この秋の総選挙で熊本一区で田中もと総理のように高点で当選すると考えておられるのか」と迫りました。更に「42年から46年迄の4年間に、5億円を政治献金としてもらったと云われ、届出をしなかったのは違反だとおみとめになるのは、現行法上は政治活動につかえば届出は必要ないのでおかしい。むしろ衆議院坂井氏の質問に対し〝私も生活していく場合もある〟と答えられたが、私生活につかったとすると違反ではないか」と松野氏の矛盾し混乱した答えにメスを入れました。また「かつて松野議員が第5次選挙制度審議会特別委員であった頃、42年4月7日の第4回総会で、木下広居委員の〝政治資金とかけて、何ととく、家出娘ととく。心はやがて子供をつれて帰ってくる〟との発言に〝学識経験者といわれる人から、表現の俗悪低劣な発言をきいた〟と批難攻撃、速記録から発言者の承認を得ないでこれを削除されてしまったのを覚えておられるか……。この席上あなたは、これを受ける政治家が国民の前にエリを正し経理の公開、監査、使途を明確にし個人消費をしないよう実行する、と発言しておられる。5億円については実行していないではないか」と12年前にさかのぼって追い込みました。

企業の政治献金を禁止し、個人の収支を明らかにー

最後に「わいろが政治献金として逃げられる過去の汚職の歴史がある。企業からの政治献金を禁止し、政治家個人の収支を明らかにすべきと思うがどう考えられるか」と市川議員の永年の主張を述べられました。

市川議員の質問は、婦人有権者同盟、否、日本の心ある国民の怒りと願望を代弁するなかみの濃いものでしたが、松野議員はさすがに終始低姿勢をとりながらも「あの時（42年政規法改正）個人の届出もするというようにしておけば今のような目にあわなかったろう」とか「しばらく時をかして下さい」などと芝居がかった繰り言・逃げの一手で防戦、誠意と真実のかけらもみられませんでした。「選挙民、有権者の意向に照し」との松野発言に、我々がどう答えを出すか……これが今後の課題です。（紀平 悌子）

今すぐ 腐敗政治追放のハガキ・電話を!!
青空演説会で訴える

私共は5月11・12日の第二回中央委員会において議会制民主主義確立のため、グラマン汚職を徹底的に追及し、松野議員ばかりでなく岸議員も証人喚問し、国民の前に収賄の事実を明らかにすべきであり、政治資金規正を（企業献金を禁止、個人に限る）はじめ汚職再発を防止する諸法律制度を制定するよう決議しました。

世論に押され5月24日、28日の2日間、衆議院、参議院でそれぞれ航空機輸入調査特別委員会における松野証人喚問がおこなわれました。

本同盟は理想選挙推進市民の会と共同、渋谷ハチ公前において、汚職追放、議会制民主主義確立のための青空演説会を開催、チラシを配布して有権者に「今すぐ選挙区の国会議員、大平総理に、ハガキ、手紙を出し、電話をかけてグラマン問題徹底究明と腐敗政治粛正の法改正を」と訴えました。

両日とも午前11時から、午後1時すぎまで、道ゆく人に下記のチラシを手渡しましたが、反応は意外によく、捨てる人は少ない上に「ご苦労さま、頑張ってください」と声がかけられ、24日には、「是非私にマイクを…」と、神奈川県の中年の一婦人が「私の言いたいことを言って下さった。皆で立ち上りましょう」と飛び入りをしました。（紀平 悌子）

チラシの内容、概略

▲ 企業団体献金を禁止し、個人献金に限るよう、政治資金規正法を改正せよ。

▲ 収賄罪を重く罰し、時効を延長、国政調査権を拡大するなど法改正せよ。

▲ 政治家や各省庁高官の資産の公開を実施せよ。

ひろば
中央委員会を終って 問われる有権者の姿勢
会長 小池 順子

第29年次第2回中央委員会も皆様の御助力により無事終了、54年度の新しい歩みが始められました。

新緑と、澄み渡る青空、心地よいそよ風の最もよい季節が、航空機疑惑事件ですっかり灰色と化してしまいました。一部政治家の非常識・傲慢・恥しらず、不正・汚濁の面をいやという程みせられた国民の多くは怒り、政治に対する不満・失望感・腹立たしさをどこへぶつけてよいか、憤懣やるかたない日々であったと思います。

地方の時代とか地域主義とかもてはやされる中で行なわれた統一地方選挙は、保守革新をとわず政党の無差別相乗り・無風選挙が広がり、具体的な地方自治への取組みは投票率の低下に現われたように旧態依然として何の進歩もなく、9回も重ねた地方選挙の経験にふさわしい成長の影は一かけらもみられませんでした。あいかわらずの「金権選挙」の横行に終ったといわれる現実に、あきず、こりず運動を展開させている私共は又々大きな課題に突き当った思いです。

警察庁の調べによると買収に使われたカネは2億5千万円とか、（実際はその10倍も使われたであろうとのこと）。10倍の25億円が不正に動いたとしたらそのツケはどこへ廻わされるのでしょうか。5億の金を政治献金といい、政治活動に使ったと公言してはばからない政治家の意識もさることながら、買収される有権者の意識にも徹底的にメスを入れなければならないのではないでしょうか。

ノド元過ぐれば熱さを忘れるという譬のように、ダグラス・グラマンの疑惑事件が起きている最中に、もっと企業献金が集められるよう政治資金規正法の見直しをするとかの新聞記事がありました。前回は、将来企業献金をなくしていく方向で、5年後に改めて見直しをするという趣旨の改正であったと記憶していましたのに、まるで逆行としか思われないこの動きに驚きあきれます。今回のような疑惑事件再発防止のための見直し、又は政治とカネの問題を真剣に考えての見直しならともかく、国民の批判などに耳をかさずにこのような言動に出る政府、自民党首脳の考え方・やり方は統一地方選挙における中道の保守歩みよりに圧勝の自信を強めた結果であると評されています。

私達が中央委員会で決めた具体的な色々の運動はこのような政治の流れをよく見極めた上、それぞれに取組んでいかなければならないことばかりです。そして心底からの怒りを決して忘れることなく粘り強くもち続け、近く行なわれるであろう衆議院選挙には今回の航空機事件のあらましを、選択の重大な判断材料としていかなければなりません。このことを徹底させること、即ち私共の一票の行使によって政治悪を正すことが唯一の道であることをこの際、しっかりと身につけ運動を深めて参りましょう。

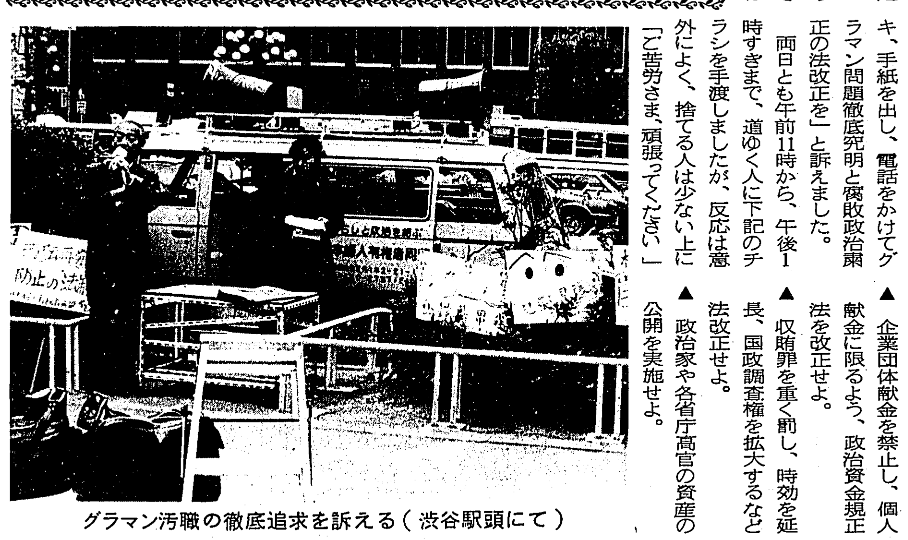
グラマン汚職の徹底追求を訴える（渋谷駅頭にて）

花片

▼TBSの時事放談。鈴木都知事の老人無料パスに、所得制限するのをほめて、78才の細川隆元氏はこんなもん、わしは使わんよと、バス券を引っちゃぶいた。福祉バラまきで悪平等というのだが、細川さん並みの収入を、凡ての老人に入るよう善平等をしてからのことだ。

▼松野問題をめぐり、国会は空転のまま閉会の状勢。政治不信は募るばかり。「政治屋の悪事横行無反省の日本。見て見ぬ振りするのもイヤなら、コブシを挙げて戦う体力なし」（素面 岡本文弥氏）。全く若い正義の燃え上りを待つ。

▼イギリスもイタリアも、そして日本も革新退潮傾向。桶を使わない現在の日常生活感情には、ピッタリこないが、タガをしめるという言葉がある。権利の上に眠ったり、組織の上にあぐらをかくことを自戒したい。

▼参院定数訴訟、不均衡を認め、違憲の疑い濃いといいつつ、時期尚早、国会の動きをと棄却。三権分立で、きっぱりいってほしいもの。

▼福井県大飯原発電所再開。「とめたときも、それをやめるときも何も知らんまゝやった」と住民。あるのは不安と焦燥感。無茶な話。

▼山本茂美の野麦峠、細井和喜蔵の女工哀史より前の、そして京モス、洋モス、近江絹糸争議の起るずっと前の紡績女工生活を描き、涙、涙。百円女工の働き者みねが病を得て、兄の背に負われて帰えるのに、窓辺で泣き声で叫ぶ「カンニンしてな」。朋輩女工の連帯感。この心こそ、国際婦人年の盛り上りに通じる。同じく試写をみる機を持った「ガラスのうさぎ」反戦の訴えだが、戦争が起る社会の実情に目がいかない所が、弱い。

▼評判のいい「子午線の祈り」、能、狂言、歌舞伎、新劇、群読の演劇大合同。お互い自分たちだけでは、もう一つ開けない思いから（山本安英）の上演形式。平家物語の魅力は、みるべきほどのものはみつの言葉（銀座サロン・世界）というが、潮の流れ別れ目の自然法則も戦いの一つの訓えがいい。

▼元号が通ったら、西歴をと誓う。あじさい菖蒲の紫は雨にぬれてこそ色鮮かの心境。 から子

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟 （渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

婦人・おんな ③
翔べない女たちよ、手をつなごう

◇女性は結婚し家庭に入ると孤立化し、行動・思考範囲が狭くなってしまう。私はなるべくそうなりたくないと思い、結婚後も学校へ行き、職業をもち、多くの友人と語るようにしてきた。しかし、子供が生れてからというものはどうにも。日常生活は育児が優先し、政治・経済の云々よりも、子供が咳をした、下痢をした、の方が重大になり、職場も子供のために休む回数が多くなった。子供を通じての知り合いはふえたものの、〝だれちゃんのお母さん〟とか〝おくさん〟とかの間柄で、とても友人関係にはなりえていない。

ときに、乳幼児を育てている女性はなんとも淋しい思いをするもの。自分のやりたいことをやりたい時にできないことは勿論、人とちょっとしたおしゃべりはできても、物事を考えながら自分の意見をのべ、相手の意見も聞きあうような会話がなかなかできにくい。人と情報とのつながりの少ない子育て期に、不安とあせりでヒステリーに、会話不足で失語症になる人が意外に多いらしい。その後遺症が、自分のすべての期待を子供にかけ、いつまでたっても子ばなれせずに精神的自立欠乏症の母親になったり、子供にはかっこよく意見をするものの、公的な場では発言できず、社会のことにもうとくなってしまうのでは――。

◇夫の上司に招待されて、家族づれで訪問した時のこと。私たちの他にも数家族がみえ、それぞれが就学前の子供をつれてきていた。お互の家族紹介のあと、いつのまにか夫たちは男同士で集まってしまい、妻たちは子供と一緒にとりのこされたかたちになった。男性側は、話題も豊富、声高らかに話しあっているのに、女性側は初対面とあって、みんな口数少なく、話していることはせいぜい子供のことぐらい、あとは室内の飾物を自白しくほめたり、だされた料理がおいしいのだの、子供たちに、〝いくつ〟〝なにがすき〟などとだれもが子供によくするありきたりの質問をして笑う程度。しばらくしてうちとけあってからも、今度は子供たちの〝オシッコ〟の声、けんか・いたずらで余儀なく中座、まとまった会話はできず仕舞いだった。

近くにゴルフ場があるので行くことになった。そこでも、男性たちはさっさとゴルフをはじめ、腕を競いあって楽しんでいたが、女性たちは子供から目がはなせず、ただ見学するだけ。

夫の付属物みたいな一日をすごした私は、みじめな思いがこみあげてくるばかりだった。もう金輪際、夫関係のところへは、のこのこついて行くもんかときめた。

◇いまはやりの〝翔んでる女〟は、家事・育児を個々の女に押しつけた現在の男社会が女へのお世辞につくった言葉と思う。

子育て最中の私は毎日、家と保育園と職場の間を時間におわれながら、又、次々にかかる子供たちの病気で、それ医者へとあわてふためき、飛脚のように〝すっとんでいる女〟だ。

くたびれた顔をした私だが心は燃えている。叫びたい。男社会で華麗に翔べない女たちよ、社会の仕組みと意識の変革のためにガッチリ手をつなごう！ （T・H）

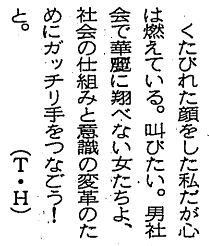

原子力発電所の危険性につき申し入れ

唯一の被爆国の私達が初めから心配し続けてきた原子力発電所の事故が米国で起ったという新聞紙上の発表に、日本列島を囲むように原子力発電所が設置されている現状に不安が一層高まってきた4月17日の午後、主婦連合会・全国地域婦人団体連絡協議会・東京都地域消費者団体連絡会・日本婦人有権者同盟の四団体で、総理大臣・関係官庁・東京電力に申し入れを行った。

総理官邸でお会いした官房長官田中六助氏は早速閣議で取り上げ安全確認を急いでいると話され、次いで訪問した経済企画庁井川国民生活局長は直接の部署ではないのでと言葉をにごされ、通産省資源エネルギー庁相坂安全審査課長（公益事業部開発課真木浩之氏）・東京電力㈱井上営業部長・鈴木範雄原子力管理部部長方はそれぞれに原子力発電所の必要・安全性、対策等についてのべられたが、私達はなお不安を一掃することができず、割りきれない思いをいだいて帰途についた。（小池 順子）

委員会だより 部会

組織部会

「魅力ある運動を広め、共に学び、活動する新しい仲間五〇〇名の増員を達成するよう努力する。」これは中央委員会で申し合わせた組織拡充の目標です。

地域の問題を皆で考えて、支部の運動にしましょう。

市民の権利を守る運動の仲間として横に手をつなげる会員をます、身近なところから作り始めましょう。一人でできなかったことも、三人で考えると発展的、アイディアが生れるものです。みんなの幸福のために、持てる力を出し合って、みんなで努力しようとする市民が、有権者同盟にあふれる程に参加することが市民自治を実現させ、地方の時代を自分達の手でつくり上げる道ではないでしょうか。「0」は何回加えても0ですが、+1は、支部の数52回加えると52にもなります。今からプラスの方向に動き出しましょう。会員増加こそ政治を正す力ですから。（大槻 勲子）

出版部会

▼「読まれる機関紙」にしたいと、大幅に紙面の刷新をはかった時期が数年前にありましたが、一号で現状に戻りました。「正確な資料として永久に役立つ機関紙」がまず第一義であると考えられたからです。〝読ませる〟ための工夫は、いつでも、どのようにでも、できます。むしろ、限られた紙面に重い情報をどれだけ盛り込むか。同盟機関紙としては、この工夫に身をやつす他ありません。ご批判は、出版部一同いたいほど身にしみており、ハメを外した編集を渇望してはいるのですが。

▼固い紙面のなかで、唯一のあでやかな彩りが、から子氏による「花片」。秋風するどく、春風おだやかに舞い散る花片に、何はともあれ、ここを読むといってくださる方の、多いこと。

四、五月号は都合あって休載いたしましたが、幸い六月号から、から子氏こと、近藤真柄氏に、いっそう健筆をふるっていただけることになり、ご報告申しあげます。（永畑 道子）

運動日誌（3/20～5/12）

3/20。司法の幹事会
。財政会議
。事務局会議
3/22。機関紙再校
3/23。組織部会
。経企庁消費問題懇談会
。司法の会、31期生任官拒否反対要請行動
3/27。弁抜き裁判反対で第16次国会請願行動
3/28。都知事候補質問状回答整理会
3/29。機関紙発送
。学習会「韓国北朝鮮と日本」
。東京都物価調査員集会
。統一地方選で青空宣伝活動（三鷹、小金井支部、都連共催）
3/30。被爆者援護法制定協力と各界交流
。みんなで医療を考えるシンポジウム打ち合わせ
4/2。第5回中央委員会準備会
4/3。常任委員会
。統一地方選挙宣伝活動（武蔵野、府中、国立、都連）
4/4。出版整理会
4/6。婦選会議打ち合わせ
4/7。市民センター、市民の会共催学習会
4/9。売春問題とり組む会、
。みんなで医療を考えるシンポジウム打ち合わせ
4/10。第22回婦選会議
。七婦人団体で法務省へ申し入れ
。司法の幹事会
4/12。少年法幹事会
。区・市長候補アンケートを発送
。出版部会
。あんずの里旅行出発
4/13日。公害監視委員会
。54年度環境週間実行委員会（第4回）
4/17。国際連絡委員会
。原発で申し入れ
。統一地方選で宣伝活動（大田、港、都連共催）
4/18。第6回中央委員会準備会
。財政会議
4/19。東京都支部連合会
。区・市長候補アンケートで記者発表
4/20。政啓委員会
。機関紙初校
。選改協
。経企庁消費問題懇談会
4/21。被爆問題市民懇街頭行動
。議長交際費訴訟で新聞社レクチュアー
4/23。都議会議長交際費訴訟判決
。日中友好婦人の翼帰国報告会
4/24。機関紙再校
。組織部会
。教育グループ会合
。都消費者週間実行委員会
。国際人権規約批准促進連絡会
4/26。第8回韓国、北朝鮮と日本学習会
4/27。機関紙発送
。国際人権規約批准申し入れ
4/28。第7回中央委員会準備会
5/1。常任委員会
。婦人の翼報告会（同盟）
5/2。被爆問題市民懇
5/4。司法幹事会
5/7。公害監視委員会
。石けんグループ
。経企庁消費者の日説明打ち合わせ会
5/8。出版部会
。生活を守る都民会議
。事務局会議
。役員委員長部長会議
。司法「弁護人抜き裁判」法案廃案第18次統一請願行動
5/9。七婦人団体会合
。被爆者問題市民懇
5/11～12。第2回中央委員会

被爆問題で国会に請願

5月9日、被爆者援護法制定のため、被爆者問題市民懇談会（同盟参加）は、国会請願大会（各党代表出席）を開催、橋本厚生大臣に面会陳情した。署名数は四〇二万二四五二名。（紀平悌子）

お知らせ

映画「あゝ野麦峠」観賞券

明治後期長野県岡谷の製糸工場を舞台に、貧しさゆえに糸紡ぎの過酷な労働を耐えぬき、富国のための稼ぎ手でもあった飛騨の少女たちの生きざまを描いたもの。古くて新しい女子労働の問題をとりあげてあります。原作山本茂実、服部佳脚色、メガフォンは山本薩夫がとっています。一枚千円（窓口売り千三百円）申し込みは事務局まで。

酢のものに

ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

専修学校
津田スクール オヴ ビズネス
高卒程度：共学2年制・入試あり 願書受付1月22日より

英語・英会話を学ぶ最短コース
津田英語会 英文タイプ科
懇切指導
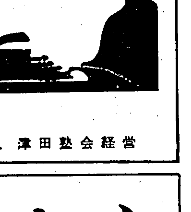
小・中・高・大学生・一般社会人・主婦 どなたでも入会できます。
1期3ヵ月………年4期（4・7・10・1月）
申 込………毎期1カ月前より受付開始 申込順定員〆切
国電 千駄ケ谷駅前 TEL（402）7331
財団法人 津田塾会経営

ぬれ手にご注意！
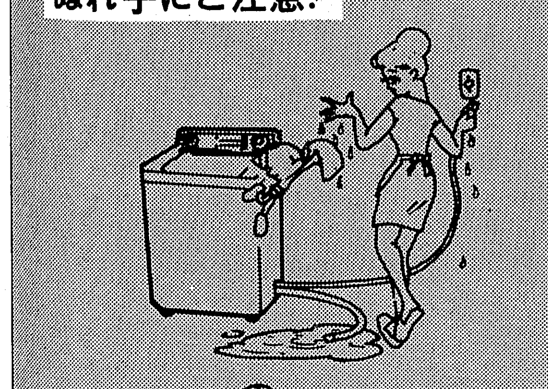
東京電力株式会社

シャープ、スピード、サービス

森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

ガス坊やの安全コーナー
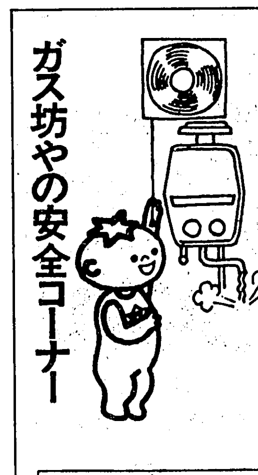
つけたら 回そう 換気扇
東京ガス

有権者の期待を裏切る判決くだる
―上告し違憲無効をかちとろう―
参院定数是正訴訟

52年8月8日、東京高裁に提起した参議院定数不均衡是正訴訟は、51年4月14日、最高裁大法廷でかちとった「定数不均衡は憲法違反」との判決をふまえ、参議院の定数不均衡にも「違憲、無効判決」を求めようとしたものです。判決は「不均衡は違憲と認めながら参議院の特殊性を考慮し、定数配分の是正が難しく長期間の準備を要する点を考え、違憲の判断を下すのは時期尚早、一次的裁量権は国会にある」とし、国民が裁判所に求めた独自の判断を避けたものであり、私共はただちに上告、違憲無効をかちとるまで運動します。

6月13日、午後1時、約50名の同盟、市民の会所属の原告は、選定当事者、越山康、佐竹寛、市川房枝（市民の会）、紀平悌子（同盟）、吉住利雄（私は有権者の会）（以上東京）、大槻勲子、岡本花子（神奈川地方区定数不均衡を正す会）の七氏を先頭に立て、東京高裁八号法廷で静かに判決を待ちました。

1時10分開廷、裁判長から〝原告らの請求棄却〟を申し渡されました。一瞬法廷内には白けた空気が流れました。

52年8月8日提訴以来1年10ケ月、9回の口頭弁論、1回の原告本人越山康氏の尋問1回を経た私たちの法廷闘争は、第一審では敗れました。

この判決直後原告団は、司法記者クラブで記者会見をし、左の声明（要約）をおこない、ただちに上告して、違憲無効をかちとるまで、この運動を続けることを国民に訴えました。（紀平　悌子）

☆　☆　☆

声　明（要約）

一、52年選挙当時の別表第二は、憲法の要求に反していることは明らかであるが、それをすぐ違憲というわけにはいかない、という判決理由は、49年4月25日最高裁判決と比べ、事実判断においては一歩前進とみられるが、本質的には必ずしも前進とはいえない。

一、定数是正には、種々の困難な問題が伴い「第一次的には、国会の適切な判断にまつよりほかなく」しばらくは国会の合理的判断に期待するという判決理由は、国会の怠慢に対し、裁判所は司法の違憲立法審査権をあいまいにしているものと思わざるをえない。

一、原告有権者は、国会の怠慢に対し、裁判所が独立の立場で憲法上の基本権擁護を期待しているのであって、われわれは此の点から行政訴訟ならびに市民運動を今後ともねばり強く展開していくつもりである。

☆　☆　☆

（第十一回参議院議員通常選挙無効請求事件―事件番号東京高裁昭和五二年（行ケ）第一四〇号、一四二号）第十五民事部（安岡満彦裁判長係）原告は一〇八九名（選定当事者は前記）、被告は東京選管、神奈川選管。

判決主文（要旨）

「原告らの請求棄却、訴訟費用は原告負担とする。」

以下判決理由を、㈠本件訴の適法性、㈡主文の根拠とに分けて判決を要約・説明してみます。

㈠被告側は、本件の如く投票価値平等の侵害を理由とする訴訟は公選法二〇四条の訴の要件に適さないので、制定法の範囲内で裁判権を有する裁判所は、投票価値平等が基本的人権の要請でありこれに対する侵害についての救済手段が訴以外に存在しないからといって本件出訴を受けつけることは不適法である、と主張しているが、これは容れられない。即ち、投票価値の平等が侵害されているか否かの問題は裁判所による判断を不適当とするものではなく、憲法上明文をもって立法府又は行政府の専権的判断事項ともされていないのであるから、本件は裁判所の審理に付すことができると解釈すべきである。―また、選挙人が、議員定数配分の不均衡ゆえに憲法上保障を受くべき選挙権の平等が侵されたことを理由にして提起した本訴は、訴訟以外に適切な救済手段の存しない実情と、基本的人権を保障する憲法の要請から考えて、選挙の執行・管理上の瑕疵についてする救済をみとめている公選法二〇四条の訴の要件に適合するものと考えるのが適当である。以上を理由として本件訴は適法であると判断されたものである。

㈡①本件選挙が、各選挙区間の議員定数配分の不均衡を理由として違憲となるかどうか ― これを判断する際には、選挙権行使の平等と並んで各選挙人の投票が選挙の結果に及ぼす影響力の平等（投票価値の平等）をも保障する趣旨の憲法一四条一項、一五条一、三項、四四条の各規定に、本件選挙における各選挙区選挙人の有した投票価値が適合するものであったかの検討が必要である。②本件議員定数配分規定が前述の投票価値平等の要請に合致しているか否かは、参議院地方選出議員の持つ地方代表的性格から考えて、直ちに人口比例の原則と結びつけて判断はできない。すなわち、(イ)国会が右規定を定めるにあたり採用した定数配分原則が国会のもつ合理的裁量権を超えるものか否か、(ロ)右配分原則自体は限界を超えてないと仮定しても、それに基づいてなされた各選挙区間の具体的配分定数が憲法の選挙権平等の要求に反するといえる程度に不合理であったか否か、(ハ)右具体的配分数が、社会的状況の変動により、政策的裁量を考えにいれても本件選挙当時には、一般的にその合理性を肯認しえない程度に明白に不合理なものとなっていたか否か、の三点からこれを判断、決すべきである。

③まず前記(イ)及び(ロ)の点については、資料（「参議院議員の選挙制度をめぐる論議⑴」全国市区選挙管理委員会編、昭和五三年一月一五日発行「選挙時報」二七巻一号二頁）によると、「定数の最少限の割当は各選挙区につき二人、爾余は各都道府県における人口に按分、偶数を附加する」（臨時法制調査会）・「各選挙区に於て選挙すべき議員の数は、最近の人口調査の結果に基づき各都道府県の人口に比例して最低二人、最高八人の間に於て半数交替を可能にする為それぞれ偶数になるよう定めた」（所管大臣）等が議員定数配分規定のとった配分方法の提案理由説明であり、一定の枠内（各選挙区とも偶数）ではあるが人口比例の原則に基づいていたと認められる。また制定当初においては各選挙区間に於ける具体的配分数が、人口比例の原則にてらしてさしたる不合理も存在しなかったとも考えあわせると、国会が右のような原則を定数配分基準として採用したことは、もとよりその裁量権の範囲内即ち合理的なものであったと判断される。④問題となるのは(ハ)の点である。本件選挙当時には、各選挙区の議員一人当り有権者数の較差は甚だしく、有権者分布差比率の最大のものは神奈川・鳥取の五・二六対一（昭和五〇年度国勢調査人口によれば五・五〇対一）にもおよび、さらに原告主張の如く、議員一人当り全国平均有権者数からの偏差を検討すると右平均を上廻る過剰有権者の数がさらに「議員一人当り全国平均有権者数」をも上回る程の過少代表選挙区の存在も認められることからも、前記較差は投票価値平等の保障の点から無視できぬ程度のものといえる。それに、本件選挙時には、いわゆる逆転現象つまり人口数の多い選挙区の議員定数が人口数の少ない選挙区の議員定数より少なくなっている事態 ― 具体的には、神奈川（有権者数四四五万・議員定数四、以下同順）に対する福岡（三〇四万・六）、兵庫（三四七万・六）、愛知（四〇一万・六）、北海道（三七一万・八）の各県がいずれも有権者数と議員定数との関係の逆転を見るし、その他大阪（五六〇万・六）に対する北海道や埼玉（三三〇万・四）に対する福岡に加え、岐阜（一三〇万・二）に対する栃木（一一九万・四）、鹿児島（一二二万・四）、群馬（一二三万・四）の四県、さらには宮城（一三八万弱・二）に対する栃木・熊本・鹿児島・群馬・岡山（一三〇万・四）、福島（一三七万・四）の六県など、多数の選挙区間で多岐に亘る現象 ― が著しく発生、これは人口比例の原則のもとではとうていその合理性を認められぬこと明白であると云わなければならない。以上により、本件選挙当時、本件議員定数配分規定のもとにおける定数配分は、憲法の選挙権平等の要求に反するに到っていたと判断するのに十分であり、国会が一般に状況変動に対応して政策的裁量をなし得るとしても、また参議院の特殊性 ―(イ)地方選出議員の定数が制約され（四七選挙区に一五二名）人口比に応じた定数配分を困難ならしめている(ロ)参議院の半数改選制に基づく現行制度によって人口比によって配分しうるのは、総定数一五二名中、各選挙区に最低二名を配分した残余の五八名にすぎず、原告試案による比例配分によってもなおかつ四・一七対一の格差が残るほど技術的に人口比例原則を貫きにくい(ハ)地方選出参院議員の地域代表的性格等 ― を考慮にいれたとしても、前出の判断は左右できぬものと云うべきである。⑤しかしながら、以上のことをもってしてもなお、本件議員定数配分規定を違憲と断ずることは、以下述べる理由により困難である。(イ)本件議員定数配分規定は、その制定当初から憲法の投票権平等の要求に反していたのではなく、制定後の人口移動により徐々に非適合の方向へむかったので、いかなる時点に平等原則違反に達したかは、頻繁な配分規定改正が困難な現状からも、国会の適切な合理的判断に委ねられていると考えられ、(ロ)従前の定数是正論議は(a)全国区制とともに是正(b)全国区制とは切離して是正、に大別され、さらに方法としては各選挙区一律同数配分論、最少限度の逆転是正論、その他の基準による全面是正論等が対立しており、要するに国会等関係機関における長期間に亘る準備作業や法案審議にもかかわらず未だ立法的解決に達していない原因となっているわけだが、是正のための努力は国会等関係機関で続けられており、是正の実現が期待しえないものとも断定しがたい現状でもあることから、国会に対し、専ら公正かつ効果的な代表選出という観点から、可及的速かに国民的合意を得られるような定数是正の実現をはかることを期待し、かつ既往の期間も準備期間として含めてなお若干の期間を認めることが相当であるとせざるを得ず、憲法上もこれを許容すべきものと考えられる。従って、本件議員定数配分規定の是正問題は、現に国会の裁量の手中にあると云うべきもので、裁判所が、制定当時合憲であった右規定を違憲と断ずるのはなお時期が早尚であるとすべきであり、本件議員定数配分規定の下に執行された本件選挙をもって違憲とすることは困難であると結論せざるをえない。

以上を根拠として原告ら本訴各請求は理由なきものとして棄却、主文の如く判決が下されたのです。

運動と学習を支える連帯の力

支部訪問 ⑮ 練馬

田畑区長に区政をきく練馬支部の皆さん

練馬支部のある練馬区は、戦後私の住む板橋区から分区して出来た区、いわば親戚の様な支部。なんとなく親しみを感じ一度お訪ねしたいと思っていましたので、5月30日平田支部長宅で区主催の消費者展について相談会があると聞き早速お訪ねしてまいりました。

新築間もない平田氏宅に着いたのは11時頃、平田氏が木材家具調度総て研究指定されたというお宅はすみずみまでゆき届き、広い芝生の庭にポピーの花が赤く咲き、五月晴れの空によく調和して長閑な雰囲気。広々としたリビングルームの縁で庭を見ながら「何時も会員がここになんとなく集まり、社会教育団体の学習会での話やお稽古事をしたりしながら、おしゃべりをしているのよ」と会員同志の親交の様子を伺っているうち、二軒おいて隣に住む会員の吉田さんが訪ねてこられました。練馬区経済課主催の生活用品交換会に2人づつ3日間手伝いに出た報告をされました。それを受け、平田氏が「皆さん喜んで出て下さるからありがたいのよ」と、おっしゃる感謝の言葉に、会員同志親交が厚いのもこの姿勢あってこそ、と感銘を受けました。吉田さんが帰られ、間もなく会計の岩原みよ氏、会計監査の菅原春子氏、常任委員の本尾良氏が来られ、茶菓をいただきながら支部の歴史、活動の様子を伺いました。

支部結成は39年11月30日、初代支部長は岩崎美智子氏、百名程の会員で発足。もともと地域の人達の仲が良く、35年には地域の集まりに市川先生を迎え〝政治と生活について〟のお話を伺い、その時集まったのが27名。その後、当時組織担当をしておられた山口みつ子氏の助言を得て支部結成。結成の日には市川房枝先生、小林時枝氏、小池順子氏を迎え、その頃からの会員が今も活躍。「それだけに高齢化が問題なのよ」と、おっしゃっていましたが……。惜しまれるのは二代目支部長木原幾代氏が先年亡くなられたこと。

結成の動機は区長選任問題。当時区長は区議会で選ばれていたため、自民党須田博氏が5期区長を勤め、マンネリ化し議会が腐敗、正常化するために結束。42年6月区長退任後、9月には区長準公選制運動を進め、46年11月準公選制条例可決公布にまで持ち込みました。又、練馬区は戦後地方行政制度の改革により、誕生した22区の板橋区から4ケ月遅れ、22年8月1日独立誕生したため、統一地方選挙からずれていたので、統一にするための運動と多くの実績をあげてこられました。

学習会も盛んで、市川先生を招き〝日米安保条約〟〝政治資金規制について〟等勉強をされた由。

近頃では消費者センター設置運動。練馬区に消費者センターが無く、区民の世論により、それまでの区の消費運動をしていた市民団体を結集、区に働きかけ、本年8月竣工の運びとなりました。この運動を通し、消費者の力を貯え、消費生活センター運営準備会として区側責任者と円卓会議を3ケ月に1回持つ事になり、区民参加の道を開きました。

練馬区基本構想にも中立団体として意見を求められ、また明るい選挙推進協議会の推進委員には10名の方がなっておられます。他に豊島園に場外馬券売場を作ることの反対運動。これは消えたり燃えたりするので常時見張っているそうです。

最後に「長く一つ力になって活動していける秘訣を」との問に「年とった方は人を傷つけない様上手につき合っていく方法を知っておられるからでしょう」と本尾氏が答えて下さいました。

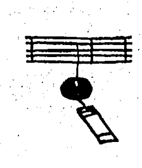

（稲茂登冴子）

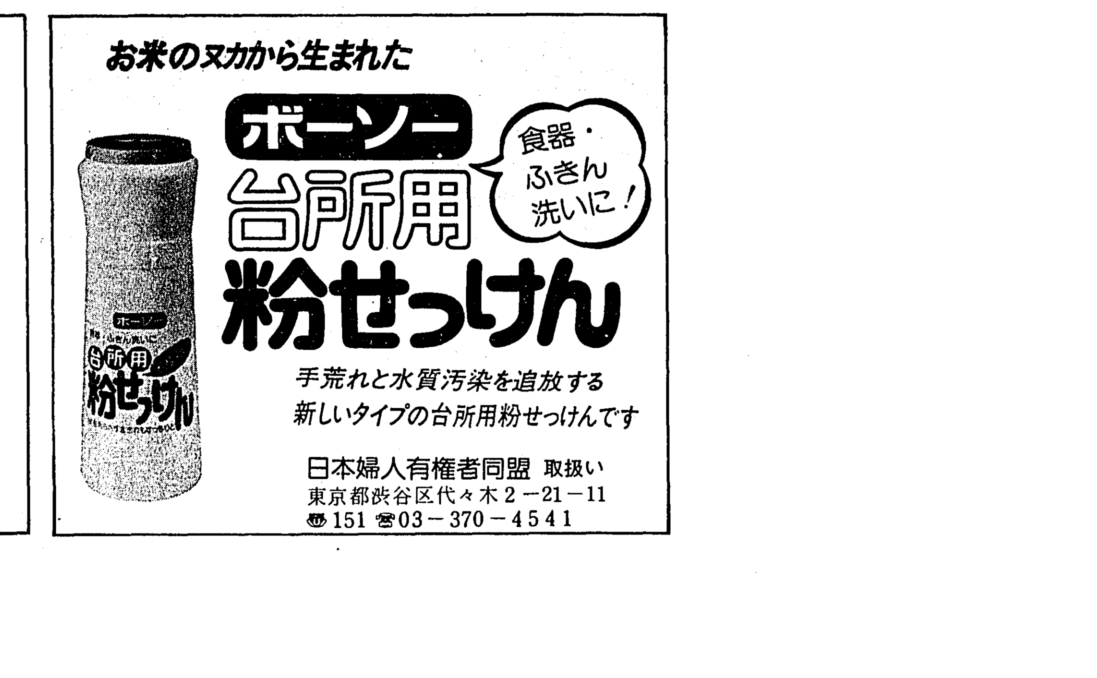

国際人権規約留保条項の批准促進を

国際人権規約は、参議院本会議（八十七国会）で6月6日承認され批准の運びとなりました。

国際人権規約批准促進連絡会議18団体の共同運動として、本同盟も集会、学習、申し入れなどを繰り返してきたものですが、後記声明にあるように、三つの留保条項、二つの実施措置を日本政府が受け入れておりません。

私達は今後も運動を継続します。

最近では促進のため、去る4月27日、市川房枝氏の案内で、参院外務委員会菅野儀作委員長、衆院外務委員会塩谷一夫委員長に面会、促進申し入れもおこなってきました。本同盟紀平政治啓発運動委員長が参加。（紀平　悌子）

声　明

国際人権規約が本日第八十七国会において承認可決されたことを私達は歓迎し、よろこびとするところであります。

一九七三年以来同規約の批准促進運動をすゝめてきた私達としては、国際人権規約の批准を評価するものでありますが、A規約中、労働者に対する公休日の報酬の保障、公務員を含む労働者に対するスト権の保障、高等教育の無償化の三点について留保を付したこと、またB規約第四十一条の受託宣言をする意向のないこと、およびB規約に附属する選択議定書を批准の対象からはずしたことは、きわめて遺憾なことであります。

私達は、衆参両院外務委員会の要望決議にもとずき、政府が今後積極的に留保条項の解消にあたられることを強く要望します。

一九七九年六月六日

国際人権規約批准促進連絡会議

（世話人　市川房枝　佐野智恵）

アジア人権センター、アムネスティインターナショナル日本支部、大学婦人協会、婦人国際平和自由連盟日本支部、日本汎太平洋東南アジア婦人協会、社団法人自由人権協会、日本カトリック正義と平和協議会、国連NGO国内婦人委員会、日本婦人法律家協会、日本婦人有権者同盟、日本女医会、日本看護協会、日本基督教婦人矯風会、日本キリスト教女子青年会、日本キリスト教協議会、日本有職婦人クラブ全国連合会、世界連邦建設同盟、社会開発平和委員会

☆　☆　☆

なお、衆議院においては、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件及び市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるの件に対する要望決議（七項目）を、参議院においては、国際人権規約に関する決議（七項目）が附帯された。

次の世代に残せる環境を！

NO_2の基準緩和、アセスメント法案の見送り、健康被害補償法の見直し等々、経済低成長を理由に環境・公害問題を巡る情勢の一段と厳しい状態のなかで第7回環境週間を迎えました。

東京都54年度環境週間実行委員会が発足したのは昨年11月30日、都庁関係局、婦人・住民団体代表45名で構成、前回までの行事の成果と反省をふまえ、実り多い運動の展開に期待をかけ、ことしもメインテーマを「東京をかえせ」とし、多彩な行事が計画されました。

このうち、6月9日都職員研修所で開催された「環境問題を考える中央集会」は午前は自動車公害・大気汚染・水質汚濁・自然保護・都市公害一般の5分科会でテーマ別に討論、午後は全体集会。各分科会の報告内容は、環境政策の退行に批判の声が集中していました。そして、「今後更に都民参加を拡大し官民一体となって環境問題解決に努力する必要性を関係者に訴える」アピールを採択。

また、連続3年目に当るNO_2測定運動は33地区・団体実行委員会により6月6日20時〜7日に亘り24時間一斉測定、都内扱3万本、うち同盟650本、主な運動目標を㈠NO_2緩和基準の撤回、㈠健康被害補償法による指定地域の解除反対、㈠上記補償法の指定要件に窒素酸化物を加える、㈠練馬、杉並、中野及世田谷を指定地域にする、㈠住民本位のアセスメント制度の確立等としました。

尚、同盟独自の行事、「都内河川の浄化を訴える街頭運動」、第1日目は紀平政啓委員長他10名の参加で多摩永山団地にデリカを運行、地区会員の協力を得、ちらし6千枚配布、「河川汚濁の大半の原因は家庭排水中のLAS、燐といわれる。次の世代のためにも水を甦らせ、よい生活環境作りに努力しよう」と呼びかけました。（阿曾のぶ子）

婦人・おんな ④
出合い　学び　実践

昭和29年4月、26年間の教職生活と一区切りの子育て時代を終え、手抜きしていた家庭の整理をはじめようとしていた時、子供の学校のPTAから呼び出しがあったけれど、私は何か解放感に浸りかけていたので、すなおに受け入れられずにいた。突然PTAの会長が訪れて「ご主人の承諾を得たので総会で決ったようにお手伝いしてもらいたい」ということでしたが、「なんで私の都合もきかずに夫の承諾を得たというのでしょうか」と考えた。

今までは夫や子供たちの協力により、つまづきながらもこゝまで辿り着いただけに矛盾を感じながらも、すなおに自分の責任を問いながら歩いて来た。時間の余裕ができた時、過去をふりかえると随分すなおだったと思う。

その年、PTAから「東北母と女教師の会」に出てくれるようにと連絡があった。行きたいと思ったが、「一泊」ということが気にかゝり、夕食時にPTAからの連絡の事を話したら子供たちの中から「おかあさんは今まで苦労してたからこの辺で解放してあげたらいい」という言葉が出たので一同賛成してくれた。留守中の献立や仕事の分担等を話し合いして出かけた。これが私の社会学習との出合いと感じた。そしてPTAの代表として学習会に出ているうちに、「東北母と女教師の会」の責任者になり身の細る思いをしていた頃、青森県の大会の助言者としておいでの武田支部長に出合い、会終了後控室で「お茶のお弟子さんの中の会員とお点前を披露しながら、くらしと政治、について学習をしているから是非お出かけ下さい」とのことでした。それから例会が待ち遠しく出席を続けた。私自身は勿論、家族の会話にも「くらしと政治」とのかゝわりを把握するようになり、私の学習が家族へ輪が拡がったようでした。その頃婦人会の事もしていたので、地域の問題をふまえての政治学習をし、同盟の立場と姿勢、婦人参政権の歴史と一票の重み等について学習したが、意識が高いと云われる方も主旨には賛同しても、「もより会」を作るところまで行かず、ただ選挙姿勢に対する意識は高まったようでした。

昭和42年、夫が現職を退いたので郷里に居住することになり、総べての会合から離れた私はゆっくり機関紙が読めた。時に支部長に誘われて本部の学習、ゼミの傍聴に出かけ、本部、支部の方々との出合いで学習が深められた。

地縁血縁という住民エゴの圧力による醜い選挙から、一票でも多く、きれいな正しい投票ができるようにと、一対一の啓発を続けたが、何と云っても「支部結成」との出合いは大きな力があり、地についた輪の拡がりも確かなものと信じている。支部誕生もロッキードキャラバン途中の小林先生の講演との出合いによるものです。会員も紀平先生の講演、支部長会、ゼミの傍聴に出かけ本部・支部の方々との出合い、支部の啓発実践活動との出合い等総べて「くらしと政治」のかかわりとして受け止めることが出来た。会員の気負わず、地についた政治啓発は根強い悪習も一つ一つ抜きとることが出来るのではないかと、多くの出合いにより、学習・実践の輪を拡げて行きたいと希っている。

（酒田支部会員・S）

統一地方選挙結果の総括

学習会要旨

講師　松下圭一氏（法政大学教授）

今回の統一地方選挙の結果は、保守・革新というわけ方で考えるなら〝革新側の負け〟をはっきりと認めた方がよい。革新側がなぜ負けたか、革新自治体がなぜ曲り角にきたのか、今日はこの基本的な点を考えてみたいと思う。

★戦後の革新自治体の足跡をたどってみよう。

蜷川京都府政は、前期、準備期といえよう。16年前に誕生した横浜の飛鳥田氏、仙台、武蔵野、調布などの市長の出現を第一期とみなす。12年前の東京の美濃部氏の登場で本格化してきたが、革新市長会が公然化したのは、大阪で黒田氏、美濃部都政二期目（8年前）からであった。

革新自治体を生みだし構成する主体となったのは社会党、労働組合である。革新側は国会レベルで⅓の議席を守り、憲法擁護の役割は果した。しかし社会党は、地方にいくほど弱少政党となり〝逆ピラミッド〟、足のない〝ユーレイ運動〟といわれた。

一方、労働組合の運動は、いわゆるタテわりで地域で横に拡がらない。特に地方では保守勢力に押さえられた。

「落下傘でおりたようだ」（敵地に）―とは、革新首長になった人の誰もがもった感慨である。

◇　◇　◇

池田内閣以後、高度成長期にはいり、革新自治体も東京、神奈川、埼玉、大阪、名古屋、京都など多く出現した。これは自民党の大都市における〝統治能力〟の喪失をはっきりと示したものである。これは今でも続いている。例えば今回の都知事選のように、公明・民社の推す鈴木氏に相のりする。自民独自では候補者が立てられない実情にある。

高度成長期が進行するにつれ、社会的ヒズミが生じ、革新自治体の拡大と相まって、各地で市民運動が起きてきた。これらは日本の政治へ大きな衝撃を与えた。明治以来、初めての変化ともいえる。

◇　◇　◇

「革新の理論」は勝利した。だから革新側は負けた、といえる。それは長年の革新の理論的バックボーンとなった、福祉優先、市民直結、地方分権は、中央官庁、保守でさえ無視できなくなった。

保守党のスローガンは革新と類似し、保革はほぼ同じ主張をかかげて選挙にのぞむようになった。ここに年老いた革新首長の交代の時期が始まったのである。4年前からこの状態が起こり今もその延長下にあると考えられる。

今回の都知事選での太田薫氏の敗北。その原因の一つには、数多く育った市民運動と手を結ばず、地域コミュニティー、市民参加をよびかけなかったこと、労組代表という形で終始したことも挙げられよう。

★革新自治体から自治体革新へ

鈴木保守都政となっても、12年間に作られた市民運動、革新の理論は無視できず、東都政時代には戻れまい。

一方、労働組合は、労働理論の改革が必要である。労組は労働階級＝労組と思い違いをし妙なエリート意識をもってしまった。⅔の働く者、年寄（中高年層、定年後の人達）主婦層を包含し得ないでいる。労組が〝企業福祉〟（健康保険、年金、レジャー施設をもっている）の特権をいかに突破できるか、国民春闘（多数に迷惑）をどうするか。また心ある人は福祉の内容の検討すべきことに気づいている。市の職員組合は、給与の公開等、市民に情報を提供し、横に拡がる運動を考えねばならない。

市民運動も、抵抗型から参画型へ、物取型から文化的要求型へと移行しつつある。今後は保守・革新（新しいものが生まれよう）のスタイルで考えず、中央集権か地方分権か、という横軸で考えていこう。保守自治体下にあっても、革新理論の定着を信じ、幻滅することなく前進していこう。

（文責　館　雅子）

※5月19日　婦選会館にて

運動日誌（5／14〜6／11）

5/14 ○売春問題ととりくむ会
5/15 ○医療を考えるシンポジウム打ち会せ
○出版整理会
○東京婦人会議
○都環境週間小委員会
5/16 ○核兵器完全禁止と被爆者援護をめざすNGO懇談会
○福島県支部連合会
5/17 ○東京都支部連合会
○都環境週間小委員会
○国際人権規約批准促進連絡会会合
5/18 ○弁護人抜き裁判阻止を訴える東京集会
○都環境週間第5回実行委員会
○政啓委員会
○事務局、役員、委員長、部長会議
○都消費者週間懇談会
○経企庁消費者問題懇談会
○国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会
5/19 ○月例学習会「統一地方選挙結果の総括」講師　松下圭一氏
5/22 ○少年法幹事会
○医療を考えるシンポジウム打ち合せ会
○事務局会議
○教育グループ
5/23 ○和食を楽しむ会
5/24 ○政治資金、グラマン問題関係で青空演説会
○議長交際費判決読み会
○生活を守る都民会議
○医療を考えるシンポジウム第二分科会打合せ
5/25 ○機関紙初校
○組織部会
○公害監視委員会
5/26 ○定数是正裁判判決打合せ
5/28 ○政治資金、グラマン問題関係で青空演説会
5/29 ○機関紙再校
5/30 ○経企庁大臣との懇談会
○少年法改悪に反対し青少年の未来を守る国民連絡会議幹事会
5/31 ○司法の幹事会
○国際人権規約外務委員会傍聴
6/1 ○財務部会
○機関紙発送
○市川名誉会長と旧役員、現役員との懇談会
6/4 ○出版部会
○公害監視委員会
○日本館と体育館オープン式（国立婦人教育会館）
6/5 ○常任委員会
○司法全国活動者集会と第19次統一行動
○不用品交換会実行委員会
○国際人権規約批准促進連絡会
6/6〜6/7 ○二酸化チッ素測定
○財務部販売品在庫調べ
○水質検査食品添加物見学（都環境週間行事）
6/7 ○都内河川の浄化を訴える青空放送活動―永山団地
○出版整理会
6/8 ○港支部総会
6/9 ○都環境週間中央集会
6/11 ○夏期セミナー実行委員会
○原爆世界大会実行委
○郡山支部来館

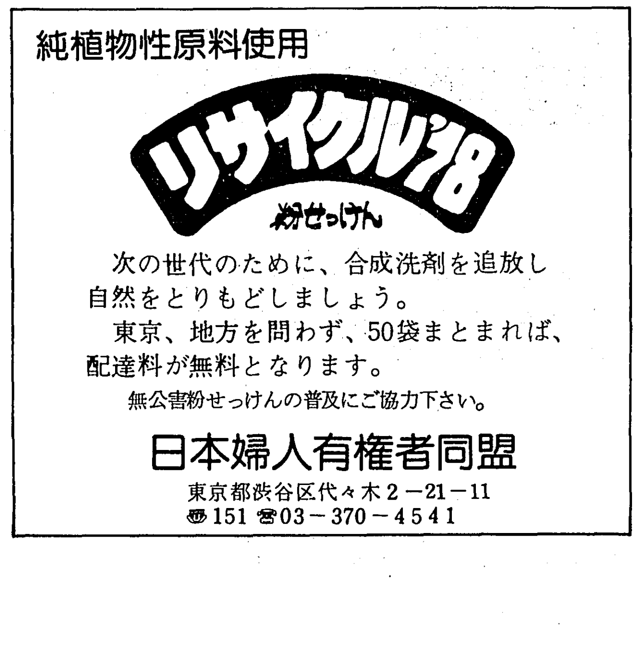

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

再立候補おやめなさい

松野氏の地元 熊本で懇談会

総選挙に向け運動展開

有権者同盟と市民の会両団体は、ロッキードに続いて発覚したダグラス・グラマン疑獄の真相を究明し、政治腐敗を追放する運動の一環として、去る七月七、八の両日、市川房枝参議院議員に同行し、松野議員の選挙区である熊本第一区を訪ね、婦人、青年との懇談会に出席しました。

地元有権者のこの問題に対する関心は非常に深く、心ある熊本県民の不正に対する怒りは私共の予想以上のものがありました。その後松野議員は七月十四日お国入りし、反省の色もなく、再立候補の意志を表明しておりますが、このままワイロを政治献金として逃げ切る政治家を放置するならば、国民の政治不信はますますつのり、日本の民主々義は崩壊するでしょう。

そこで私共は、七月二十一日、松野議員及び自民党に対し、左の要求を行なうと共に、来る総選挙及び来年七月の参議院選挙を好機として、国民の手によって政治腐敗を追放する運動を提唱せんとするものであります。

私共の決意——腐敗議員を排除する

一、松野頼三議員に対しては、すみやかに議員を辞任し、次期総選挙には立候補を断念、政治家としての責任をとるよう勧告する。

二、自民党に対しては政党としての責任を追及し、松野議員をただちに除名すると共に、来る総選挙には、これまで汚職に関係した議員、政治家を公認しないことを申し入れる。尚、一度ならず二度三度と汚職事件を引き起した体質を改革し、清潔な党とすることを要求する。

三、主権者である有権者に対しては、私共以外の中立の市民団体及び市民有志の参加を得て、第一に、来る衆議院選挙に於て松野氏はじめ汚職関係議員を当選せしめないよう、又金を使わないきれいな選挙の実現に努力すると共に、来年七月の参議院選挙にも、ひきつづいて同様の運動をおこなわんとするものである。

昭和五十四年七月二十一日
理想選挙推進市民の会
代表幹事 市川房枝
日本婦人有権者同盟
会長 小池順子

去る5月24・28日、東京渋谷でおこなったグラマン問題追及青空演説会につづき、熊本の婦人、青年との懇談を行ないました。7月7・8日の両日、市川房枝議員(参院前航特委委員)に同行し、小池会長、紀平政啓委員長は、松野議員の選挙区である熊本第一区に赴きました。

6月はじめから開始した地元との交渉で感じられたことは、熊本市民は意識の上では、「よくないこと」と思いながら、市民運動の声はあがらないことで、地元有権者の協力が得られるかどうか不安で、参加者をどう集めるかを心配しました。

7日、婦人との懇談会。熊本婦人会館2階ホールを埋めた婦人は約150名。予想を上回ること5倍。司会紀平、小池会長の挨拶に続き、市川房枝議員の参院航特委証人喚問の報告、そしてせきを切ったように婦人たちの発言がはじまりました。

「民間人と議員では証人喚問のされ方に差別がある」「私たちの行動力のなさが松野事件を生んだ」「ミナマタ・ねずみ講事件、そして松野。はずかしい」等々。中に2、3の松野擁護論がでましたが、市川先生は、終始柔かい口調で「私は松野氏が次の選挙では遠慮をすべきと思う」と政治道義をキッパリと述べられ、会場の拍手を浴びました。

婦人達の集りに比し、残念なことに6日夜、青年団代表の申し出により、8日午後に予定した青年団員との懇談は中止となりました。

しかし、8日にかえ、7日夜6時半~8時、地元青年13名の卒直な意見をきくことが出来ました。(7/23 紀平)

熊本市で開かれた婦人との懇談会

ひろば

会期を25日間延長した第87通常国会は、6月14日、松野議員の偽証告発、岸議員の証人喚問をめぐって混迷のうちに閉会しました。そして、秋に臨時国会を開いて残った法案を処理し、解散、総選挙が取りざたされています。10日以上の国会空転の結果、自民党は漸く衆参両院の航特委で松野議員の証人喚問に応じました。それで世論をかわし、自民党の腐敗部分を隠した、怒りと空しさを残した松野証人喚問だったわけです。

正しい選択が次代への遺産

総選挙近づく 航空機疑惑を問い直そう

5月28日、私共は参院航特委を傍聴しました。女性は婦人警官によるボデーチェックを受け、傍聴してどう感じたかというマスコミの取材に「委員会室近辺で取材に応じてはならない」といわれるなど、主権者には厳しい監視、制約がある一方、証人と野党はなれあいのような、野党の材料不足による追力のない質問に「記憶にありません」を繰り返すのらり、くらりの答弁で、一体、国会は何を国民の前に明らかにしたのでしょうか。国会は真剣に疑惑解明に努力したとは到底思えません。

大平内閣は「信頼と合意」を標傍して登場したはずですが、ひたすら自民党内の派利派略に終始しました。金権腐敗政治の不満を鬱積させたままであること、有権者不在の政治であったことを忘れず、予想される総選挙では、国会も自民党も自浄能力が欠如しているのなら、国会が国会の機能を果せないのなら、有権者の側から変えていかなければならないと思います。それには、グラマン問題で巷間噂された議員、ロ事件の灰色高官を絶対に当選させないことです。不正を決して許さない主権者の一票が国会を変え、主権者のための政治をする政治家を育てることになるのです。

中央委員会の岡野加穂留氏の講演で「その選択が政治の世界の場合は個人の問題ではなく集団を相手に、その効果が現れるから厳しい選択をしなければならない」と述べておられますが、私達の選択が、私達の愛する者、次の世代を託す者への遺産となることをしっかり受けとめて、正しい選択をし、また、国民の代表にふさわしい人を選ばねばならないと言うことの啓発運動をすることが同盟会員の使命だと思います。

(政啓委員久保田須弥)

公約ぜひ実行を

市民10団体 都知事へ申し入れ

去る2月27日、「都政を考える都民のつどい」を主催した市民10団体は6月28日、鈴木都知事に面会、公約の実現を申入れました。内容は、環境、消費者行政、財政、婦人問題、都政刷新等にわたり、前日の54年度第2回定例会の施政方針説明にも触れました。

問題にされている老人無料パスについては、所得制限の導入は実質的な福祉の切り下げであると迫りましたが、「在来発行されている無料パスは『敬老』の意味を持ち、私鉄にまで代金を払って多額な税金を使う必要があるか、果して福祉の切下げと云えるか、論議のあるところだが—」と一部カットの固い意志がうかがわれます。継続審議になっている環境アセスメント条例についての意見は、市民団体とは食い違いがあり、積極的な姿勢はみえません。「条例の提案は前知事がしたことで、今は都議会の審議に任してある」と。財政問題は公約通り、財政白書を公表して、再建の姿勢を示しました。しかし、消費者・婦人問題等はまだまだ手が及ばず、婦人担当の副知事を間違え、婦人部長から訂正されたほどです。白紙に近い、婦人・消費問題は今後の働きかけで、可能性を新知事にかけたいところです。

10団体は選改協6団体・東京YWCA・日本看護協会・日本基督教婦人矯風会・WIL

(松浦三知子)

第17回 夏期セミナー

日時 9月11日(火)自10時30分
9月12日(水)至2時45分
場所 国立婦人教育会館
テーマ
解散総選挙をひかえ
日本の政治を考えよう
—地域住民として有権者として何をすべきか—
講演 関東学院大学 教授 山田宗睦氏
分科会助言者 宮下忠安氏
分科会・全体会
参加費 6千円
(宿泊費、交通費、食事代は含まれません。)
多数ご参加下さい。

花片

▼大平首相によれば白痴化を辿りつつある東京っ子の若い友人と娘と孫の一連で、早朝入谷の朝顔市へ。ここの花色は毎朝が楽しくなる。続くほうずき市には行けず、知人や友人の筆になる画餅ならぬ絵ほうずきの赤を眺めて、浅草を想った。こんな手軽るな夏のゆとりも嬉しいもの。▼海外や国内の政変や動揺や政情をみていて、解らないままに不安が募る。被害妄想でないことを。▼英国に続きポルトガルにも女性首相誕生。女性議長も。エリート婦人の道は開けたが…▼スモン静岡判決は患者側勝利。しかし後門の狼の上告審がある。最年少患者の母親が、それは許せませんと叫んでいたのが、胸をついた。▼大雨だと災害、降らなければ渇水。サミット会議を開く国としては、能がなさすぎる。▼一つ目小僧のいる村の探検に出かけたら、二つ目小僧がきたと、大勢にとりまかれたという小話があるが、批判甚だしい松野頼三氏だが、そのお国入りの歓迎熱狂ぶりには唖然。ここは目なしばかりか。▼友人の夫君の日本画展で小品だが白牡丹の匂うが如きあでやかさに暫し足がとまった。そして「白牡丹白といえども紅ほのか—虚子」を思う。こんな風合いの政治がほしい。▼小諸と小淵沢間の小海線、雑念の起らない清寂な眺め、沿線には紫濃い杜若が白とまじって凛として咲く。誰にも妨げられず、己れの使命を果したしている姿に訓えられた。▼衆院解散の声。我が意を強く訴える努力を。

から子

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟 (渋谷区代々木2-21-11 婦選会館内) 電話(370)2727番 〒151 振替195409

暑中お見舞申し上げます

参議院議員 田中寿美子 千代田区永田町二-一-一 参議院会館四三一 ☎(五〇八)八四三一 〒一〇〇

青島幸男

前衆議院議員 東京都中小商工業協会連合会長 加藤清政 千代田区外神田六-三-四 ☎(八三二)七七七六 〒一〇一

大田支部会員 貸ビル業 山本泰代 大田区大森北一-四-五 ☎(七六六)〇〇四八 〒一四三

都立立川短期大学教授 吉田勉 市川市北方町四-一八四四 ☎〇四七三(三九)二三五七 〒二七二

中央委員 勝田房子 文京区本郷二-三八-一六 ☎(八一二)七六七四 〒一一三

中野区区議会議員 武藤愛子 中野区沼袋二-二八-一〇 ☎(三八六)二五〇九 〒一六五

NHK解説委員 東浦めい 渋谷区神泉一六-二二-二〇五 ☎(四六三)六四九五 〒一五〇

衆議院議員 大内啓伍 千代田区永田町二-二-一 衆議院第一議員会館四四〇 ☎(五八一)五一一一 〒一〇〇

私は有権者の会 事務局 吉住利雄 新宿区大久保二-七-一二 ☎(三〇九)五八五二 〒一六〇

家庭相談員 今城みね子 北区田端五-三-二〇 ☎(八二二)六八〇〇 〒一一四

津田塾大学教授 東京都教育委員 伊藤昇 杉並区阿佐谷南三-一七-一〇 ☎(三九一)四九七〇 〒一六六

千代田区議会議員 仙石晴一 千代田区岩本町二-一一-一〇 ☎(八六六)一〇〇一 〒一〇一

朝日新聞社総務労務担当 伊藤牧夫 千代田区有楽町二-六-一 ☎(二一二)〇一三一 〒一〇〇

杉並支部会員一同 杉並区西荻南一-二三-一六 小端千恵子方 ☎(三三三)六二四六 〒一六七

札幌支部会員一同 支部長 岩本睦子 札幌市南区石山三〇番地 ☎〇一一(五九一)八〇〇五 〒〇六一-二

紅露みつ 目黒区鷹番一-七-一六 ☎(七一二)一一七八 〒一五二

衆議院議員 金子みつ 中野区中央五-四〇-一五-108 ☎(三八三)四七二八 〒一六四

参議院議員 喜屋武真栄 千代田区永田町二-一 参議院会館四四二 ☎(五〇八)八四四二(直通) 〒一〇〇

広島准看護高等専修学校長 村上安恵 広島市旭二-二一-二六 ☎〇八二二(五二)〇三七一 〇三七二 〒七三四

板橋支部一同 支部長 稲茂登冴子 板橋区常盤台一-三四-二 ☎(九六〇)四〇七八 〒一七四

狛江市長 吉岡金四郎 狛江市和泉二四六二 ☎(四八九)五五一五 〒二〇一

中央委員 蓬田よう 福島県須賀川市南町一七六 ☎〇二四八七(三)三三三七 〒九六二

法政大学教授 花原二郎 武蔵野市境一-一七-六-二二二 ☎〇四二二(五三)三一二一 〒一八〇

中央委員 美藤志津子 広島市南観音町一七-一六 ☎〇八二二(三二)一八六九 〒七三三

日本生活協同組合連合会 会長理事 中林貞男 渋谷区千駄ヶ谷四-一-一三 ☎(四〇四)三二三一 〒一五一

田辺定義 川崎市高津区土橋三-四-九 ☎〇四四(八七七)三六一二 〒二一三

学校法人千代田学園 理事長 三浦弘一 台東区下谷一-五-三〇 ☎(八四二)三一一一 〒一一〇

中央委員 長沼てる子 名古屋市昭和区東畑町一-二 ☎〇五二(七三一)二八〇二 〒四六六

衆議院議員 高沢寅男 練馬区関町二-一一三 ☎(九二九)四四五三 〒一七七

会津若松支部会員一同 支部長 渡辺寛子 会津若松市西栄町八-二 ☎〇二四二(七)〇六五五 〒九六五

中央委員 古川寿枝 郡山市菜根一-三-六 ☎〇二四九(二三)二七九六 〒九六三

中央委員 宮川久子 熊本市九品寺五-二-五一 ☎〇九六三(六六)二八〇二 〒八六二

日本社会党東京都本部 副委員長 今正一 世田谷区給田四-二六-三-五〇四 ☎(三〇七)六六三〇 〒一五七

仙台市長 島野武 仙台市国分町三-七-一 ☎〇二二二(六一)一一一一 〒九八〇

仙台市助役 佐々木美徳 仙台市国分町三-七-一 ☎〇二二二(六一)一一一一 〒九八〇

仙台市議会議員 加藤美子 仙台市土樋一-一-一二 ☎〇二二二(二七)九二八五 〒九八〇

仙台支部一同 支部長 加藤美子 仙台市土樋一-一-一二 ☎〇二二二(二七)九二八五 〒九八〇

中央委員 関口久美子 長野県佐久市大字中込新町二二四八-二 ☎〇二六七六(二)三七二六 〒三八四-〇一

中央委員 湯浅音枝 福島県郡山市開成五-三 ☎〇二四九(三二)〇二二五 〒九六三

中央委員 小林頼子 小諸市加増一六五 ☎〇二六七二(二)三五八五 〒三八四

福島支部会員一同 支部長 新田美重 福島市南沢又松北町三-五-四 ☎〇二四五(五七)七三五七 〒九六〇

塩尻支部長 岩垂真寿 塩尻市大字宗賀一七五七 ☎〇二六三五(二)〇九四一 〒三九九-六四

練馬支部会員一同 支部長 平田育子 練馬区桜台六-二四-八 ☎(九九一)五七九三 〒一七六

成蹊大学教授 宇野重昭 八王子市西寺方町一〇一九-七一 ☎〇四二六(五一)二〇〇三 〒一九二-〇一

社団法人 日本看護協会 会長 大森文子 渋谷区神宮前五-八-二 ☎(四〇〇)八三三一 〒一五〇

日本放送協会(NHK) 広報室長 小池悌造 渋谷区神南二-二-一 ☎(四六五)一一一一 〒一五〇

株式会社ロベルト 代表取締役 小関寛子 中央区銀座八-六-一五 三井アーバンホテル銀座 ☎(五七四)九二〇七 〒一〇四

松本支部会員一同 支部長 細野静子 長野県松本市大字浅間温泉六三七 ☎〇二六三(四六)一一七〇 〒三九〇-〇三

青森支部一同 青森市造道字沢田一四五-一一 砂田三重子方 ☎〇一七七(四三)二三三〇 〒〇三〇

中央委員 吉村房子 神奈川県大和市南林間三-五-二二-一〇三 ☎〇四六二(七四)八一八七 〒二四二

横須賀市議会議員 久保田寿枝 横須賀市馬堀町一-一〇 ☎〇四六八(三五)一九一一 〒二三九

中央委員 佐伯言子 相馬市黒木字北台八四 ☎〇二四四三(六)三三九八 〒九七六

中央委員 足助幸 塩尻市下西条八九 ☎〇二六三五(三)〇一三五 〒三九九-〇七

武蔵野支部長 福井俊子 武蔵野市吉祥寺東町四-七-二三 ☎〇四二二(二二)二四〇六 〒一八〇

武蔵野支部会員一同 武蔵野市吉祥寺東町四-七-二三 福井俊子方 〒一八〇

国立支部一同 支部長 松岡きく 国立市東二-二一-四 ☎〇四二五(七二)〇〇四三 〒一八六

中央委員 酒井知恵 長野市川中島町若葉町 ☎〇二六二(八四)四一九四 〒三八一-二

郡山支部一同 支部長 石原幸 福島県郡山市安積町笹川字西長久保一-一 ☎〇二四九(四五)二四三七 〒九六九-〇五

山下智恵子 名古屋市天白区天白町八事天道二八 ☎〇五二(八三二)八六〇〇 〒四六八

酒田支部 支部長 佐藤さかえ 山形県酒田市若浜町八-九 ☎〇二三四(二三)二五三〇 〒九九八

三鷹支部一同 支部長 伊藤明子 三鷹市下連雀三-六-一〇 ☎〇四二二(四五)一四九七 〒一八一

中央委員 深谷タケ 福島県岩瀬郡鏡石町大字鏡田字不時沼九七-七六 〒九六九-〇四

神戸婦人有権者連盟 会長 鈴木寿美子 神戸市灘区森後町二-二-一四 ☎〇七八(八五一)四九一一 〒六五七

諏訪支部長 小松あい 諏訪市四賀神戸三四四〇-一 ☎〇二六六五(二)七二九一 〒三九二

台東区議会議員 白石てつ 台東区上野桜木一-八-五 ☎(八二二)四一五三 〒一一〇

港支部一同 支部長 久保田須弥 港区南麻布二-一四-二 ☎(四四四)三〇三〇 〒一〇六

婦人相談員・保護司 中央委員 石川幸子 仙台市旭ヶ丘二-二-三 〒九八三

名古屋支部 名古屋市中区栄五-二-二七 ☎〇五二(二四一)二六一六 〒四六〇

静岡市選挙管理委員 森静江 静岡市西脇五四八-二四 ☎〇五四二(八三)四一七六 〒四二二

労働大臣許可 豊玉看護婦家政婦紹介所長 練馬支部会員 鈴木ひさ 練馬区豊玉北六-六 ☎(九九一)一六二五・〇一六八 〒一七六

「男女共修生活科学科をすすめる会」会員 高橋ますみ 名古屋市緑区大高町伊賀殿一〇七 ☎〇五二(六二二)四九二六 〒四五九

名古屋市会議員 本谷純子 名古屋市名東区猪高町上社北住宅二-六一-六 ☎〇五二(七七一)三七九二 〒四六五

目黒支部一同 支部長 鈴木綾子 目黒区中目黒3-3-17 ☎(711)1360 〒153

目黒区議会議員 宮本なおみ 目黒区中央町一-三-三 ☎(七一五)九六〇三 〒一五三

ご協力ありがとうございました。到着順に掲載させていただきました。ひき続き8月号に掲載いたします。御了承下さいませ。

酢のものに
ミツカン土佐酢は、三杯酢にかつおのだしが生きています。ふりかけるだけで、おいしい酢のものできあがり。

ミツカン 土佐酢 三杯酢+かつおだし

ガス坊やの安全コーナー
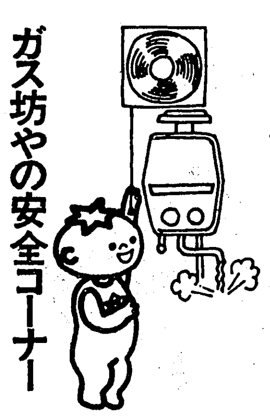
つけたら回そう換気扇
東京ガス

TSUDA ENGLISH INSTITUTE
津田英語会 (昼・夜)
TSUDA SCHOOL OF BUSINESS
専修学校 津田スクールオヴビジネス
〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-18 (国電千駄ヶ谷駅前) TEL (402)7331(代)

Published by the League of Women Voters of Japan No. 21, 2Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

再立候補おやめなさい

松野氏の地元 熊本で懇談会

総選挙に向け運動展開

有権者同盟と市民の会両団体は、ロッキードに続いて発覚したダグラス・グラマン疑獄の真相を究明し、政治腐敗を追放する運動の一環として、去る七月七、八の両日、市川房枝参議院議員に同行し、松野議員の選挙区である熊本第一区を訪ね、婦人、青年との懇談会に出席しました。

地元有権者のこの問題に対する関心は非常に深く、心ある熊本県民の不正に対する怒りは私共の予想以上のものがありました。その後松野議員は七月十四日お国入りし、反省の色もなく、再立候補の意志を表明しておりますが、このままワイロを政治献金として逃げ切る政治家を放置するならば、国民の政治不信はますます つのり、日本の民主々義は崩壊するでしょう。

そこで私共は、七月二十一日、松野議員及び自民党に対し、左の要求を行なうと共に、来る総選挙及び来年七月の参議院選挙を好機として、国民の手によって政治腐敗を追放する運動を提唱せんとするものであります。

熊本市で開かれた婦人との懇談会

私共の決意——腐敗議員を排除する

一、松野頼三議員に対しては、すみやかに議員を辞任し、次期総選挙には立候補を断念、政治家としての責任をとるよう勧告する。

二、自民党に対しては政党としての責任を追及し、松野議員をただちに除名すると共に、来る総選挙には、これまで汚職に関係した議員、政治家を公認しないことを申し入れる。尚、一度ならず二度三度と汚職事件を引き起した体質を改革し、清潔な党とすることを要求する。

三、主権者である有権者に対しては、私共以外の中立の市民団体及び市民有志の参加を得て、第一に、来る衆議院選挙に於て松野氏はじめ汚職関係議員を当選せしめないよう、又金を使わないきれいな選挙の実現に努力すると共に、来年七月の参議院選挙にも、ひきつづいて同様の運動をおこなわんとするものである。

昭和五十四年七月二十一日
理想選挙推進市民の会
代表幹事 市川房枝
日本婦人有権者同盟
会長 小池順子

去る5月24・28日、東京渋谷でおこなったグラマン問題追及青空演説会につづき、熊本の婦人、青年との懇談を行ないました。7月7・8日の両日、市川房枝議員（参院前航特委委員）に同行し、小池会長、紀平政啓委員長は、松野議員の選挙区である熊本第一区に赴きました。

6月はじめから開始した地元との交渉で感じられたことは、熊本市民は意識の上では、「よくないこと」と思いながら、市民運動の声はあがらないことで、地元有権者の協力が得られるかどうか不安で、参加者をどう集めるかを心配しました。

7日、婦人との懇談会。熊本婦人会館2階ホールを埋めた婦人は約150名。予想を上回ること5倍。司会紀平、小池会長の挨拶に続き、市川房枝議員の参院航特委証人喚問の報告、そしてせきを切ったように婦人たちの発言がはじまりました。

「民間人と議員では証人喚問のされ方に差別がある」「私たちの行動力のなさが松野事件を生んだ」「ミナマタ・ねずみ講事件、そして松野。はずかしい」等々。中に2、3の松野擁護論がでましたが、市川先生は、終始柔かい口調で「私は松野氏が次の選挙では遠慮をすべきと思う」と政治道義をキッパリと述べられ会場の拍手を浴びました。

婦人達の集りに比し、残念なことに6日夜、青年団代表の申し出により、予定した青年団員との懇談は中止となりました。

しかし、8日にかえ、7日夜6時半～8時、地元青年13名の卒直な意見をきくことが出来ました。（7／23 紀平）

第17回 夏期セミナー

日時 9月11日(火)自10時30分 9月12日(水)至2時45分
場所 国立婦人教育会館
テーマ 解散総選挙をひかえ 日本の政治を考えよう ―地域住民として有権者として何をすべきか―
講演 関東学院大学 教授 山田宗睦氏
分科会助言者 宮下忠安氏
分科会・全体会
参加費 6千円 （宿泊費、交通費、食事代は含まれません。）
多数ご参加下さい。

公約ぜひ実行を

市民10団体 都知事へ申し入れ

去る2月27日、「都政を考える都民のつどい」を主催した市民10団体は6月28日、鈴木都知事に面会、公約の実現を申入れました。内容は、環境、消費者行政、財政、婦人問題、都政刷新等にわたり、前日の54年度第2回定例会の施政方針説明にも触れました。

問題にされている老人無料パスについては、所得制限の導入は実質的な福祉の切り下げであると迫りましたが、「在来発行されている無料パスは『敬老』の意味を持ち、私鉄にまで代金を払って多額な税金を使う必要があるか、果して福祉の切下げと云えるか、論議のあるところだが―」と一部カットの固い意志がうかがわれます。継続審議になっている環境アセスメント条例についての意見は、市民団体とは食い違いがあり、積極的な姿勢はみえません。「条例の提案は前知事がしたことで、今は都議会の審議に任してある」と。財政問題は公約通り、財政白書を公表して、再建の姿勢を示しました。しかし、消費者・婦人問題等はまだまだ手が及ばず、婦人担当の副知事を間違え、婦人部長から訂正されたほどです。白紙に近い、婦人・消費問題は今後の働きかけで、可能性を新知事にかけたいところです。

10団体は選改協6団体・東京YWCA・日本看護協会・日本基督教婦人矯風会・WIL

（松浦三知子）

ひろば

会期を25日間延長した第87通常国会は、6月14日、松野議員の偽証告発、岸議員の証人喚問をめぐって混迷のうちに閉会しました。

そして、秋に臨時国会を開いて残った法案を処理し、解散、総選挙が取りざたされています。10日以上の国会空転の結果、自民党は漸く衆参両院の航特委で松野議員の証人喚問に応じました。それで世論をかわし、自民党の腐敗部分を隠した、怒りと空しさを残した松野証人喚問だったわけです。

正しい選択が次代への遺産

総選挙近づく 航空機疑惑を問い直そう

5月28日、私共は参院航特委を傍聴しました。

女性は婦人警官によるボデーチェックを受け、傍聴してどう感じたかというマスコミの取材に「委員会室近辺で取材に応じてはならない」といわれるなど、主権者には厳しい監視、制約がある一方、証人と野党はなれあいのような、野党の材料不足による迫力のない質問に「記憶にありません」を繰り返えすのらり、くらりの答弁で、一体、国会は何を国民の前に明らかにしたのでしょうか。国会は真剣に疑惑解明に努力したとは到底思えません。

大平内閣は「信頼と合意」を標傍して登場したはずですが、ひたすら自民党内の派利派略に終始しました。金権腐敗政治の不満を鬱積させたままであること、有権者不在の政治であったことを忘れず、予想される総選挙では、国会も自民党も自浄能力が欠如しているのなら、国会が国会の機能を果せないのなら、有権者の側から変えていかなければならないと思います。それには、グラマン問題で巷間噂された議員、ロ事件の灰色高官を絶対に当選させないことです。不正を決して許さない主権者の一票が国会を変え、主権者のための政治をする政治家を育てることになるのです。

中央委員会の岡野加穂留氏の講演で「その選択が政治の世界の場合は個人の問題ではなく集団を相手に、その効果が現れるから厳しい選択をしなければならない」と述べておられますが、私達の選択が、私達の愛する者、次の世代を託す者への遺産となることをしっかり受けとめて、正しい選択をし、また、国民の代表にふさわしい人を選ばねばならないと言うことの啓発運動をすることが同盟会員の使命だと思います。

（政啓委員久保田須弥）

花片

▼大平首相によれば白痴化を辿りつつある東京っ子の若い友人と娘と孫の一連で、早朝入谷の朝顔市へ。ここの花色は毎朝が楽しくなる。続くほうずき市には行けず、知人や友人の筆になる画餅ならぬ絵ほうずきの赤を眺めて、浅草を想った。こんな手軽な夏のゆとりも嬉しいもの。

▼海外や国内の政変や動揺や政情をみていて、解らないままに不安が募る。被害妄想でないことを。

▼英国に続きポルトガルにも女性首相誕生。女性議長も。エリート婦人の道は開けたが…

▼スモン静岡判決は患者側勝利。しかし後門の狼の上告審がある。最年少患者の母親が、それは許せませんと叫んでいたのが、胸をついた。

▼大雨だと災害、降らなければ渇水。サミット会議を開く国としては、能がなさすぎる。

▼一つ目小僧のいる村の探検に出かけたら、二つ目小僧がきたと、大勢にとりまかれたという小話があるが、批判甚だしい松野頼三氏だが、そのお国入りの歓迎熱狂ぶりには唖然。ここは目なしばかりか。

▼友人の夫君の日本画展で小品だが白牡丹の匂うが如きあでやかさに暫し足がとまった。そして「白牡丹白といえども紅ほのか―虚子」を思う。こんな風合いの政治がほしい。

▼小諸と小淵沢間の小海線、雑念の起らない清寂な眺め、沿線には紫濃い杜若が白とまじって凛として咲く。誰にも妨げられず、己れの使命を果たしている姿に訓えられた。

▼衆院解散の声。我が意を強く訴える努力を。

から子

暑中お見舞申し上げます

参議院議員 田中寿美子 千代田区永田町二-一-一 参議院会館四三一 ☎(五〇八)八四三一 〒一〇〇

青島幸男

前衆議院議員 東京都中小商工業協会連合会長 加藤清政 千代田区外神田六-一三-四 ☎(八三二)七七七六 〒一〇一

大田支部会員 貸ビル業 山本泰代 大田区大森北一-四-五 ☎(七六六)〇〇四八 〒一四三

都立立川短期大学教授 吉田勉 市川市北方町四-一八四四 ☎〇四七三(三九)二三五七 〒二七二

中央委員 勝田房子 文京区本郷二-三八-一六 ☎(八一一)七六七四 〒一一三

中野区区議会議員 武藤愛子 中野区沼袋二-二八-一〇 ☎(三八六)二五〇九 〒一六五

NHK解説委員 東浦めい 渋谷区神泉一六-一三-二〇五 ☎(四六三)六四九五 〒一五〇

衆議院議員 大内啓伍 千代田区永田町二-二-一 衆議院第一議員会館四四〇 ☎(五八一)五一一一 〒一〇〇

私は有権者の会 事務局 吉住利雄 新宿区大久保二-七-一三 ☎(二〇九)五八五二 〒一六〇

家庭相談員 今城みね子 北区田端五-三-二〇 ☎(八二一)六八〇〇 〒一一四

津田塾大学教授 東京都教育委員 伊藤昇 杉並区阿佐谷南三-一七-一〇 ☎(三九一)四九七〇 〒一六六

千代田区議会議員 仙石晴一 千代田区岩本町二-一-一〇 ☎(八六六)一〇〇一 〒一〇一

朝日新聞社総務労務担当 伊藤牧夫 千代田区有楽町二-六-一 ☎(二一二)〇一三一 〒一〇〇

杉並支部会員一同 杉並区西荻南一-二三-一六 小端千恵子方 ☎(三三三)六〇四六 〒一六七

札幌支部会員一同 支部長 岩本睦子 札幌市南区石山三〇番地 ☎〇一一(五九一)八〇〇五 〒〇六一-二

紅露みつ 目黒区鷹番一-七-一六 ☎(七一二)一一七八 〒一五二

衆議院議員 金子みつ 中野区中央五-四〇-一五-108 ☎(三八三)四七二八 〒一六四

参議院議員 喜屋武真栄 千代田区永田町二-一-一 参議院会館四四二 ☎(五〇八)八四四二(直通) 〒一〇〇

広島准看護高等専修学校長 村上安恵 広島市旭二-一二-一六 ☎〇八二(五一)〇三七一 〇三七二 〒七三四

板橋支部一同 支部長 稲茂登冴子 板橋区常盤台一-三四-二 ☎(九六〇)四〇七八 〒一七四

狛江市長 吉岡金四郎 狛江市和泉二四六二 ☎(四八九)五五一五 〒二〇一

中央委員 蓬田よう 福島県須賀川市南町一七六 ☎〇二四八七(三)三三三七 〒九六二

法政大学教授 花原二郎 武蔵野市境一-一七-六-二二二 ☎〇四二二(五三)三一二一 〒一八〇

中央委員 美藤志津子 広島市南観音町一七-一六 ☎〇八二(三二)一八六九 〒七三三

日本生活協同組合連合会 会長理事 中林貞男 渋谷区千駄ヶ谷四-一-一三 ☎(四〇四)三三三一 〒一五一

田辺定義 川崎市高津区土橋三-四-九 ☎〇四四(八七七)三六一二 〒二一三

学校法人千代田学園 理事長 三浦弘一 台東区下谷一-五-三〇 ☎(八四二)三一一一 〒一一〇

中央委員 長沼てる子 名古屋市昭和区東畑町一-二 ☎〇五二(七三二)二一八〇 〒四六六

衆議院議員 高沢寅男 練馬区関町二-一三 ☎(九二九)四四五三 〒一七七

会津若松支部会員一同 支部長 渡辺寛子 会津若松市西栄町八-二 ☎〇二四二(二七)〇六五五 〒九六五

中央委員 古川寿枝 郡山市菜根一-三-六 ☎〇二四九(二三)二七九六 〒九六三

中央委員 宮川久子 熊本市九品寺五-二-一五 ☎〇九六三(六六)二八〇二 〒八六二

日本社会党東京都本部 副委員長 今正一 世田谷区給田四-二八-三-五〇四 ☎(三〇七)六六三〇 〒一五七

仙台市長 島野武 仙台市国分町三-七-一 ☎〇二二二(六一)一一一一 〒九八〇

仙台市助役 佐々木美徳 仙台市国分町三-七-一 ☎〇二二二(六一)一一一一 〒九八〇

仙台市議会議員 加藤美子 仙台市土樋一-一-二 ☎〇二二二(二七)九二八五 〒九八〇

仙台支部一同 支部長 加藤美子 仙台市土樋一-一-二 ☎〇二二二(二七)九二八五 〒九八〇

中央委員 関口久美子 長野県佐久市大字中込新町 二二四八-二 ☎〇二六七六(二)三七二六 〒三八四-〇一

中央委員 湯浅音枝 福島県郡山市開成五-一三 ☎〇二四九(三三)〇二二五 〒九六三

中央委員 小林頼子 小諸市加増二六五 ☎〇二六七二(二)三五八五 〒三八四

福島支部会員一同 支部長 新田美重 福島市南沢又松北町三-五-四 ☎〇二四五(五七)七三五七 〒九六〇

塩尻支部長 岩垂真寿 塩尻市大字宗賀一七五七 ☎〇二六三五(二)〇九四一 〒三九九-六四

練馬支部会員一同 支部長 平田育子 練馬区桜台六-二四-八 ☎(九九一)五七九三 〒一七六

成蹊大学教授 宇野重昭 八王子市西寺方町一〇一九-七 ☎〇四二六(五一)二〇〇三 〒一九二-〇一

社団法人 日本看護協会 会長 大森文子 渋谷区神宮前五-八-二 ☎(四〇〇)八三三一 〒一五〇

日本放送協会（NHK） 広報室長 小池悌造 渋谷区神南二-二-一 ☎(四六五)一一一一 〒一五〇

株式会社ロベルト 代表取締役 小関寛子 中央区銀座八-六-一五 三井アーバンホテル銀座 ☎(五七四)九二〇七 〒一〇四

松本支部会員一同 支部長 細野静子 長野県松本市大字浅間温泉六三七 ☎〇二六三(四六)一一七〇 〒三九〇-〇三

青森支部一同 青森市造道字沢田一四五-一 砂田三重子方 ☎〇一七七(四三)一三三〇 〒〇三〇

中央委員 吉村房子 神奈川県大和市南林間 三-五-二二-一〇三 ☎〇四六二(七四)八一八七 〒二四二

横須賀市議会議員 久保田寿枝 横須賀市馬堀町一-一〇 ☎〇四六八(三五)一九一一 〒二三九

中央委員 佐伯言子 相馬市黒木字北台八四 ☎〇二四四三(六)三三九八 〒九七六

中央委員 足助幸 塩尻市下西条八九 ☎〇二六三五(三)〇一三五 〒三九九-〇七

武蔵野支部長 福井俊子 武蔵野市吉祥寺東町四-七-一二 ☎〇四二二(二二)二四〇六 〒一八〇

武蔵野支部会員一同 武蔵野市吉祥寺東町四-七-一二 福井俊子方 〒一八〇

国立支部一同 支部長 松岡きく 国立市東二-二一-四 ☎〇四二五(七二)〇〇四三 〒一八六

中央委員 酒井知恵 長野市川中島町若葉町 ☎〇二六二(八四)四一九四 〒三八一-二

郡山支部一同 支部長 石原幸 福島県郡山市安積町笹川 字西長久保一-一 ☎〇二四九(四五)二四三七 〒九六九-〇五

山下智恵子 名古屋市天白区天白町 八事天道二八 ☎〇五二(八三二)八六〇〇 〒四六八

酒田支部 支部長 佐藤さかえ 山形県酒田市若浜町八-九 ☎〇二三四(二三)二五三〇 〒九九八

三鷹支部一同 支部長 伊藤明子 三鷹市下連雀三-六-一〇 ☎〇四二二(四五)一四九七 〒一八一

中央委員 深谷タケ 福島県岩瀬郡鏡石町 大字鏡田字不時沼九七-七六 〒九六九-〇四

神戸婦人有権者連盟 会長 鈴木寿美子 神戸市灘区森後町一-二-四 ☎〇七八(八五一)四九一一 〒六五七

諏訪支部長 小松あい 諏訪市四賀神戸二四四〇-一 ☎〇二六六五(二)七二九一 〒三九二

台東区議会議員 白石てつ 台東区上野桜木一-八-五 ☎(八二一)四一五三 〒一一〇

港支部一同 支部長 久保田須弥 港区南麻布二-一四-二 ☎(四四四)三〇三〇 〒一〇六

婦人相談員・保護司 中央委員 石川幸子 仙台市旭ヶ丘二-二-三 〒九八三

名古屋支部 名古屋市中区栄五-二-二七 ☎〇五二(二四一)二六一六 〒四六〇

静岡市選挙管理委員 森静江 静岡市西脇五四八-二 ☎〇五四二(八三)四一七六 〒四二二

労働大臣許可 豊玉看護婦家政婦紹介所長 練馬支部会員 鈴木ひさ 練馬区豊玉北六-六 ☎(九九二)一六二五・〇一六八 〒一七六

「男女共修生活科学科をすすめる会」会員 高橋ますみ 名古屋市緑区大高町伊賀殿一〇七 ☎〇五二(六二二)四九二六 〒四五九

名古屋市会議員 本谷純子 名古屋市名東区猪高町 上社北住宅二-六-一六 ☎〇五二(七七二)三七九二 〒四六五

目黒支部一同 支部長 鈴木綾子 目黒区中目黒3-3-17 ☎(711)1360 〒153

目黒区議会議員 宮本なおみ 目黒区中央町一-三-三 ☎(七一五)九六〇三 〒一五三

ご協力ありがとうございました。到着順に掲載させていただきました。ひき続き8月号に掲載いたします。御了承下さいませ。

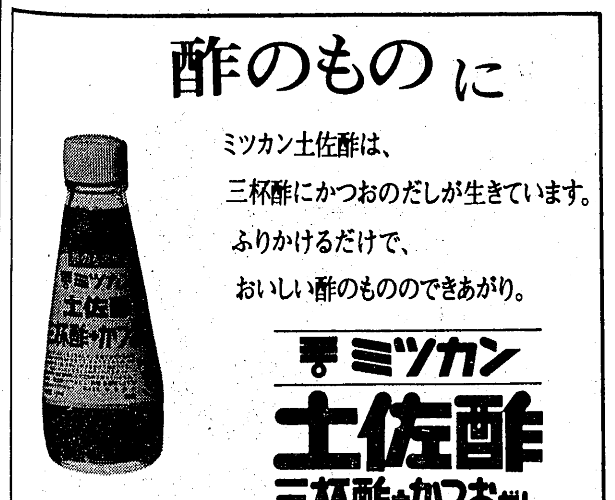

TSUDA ENGLISH INSTITUTE
津田英語会 （昼・夜）
●英会話 ●英文タイプ ●小学生のクラス（英） ●ビジネス英語土曜特別コース（6ヵ月）
●一般英語 ●英文速記 ●中学生のクラス（英・数・国） ●英語集中訓練コース（1年）
●時事英語 ●高校生のクラス（英・数） ※案内書 〒140円
TSUDA SCHOOL OF BUSINESS
専修学校 津田スクールオヴビジネス
本校の目的 実務に即した英語の実力とビジネス社会に役立つ専門知識をそなえ、円満な社会人として、世の中に貢献することのできる人物の養成をはかる。
●高卒程度：共学2年制
●募集人員：400名 学力試験 300名程度 推薦入学 100名程度
※入試要項は7月完成（〒700円）
〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷1－18 （国電千駄ヶ谷駅前） TEL (402)7331(代)

異様な雰囲気に寒気
―「元号法案審議」傍聴の記

参議院の議員面会室に入ると、右側に"角刈り"の異様な雰囲気の一団がたむろしていた。正面で「傍聴の紹介議員は市川先生」と告げると受付の人の顔がなごんで秘書に電話をつないでくれる。地下室で厳しい身体検査をうけ、財布以外はロッカーに入れた。

◇内閣委員会では、三原総理府総務長官らへの市川議員の質問が始まっていた。

「元号法制化に賛成し推進した団体名をあげて頂きたい」

これに対する政府側の答弁は、至って歯切れが悪い。一方、反対した婦人団体、労働団体の名は声を大にしてよみあげた。

◇天皇の一世を一元とするこの法案は、市川先生も指摘されたように、一般国民や自治体などへのあいまいな問いかけの上に、強引に成立させたもののようである。

◇狭い傍聴席に座り切れず、立って腕組みをして、市川先生をにらみ据える男たち。一見して右翼、暴力団まがいの組織が含まれていることが解る。彼らは市川先生もふれられたように、国会周辺などを軍艦マーチや愛国行進曲を、ガンガン鳴らし日の丸づくめのトラックで走り回る組織。また元号法案に反対する学者の家の附近に恐迫のビラを貼り廻らせたりもしたという。日本の政治の中枢を動かす力の中に、このような組織があることを、私は今更のように肌身で感じ、寒気を覚えて席にいた。

◇終了後、ある衆議院議員が彼らの紹介議員（傍聴への）であることを見届け、暗たんとした気持で国会議事堂をあとにした。（館　雅子）

アツい夏にいらだち
やり直しの宮崎知事選

今年2月5日、黒木宮崎県知事が、宮崎県が発注した土木工事をめぐって、土建業松本組社長から三千万円の賄賂を受け取ったとして、東京在住の弁護士池田氏が宮崎地検に告発した事件は、対立候補の乱立で混沌とした統一地方選で、黒木の六選が決った4月8日から、地検の捜査、マスコミの動きは本格化し、全国に知れ渡りました。6月8日逮捕、15日辞任、28日起訴、29日保釈と、地検ペースで急ピッチで進み、事件は一応の区切りを迎えましたが、割りきれない思いで一杯です。

第一に、事実上の告発者境大和氏（これまで黒木と組んで散々甘い汁を吸ってきた）や、選挙がらみで暗躍した江藤（自）代議士の方が、もっと悪いと多くの人が思っているのに、その追求はなされそうにないこと、更に逮捕時においてすら特別委の設置もなく、その後の本会議でも、辞職勧告決議案を否決するなど、チェック機関の役割を果たさなかった県議会には、土木汚職の構造追求は期待出来そうもありません。

辞任にまで発展した今、東京での密室会議で天下り候補者が決り、県政不在、住民無視のまま、出直し知事選はスタートをきりました。知事の椅子の主が変るだけで何もかも頬かぶりされてしまいそうな、ユーウツな暑い夏のはじまりです。地方自治とは何か―と考えています。（山内芙美子）

さわやかだった市川先生の笑顔
郡山支部会員が本部訪問

雨量百ミリの予報が出た6月11日、郡山支部総勢35名は、バスで鎌倉を訪れる途次、同盟本部を訪問した。なつかしい方々にお出迎えいただき、早速懇談。

市川先生からは、理想選挙とはどんなことか、出したい人とはどんな人か、その実践方法はどうしたらよいかなどわかり易いお話しがあった。また、小選挙区から大選挙区への郡山市の運動に対しても御指導いただいた。

最後に先生の健康法はとお尋ねしたら、「なに、生まれつきですよ」と、簡単におっしゃる。でも、毎朝冷水摩擦を日課としていらっしゃるとのこと。「それよりも、心をおおらかに自分の道をはつらつと歩くことがいいんじゃないでしょうか。くよくよはいかんですよ」とさわやかな笑顔。先生いつまでもお元気で。（飛田洋子）

再び理想選挙の灯をめざして
支部訪問⑯　須賀川

5月16日福島県支部連合会に招かれ須賀川に行きました。栃木、福島の県境を過ぎるとまもなく白河、それから20分ばかりで須賀川に着きました。ここは昔商業の町、宿場町として栄え、芭蕉も奥羽北陸地方の旅の途中七夜八日も滞在したといわれ、そちこちに芭蕉の句碑が残っていて、旧い町ながら自由で町人中心の空気が俳諧を盛んにさせたと案内書に書いてありました。

又明和3年に当地の薬種商が薬用のため牡丹の苗木を栽培したのが始まりで、国の名勝指定の牡丹園があり、その中の花神亭というのが会場となっていました。

日本婦人有権者同盟がこの地に産声をあげたのは昭和21年3月で、記録によれば当時の須賀川婦人会副会長の西坂ヨシイ氏が支部長となっていますが、現在の会員はどなたも御存じなく、支部自体も自然消滅してしまったそうです。

昭和40年10月2日にお隣り郡山支部の方々のお推めにより、支部が再建され、結成式には市川房枝先生が御出席下さり、山口みつ子氏と私が同行いたしました。

理想選挙事務所にて（1971年）

初代支部長は笠原美祢さん、次は深谷タケさん、深谷常子さんと、地方自治体で指導的立場にある方々が次々と支部の中心となって学習に運動にと励まれてこられました。現在は小針ミネさんが地味ながら着実な支部運営をされています。

「須賀川支部にとって大きな活動は昭和42年、46年と2回にわたって理想選挙により支部会員の蓬田ヨウさんを市議会議員に当選させた事でした」と会員の一人が話されました。

婦選獲得20周年を記念し議会に婦人を送ろうとの婦人会総会における決議や農協婦人部未亡人会等の婦人議員選出の気分盛り上がりにこたえ、同盟も例会毎に講師を招いて政治や選挙に関する勉強会を開催しました。一方、理想選挙を身につけるため市川房枝先生直々の御指導を頂いたり、理想選挙を実践された郡山のお話を伺うなど、一生懸命準備に動かれたのだそうです。

50年に蓬田さんの後継者として鳴原ミツ子さんを推しだした時は、残念ながら理想選挙の灯をともし得ず、地元の婦人は苦い経験をしました。応援にかけつけて下さった市川先生と佐竹寛先生は何故望むような結果にならなかったかを充分考え、貴重な経験を生かし次の機会を期して頑張るよう励まして下さいました。

会員も有権者への啓発により、再び理想選挙の灯をともし得るよう、固い覚悟を誓い合われたとのことです。（小池順子）

今ここでこんなことが

「住民参加」必要が7割
札幌市議選候補に聞く

札幌支部は、統一地方選挙の啓発運動の一つとして、市議候補に対し、「地方自治」「市政の重点政策・婦人政策」「選挙費用」「事前運動」などについて6項目のアンケート調査を行ないました。

対象者多数のため告示前の調査で、アンケートは立候補者91人（定数68人）へ直送、回答は30人、33％でした。

「地方自治で一番大切なことは」との質問には(1)住民の意志が尊重され政治に反映させること11人（自3社3無4共1）(2)地方自治権の復権と拡充による住民生活の擁護5人（共4社1）(3)住民自ら政治、社会に参画すること4人（社3共1）―の順でした。

またその解決のためには①地方自治権と財政の確立に努め、住民の生活権利を守る5人（共）②議会で勇敢に発言し活動する4人（自2無1共1）③住民の中に入り話し合いの場をつくる4人（社3無1）④審議会、委員会に市民各層の代表者を入れ、一方で市（区）民会議をつくる2人（社）―と答えています。

回答者の7割が、地方自治における「住民参加」の重要性を認識していますが、その取り組み方には積極性と具体性が乏しく、「地方の時代」への道はまだ遠いようです。

それ故に、地方自治の本来の在り方をめざした、私共同盟の真剣な問いかけは、とかく"ドブ板志向"といわれ選挙戦術のみに没頭しがちな市議に、議員としての政治自覚を促したことと思うのです。（岩本睦子）

駄獣の群
与謝野　晶子

ああ、此國の
怖るべく且つ醜き
議會の心理を知らずして
衆議院の建物を見上ぐる勿れ。
禍なるかな、
此處に入る者は悉く變性す。
たとへば悪貨の多き國に入れば
大英國の金貨も
七日にて鑢に削り取られ
其正しき目方を減ずる如く、
一たび此門を跨げば
良心と、徳と、
理性との平衡を失はずして
人は此處に在り難し。
見よ、此處は最も無智なる、
最も敗徳なる、
はた最も卑劣無作法なる
野人本位を以て、
人の價値を
最も粗悪に平均する處なり。
此處に在る者は
民衆を代表せずして
私黨を樹て、
人類の愛を思はずして
動物的利己を計り、
公論の代りに
私語と怒號と罵聲とを交換す。
此處にして彼等の勝つは
固より正義にも、聰明にも、
大膽にも、雄辯にもあらず、
唯だ彼等が互に
阿附し、模倣し、
妥協し、屈從して、
政權と黄金とを荷ふ
多數の駄獸と
みづから變性するにあり。
彼等を選擧したるは誰か、
彼等を寛容しつつあるは誰か。
此國の憲法は
彼等を逐ふ力無し、
まして選擧權なき
われわれ大多數の
貧しき平民の力にては……
かくしつつ年毎に、
われわれの正義と愛、
われわれの血と汗、
われわれの自由と幸福は
最も臭く醜き
彼等駄獸の群に
寝藁の如く踏みにじらる……

（晶子詩篇全集　昭和4年刊より）

☆　☆　☆

50年以上も前に詠まれた詩です。民主主義政治の現在の国会でも、そのまま彼女の気持が伝わってきますので、掲載しました。

松生徳子さん

松生徳子さんは6月24日に逝去されました。84才でした。岡山出身、お茶の水女高師卒業後は、台湾、藤村学園等の教職につかれ、また戦後は本同盟に入会され、27年常任委員、第一副会長、会長代理を歴任、同盟の中心として活躍されました。府中市在住中は、誇り高きインテリの集団であった当時の同盟の話をされたものでした。同盟本部及び役員数名が葬儀に出席、御冥福をお祈りしました。（府中支部・幸尾妃梠子）

日本の味を大切に
シマヤ　だしの素
山口県新南陽市福川637　0834－63－2525

純粋なもの・自然なものをおとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

お米のヌカから生まれた
ボーソー　台所用粉せっけん

食器・ふきん洗いに！
手荒れと水質汚染を追放する
新しいタイフの台所用粉せっけんです
日本婦人有権者同盟　取扱い
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151　☎03－370－4541

学習会要旨
ダグラス・グラマン事件と政治献金
講師　室伏哲郎氏（評論家）

情報公開法で収支を明かせ

6月30日、民主主義をたてなおす市民センター、理想選挙推進市民の会、同盟の共催の学習会が評論家室伏哲郎氏を招き開かれた。根の深い構造汚職を断つために、政治資金規正法の問題点について次のように話された。

検察が明らかに賄賂としている5億円を貰った人が平気な顔をして無事にいるのはおかしい。海部メモによると、岸元首相はフォーサイス（マクダネル社副社長）と会談している。なぜ日本の首相が航空機売込みの会談に加わるのか、ここにもおかしい点がある。

5月17日、検察庁は捜査終結宣言を出した。①時効の壁②職務権限の壁を言っている。しかし、時効は検察庁がつくったと言える。何故なら当時檜崎弥之助氏はF4Eはおかしいとしきりに言っていたが検察は動かなかった。一党独裁が続き、司法も検察も長期政権に靡いているところがあり、常識で考えておかしいことがまかり通っている。

○日本人は汚職に寛容か

日本人は権門に贈物をする習慣がある。贄（ニエ）は神に捧げるものをいうが、賄（マイナイ）は目的をもってする贈物である。大鏡時代から贄と賄はごっちゃになってきて生活の中で習慣化してきている。

○政治献金とは

営利企業が利益にならない献金をする筈がない。市川先生が会の始めの挨拶の中で、政治献金は賄賂のかくれみのということを言われた。まして、長期政権となり、それに対する監視が弱いとなれば賄賂は容易に政治献金としてまかり通る。52年に580人程検察に呼ばれた政治家がいるが、そのうち550人程は政治献金といって逃れ、有罪は20人余に過ぎなかった。

なぜ政治献金といえば助かるのか、それは治外法権的扱いを受けているからである。政治資金規正法により政党や政治団体は政治献金の届け出をしなければならないが、政治家個人への献金は規制されない。従って税金もかからず検察庁は領収書も要らないという。税金のかからない政治献金は国会議員で750億、地方議員で750億、実際はその2倍といわれ、3千億が政治家個人の間をとびかっていることになる。この暗黒面を明るみに出すには、情報公開法を制度化し、政治家にその収支を公開させる必要がある。

アメリカでは、1935年法律が改正され、上級1万5千人の公務員が収支を公開している。

また企業の経理監査をキチンとし、裏金をつくらせないよう、米国のSECのような機関も必要である。

この汚職を生む腐敗した長期政権にストップをかけることの出来るのは投票による国民のはっきりした意志表示である。（まとめ　瀬下恙子）

学習会要旨
国会と国政調査権
講師　宮下　忠安　氏（参議院予算委員会調査室）

再発防止への立法を第一に

ダグラス・グラマンをめぐる疑惑事件について国会では証人喚問がおこなわれ、日商岩井では海部副社長が逮捕された。

これは決して彼個人の犯罪にとどまらず、総代理店契約をとって会社のために莫大な利益をあげたのであり、米国の強力な航空機産業と日本の商社が結びついて、日本及びアジアの航空機商戦を握っていこうとした現われでもあった。

国政調査権については、一つの事件の解決の為ではなく、再発防止の為の立法措置に重点をおいて、国民のために何をするかを考えるべきではないのか。

ロッキード事件が問題になった51年に各党が防止策に関する見解を出しているが、以後3年間、実を結ぶに至らなかった。

証人喚問が不十分な結果に終わった原因の一つは、国会に独自の調査をする機構が出来ていない事にあると思う。

また議院証言法（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律）についていえば、今回の疑惑は刑事事件としては時効になっているにもかかわらず、証人が事実と違う証言をした場合には、非常に重い刑が科せられる。この法律の運用に当っては立法活動に役立てる点に重点をおくべきだと思う。

国民から付託されていることの国政調査権の行使は、立法府としての機能を全うする為にあるのであって、行政権の手助けの為ではない。国政調査権の強化は、汚職再発防止のために役立つ立法機能の強化を第一にしてほしいと思う。

政治汚職の防止対策については「ロ事件再発防止策に関する各会派の見解」によると各党7項目あり、かなり研究して発表されたが（51年末）その後国会に出されたものは、刑法の一部改正として贈収賄罪を重くするもののみで、しかも現在、継続審議となっており、大変遅れている現状である。

政治家の贈収賄防止については、立候補出来ない法律を作るなど、もっと重くすべきだと思う。

また政治資金規正法も、個人献金以外は認めず、使途をはっきりさせて申告を出させるように改めるべきだ。政治に使われたことを理由に、税の分野でも聖域であるかのような考え方が通用してはいけないと思う。

SEC（米証券取引委員会）の機構を取り入れたらーとの意見が出ているが、米国と日本では政治制度がかなり違って運用は難かしいと思う。

米国のこうした委員会は、キャップ3名（同一政党支持者は認めない）が平等に協議しチェック機能を果しており、行政委員会システムが伝統的に強い力を持っているので、有効に機能しているのである。

国会で今の時点で出来ることは、政治資金規正法・公選法・刑法を改正し、汚職を防止することだと思う。

しかし、それ以上に大事なことは民主主義政治は選挙民のレベルの反映であるので、政治啓蒙による政治の浄化である。（文責　伊藤明子）

6月26日　婦選会館

婦人・おんな⑤
子に残すもの

「僕の方が先においぼれそうだ」　先日小学生時代の先生と私の主宰する舞台をみていた長男はこういって笑ったそうである。子供達が物心つく頃より夫や子たちを或意味においては犠牲にしたとしか言いようのない勉強にとりつかれて、まだあきもせず燃えているこの母を、どんな愛情あるねぎらいの言葉よりも勇気づけるのに充分な述懐であった。

◇　◇　◇

「謡などのお稽古より子供の洋服、ふとん、身の廻りを整えては！」親しい人の苦言であった。昭和23年頃の話である。でもふとんのカバーは洗えばきれいになる。洋服は育ち盛りを越すまでは手製でまにあう。総ての物が乏しい時、それなりに育てばいい。気がついて謡や花や茶をと思ってもこの十年二十年のおくれは万金を積んでももどってこない。身にぼろをまとっても心に花を咲かせたい。どうぞ批判がましいことは言わないでほしい。思いきったことを言ったと思うが今もそれは正しかったと信じている。

日曜毎に外出する母を子供は淋しい目で見つめていた。作文に託す子の淋しさを知ってやがて家の中で茶の湯の作法、仕舞の手付けを始めた。PTA、婦人会、同盟へとつき込む母に子はもう淋しい目をむけなくなった。かく生きたいと私がそれを願うからには私が己れを主宰しなくてはならぬ、と同様に子供は子なりの人生を備えつゝ生きてゆくものと信じたい。育ちゆくまでの道しるべは最少限度に留むべし。

こうして私は子の勉強もその理解力と力量にまかせてつきはなした育て方をした。

自分の心にふれる美しいものはあなただけの画や文となる。君が読解した文意は君の宝となる。なぜ朝顔のつるは左巻きだろう、夕焼はなぜあんなに美しいのか、大きくふくらんだ限りない心に美しい夢をみつづけてほしい。こんな私のささやかな願いは子供達に届いていたであろうか。

◇　◇　◇

女を語ろうとして私は古い時代を生きた私を語る破目になった。

三人の子は今親となっている。彼等はそれぞれ何を子に残そうとするであろうか。

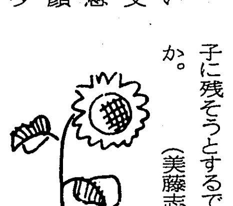

（美藤志津子）

学習会要旨
逆戻りの教育委員会制
講師　伊藤　昇　氏（東京都教育委員　津田塾大教授）

自立を求めて市民の参加を

◆詰込み教育から考える人間をつくる教育へ

戦後の教育改革に当っては、教育行政の民主化と、地方分権をめざして、教育委員会法ができ、地域住民の意志によって公選制の教育委員が選ばれ1952年には、全国の市長村にもれなく教育委員会が出来た。

教育基本法には教育の理念が明示され、貧富による差別のない学校教育が行なわれ、教師は社会的地位向上と生活確保のため団結する事を得、考える人間をつくろうと新しく「社会科」が登場した。そして生活の周辺から矛盾を探し、その解決を考える教育が進められた。

◆もと来た道へ

しかしこの教育の民主化された形は、'56年「地方教育行政の組織及運営に関する法律」ができて、再び、権力が介入するタテ関係の行政組織になり地方分権は形骸化され、もと来た道へ逆もどりして今日に至っている。

何故、法改正までされ、鳩山内閣のもとで、中央集権的な教育委員任命制にかえられるに至ったのか、もとはといえば、有権者の関心の低さと政治的な対立が教育に持ち込まれたからなので、教育を制するものは政治を制するとの考えが実現し、中央集権にもどってしまった。

かつての教育委員会法には第一条に、「公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行なう」という理念がうたってあったが、現行法では、行政組織だけを規定しており、財政力はなく、教育の独立性も失われ、地方行政の中にまきこまれている。

◆落ちこぼれは何故

教育内容の変化を、指導要領の変遷の上から見ると47年、最初は教師の参考資料であった。'51年、第一回の改革では子供達が社会の矛盾を感じ皆で解決することを重視し、学力より人間性優先であった。'58年頃から我が国の経済成長が始まり企業側から人材を要求されるなど、財界支配が強くなり、教育内容は難しく、分量が多くなっていった。'68年、小学校に数学の集合論がとり入れられ一段と「判らない教育」になり乱塾時代が出現し、ついてゆけない者は落ちこぼれ、人間性より成績が重視されるようになった。'77年、何故こんなに難しいのか、との反省から豊かな人間性を育てるゆとりある教育という方向に改められた。

しかし、現在でも教育行政は文部省、都道府県、地方教育委員会と、タテ関係に位置づけられて、現場の教師は教育に手をうちにくい。

一方、教育委員の任命制の背景には、政治的中立が守られていない現実もあり、この点の地域住民による調査を希望したい。東京都中野区の市民運動が起こした区教育委員準公選の問題は教育行政により多くの民意を反映するものとして注目されている。

◇　◇　◇

講演の後の話し合いで、権力と教育の関係を考えるとき、政治に地域住民の意志を反映させるには、市民の参加が必要で、それがなければ教育の独自性も、真の民主化も保つことができない、と結ばれた。（まとめ　大槻敢子）

6月29日　婦選会館

委員会だより部会

国際連絡委員会

▼9月にリベリアで開催される、IAWの第25回総会は何とか出席をと努力しましたが、費用等の都合でやむなく見送りました。

▼多年運動して来た国際人権規約も87国会で批准されましたが、3留保条項等が完全批准されるよう、今後も運動をつづけましょう。

▼国連NGO国内委員会の総会が7月23日に開かれます。今年も国連代表はじめ国際社会への婦人の進出をめざしています。（松浦三知子）

財務部
秋の旅行ご案内

4月の杏の里は、更埴支部会員の方々のご親切を得て、花にひと色添えて楽しい旅でした。秋は聞くだけで静けさを思わせる萩、津和野、秋芳洞、秋吉台、岩国の錦帯橋などゆっくりした旅をしてみたいとまとめました。史跡の町を探ねての旅

時　9月26日(水)～29日(土)
参加費　7万3千円

くわしい日程表等事務局へご連絡下さい。（秋山まち）

婦人有権者

THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をより良く代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

’79 原水禁世界大会

国際会議開会総会 ── 東京 日本青年館 ◎朝日新聞社

平和か、破滅か

核廃絶へ幅広く結集

本同盟は、1昨年、昨年と統一への歩みを進めてきた原水禁大会に、本格的に参加。実行委員会へ小池会長を代表委員に、紀平政経委員長を運営委員におくり、東京国際会議には東京在住会員、広島大会には広島会員が（本部からは紀平・積極的にとりくみました。

本同盟も本格的に参加

原水爆禁止1979年世界大会は、被爆者援護・核兵器廃絶・人類生存のために1000万署名運動を掲げ、7月31日から8月2日までの日本青年館における国際会議（14国際組織・22ケ国70人の海外代表をはじめ約1200人参加）で等、会議開会総会では、総評槇枝議長の「恩想信条・立場を超えて」との挨拶。世界大会実行委員長新村猛氏・委委員の一般報告、国連軍縮センター所長ロブ・ビルナーシュテッドをはじめ内外代表の挨拶。8月1日から3日午前中は、①盛大抗議集会の停止、核兵器を廃棄し、人類生存を保障するため（非核三原則・非核武装地帯の設置を含む）、②広島・長崎の被爆者、核実験による世界各地の被曝者との連帯強化のために―被曝の実相と後遺の普及、援護法の実現のために、③平和・軍縮の教育と世論喚起のために、の3つの分科会と、「核及び通常軍縮をめぐる政治・経済・社会上の諸問題（新国際経済秩序・軍縮との関連を含む）および核拡散と原子力問題」をテーマにした討論会（ワーク・ショップ）が行なわれました。

5時から池之端文化センターで開かれた閉会総会は、「我私について」なる人間をかえせ」との挨拶に立ち向うことができました。

広島34年目の原爆投下の日を迎えた広島は地元実行委員会のプログラムにより、5日正午、4つのコースに分かれて折り鶴平和行進を開始、午後1時平和公園に集結し、結集集会を開きました。午後2時から6時まで、市内20ヶ所に伝えよう」との訴えを採択しました。8日、9日の長崎大会も「統一した力」前進」を」の長崎アピールを採択、盛会裡に終了。

（紀平 伊子）

国際人権規約批准される

国際人権規約は、第87通常国会の6月6日、参議院で承認され、6月15日の閣議で批准決定、6月22日、批准書は国連に寄託されました。

三か月後の本年9月21日に同規約の効力が発生します。

国際人権規約は、世界人権宣言に法律的、道徳的な拘束力を与えた国際条約です。

私たちが人間として尊重される権利―労働基本権、教育、家庭の保護、生存権、思想、言論、出版の自由、集会結社の自由、信教の自由、プライバシーの保護、知る権利、裁判をうける権利等が定められており、私たちは憲法でこれらを保障されていますが、国際的にも保障されることになります。

この国際人権規約は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（通称A規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（通称B規約）をいいます。また、「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」があり、これらの三規約には、第一部、第二部、第三部、第四部、第五部の計53条からなっています。

この国際規約の批准を記念して、去る9月12日には、東京の渋谷ユネスコ村で街頭キャンペーンを、同13日には外務省と朝日新聞の後援を得て日本国際連合協会主催の国際人権規約批准促進総会が主催し、講演会を開催しました。

市川房枝氏のあいさつ、国田外相と、ボーベン国連人権部長メッセージ。宮崎勇樹大教授と大羽綾子北里大講師の講演がありました。1973年12月10日の世界人権デーに18団体が結集し、翌年12月10日に連絡会議を発足。当初の世話人に緒方貞子、斎藤惠彦氏をおき、以来批准促進を政府に又国民に呼びかけを続け、現在市川房枝、佐野舜恵両氏を世話人とし、今後は会を改め、留保条項の撤廃をめざし更に運動を続ける方針です。

（山口みつ子）

留保条項の撤廃を

―〝核の平和利用〟は今後の課題

後遺症の恐ろしさ、被爆二世の苦悩、被爆者の老齢化、核兵器廃絶・人類生存のために―の課題別集会が世界大会最終日の8月2日までの日本青年館で開かれました。

国際会議 7月31日午後6時止、核兵器を廃棄し、人類生存を保障するため（非核三原則・非核武装地帯の設置を含む）、②広島・長崎の被爆者、核実験による世界各地の被曝者との連帯強化のために―被曝の実相と後遺の普及、援護法の実現のために、③平和・軍縮の教育と世論喚起のために、の3つの分科会と、「核及び通常軍縮をめぐる政治・経済・社会上の諸問題（新国際経済秩序・軍縮との関連を含む）および核拡散と原子力問題」をテーマにした討論会（ワーク・ショップ）が行なわれました。

5時から池之端文化センターで開かれた閉会総会は、「我私について」なる人間をかえせ」との挨拶に立ち向うことができました。

広島34年目の原爆投下の日を迎えた広島は地元実行委員会のプログラムにより、5日正午、4つのコースに分かれて折り鶴平和行進を開始、午後1時平和公園に集結し、結集集会を開きました。午後2時から6時まで、市内20ヶ所に伝えよう」との訴えを採択しました。8日、9日の長崎大会も「統一した力」前進」を」の長崎アピールを採択、盛会裡に終了。

（紀平 伊子）

国際人権規約批准される

国際人権規約は、第87通常国会の6月6日、参議院で承認され、6月15日の閣議で批准決定、6月22日、批准書は国連に寄託されました。

三か月後の本年9月21日に同規約の効力が発生します。

国際人権規約は、世界人権宣言に法律的、道徳的な拘束力を与えた国際条約です。

私たちが人間として尊重される権利―労働基本権、教育、家庭の保護、生存権、思想、言論、出版の自由、集会結社の自由、信教の自由、プライバシーの保護、知る権利、裁判をうける権利等が定められており、私たちは憲法でこれらを保障されていますが、国際的にも保障されることになります。

この国際人権規約は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（通称A規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（通称B規約）をいいます。また、「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」があり、これらの三規約には、第一部、第二部、第三部、第四部、第五部の計53条からなっています。

留保条項の撤廃を

―〝核の平和利用〟は今後の課題

後遺症の恐ろしさ、被爆二世の苦悩、被爆者の老齢化、核兵器廃絶・人類生存のために―の課題別集会が世界大会最終日の8月2日までの日本青年館で開かれました。

国際会議 7月31日午後6時止、核兵器を廃棄し、人類生存を保障するため（非核三原則・非核武装地帯の設置を含む）、②広島・長崎の被爆者、核実験による世界各地の被曝者との連帯強化のために―被曝の実相と後遺の普及、援護法の実現のために、③平和・軍縮の教育と世論喚起のために、の3つの分科会と、「核及び通常軍縮をめぐる政治・経済・社会上の諸問題（新国際経済秩序・軍縮との関連を含む）および核拡散と原子力問題」をテーマにした討論会（ワーク・ショップ）が行なわれました。

5時から池之端文化センターで開かれた閉会総会は、「我私について」なる人間をかえせ」との挨拶に立ち向うことができました。

広島34年目の原爆投下の日を迎えた広島は地元実行委員会のプログラムにより、5日正午、4つのコースに分かれて折り鶴平和行進を開始、午後1時平和公園に集結し、結集集会を開きました。午後2時から6時まで、市内20ヶ所に伝えよう」との訴えを採択しました。8日、9日の長崎大会も「統一した力」前進」を」の長崎アピールを採択、盛会裡に終了。

（紀平 伊子）

ひろば

原水爆禁止1979年世界大会は18年ぶりに統一、かつてない広範囲な国民各層を結集、国連関係者など多彩な海外代表を迎えた。

日本の原水禁運動は、国際世論の推進役としての役割を担うにいたった。然しながら核兵器廃絶は云う易く行なうは至難である。

世界の軍事費総額が年間4千億ドルを超え、米ソSALT IIが調印されたための、核兵器体制はその精密化の度合を増し、核軍拡に依存する人口も無視できぬ状況。'79年大会では以上の情況を踏まえながら、人類生存を賭けて原点にかえり全世界のひとに訴え、平和かの選択を迫った。

ヒロシマ、長崎の「ヒバクシャ」は人類の未来の生き証人である。ヒバクシャは語った。「ある日突然、天を裂く閃光とともにこの世の地獄があらわれ、あてどもなくさすらいの中で手足ばがとれ、そしてまず頭が、そして胴体が探い海の底に沈み、鴎のきらめき風の音も遠く去り、暗い冷たい海の底の癌のそばでぴくとう名も知れぬ魂たちの無念の声を。生き残りの者も三千余年、原爆の恐怖のない社会を選択する。

（紀平 伊子）

残暑お見舞申し上げます

丸子支部 支部長 土屋花子 他20名
長野県小県郡丸子町八日町

京都支部役員一同
支部長 森定 春枝
京都市北区北野白梅町〇〇 〇七五（四六一）八〇七〇 上京〇〇

府中支部一同
支部長 幸尾妃栢子
府中市西府町二―六―九 〇四二（五七）四六八四 二

衆議院議員
岩垂 寿喜男
千代田区永田町一―一―一 衆院第一議員会館一〇〇

小諸支部一同
支部長 小山雪子
小諸市荒町 〇二六七（二）〇〇〇五 〒三八四

中央委員
宮原 恵久与
長野県小県郡丸子町石井 〇二六八（三五）〇三一二 〒三八六・〇一

中央委員
石けんグループ合名
講師 岡野加穂留氏
稲葉三千男氏

上田支部一同
支部長 河原みや
上田市常田二―三―一〇 〒三八六

ファッションルーム チューリップ
森 玲子
中央区銀座一―三―一三 西銀ビル5F 〇五（五六七）五九〇八 〒一〇四

沖縄婦人有権者同盟
会長 源 ゆき
那覇市楚辺二五八 〇九〇〇

宮崎支部一同
支部長 山内美恵子
宮崎市神宮西四六五 〇九八五（二二）二八五二 〒八八〇

米ノースカロナイ 九州有権者同盟会 長マイヤー氏来所

中央委員
丸山 千代子
上田市常磐城四―二―一三 〒三八六

須賀川支部会員一同
支部長 小針ミネ
岩瀬郡矢吹村飯塚前田 〇二四八（三二）一〇一〇 〒九二一・〇一

衆議院議員
山本 政弘
世田谷区駒沢二―二一―二 〇三（四二一）七七一六 〒一五四

横浜支部一同
支部長 桜井 敏子
横浜市杭瀬下七四〇―八 〇四五（三一）一九七七 〒三八七

大田支部
大田区大森東一―二一―三 〇三（七六二）一六〇七 〒一四二

社会福祉法人 東京愛隣会
種田 あい
足立区足立二―三一―一六 〇三（八五三）二三三一 〒一二一

名古屋市教育委員会
名古屋市婦人会館前館長
浅野 道子
名古屋市中区大井町七番二五号 〇五二（三三一）五二八八 〒四六〇

代表取締役
森永印刷株式会社
千代田区錦町二―二 〇三（二六三）二八九二 〒一〇二

横浜支部一同
横浜市南区永田町一八四〇 〇四五（七四一）三〇〇三 〒二三三

川越市大字上戸一一〇〇―三 〇四九（二二）六〇〇八 〒三五〇

吉増 政子

いわき支部会員一同
支部長 熊耳シズイ
いわき市好間字浦田44 〇四六（七四）二八九八 〒九七〇

東京工業大学名誉教授
東京理科大学教授
大槻 富之助
横浜市鶴見区上の宮1―32―6 〇四五（五八一）七七五三 〒二三〇

松田 ふみ子
大田区山王二―三九・二 〇三（七七七）六八四〇 〒四三一

婦人有権者

（第三種郵便物認可） 昭和54年8月1日発行

（6/12～7/6）

6/12 ○核禁大会準備会
6/25 ○夏期セミナー実行委員会
○財政委員会
6/13 ○参議院定数是正訴訟判決
○司法の幹事会
6/14 ○機関紙初校
○人権規約批准記念集会打ち合わせ
○七婦人会合
6/15 ○政策委員会
○少年法幹事会
○学習会「編集の仕方について」
講師 高橋邦輔氏
○多摩川の水汚染をみる会
○弁護士法案廃案拡大
6/16 ○少年法の運用の実情を考える意見交換会
○青梅支部総会
6/18 ○横浜支部総会
○府中支部総会
6/19 ○NGO役員会
○世田谷支部総会
6/20 ○国際連絡委員会
6/21 ○都連
○鐘国北朝鮮学習会打ち合せ会
○長野県支部連合会
6/22 ○組織部会
○機関紙再校
○小諸支部総会
○都消費者運動実行委員会
○公害監視特別部会
6/23 ○三鷹支部総会
○少年法活動者会議
○バザー委員会
6/26 ○参議院定数訴訟上告
○「国会とは」学習会
講師 宮下忠安氏
6/27 ○都環境週間反省会
○新生活運動協議会
6/28 ○鈴木都知事面会
○機関紙発送
6/29 ○教育委員会制度学習会 講師 伊藤晃氏
○不用品交換会実行委員会
○原水禁大会実行委員会
○米ノースカロナイ 九州有権者同盟会 長マイヤー氏来所
○市民センター共催学習会
6/30 ○豊島支部総会
7/3 ○常任委員会
○出版部会
○石けんグループ合名
7/5 ○出版整理会
7/6 ○プライバシー研究会
講師 岡野加穂留氏
稲葉三千男氏

6/30 ○市民センター共催学習会
7/3 ○常任委員会
○出版部会
○石けんグループ合名
7/5 ○出版整理会
7/6 ○プライバシー研究会
講師 岡野加穂留氏
稲葉三千男氏

TSUDA ENGLISH INSTITUTE
津田英語会 （昼・夜）
●英会話 ●英文タイプ ●小学生のクラス（一部） ●ビズネス英語土曜特別コース（6ヵ月）
●一般英語 ●英文速記 ●中学生のクラス（月・水・木・16） ●英語集中短縮コース（1年）
●特事英語 ●高校生のクラス（月・水・金） 学割内容 下16時引
TSUDA SCHOOL OF BUSINESS
専修学校 津田スクールオヴビズネス
本校の目的 実務に即した英語の実力とビズネス社会に役立つ専門知識をそなえ、円満な社会人として、世の中に貢献することのできる人間の養成をはかる。
●募集程度：普学2年以上 ●募集人員：400名 ●入試難易度：7月の試験 300名程度 前期入学 100名程度
※入試要項は7月完成（学700円）
〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷1―18 （国電千駄ヶ谷駅前） TEL（402）7331（代）

純植物性原料使用
リサイクル'78 粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2―21―11
〒151 ☎03―370―4541

シャープ、スピード、サービス

森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4 〒181 （日産厚生園正門前） ☎ 0422-48-1611（代）

ぬれ手にご注意！
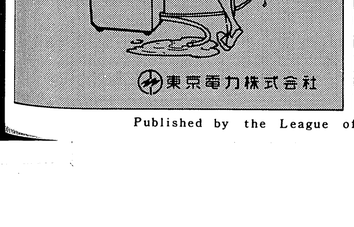
東京電力株式会社

酢のものに

ミツカン土佐酢は、三杯酢にかつおのだしが生きています。ふりかけるだけで、おいしい酢のものができあがり。
ミツカン 土佐酢 三杯酢+かつおだし

ガス坊やの安全コーナー
つけたら 回そう 換気扇
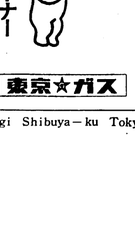
東京☆ガス

おことわり

10月号は夏期セミナー記事掲載のため発送が10月中旬になります。

出版部

ひろば

原水爆禁止1979年世界大会は18年ぶりに統一、かつてない広範囲な国民各層を結集、国連関係者など多彩な海外代表を迎えた。

日本の原水禁運動は、国際世論の推進役としての役割を担うにいたった。然しながら核兵器廃絶は云う易く行なうは至難である。

世界の軍事費総額が年間4千億ドルを超え、米ソSALT IIが調印されたための、核兵器体制はその精密化の度合を増し、核軍拡に依存する人口も無視できぬ状況。'79年大会では以上の情況を踏まえながら、人類生存を賭けて原点にかえり全世界のひとに訴え、平和かの選択を迫った。

ヒロシマ、長崎の「ヒバクシャ」は人類の未来の生き証人である。ヒバクシャは語った。「ある日突然、天を裂く閃光とともにこの世の地獄があらわれ、あてどもなくさすらいの中で手足ばがとれ、そしてまず頭が、そして胴体が探い海の底に沈み、鴎のきらめき風の音も遠く去り、暗い冷たい海の底の癌のそばでぴくとう名も知れぬ魂たちの無念の声を。生き残りの者も三千余年、原爆の恐怖のない社会を選択する。

（紀平 伊子）

花片

▼大正末期の天災、人災に、筆で九月は苦の月という駄文を書いた。図らずも今日「明治の、九月は黒い服を着て…石原少人」を見い出して、作句者の本意とは異るかも知れないが、軍部や戦争の被害を嘆する我が意を得た。

▼二、三年前、友人から贈られた南部鉄の風鈴の短冊が、破れたので、厚紙に「涼しさを宿にしてねまるなり」芭蕉」「大の字に寝て涼しさよ林しさよ」一茶」を書きつづし涼しい音を。お手軽避暑。

▼朝日新聞8・16紙面に、市川房枝氏の「ひたしの絵日記」登場。富士山並ぶさがし描れた蚊取線香。暗の案内役の蚊を花の中にいれるところ名だそうだが、「育」を蚊の花を指し：章田男」と併せて、先駆者の清澄な光りを感ずるではない。

▼銀座百点8月号の男のおしゃれ小物という座談会で、理容室シロー主人の話では、サミット会議で男のマニキュアをしているのは日本だけと。能ある鷹は爪を秘すは死語。

▼先輩の92回の誕生祝いて、二人位の介添えがなくては持てない二重目の重さのある金盃で、長寿と健康にあやかるようにと、まわし飲みがされた。男の主賓はためだけったが、二息三息飲んだのは若い女性。女性の場の拡大。

▼広島、長崎、敗戦記念日と胸のいたい記憶につき、沖縄で増てない大規模の米軍の大演習の報。また沖縄の米軍の秋季々の総選挙。地盤、看板、組織、顔、因縁、金を蹴って、黙々と独り己れの信ずる投票を。変化の起る総選挙へと、祈念。

（かち子）

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟 （渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

Published by the League of Women Voters of Japan No. 21, 2Chome Yoyogi Shibuya－ku Tokyo Japan

婦人有権者

THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をより良く代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

’79 原水禁世界大会

国際会議開会総会 ── 東京 日本青年館 ◎朝日新聞社

平和か、破滅か

核廃絶へ幅広く結集

本同盟は、1昨年、昨年と統一への歩みを進めてきた原水禁大会に、本格的に参加。実行委員会へ小池会長を代表委員に、紀平政経委員長を運営委員におくり、東京国際会議には東京在住会員、広島大会には広島会員が（本部からは紀平・積極的にとりくみました。

本同盟も本格的に参加

原水爆禁止1979年世界大会は、被爆者援護・核兵器廃絶・人類生存のために1000万署名運動を掲げ、7月31日から8月2日までの日本青年館における国際会議（14国際組織・22ケ国70人の海外代表をはじめ約1200人参加）で等、会議開会総会では、総評槇枝議長の「恩想信条・立場を超えて」との挨拶。世界大会実行委員長新村猛氏・委委員の一般報告、国連軍縮センター所長ロブ・ビルナーシュテッドをはじめ内外代表の挨拶。8月1日から3日午前中は、①盛大抗議集会の停止、核兵器を廃棄し、人類生存を保障するため（非核三原則・非核武装地帯の設置を含む）、②広島・長崎の被爆者、核実験による世界各地の被曝者との連帯強化のために―被曝の実相と後遺の普及、援護法の実現のために、③平和・軍縮の教育と世論喚起のために、の3つの分科会と、「核及び通常軍縮をめぐる政治・経済・社会上の諸問題（新国際経済秩序・軍縮との関連を含む）および核拡散と原子力問題」をテーマにした討論会（ワーク・ショップ）が行なわれました。

5時から池之端文化センターで開かれた閉会総会は、「我私について」なる人間をかえせ」との挨拶に立ち向うことができました。

広島34年目の原爆投下の日を迎えた広島は地元実行委員会のプログラムにより、5日正午、4つのコースに分かれて折り鶴平和行進を開始、午後1時平和公園に集結し、結集集会を開きました。午後2時から6時まで、市内20ヶ所に伝えよう」との訴えを採択しました。8日、9日の長崎大会も「統一した力」前進」を」の長崎アピールを採択、盛会裡に終了。

（紀平 伊子）

国際人権規約批准される

国際人権規約は、第87通常国会の6月6日、参議院で承認され、6月15日の閣議で批准決定、6月22日、批准書は国連に寄託されました。

三か月後の本年9月21日に同規約の効力が発生します。

国際人権規約は、世界人権宣言に法律的、道徳的な拘束力を与えた国際条約です。

私たちが人間として尊重される権利―労働基本権、教育、家庭の保護、生存権、思想、言論、出版の自由、集会結社の自由、信教の自由、プライバシーの保護、知る権利、裁判をうける権利等が定められており、私たちは憲法でこれらを保障されていますが、国際的にも保障されることになります。

この国際人権規約は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（通称A規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（通称B規約）をいいます。また、「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」があり、これらの三規約には、第一部、第二部、第三部、第四部、第五部の計53条からなっています。

この国際規約の批准を記念して、去る9月12日には、東京の渋谷ユネスコ村で街頭キャンペーンを、同13日には外務省と朝日新聞の後援を得て日本国際連合協会主催の国際人権規約批准促進総会が主催し、講演会を開催しました。

市川房枝氏のあいさつ、国田外相と、ボーベン国連人権部長メッセージ。宮崎勇樹大教授と大羽綾子北里大講師の講演がありました。1973年12月10日の世界人権デーに18団体が結集し、翌年12月10日に連絡会議を発足。当初の世話人に緒方貞子、斎藤惠彦氏をおき、以来批准促進を政府に又国民に呼びかけを続け、現在市川房枝、佐野舜恵両氏を世話人とし、今後は会を改め、留保条項の撤廃をめざし更に運動を続ける方針です。

（山口みつ子）

留保条項の撤廃を

―〝核の平和利用〟は今後の課題

後遺症の恐ろしさ、被爆二世の苦悩、被爆者の老齢化、核兵器廃絶・人類生存のために―の課題別集会が世界大会最終日の8月2日までの日本青年館で開かれました。

国際会議 7月31日午後6時止、核兵器を廃棄し、人類生存を保障するため（非核三原則・非核武装地帯の設置を含む）、②広島・長崎の被爆者、核実験による世界各地の被曝者との連帯強化のために―被曝の実相と後遺の普及、援護法の実現のために、③平和・軍縮の教育と世論喚起のために、の3つの分科会と、「核及び通常軍縮をめぐる政治・経済・社会上の諸問題（新国際経済秩序・軍縮との関連を含む）および核拡散と原子力問題」をテーマにした討論会（ワーク・ショップ）が行なわれました。

5時から池之端文化センターで開かれた閉会総会は、「我私について」なる人間をかえせ」との挨拶に立ち向うことができました。

広島34年目の原爆投下の日を迎えた広島は地元実行委員会のプログラムにより、5日正午、4つのコースに分かれて折り鶴平和行進を開始、午後1時平和公園に集結し、結集集会を開きました。午後2時から6時まで、市内20ヶ所に伝えよう」との訴えを採択しました。8日、9日の長崎大会も「統一した力」前進」を」の長崎アピールを採択、盛会裡に終了。

（紀平 伊子）

国際人権規約批准される

国際人権規約は、第87通常国会の6月6日、参議院で承認され、6月15日の閣議で批准決定、6月22日、批准書は国連に寄託されました。

三か月後の本年9月21日に同規約の効力が発生します。

国際人権規約は、世界人権宣言に法律的、道徳的な拘束力を与えた国際条約です。

私たちが人間として尊重される権利―労働基本権、教育、家庭の保護、生存権、思想、言論、出版の自由、集会結社の自由、信教の自由、プライバシーの保護、知る権利、裁判をうける権利等が定められており、私たちは憲法でこれらを保障されていますが、国際的にも保障されることになります。

この国際人権規約は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（通称A規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（通称B規約）をいいます。また、「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」があり、これらの三規約には、第一部、第二部、第三部、第四部、第五部の計53条からなっています。

留保条項の撤廃を

―〝核の平和利用〟は今後の課題

後遺症の恐ろしさ、被爆二世の苦悩、被爆者の老齢化、核兵器廃絶・人類生存のために―の課題別集会が世界大会最終日の8月2日までの日本青年館で開かれました。

国際会議 7月31日午後6時止、核兵器を廃棄し、人類生存を保障するため（非核三原則・非核武装地帯の設置を含む）、②広島・長崎の被爆者、核実験による世界各地の被曝者との連帯強化のために―被曝の実相と後遺の普及、援護法の実現のために、③平和・軍縮の教育と世論喚起のために、の3つの分科会と、「核及び通常軍縮をめぐる政治・経済・社会上の諸問題（新国際経済秩序・軍縮との関連を含む）および核拡散と原子力問題」をテーマにした討論会（ワーク・ショップ）が行なわれました。

5時から池之端文化センターで開かれた閉会総会は、「我私について」なる人間をかえせ」との挨拶に立ち向うことができました。

広島34年目の原爆投下の日を迎えた広島は地元実行委員会のプログラムにより、5日正午、4つのコースに分かれて折り鶴平和行進を開始、午後1時平和公園に集結し、結集集会を開きました。午後2時から6時まで、市内20ヶ所に伝えよう」との訴えを採択しました。8日、9日の長崎大会も「統一した力」前進」を」の長崎アピールを採択、盛会裡に終了。

（紀平 伊子）

ひろば

原水爆禁止1979年世界大会は18年ぶりに統一、かつてない広範囲な国民各層を結集、国連関係者など多彩な海外代表を迎えた。

日本の原水禁運動は、国際世論の推進役としての役割を担うにいたった。然しながら核兵器廃絶は云う易く行なうは至難である。

世界の軍事費総額が年間4千億ドルを超え、米ソSALT IIが調印されたための、核兵器体制はその精密化の度合を増し、核軍拡に依存する人口も無視できぬ状況。'79年大会では以上の情況を踏まえながら、人類生存を賭けて原点にかえり全世界のひとに訴え、平和かの選択を迫った。

ヒロシマ、長崎の「ヒバクシャ」は人類の未来の生き証人である。ヒバクシャは語った。「ある日突然、天を裂く閃光とともにこの世の地獄があらわれ、あてどもなくさすらいの中で手足ばがとれ、そしてまず頭が、そして胴体が探い海の底に沈み、鴎のきらめき風の音も遠く去り、暗い冷たい海の底の癌のそばでぴくとう名も知れぬ魂たちの無念の声を。生き残りの者も三千余年、原爆の恐怖のない社会を選択する。

（紀平 伊子）

残暑お見舞申し上げます

丸子支部 支部長 土屋花子 他20名
長野県小県郡丸子町八日町

京都支部役員一同
支部長 森定 春枝
京都市北区北野白梅町〇〇 〇七五（四六一）八〇七〇 上京〇〇

府中支部一同
支部長 幸尾妃栢子
府中市西府町二―六―九 〇四二（五七）四六八四 二

衆議院議員
岩垂 寿喜男
千代田区永田町一―一―一 衆院第一議員会館一〇〇

小諸支部一同
支部長 小山雪子
小諸市荒町 〇二六七（二）〇〇〇五 〒三八四

中央委員
宮原 恵久与
長野県小県郡丸子町石井 〇二六八（三五）〇三一二 〒三八六・〇一

中央委員
石けんグループ合名
講師 岡野加穂留氏
稲葉三千男氏

上田支部一同
支部長 河原みや
上田市常田二―三―一〇 〒三八六

ファッションルーム チューリップ
森 玲子
中央区銀座一―三―一三 西銀ビル5F 〇五（五六七）五九〇八 〒一〇四

沖縄婦人有権者同盟
会長 源 ゆき
那覇市楚辺二五八 〇九〇〇

宮崎支部一同
支部長 山内美恵子
宮崎市神宮西四六五 〇九八五（二二）二八五二 〒八八〇

米ノースカロナイ 九州有権者同盟会 長マイヤー氏来所

中央委員
丸山 千代子
上田市常磐城四―二―一三 〒三八六

須賀川支部会員一同
支部長 小針ミネ
岩瀬郡矢吹村飯塚前田 〇二四八（三二）一〇一〇 〒九二一・〇一

衆議院議員
山本 政弘
世田谷区駒沢二―二一―二 〇三（四二一）七七一六 〒一五四

横浜支部一同
支部長 桜井 敏子
横浜市杭瀬下七四〇―八 〇四五（三一）一九七七 〒三八七

大田支部
大田区大森東一―二一―三 〇三（七六二）一六〇七 〒一四二

社会福祉法人 東京愛隣会
種田 あい
足立区足立二―三一―一六 〇三（八五三）二三三一 〒一二一

名古屋市教育委員会
名古屋市婦人会館前館長
浅野 道子
名古屋市中区大井町七番二五号 〇五二（三三一）五二八八 〒四六〇

代表取締役
森永印刷株式会社
千代田区錦町二―二 〇三（二六三）二八九二 〒一〇二

横浜支部一同
横浜市南区永田町一八四〇 〇四五（七四一）三〇〇三 〒二三三

川越市大字上戸一一〇〇―三 〇四九（二二）六〇〇八 〒三五〇

吉増 政子

いわき支部会員一同
支部長 熊耳シズイ
いわき市好間字浦田44 〇四六（七四）二八九八 〒九七〇

東京工業大学名誉教授
東京理科大学教授
大槻 富之助
横浜市鶴見区上の宮1―32―6 〇四五（五八一）七七五三 〒二三〇

松田 ふみ子
大田区山王二―三九・二 〇三（七七七）六八四〇 〒四三一

婦人有権者

（第三種郵便物認可） 昭和54年8月1日発行

（6/12～7/6）

6/12 ○核禁大会準備会
6/25 ○夏期セミナー実行委員会
○財政委員会
6/13 ○参議院定数是正訴訟判決
○司法の幹事会
6/14 ○機関紙初校
○人権規約批准記念集会打ち合わせ
○七婦人会合
6/15 ○政策委員会
○少年法幹事会
○学習会「編集の仕方について」
講師 高橋邦輔氏
○多摩川の水汚染をみる会
○弁護士法案廃案拡大
6/16 ○少年法の運用の実情を考える意見交換会
○青梅支部総会
6/18 ○横浜支部総会
○府中支部総会
6/19 ○NGO役員会
○世田谷支部総会
6/20 ○国際連絡委員会
6/21 ○都連
○鐘国北朝鮮学習会打ち合せ会
○長野県支部連合会
6/22 ○組織部会
○機関紙再校
○小諸支部総会
○都消費者運動実行委員会
○公害監視特別部会
6/23 ○三鷹支部総会
○少年法活動者会議
○バザー委員会
6/26 ○参議院定数訴訟上告
○「国会とは」学習会
講師 宮下忠安氏
6/27 ○都環境週間反省会
○新生活運動協議会
6/28 ○鈴木都知事面会
○機関紙発送
6/29 ○教育委員会制度学習会 講師 伊藤晃氏
○不用品交換会実行委員会
○原水禁大会実行委員会
○米ノースカロナイ 九州有権者同盟会 長マイヤー氏来所
○市民センター共催学習会
6/30 ○豊島支部総会
7/3 ○常任委員会
○出版部会
○石けんグループ合名
7/5 ○出版整理会
7/6 ○プライバシー研究会
講師 岡野加穂留氏
稲葉三千男氏

6/30 ○市民センター共催学習会
7/3 ○常任委員会
○出版部会
○石けんグループ合名
7/5 ○出版整理会
7/6 ○プライバシー研究会
講師 岡野加穂留氏
稲葉三千男氏

TSUDA ENGLISH INSTITUTE
津田英語会 （昼・夜）
●英会話 ●英文タイプ ●小学生のクラス（一部） ●ビズネス英語土曜特別コース（6ヵ月）
●一般英語 ●英文速記 ●中学生のクラス（月・水・木・16） ●英語集中短縮コース（1年）
●特事英語 ●高校生のクラス（月・水・金） 学割内容 下16時引
TSUDA SCHOOL OF BUSINESS
専修学校 津田スクールオヴビズネス
本校の目的 実務に即した英語の実力とビズネス社会に役立つ専門知識をそなえ、円満な社会人として、世の中に貢献することのできる人間の養成をはかる。
●募集程度：普学2年以上 ●募集人員：400名 ●入試難易度：7月の試験 300名程度 前期入学 100名程度
※入試要項は7月完成（学700円）
〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷1―18 （国電千駄ヶ谷駅前） TEL（402）7331（代）

純植物性原料使用
リサイクル'78 粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2―21―11
〒151 ☎03―370―4541

シャープ、スピード、サービス

森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4 〒181 （日産厚生園正門前） ☎ 0422-48-1611（代）

ぬれ手にご注意！
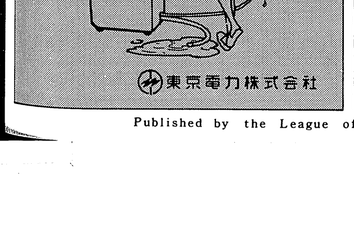
東京電力株式会社

酢のものに

ミツカン土佐酢は、三杯酢にかつおのだしが生きています。ふりかけるだけで、おいしい酢のものができあがり。
ミツカン 土佐酢 三杯酢+かつおだし

ガス坊やの安全コーナー
つけたら 回そう 換気扇
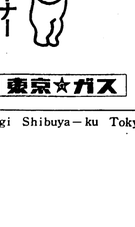
東京☆ガス

おことわり

10月号は夏期セミナー記事掲載のため発送が10月中旬になります。

出版部

ひろば

原水爆禁止1979年世界大会は18年ぶりに統一、かつてない広範囲な国民各層を結集、国連関係者など多彩な海外代表を迎えた。

日本の原水禁運動は、国際世論の推進役としての役割を担うにいたった。然しながら核兵器廃絶は云う易く行なうは至難である。

世界の軍事費総額が年間4千億ドルを超え、米ソSALT IIが調印されたための、核兵器体制はその精密化の度合を増し、核軍拡に依存する人口も無視できぬ状況。'79年大会では以上の情況を踏まえながら、人類生存を賭けて原点にかえり全世界のひとに訴え、平和かの選択を迫った。

ヒロシマ、長崎の「ヒバクシャ」は人類の未来の生き証人である。ヒバクシャは語った。「ある日突然、天を裂く閃光とともにこの世の地獄があらわれ、あてどもなくさすらいの中で手足ばがとれ、そしてまず頭が、そして胴体が探い海の底に沈み、鴎のきらめき風の音も遠く去り、暗い冷たい海の底の癌のそばでぴくとう名も知れぬ魂たちの無念の声を。生き残りの者も三千余年、原爆の恐怖のない社会を選択する。

（紀平 伊子）

花片

▼大正末期の天災、人災に、筆で九月は苦の月という駄文を書いた。図らずも今日「明治の、九月は黒い服を着て…石原少人」を見い出して、作句者の本意とは異るかも知れないが、軍部や戦争の被害を嘆する我が意を得た。

▼二、三年前、友人から贈られた南部鉄の風鈴の短冊が、破れたので、厚紙に「涼しさを宿にしてねまるなり」芭蕉」「大の字に寝て涼しさよ林しさよ」一茶」を書きつづし涼しい音を。お手軽避暑。

▼朝日新聞8・16紙面に、市川房枝氏の「ひたしの絵日記」登場。富士山並ぶさがし描れた蚊取線香。暗の案内役の蚊を花の中にいれるところ名だそうだが、「育」を蚊の花を指し：章田男」と併せて、先駆者の清澄な光りを感ずるではない。

▼銀座百点8月号の男のおしゃれ小物という座談会で、理容室シロー主人の話では、サミット会議で男のマニキュアをしているのは日本だけと。能ある鷹は爪を秘すは死語。

▼先輩の92回の誕生祝いて、二人位の介添えがなくては持てない二重目の重さのある金盃で、長寿と健康にあやかるようにと、まわし飲みがされた。男の主賓はためだけったが、二息三息飲んだのは若い女性。女性の場の拡大。

▼広島、長崎、敗戦記念日と胸のいたい記憶につき、沖縄で増てない大規模の米軍の大演習の報。また沖縄の米軍の秋季々の総選挙。地盤、看板、組織、顔、因縁、金を蹴って、黙々と独り己れの信ずる投票を。変化の起る総選挙へと、祈念。

（かち子）

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟 （渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

Published by the League of Women Voters of Japan No. 21, 2Chome Yoyogi Shibuya－ku Tokyo Japan

汚職議員を公認しないで

大平総裁へ強硬に申し入れ

7月25日、松野頼三氏は議員を辞任しましたが、7月27日、有権者同盟、市民の会両団体会員は、自民党本部に佐々木副幹事長をたずね、公認しないよう、大平総裁、斉藤幹事長に申し入れを行ないました。これに対し、県連が公認を申請して来た段階で考えるとして確答を避けました。

7月27日、有権者同盟、市民の会両団体会員は、歴代総裁の写真が掲げられてある自民党本部の一室で、佐々木副幹事長に面会を求め、7月21日に両団体で行った決意（機関紙8月号に掲載）の「松野頼三氏を除名、来る総選挙に入れました。そして、責任政党として、国民の前に、汚職議員の公認をしないよう申し入れや、国民感覚との間に大きなズレがあるのを感じました。

「報道県連が公認を申請してきたら、選対委員会でスクリーニングして、皆さんの主旨を尊重して参考にしますと一応の姿勢は示されましたが、公認の余地は充分に残っていると感じられました。

政党は、党員の質の問題にも責任をもつべきである。憲法の「公認しないで」との事情で県にまかせている）「2千円の会費を払う議員の条件などの質問も出され、党員になれるのだから」と、「報道県連が公認を拒否するものは極く僅かであることが、ハッキリとうかがわれ、それらに対し、意志明確なお答えをいただくことはできませんでした。

（久保田須弥）

保険外負担の問題として、今国会まに再三問題にされてきましたが、解決のめどはたっていません。

★　★　★

分科会の司会、提題者（同盟会員）が各自の分科会の内容をまとめられたものを一括して記事にしました。

（久保田須弥）

看護職との接点を求めて

よりよい医療へ第一歩

7月4日、日本青年館で看護協会主催による（有権者同盟は賛）シンポジウム"みんなで医療を考える"が開催され、参加者は約1400名でした。主催者挨拶大森文子氏、協賛団体代表挨拶大友よね氏。市川房枝参院議員による記念講演があり、基調報告がありました。午後は五分科会に分れてシンポジウム。一般市民と看護職とのコンセンサスを求めて熱心な討議がされました。

国会へ代表を

市川房枝参議院議員は「健康を支える女性たち」と題し記念講演をされました。

女性が家庭内で家族の肉体的、精神的健康を支えている看護職の人達の位置づけ、地位、財政上増員できないために過重労働となっていることなどが述べられました。そして、健康を支える充分な条件を整えるには、協力して組織を改善して解決すること。制度の問題、予算のうらづけの問題は、国会、政府、自治体の積極なのでその方面へ患者の気持を汲むひたのにも人の働きかけが必要なこと。終わりをもった20万人の会員をもつ看護協会は、有力な団体なので政治の場へ代表を送ることなのです。

健康に不安をもった時

提題　稲茂登冴子

求められる温いお心

主婦が健康を侵された時の人の心配や、精神的に健康に不安を感じている場合、看護職などの程度応え得るかなどが提起されました。現場からは目の前の病気だけでなく、背後の家庭環境や福祉にまで目を向ける必要があると提起されました。それには、保健婦一人が1万人を受けもつ現状をせめて5千人にして、地域に密着した看護がしたいと訴えられました。

老人の健康

提題　丸山　智子

ネットワークを整えよ

病気の両親をひき取って世話をしている体験から「老人医療や福祉に関する情報と、地域に老人医療の知識、技術をもった医師、看護婦がほしい」「在宅でもリハビリや治療が受けられるよう専門家の派遣」「介助者があれば…」と社会的に老人医療のためのネットワークを整える必要性が訴えられました。

子どもの健康

司会　瀬下　恵子

地域に密着した保健

以前から子どもの体の異常、背柱側湾症、骨折しやすい子、不信のとの育て子どもたちがその機性になることは大きいと明らかです。

沖縄はまがりなにも本土からと立ち上り、したたかな生きかたをしてきた先輩教師たちの体験というか何かのにもかかわらず、沖縄の教師たちは前向きに受けとめ立上っています。いま沖縄において教師という仕事のやりづらい時期だとは思いますが、私どもは続戦後まったくゼロのには続戦後まったくゼロの背後の家庭環境や福祉にまで目を向ける必要があると提起されました。それには、保護者の理解と協力が必要であるとして、青空教室から屋小屋教室へそして施設の充実が望まれました。

子どもの健康

司会　瀬下　恵子

地域に密着した保健

以前から子どもの体の異常、背柱側湾症、骨折しやすい子、人手の心配や、精神的に健康に不安を感じている場合、看護職などの程度応え得るかなどが提起されました。現場からは目の前の病気だけでなく、背後の家庭環境や福祉にまで目を向ける必要があると提起されました。それには、保護者の理解と協力が必要であるとして、青空教室から屋小屋教室へそして施設の充実が望まれました。

急病人が出たとき

司会　紀平　悌子

医療体制づくりを

提題　向井　承子

保険外負担の解決を

基礎看護病院では、入院した時、付き添いをつけても病院生活ができることが"たてまえ"となっています。一日、7千円以上で付き添いを依頼する現実にあり看護の場から付きの間にだされる悩みが述べられ、また、家政婦会の「高齢でも働かなければならない」との発言もあって、女性に頼るが"発言"にとどまる医療機関を含めた看護職の問題点も出されました。

今ここでこんなことが

いま沖縄は、教育、とくに学力問題でゆれています。学力低下の問題は日本の各地で起っているということでは沖縄もご他聞にもれないという感じがつよくて、不信のとの育て子どもたちがその機性になることは大きいと明らかです。

沖縄はまがりなにも本土復帰を実現させ、青空教室から屋小屋教室へそして施設の充実が望まれました。それには、保護者の理解と協力が必要であるとして、青空教室から屋小屋教室へそして施設の充実が望まれました。それには、保護者の理解と協力が必要であるとして、

見事なチームワーク

支部訪問 ⑰ 郡山

本部を訪問して

郡山支部の会員が中心となって郡山駅行列の一行が、本部に著られた11日、本部に著られた11日、大雨を配しながら郡山のバスに同乗させてもらい、全支部の中で最小の会員数をもち活発な地域活動を続けてきたら、選挙法改正の署名運動に参加して居られる郡山支部の34年間の発展のあとをたどりました。

「昭和20年、同盟の結成から50日後、戦前、市川先生の許で婦選獲得運動に参加していた婦人員子さんが、一時帰郷中に支部結成のために友達を集め、小学校の講演会を開きました。"自分のことをきめるのは自分自身なのだ"という初歩に触れて、それまで、ひっそりと暮すものだと言われていた未亡人も、男性に云うままに動いていた女性も目覚めて、自分達の為に勉強しようと、同年12月23日開催4番目の支部が発足したのです。翌年4月10日の総選挙に向けて政治講座をもち、約3ケ月に亘って学習しました。珍しいや傍聴、職員との懇談、選挙法も難しいやらで大変でしたが、の学習を重ね、昭和27年には、した人の中から多数の会員を得て支部が飛躍しのです。50年の夏期セミナーが磐梯熱海で開かれたとき、会員以外の方を多数お誘いして多くの会員を得た良い経験をもっているので、今回の旅行も、会員どのふれ合いの中で、同盟を理解してもらうよい機会という意味も大きいとのことです。現在、全力投球している郡山市の選挙区制の問題も各種婦人団体と話し合いつつ、市民運動として盛上がるよう努力しているなど、活動を通して、支部が発展している着実な姿勢が感じられました。

すじの一本通った先輩諸姉が、若手を巧みに導いているチームワークは見事なもので、この大チームをまとめてきた支部長は原幸さんで13代目、任期2年で連続2回をこえない規約を厳守しているのも、機関紙を配る事一つでも、手渡しをして会員同志の遇りを密にする等、きめ細かな運営をしている素晴しい支部です。

（大槻　勲子）

今ここでこんなことが

父母と教師の信頼の輪を

沖縄の教育 今後の課題

沖縄の教育は、教育、とくに学力問題でゆれています。学力低下の問題は日本の各地で起っているということでは沖縄もご他聞にもれないという感じがつよくて、不信のとの育て子どもたちがその機性になることは大きいと明らかです。

沖縄はまがりなにも本土復帰を実現させ、青空教室から屋小屋教室へそして施設の充実が望まれました。それには、保護者の理解と協力が必要であるとして、

忘れていませんか"もうひとつの総選挙"

第11回最高裁判官の国民審査があります

国民審査とは、国民が、内閣によってえらばれた最高裁判官を不適当だと思うとき、その裁判官の名前の上に×印をつけ、半数以上の×によってやめさせることができます。

衆院選と同時におこなわれる今回の国民審査では8名の裁判官が審査対象となります。

司法の独立と私たちの人権を守るため、最高裁判官を国民審査でチェックしましょう。

白票は信任になります

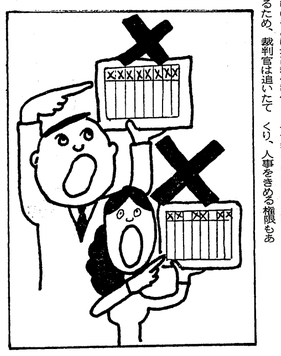

最高裁は、10年前頃から政府によるハト派をタカ派裁判官への入れかえ人事政策があって以来、判決はもっぱら人権よりも治安・秩序優先の判決が目立つようになりました。

◆最高裁は本来、憲法や人権をうたう「最後の砦」として私たち国民にとり重要な位置にあります。また、司法研修所で裁判官の事件処理数や判決内容が多く一定の基準のもとに最高裁へ報告されるため、裁判官は追いたてられるように、人事をきめる傾向もあります。だから最高裁が反動化すれば、わが国の裁判全体がそれになり、危険性があるわけです。私たちが司法の場で公平な裁判をうけられるために、最高裁がこれ以上政府に追従して憲法や人権を無視しないようにしっかりと国民審査でストップをかけましょう。

◆わかるないからと棄権すると、つもり？何もかずに（白票）投票すると、×印以外の票は信任になります。

それでは国民の意思は正確に反映されません。わからない人は係員から用紙を受けとるなり、受けとっても返すことができます。

自治省はそれを認めて、各投票場にその旨の掲示を出すことにしています。

◆「時の政府から一歩はなれた広い視野と遠い展望に立って……。第一線の裁判官が自由濶達でふんいきの中で、それぞれにより良い裁判の実現をめざし、そのもてる力を十分発揮できるように司法行政上一層配慮されたい」横川前札幌高裁長官が昨年秋最高裁へ警告した言葉です。

34巻9号（付録）　婦人有権者　昭和54年9月1日発行

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をより良く代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に流れることなくその行なうことを批判し、模倣的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

編集発行人　小池順子　発行所　日本婦人有権者同盟　（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内）　電話（370）2727番　〒151　振替195409

昭和54年9月1日発行

要旨
参院定数是正訴訟

院地方区の代表は地域代表的性格をもつとした。しかし実

原子力発電病気で医者にかかるとか、とは通れな

学習会要旨

参院定数是正訴訟

講師 越山康氏（弁護士）

国会の裁量にゆだねた判決

▼判決後上告までの手続

参院定数是正訴訟は6月13日、第一審の東京高裁第15民事部で請求棄却の判決があった。判決の翌日から起算して14日以内に上告の手続きをとることになる。上告状は原審である東京高裁の裁判長宛に6月26日、東京5名、神奈川2名の選定当事者で提出。次に高裁から上告理由書を提出するよう書状があったらその翌日から起算して50日（7/4〜8/22）以内、8月20日頃東京高裁第15民事部に最高裁宛提出する。恐らく9月中に、小法廷或いは大法廷へ原告及選定当事者を呼び出すことになるであろう。

▼第一審判決について

判決は「本件選挙当時、本件議員定数配分規定（公選法別表第2）の下における各選挙区間の定数配分は憲法の選挙権平等の要求に反するに至っていたものと判断するに十分であり…」として、憲法の要請である選挙権の平等に反していたが、選挙は違憲と断ずるのは時期尚早と述べている。（機関紙7月号参照）

一つの理論的な考えとしては憲法にはいくつかの原則があり、仮にその一つが選挙権の平等の要請からくるものであり、その他の原則に、ある場合には憲法違反と言わなくてもよいということであれば論理としては解るが、そこをはっきりせず憲法にそぐわないとしながら違憲としないのは異常なものと解釈される。

▼参議院地方区選出議員は地域代表的性格をもつのか

被告の主張した点は、参議院地方区の代表は地域代表的性格をもつとした。しかし実態がどうであるかでなく、日本国憲法がどう規定しているかが論点であるべきである。選挙権の平等を離れて他を主張するなら憲法レベルでなければならない。

判決によると衆議院議員は国民代表的性格であり、定数は人口比例で定めてよいが、参院地方区は地域代表的性格としている。

通常、憲法は国会議員全部を国民代表としているが、ここでは国民代表が地域代表に対比され憲法論として疑問がある。

地域代表とは、政治的意味では政党が近代化する程、国民代表より地域代表（地元利益代表）が重いということはなくなる。比例代表制をとっている国は多いが地域代表的要素はない。

▼国会の裁量

判決によると「本件議員定数配分規定につき、いついかなる時点において是正の方途を講ずべきかは是正の内容とも関連し将来の人口移動の予測、その他諸種の政策的要因をしんしゃくしてなす国会の合理的裁量に委ねられていると解すべきである」としている。

国会は憲法で国権の最高機関とされているが、司法も憲法により違憲立法審査権を与えられている。司法権の自己抑制も、司法権に内在するものとして無視出来ないが、三権分立として立法府に対する司法の思い遣りより、国会に対して憲法の番人として明確な発言をして欲しいと思う。

国会の裁量に委ねられているとしても長期間是正されず説得力がない。

各政党から参院の根幹にかかわる意見が党利党略の争いで出されているが、国民としては党利党略の争いで選挙権の手続き等をなおざりにしていることは許し難いことと言わねばならない。

7/25 婦選会館 理想選挙推進市民の会、有権者同盟共催

（まとめ 瀬下善子）

学習会要旨

アメリカと日本の地方自治の意味

講師 リー・ファンズウォース氏（ユタ州ブライハムヤング大学教授）

米は強い州権限 中央集権の日本

ユタ州の下院議員として活躍されているリー教授はフルブライトの交換教授として来日、日本の地方自治を研究され、アメリカのそれと比較しつつ、淡々としかも厳しい批判をされた。

◆中央、地方政府の関係

すべての社会には異った価値、立場によって対立がある。地方政府においては、中央政府の支配が強い程対立が少ない。連邦制度においては地方政府は独立した機能を持っており、対立も多いが、取り消されることのない権利（イリボーカブルライト）を持つ統一されたシステムの政府では、地方自治体は取り消されることの出来る（リボーカブル）権利しかもてない。

◆日米の地方自治体の成り立ち

日本の戦前の議会議員は限られた投票権によって選ばれ、市長は議会によって選出された。知事は内務省に任命され、議会は知事の支配下にあり、中央政府のエージェントのような役割を持ち、中央集権制度であったが、戦後、新しい憲法によって国会が国家権力の最高機関となり、国民は基本的自由な権利が与えられ、地方自治も民主主義推進のため確保された。この基盤は憲法92条〜94条（第8章・地方自治）に制定された。しかし92条（地方自治の基本原則）は法律で定められるとあり、リボーカブルな規定といえる。93条は住民が直接選挙によって、長・議員を直接選ぶ規定となっており、連邦制度的な性格を持ち、イリボーカブルな面といえる。94条は地方公共団体の機能を定めているが、国会で定められた法律に基づく条令によるとして、極めてあいまいな性格と云える。占領軍がとった地方自治体強化も、日本政府により次第に中央集権化され、1960年、自治庁が自治省となり、かくて3割自治が実現、自治体は中央政府の下請機関となった。

米国においては独立宣言の中で主権は人民であると述べられ、政府は人民の保護をするという主目的を持ってきた。州憲法は国の憲法に先んじて制定され、市民権・二院制議会・選挙区等、人民の参加システムが確立され、連邦・州が互いに独立性を保ち、州に対してはイリボーカブルな権利が与えられた。上院は州を代表し、下院は人民を代表し、上院の代表権である州の同意なくして憲法の改正は出来ない。日本と違うところは地方自治の原則が憲法の中にイリボーカブルのものとして含まれている。財産、教育、労働権など殆んどを州で持ち、約8千の自治体、百万の議員等が選ばれ、多く人が決定に参加している。

◆両国の議会運営と議員の働き

日本の地方議会では議案は知事、市長から提案され、議員提案は殆んどない。

委員会は傍聴がなく、本会議において、わずかな討議で、コンセンサスによる決定が多い。陳情、請願制度には議員が取り次ぎに活躍している。又財産管理がオープンでない。

米国では知事は議案の提出権がなく、議員立法のみである。したがって議員は常に市民のニーズを捉え、忙しく議案を提出、勉強する。私の議員の報酬は本会議出席日のみ25ドルです。

─日本に地方の時代は来るか

残念乍ら真の地方の時代は訪れないのではないか。と結ばれました。7/22 婦選会館

（まとめ 松浦三知子）

道中

野尻湖から

芙蓉の葉の形に似ているので芙蓉湖ともよばれる野尻湖は、班尾火山の噴出物でできた堰止湖であるといわれています。

湖岸線が複雑で屈曲し、立が鼻、樅が崎、松が崎、寺が崎、竜宮崎、琵琶が崎などの岬があって、YMCA、YWCA、教会、学校等の施設が各岬の景勝地を占めています。

軽井沢と同じく外人宣教師によってその美しさを見出されたそうで、外人別荘地が湖畔の一角にあり、国際色豊かな避暑地風景が夏には見られます。

越後に近いこの地方の春はおそく、五月の連休の頃にネコヤナギ、シラカバ、ミズナラ、カラマツなどがいっせいに新芽を吹き、その中に桜の花が美しく映え、中旬過ぎにはもえるような新緑の中に山ツツジ、藤などが鮮やかな色を添え、ウグイス、カッコウがしきりに鳴くようになります。

残雪をいただいた妙高山が湖に影を映す景色は印象的で、妙高と並ぶ黒姫山、戸隠、飯綱、班尾等の山々の頂きに積乱雲が湧きたつ夏にはヨット、ボート、灯籠流しなど賑やかな湖畔となります。

やがて観光客が少なくなると湖畔は紅葉に色どられ、11月にはもう雪の季節となってしまいます。（小池）

★ ★ ★

所在地…長野県上水内郡信濃町野尻高原

（題字・カットは直属会員梅原文子さん）

学習会要旨

住民記録の電算処理

講師 岡野加穂留氏（明治大学教授） 稲葉三千男氏（東京大学教授）

安心出来ない情報集中管理

岡野加穂留先生

日本はこれから(1)労働力構成の高齢化と高学歴化、(2)第一次第二次に比べ第三次産業労働力構成比の上昇、(3)雇用労働比率の上昇、(4)物質的豊さから個人のいきがい、このいきがいから生活の中に於ける精神的要素の重視と生活の質の向上等が政治経済社会の中に拡がっていくと思われる。

この中で一番大きな問題は個人というものをどう考えていくか、憲法十四条との関連の中でどうやって守るかということである。プライバシーという言葉はまだ一般的に定着していないが、マスコミなどで個人の私事が公開された[illegible]上の不法[illegible]や公表の[illegible]ができる[illegible]の保障と[illegible]

(3)都市の民主政治の観点等から考えてみると、数字の上で有権者の増大が政治の拡大となり、政府の関与しないものがない位に政府の業務が多くなってきて、都市人口が年々ふえ、しかも市町村間の人口移動が非常に激しくなってきている。この様なことから機械による移動チェックの必要が生じ、又個人情報の集中管理ということも起ってくるのである。

福祉国家とか福祉社会とかを作り出すために便利というプラス面と逆に、そのことを口実にして私的生活に権力が安易に入ってくる危険がある。日本の社会は政治行政の便利的側面を前面に出すことによって、人々の個人生活への管理体制が強化される危険性が多分にあり、これは反対賛成[illegible]

いずれにしても、原子力発電所の問題同様さけては通れないことなのである。

私共はプライバシー問題に対しては自らキチンとした姿勢で臨まなければならない。

稲葉三千男先生

近代国家で基本的人権が高められていくその根底にあるものがプライバシーである。

人間が小さいコミュニティに住んでいた時は、周囲の人々がよく知り合っているという無意志的個人情報があった。近代になり都市化が進み他人に依存して生活するようになると、私の意志で情報を相手に伝えなければならなくなった。例えば商店で買物をする、病気で医者にかかるとか、これを意志的個人情報という。

福祉行政のため役所に対し意志的情報が提供されるが、コンピューターに記憶させると忘却ということがない。出した情報が何に使われているか本人には伝わってこない。個人の出した情報なのだからどこで何に使ったか知らせてほしいし、何年か後には見直しをさせ修正できるようにしたらよい。

行政も情報を求める時には目的を明示し、目的以外には使わないことを約束し、且つ行政にどんなにプラスしているか知らせるべきである。

7/6 婦選会館

（まとめ 小池順子）

お知らせ

議員定数訴訟 第一回口頭弁論 9月13日(木) 午前10時 東京高裁 民事14部 8号法廷（5階）

日本の味を大切に
シマヤだしの素
山口県新南陽市福川637 0834-63-2525

お米のヌカから生まれた
ボーソー
台所用粉せっけん
食器・ふきん洗いに！

手荒れと水質汚染を追放する
新しいタイプの台所用粉せっけんです
日本婦人有権者同盟 取扱い
東京都渋谷区代々木2-21-11
〒151 ☎03-370-4541

純粋なもの・自然なものをおとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

[illegible] もう看護協会は、有力な団体 健康・保健相談の窓口設置を [illegible] されました。それには、保 [illegible] グループがで

憲法・人権無視の裁判官に×印を

国民審査をうける裁判官

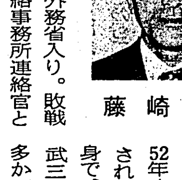

藤崎万里

昭和12年外務省入り。敗戦時は終戦連絡事務所連絡官としてGHQと折衝する際の通訳、外務省条約課長としてサンフランシスコ会議随行。佐藤内閣時代に条約局長として日韓条約の仕上げをする。オランダ、タイ各大使を歴任し、52年4月に最高裁判事に任命される。同じ外務高級官僚出身で、なうてのタカ派の下田武三氏（今までに×印が一番多かった）の後任として。経歴からみて、官僚的体質は免れないものとみられてる。

64才 外務省出身

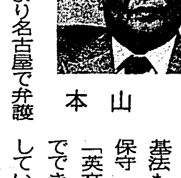

本山享

昭和11年より名古屋で弁護士、名古屋弁護士会々長。愛知県人事委員長として、数千人に上る春闘の処分を断固やると叫んできた。民事専門で大企業十社余の顧問。女子の若年定年制は違法だとした一審判決を控訴審へ持ち込んで敗れた。「生理休暇も取り上げ、深夜労働もさせるか。労基法も見直しが必要」の言。保守・タカ派。憲法について「英文が先に、しかも二週間でできた憲法を、そのままにしているのはおかしい。憲法制定には5年はいる。……ただ前文、ありゃ何だ。改正できるといいながら、直すやつは世界正義に反する如くいう。矛盾もはなはだしい」

52年8月に最高裁判事 67才 弁護士出身

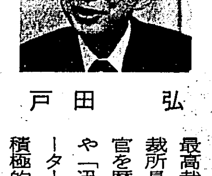

戸田弘

昭和16年より24年まで広島で裁判官、刑事裁判官として出世コース、司法研修所教官 最高裁調査官・浦和・横浜地裁所長、高松・東京各高裁長官を歴任。東大事件欠席判決や「迅速裁判」路線のプロモーター。最高裁の司法行政を積極的に推進した一人。

53年7月に最高裁判事 65才 裁判官出身

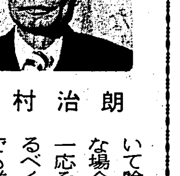

中村治朗

昭和23年最高裁行政部、東京地裁判事、最高裁行政局長兼民事局長、最高裁主席調査官、東京高裁判事を歴任し民事行政専門。青法協裁判官攻撃のイデオロギー的中心者。「当該立法の是非善悪について論議が分かれているような場合には、裁判官としては一応その立法政策に忠実であるべく…」と、要するに悪法でも従えとの考え方。「統一的な裁判組織の一環として活動する裁判官としては、最上級審の法的見解を尊重し、これに従うべきことは当然」とタカ派。秩序維持優先の法理論の中心的指導者でもある。

53年9月に最高裁判事 65才 裁判官出身

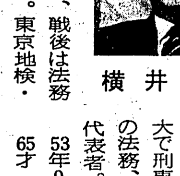

横井大三

戦前は裁判官、戦後は法務・検察畑を歩く。東京地検・東京高検、[illegible]52年6月退官。[illegible]の法務、検察の理論づくりの代表者。タカ派とみられる。

53年9月に最高裁判事 65才 検察官出身

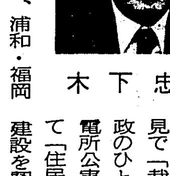

木下忠良

昭和12年より、浦和・福岡・水戸・東京・大阪各地裁判事、大阪高裁判事、旭川地家裁所長、大阪地裁所長、仙台高裁長官、大阪高裁長官を歴任し、54年3月に最高裁判事。大阪高裁長官就任の記者会見で「裁判も広い意味では行政のひとつ」係属中の火力発電所公害訴訟を例に持ち出して「住民の反対が厳しいから建設を認めないというのが果して名裁判なのか」と発言して、公害反対訴訟団から厳重な抗議をうけた。

63才 裁判官出身

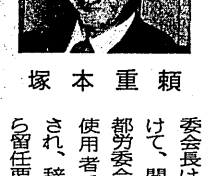

塚本重頼

昭和13年司法官試補、千葉・岐阜・東京各地裁判事を経て、22年退官し、弁護士へ。中大教授。30年東京都地方労働委員会公益委員、37年から53年まで同会会長。「弁護士本業、大学教師が趣味、都労委会長は社会奉仕」と位置づけて、間口の広い活動に従事。都労委会長には、公益、労働、使用者委員の満場一致で推され、辞任の時は労使双方から留任要請があったという。著書、論文は多数あり、労働法関係の著作、アメリカ憲法の基本的人権に関する論文が多い。

54年3月に最高裁判事 66才 弁護士出身

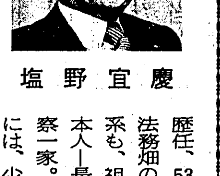

塩野宜慶

昭和14年司法官試補、神戸・横浜・東京各地裁検事、甲府・東京各地検検事正、法務事務次官、東京高検検事長を歴任、53年5月退官。検察・法務畑のエリート官僚で、家系も、祖父─父（元法相）─本人─長男と四代にわたる検察一家。法務省事務次官時代には、少年法改悪をすすめる法制審議会で改悪賛成にまわった。

54年4月に最高裁判事 64才 検察官出身

×印運動は自由

国民審査のための運動は選挙とちがって公選法の適用をうけませんので、公示前も選挙期間中でも自由にどんなことでもでき、違反になりません。

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

第17回夏期セミナー
意識と行動をかえよう
同盟の運動は将来の布石

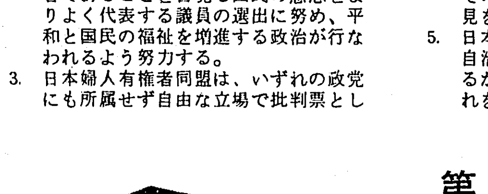
国立婦人教育会館

9月11日、12日、国立婦人教育会館で第17回夏期セミナーが開かれました。

先に行われた統一地方選挙の結果をかえりみて、国民の意志が政治や選挙に反映されないのは何故か。80年代の政治の動向を決める総選挙を目前にして有権者の正しい選択と汚職議員・政治家を再び当選させないために何をすべきかなど、参加者60名によって2日間にわたって熱心に意見が交され学習、討論をもとに総選挙の啓発活動にのぞむ確認をして、終了しました。

汚職議員に終止符を

総選挙を目前にして夏期セミナーが9月11日、松浦第一副会長の司会で開会されました。小池会長の「きれいな、正しい選挙がされるよう、汚職議員を代表として送らないため、学習を実践にうつし効果があがるよう努力してほしい」との挨拶のあとオリエンテーションに引き続き、木村栄紗子氏（国立婦人教育会館勤務）に「よい会合のもち方」について研修を受けました。

昼食後、紀平政啓委員長から総選挙に際し、17団体による〝汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会〟の運動の経過、募金広告（9月8日朝日新聞掲載）の説明がされ、このことに対する反響、全国からのカンパの話がされました。会場からも即刻、約10万円のカンパが集まりました。

1時から、関東学院大学教授山田宗睦氏の講演「日本の政治を考える」（別記）があり、私達の運動に理解を示し自信を与えて下さり、今後の運動に生かすべく伺いました。

3時半からは、去る7月6、7日、市川房枝参議院議員と小池、紀平両氏が松野問題で熊本有権者と行った、熊本での婦人・青年との懇談会のスライドがナレーター紀平政啓委員長に依って上映されました。その時の雰囲気がビンビン伝わって来るような説明に、会員は一そう総選挙への取りくみに意欲を燃しました。

夕食後8時まで大槻副会長の司会で懇談会を開きました。静岡の石上さんの「今度の総選挙に何か計画がありますか」の問いに、郡山の石原さん、小金井の西川さん、世田谷の飯田さんから、候補予定者を呼んでの学習、政策を聞く会を計画、「人が集るかとても心配だったが大勢の人が参加して本当に良かった」と言う話、福島の新田さんの事務所訪問、街頭啓発は80年代をまかす人を選ぶための力強いチラシを作って呼びかけを計画しているなどのとり組みがのべられ、なごやかなうちに第一日目を終りました。

第二日は9時30分から、第二、第三分科会を合併して一分科会とし、三つの分科会でそれぞれのテーマで話し合い、午後は全体会（2面参照）、最高裁裁判官国民審査の運動の説明が本田さんからされ、針生副会長の「八十年代をめざしての研修ができました。地域で惜しみなく頑張ってほしい」との閉会の挨拶で終りました。

（まとめ 久保田須弥）

日本の政治を考える

講師 山田宗睦氏（関東学院大学教授）

有権者の思い 政治に表そう

(1)真実の声を出そう

我々は思い切り、面白く行動が出来た時、会心の笑をもたらすが、「面白い」の面は顔のこと、「白い」の意味を考えてみよう。

明治の文学者、北村透谷は論文の中で、「恋愛は人生の秘鑰なり」と書いている。「恋愛は人生のとびらをあける鍵だ」という意味である。これは恋愛論に託して当時の政治家を批判し、専制政府にどうして対抗できるかを書いたものである。ある人を好きでたまらない時、決定的な愛の告白を、云わなければならない時が必ずある。誰でも心の中に秘密をもっている。誰でもひそかに思いをかけている事があるのに、普通は人にのぞかれる事を好まない。それを「公ならしむべし明らけくすべし」と云ってこの明らけく（白い）という字をあてている。透谷は三多摩で明治の自由民権運動に参加したが、当時も今日の政治家の大臣のイスの配分をめぐる取引と同様、民権論者が、大臣のイスをちらつかせられ、籠絡されていくのをなげき、各人の心の中の思いを、つなぎ合せる事ができたならば、民に権利があるとの運動の力になるのではないかと考えたようだ。心の中の思いを何のためらいもなく、外に現すことが、面白いことなのだ。出し切った時に人間として最も快い思いに顔がほころぶのであるとの考えを現したのである。

今日、自分の思いを何はばかる事なく云えているのか、と考えてみると、各地方には、議員の後援会組織による利権の構造は末端に至るまで入りこんでいる現状であり、透谷の挫折に至る思いは遠い昔のこととして見過すわけにはいかない。

(2)55年体制からの脱皮

産業経済の面から日本の現状をみると、高度成長がゆきづまると、できるだけ付加価値の高いものを生産しようとする。即ち、自動車よりはコンピューター。家電製品よりジェットエンジンとなるが、それには膨大な市場がいる。ロッキード、ダグラス事件も、国民総生産の1％の軍備をもつ自衛隊を市場として確保しようとした現れであり、企業と自衛隊との相関関係は深まっている。

今度の解散、総選挙にしても何ら意義を認められないが、強いていえば大平の背後には田中派があり、将棋で云う角がいて、主催者の真実の声を封ずる〝角すじ〟がある状態で、この大平・田中連合による安泰な政権をめざしているといえる。今度の選挙で航空機疑惑に関係した候補者に投票しない運動は有権者の真実の思いの表現として、後々まで影響をあたえるものと思う。

55年体制とは自民が天下党、社会が野党第一党という形で市民の政治意志が政党を通してしか表現できない体制であって、これを打破するのは〝中道連合〟だといわれている。しかしこれは政党の論理であって有権者が、自分で自分の政治意志を直接に表現することが必要である。主権者一人一人の思いを表現する選挙に於て、市民の側から選挙法の改正、定数是正の問題など、有権者の力を集中している運動こそ、体制側の角すじに対して将棋に於ける市民の角を置いたものである。横浜市長選に於て「有権者をばかにしている。変ですね」から始った市民選挙の実験が示すように、主権者からの本当の思いを外に表し、時と所と機会をおさえた運動をするならば有権者のもっている力は捨てたものではない。

（まとめ 大槻勲子）

国会の怠慢に司法判断を
参院地方区定数是正訴訟最高裁に上告

参議院地方区の定数不均衡是正訴訟（52年8月8日東京高裁へ提起）は、去る6月13日「不均衡は違憲と認めながら一次的裁量権は国会にある」とし、原告の請求棄却の判決となりました。私どもは直ちに6月26日上告、7月2日受理されました。その後8月22日、越山康、佐竹寛、紀平悌子、市川房枝、吉住利雄、大槻勲子、（以上東京）岡本花子（以上神奈川）8月20日市川房枝（独自）提出の各上告理由書に第一審の記録がそえられ、最高裁に送られ、9月14日第三小法廷に入り、事件が継続されました。（3面に全文掲載）上告受理事件番号（昭和五四年行サ第四〇号・四一号）

私どもは、上告理由書の中で「本件議員定数配分規定を違憲としながら、一方で国会の裁量の手中にあるものと違憲判断を抑制した判断は違法なものである。

即ち、米国における政治問題の法理、日本における『立法裁量』の法理にみられるように『裁判所は高度の政治性を有し政治部門の判断に優先権を与えるべき問題には司法介入をすべきではない』とする思想が違憲審査権の行使を控えた根拠とされているが、このような自己抑制論は『議会が国民の意思を正当に代表しているか』が問われる投票価値不平等問題には適合しない。

本件の実質的争点は、国民の根本的な政治的権利たる選挙権の侵害の有無にあり、一層きびしい司法的審査が要求されるのである。従って原判決は、憲法の選挙権平等の要求に係る条項の解釈又は九八条一項の解釈にあやまりありと結論する」と述べています。

なお、市川房枝氏が原告の一人として提出した上告理由書では「原判決が現行定数不均衡を違憲と認めながら、国会等関係機関が努力をしているので若干の期間を猶予し、憲法もこれを許容すべきとしているが、党利党略に終始する国会議員の実情から期待倒れであること。裁判所は速やかに憲法違反の判決を下すべき」と述べられています。

（紀平悌子）

お願い

55・56年度の役員、中央委員等の推せん状をまだ出されない方は至急お出し下さるようお願いします。

指名委員会
委員長 西村好江

花片

▼秋海棠の花しほらしさに、しんみりした日、本同盟元役員いま病床にあるI氏から、「久々に心なごむか友の声」というハガキ。人恋しい心になる秋である。

▼五十余年前、伊豆天城山上にスケッチにいって凍死、村人に葬られたキリストと渾名された知人の山中の墓を訪ね

この山の奥の奥の奥山で
Hおぢさん ねています
雪をしとねに 笑い顔
帰らないかときいたらば
静かでいいよといいました

当時同じ志を持った人のこの詩を口吟しつつ、同行十名で瞑福を祈る。いいお彼岸。

▼台風の足踏みで東京は八日も雨。選挙も冴えず、背中を殴りつけたいような気持ちの地団駄を踏みつつ……と地方からのたより。選挙は有権者のための選挙の実を挙げたい。市川代表のストップ・ザ・汚職議員の運動の実を挙げたい。

▼本同盟財務部企画の萩・津和野の旅に加わる。秋芳洞の鐘乳石、石筍、石灰岩、洞を支えるかの如き大黒柱、大石華柱、黄金柱など、地下大自然の偉観に圧倒。地盤沈下による4センチの間隙のつながるにも、四百年かかるという話。地上の政情変化にも相当年月をと知らさる。

▼吉田松陰の松下村塾、講義は八畳位の小屋、「朝寒し柱に残る太刀の痕」の句を想いその切迫感に心がしまる。そうしたなかでこそ生まれ出た明治維新だったのだ。

▼金木犀の香る朝、孫たちの運動会。伸び育つ者の力に生を、女優水谷八重子の訃に、精進した者の寂滅を。ともにホロリとなる。

（から子）

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟 （渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

今後も監視を続けよう
弁護人ぬき裁判 廃案となる

「弁護人ぬき裁判」特例法案反対の国会請願署名にご協力ありがとうございました。

この法案は、昨年3月に福田内閣によって国会へ上程されて以来、日弁連労組・市民諸団体の一年有余にわたる執拗な反対運動のまえに、本年3月30日、法曹三者の「合意」が実りその後、元号法制化ゴリ押し、航空機疑惑隠しの空転国会に示された政府側の矛盾も加って去る6月14日の第八七国会会期末において、「継続審査」の扱いの決議もできないまま、ついに廃案となりました。

これからは、この法案の再登場を許すことなく、「弁護人ぬき裁判」なしくずし実現のないよう、国民的監視が不可欠です。

（本田 年子）

委員会だより 部会

組織部

▲夏期セミナーを始め支部の行事、学習会に、会員以外の方々をお誘い下さい。同盟を理解してもらう良い機会です。

▲賛助員増加は、同盟の財政の基礎をささえる大きな力です。各地域で、支部の協力者におよびかけ下さい。

▲退会者にもう一度およびかけを。一度は仲間として活動した方です。健康をとりもどされた方、家族構成が変って出やすくなった方。声をかけてみて、又戻っていただけたらうれしいお知らせを期待いたします。

（大槻 勲子）

出版部

8月号は朝日新聞整理部記者のご指導をいただき、活字も少し大きくいたしましたがいかがご覧になりましたか。同盟の性格上、とり上げるものが固く、しかも記録、資料、学習にと要求されることが多岐にわたります。内容を、ぐっとくだけてと言うことはできませんが、読まれる機関紙にするため、見出し、カット等で内容の把握、運動の方向性が示唆できるよう努力してまいります。ご意見をお寄せ下さい。

（久保田須弥）

地域に種を蒔こう
リサイクル'78宣伝販売

7月9日中野区内で、リサイクル'78の宣伝販売を行った。何事も直ぐ成果を期待するのは、邪道かも知れないが、一つの運動をする為には、地域に協力者を得る事が大事で、それが得られれば事は半分成功したとみても良いと思う。

中野の場合、新しい団地に種を蒔き、それが住民の意識とどの様に結びつき花開くかが楽しみでもある。合成洗剤を追放し、同時に水質汚染を防ぐという事は、主婦には、比較的協力が得られ易い。この様な方法で同盟のPRと組織の拡充が得られれば真に一石二鳥と考え、その為に私は地域に在って、畑を耕し一人のシーダーになりたい。

（横田 睦）

運動日誌（7/9～7/25）

- 7/9 ○七婦人団体連絡会 ○国際婦人年連絡会 ○環境週間青空演説会 ○売春問題ととりくむ会
- 7/10 ○役員委員長部長会議 ○事務局会議 ○国際婦人年申し入れ
- 7/11 ○出版部会 ○不用品交換会実行委員会
- 7/12 ○人権規約記念講演会 街頭アピール ○少年法幹事会 ○リー教授講演会「地方自治について」
- 7/13 ○政啓委員会 ○国際人権規約批准記念集会 ○財政会議
- 7/16 ○司法の幹事会 ○公害監視委員会 ○医療シンポジウム第2分科会反省会
- 7/17 ○消費者週間集会部会
- 7/18 ○不用品搬入 ○石けんグループ会合 ○熊本行き相談会
- 7/19 ○不用品交換会
- 7/20 ○経企庁消費問題懇談会 ○市民懇 ○原水禁世界大会実行委員会及運営委員会
- 7/21 ○都環境週間実行委まとめの会
- 7/23 ○NGO国内婦人委員会 ○機関紙初校 ○原水禁世界大会総務組織委員会
- 7/25 ○定数是正訴訟学習会 ○一般消費税反対国民集会 ○省エネルギー推進協議会中央会議

婦人・おんな ⑥
恵まれた歩みの中で

戦後30余年もたっているのに、毎年行なわれる婦人週間では相変らず男女の不平等、公職管理者の少なさ、高年齢者やパート婦人の不合理など話題となる。そんな中で私の所はなんと恵まれていることか……。

6年前九州M市から大和市に移り住んで以来ずーっと仕事を続けておれるのも健康で居心地が良いからだ。

私の勤務している保育園は若い保父3、他は女性で保母・栄養士・看護婦・事務等17名。産休明けの乳児から小学校に入るまでの園児80名前後。10年前園長が自分の赤ちゃんを預ってくれる所がなくて職を辞め、自宅で始めた無認可保育園から、地域の人や父母と力を合わせて作り上げた公認保育園である。困難な事にぶつかる毎に父母も共々力を合わせ知恵と努力で解決しながら、その業績をふまえてその度に行政に訴え続けて来た。

何事にも興味津々の私にはその一つ一つが感激であり、私の情熱をかきたてる。

男女の給料も仕事の内容も平等だし、日々の生活の中でも、子供達が昼寝して静かになったひととき、コーヒーでも飲みたくなったら、飲みたくなった者が豆を挽き香り高いコーヒーを入れて配るし、人手の足りない時は男でも女でも手の空いた者が皿洗いもする。

それらがごく自然なのだ。時には幼児の見方など深く掘り下げ、誰もが性や年齢を意識せずに納得のいくまで議論するので、得る所多い。互いに長所を認め合い助け合ってのびのび活気に溢れている。

私は末っ子が社会人となった時点で現場を離れたが、「恍惚の人」になったら大変と、ここに入って6年。無理しない範囲で、とパートを希望。日がたつにつれ職員達が、やがて来る自分の老後の問題として取り上げ話し合い、管理者である園長と話しを重ね解決した。即ち7、8年前、労働省婦人少年局から指示されたパートの件。「たゞ時間が短いと云うだけで基本的には総ての面で正職員と同じように取り扱われるべきだ」と。

猛暑にうだる今日このごろ、組み立てた大きなプールで毎日職員も園児も水着で水しぶきをあげて戯れ、0才児もジャボーン！泣く児は背中に乗っけてすーいすい。可愛いビキニのチビちゃんが親亀の上の子亀の様。

（吉村 房子）

残暑お見舞い申し上げます。

名誉会長	市川房枝
会長	小池順子
第一副会長	松浦三知子（国際連絡委員長）
副会長	大槻勲子（組織部長）
〃	伊藤智恵子
〃（地方）	針生かつ子
書記	久保田須弥
〃	稲茂登冴子
会計	冨田正江
〃	杉山利子
会計監査	宮尾智恵子
指名委員長	西村好江
指名委員	本部静
〃	小森昇子
〃	赤塩文
〃	笠原美祢
常任委員	秋山まち（財務部長）
〃	阿曽のぶ子
〃	伊藤静枝
〃	今井英子
〃	紀平悌子（政啓委員長）
〃	河野啓子
〃	小林時枝
〃	小端千恵子
〃	小針静子
〃	坂口和栄
〃	下飯坂ヨシ
〃	鈴木篤子
〃	住田啓子
〃	瀬下羔子
〃	武井まつ
〃	田畑喜久子
〃	任田か志久
〃	中村佐久
〃	永畑道子（出版部長）
〃	原輝恵
〃	深川道子
〃	福島政与
〃	藤田綾子
〃	掘越寿美子
〃	向井承子
〃	本尾良
〃	八木橋冨美枝
〃	山口みつ子
〃	横田睦
〃	吉田満智子

森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181 （日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611 （代）

TSUDA ENGLISH INSTITUTE
津田英語会 （昼・夜）
●英会話 ●英文タイプ ●小学生のクラス（英） ●ビジネス英語土曜特別コース（6ヵ月）
●一般英語 ●英文速記 ●中学生のクラス（英・数・国） ●英語集中訓練コース（1年）
●時事英語 ●高校生のクラス（英・数）
※案内書 〒140円
TSUDA SCHOOL OF BUSINESS
専修学校 津田スクールオヴビズネス
本校の目的 実務に即した英語の実力とビズネス社会に役立つ専門知識をそなえ、円満な社会人として、世の中に貢献することのできる人物の養成をはかる。
●高卒程度：共学2年制
●募集人員：400名 学力試験 300名程度 推薦入学 100名程度
※入試要項は7月完成（〒700円）
〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷1－18
（国電千駄ヶ谷駅前） TEL（402）7331（代）

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

ぬれ手にご注意！

東京電力株式会社

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のものできあがり。

ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

ガス坊やの安全コーナー
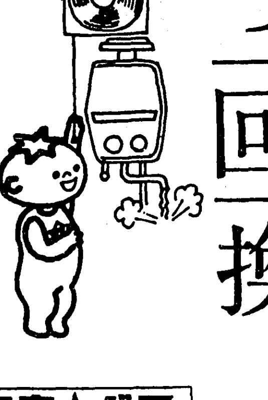
つけたら
回そう
換気扇
東京ガス

Published by the League of Women Voters of Japan No. 21, 2Chome Yoyogi Shibuya－ku Tokyo Japan

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

有権者の思い 政治に表そう

日本の政治を考える

講師 山田宗睦氏（関東学院大学教授）

(1)真実の声を出そう

我々は思い切り、面白く行動が出来た時、会心の笑をもたらすが、「面白い」の面は顔のこと、「白い」の意味を考えてみよう。

明治の文学者、北村透谷は論文の中で、「恋愛は人生の秘鑰なり」と書いている。「恋愛は人生のとびらをあける鍵だ」という意味である。これは恋愛論に託して当時の政治家を批判し、専制政府にどうして対抗できるかを書いたものである。ある人を好きでたまらない時、決定的な愛の告白を、云わなければならない時が必ずある。誰でも心の中に秘密をもっている。誰でもひそかに思いをかけている事があるのに、普通は人にのぞかれる事を好まない。それを「公ならしむべし明らけくすべし」と云ってこの明らけく白いという字をあてている。透谷は三多摩で明治の自由民権運動に参加したが、当時も今日の政治家の大臣のイスの配分をめぐる取引と同様、民権論者が、大臣のイスをちらつかせられ、籠絡されていくのをなげき、各人の心の中の思いを、つなき合せる事ができたならば、民に権利があるとの運動の力になるのではないかと考えたようだ。心の中の思いを何のためらいもなく、外に現すことが、面白いことなのだ。出し切った時に人間として最も快い思いに顔がほころぶのであるとの考えを現したのである。

今日、自分の思いを何はばかる事なく云えているのか、と考えてみると、各地方には、議員の後援会組織による利権の構造は末端に至るまで入りこんでいる現状であり、透谷の挫折に至る思いは遠い昔のこととして見過すわけにはいかない。

(2)55年体制からの脱皮

産業経済の面から日本の現状をみると、高度成長がゆきづまると、できるだけ付加価値の高いものを生産しようとする。即ち、自動車よりはコンピューター。家電製品よりジェットエンジンとなるが、それには膨大な市場がいる。ロッキード、ダグラス事件も、国民総生産の1%の軍備をもつ自衛隊を市場として確保しようとした現れであり、企業と自衛隊との相関関係は深まっている。

今度の解散、総選挙にしても何ら意義を認められないが、強いていえば大平の背後には田中派があり、将棋で云う角がいて、主催者の真実の声を封ずる"角すじ"がある状態で、この大平・田中連合による安泰な政権をめざしているといえる。今度の選挙で航空機疑惑に関係した候補者に投票しない運動は有権者の真実の思いの表現として、後々まで影響をあたえるものと思う。

55年体制とは自民が天下党、社会が野党第一党という形で市民の政治意志が政党を通してしか表現できない体制であって、これを打破するのは"中道連合"だといわれている。しかしこれは政党の論理であって有権者が、自分で自分の政治意志を直接に表現することが必要である。主権者一人一人の思いを表現する選挙に於て、市民の側から選挙法の改正、定数是正の問題など、有権者の力を集中している運動こそ、体制側の角すじに対して将棋に於ける市民の角を置いたものである。横浜市長選に於て「有権者をばかにしている。変ですね」から始った市民選挙の実験が示すように、主権者からの本当の思いを外に表し、時と所と機会をおさえた運動をするならば有権者のもっている力は捨てたものではない。

（まとめ 大槻勲子）

第17回夏期セミナー

意識と行動をかえよう

同盟の運動は将来の布石

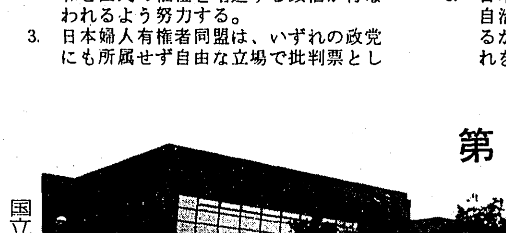

国立婦人教育会館

9月11日、12日、国立婦人教育会館で第17回夏期セミナーが開かれました。先に行われた統一地方選挙の結果をかえりみて、国民の意志が政治や選挙に反映されないのは何故か。80年代の政治の動向を決める総選挙を目前にして有権者の正しい選択と汚職議員・政治家を再び当選させないために何をすべきかなど、参加者60名によって2日間にわたって熱心に意見が交され学習、討論をもとに総選挙の啓発活動にのぞむ確認をして、終了しました。

汚職議員に終止符を

総選挙を目前にして夏期セミナーが9月11日、松浦第一副会長の司会で開会されました。小池会長の「きれいな、正しい選挙がされるよう、汚職議員を代表として送らないため、学習を実践にうつし効果があがるよう努力してほしい」との挨拶のあとオリエンテーションに引き続き、木村奘紗子氏（国立婦人教育会館勤務）に「よい会合のもち方」について研修を受けました。

昼食後、紀平政啓委員長から総選挙に際し、17団体による"汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会"の運動の経過、募金広告（9月8日朝日新聞掲載）の説明がされ、このことに対する反響、全国からのカンパの話がされました。会場からも即刻、約10万円のカンパが集まりました。

1時から、関東学院大学教授山田宗睦氏の講演「日本の政治を考える」（別記）があり、私達の運動に理解を示し自信を与えて下さり、今後の運動に生かすべく伺いました。

3時半からは、去る7月6、7日、市川房枝参議院議員と小池、紀平両氏が松野問題で熊本有権者と行った、熊本での婦人・青年との懇談会のスライドがナレーター紀平政啓委員長に依って上映されました。その時の雰囲気がビンビン伝わって来るような説明に、会員は一そう総選挙への取りくみに意欲を燃しました。

夕食後8時まで大槻副会長の司会で懇談会を開きました。静岡の石上さんの「今度の総選挙に何か計画がありますか」の問いに、郡山の石原さん、小金井の西川さん、世田谷の飯田さんから、候補者を呼んでの学習、政策を聞く会を計画、「人が集るかとても心配だったが大勢の人が参加して本当に良かった」と言う話、福島の新田さんの事務所訪問、街頭啓発は80年代をまかす人を選ぶための力強いチラシを作って呼びかけを計画しているなどのとり組みがのべられ、なごやかなうちに第一日目を終りました。

第二日は9時30分から、第二、第三分科会を合併して一分科会とし、三つの分科会でそれぞれのテーマで話し合い、午後は全体会（2面参照）、最高裁裁判官国民審査の運動の説明が本田さんからされ、針生副会長の「八十年代をめざしての研修ができました。地域で惜しみなく頑張ってほしい」との閉会の挨拶で終りました。

（まとめ 久保田須弥）

お願い

55・56年度の役員、中央委員等の推せん状をまだ出されない方は至急お出し下さるようお願いします。

指名委員会 委員長 西村好江

国会の怠慢に司法判断を

参院地方区定数是正訴訟最高裁に上告

参議院地方区の定数不均衡是正訴訟（52年8月8日東京高裁へ提起）は、去る6月13日「不均衡は違憲と認めながら一次的裁量権は国会にある」とし、原告の請求棄却の判決となりました。私どもは直ちに6月26日上告、7月2日受理されました。その後8月22日、越山康、佐竹寛、紀平悌子、市川房枝、吉住利雄（以上東京）大槻勲子、岡本花子（以上神奈川）8月20日市川房枝（独自）提出の各上告理由書に第一審の記録がそえられ、最高裁に送られ、9月14日第三小法廷に入り、事件が継続されました。（3面に全文掲載）上告受理事件番号（昭和五四年行サ第四〇号・四一号）

私どもは、上告理由書の中で「本件議員定数配分規定を違憲としながら、一方で国会の裁量の手中にあるものと違憲判断を抑制した判断は違法なものである。即ち、米国における政治問題の法理、日本における『立法裁量』の法理にみられるように『裁判所は高度の政治性を有し政治部門の判断に優先権を与えるべき問題には司法介入をすべきではない』とする思想が違憲審査権の行使を控えた根拠とされているが、このような自己抑制論は『議会が国民の意思を正当に代表しているか』が問われる投票価値の不平等問題には適合しない。

本件の実質的争点は、国民の根本的な政治的権利たる選挙権の侵害の有無にあり、一層きびしい司法的審査が要求されるのである。従って原判決は、憲法の選挙権平等の要求に係る条項の解釈又は九八条一項の解釈にあやまりありと結論する」と述べています。

なお、市川房枝氏が原告の一人として提出した上告理由書では「原判決が現行定数不均衡を違憲と認めながら、国会等関係機関が努力をしているので若干の期間を猶予し、憲法もこれを許容すべきとしているが、党利党略に終始する国会議員の実情から期待倒れであること。裁判所は速やかに憲法違反の判決を下すべき」と述べられています。

（紀平悌子）

花片

▼秋海棠の花しほらしさに、しんみりした日、本同盟元役員いま病床にあるI氏から、「久々に心なごむか友の声」というハガキ。人恋しい心になる秋である。

▼五十余年前、伊豆天城山上にスケッチにいって凍死、村人に葬られたキリストと渾名された知人の山中の墓を訪ね

この山の奥の奥の奥山で
Hおぢさん ねています
雪をしとねに 笑い顔
帰らないかときいたらば
静かでいいよといいました

当時同じ志を持った人のこの詩を口吟しつつ、同行十名で瞑福を祈る。いいお彼岸。

▼台風の足踏みで東京は八日も雨。選挙も冴えず、背中を殴りつけたいような気持ちの地団駄を踏みつつ……と地方からのたより。選挙は有権者のための選挙の実を挙げたい。市川代表のストップ・ザ・汚職議員の運動の実を挙げたい。

▼本同盟財務部企画の萩・津和野の旅に加わる。秋芳洞の鐘乳石、石筍、石灰岩、洞を支えるかの如き大黒柱、大石華柱、黄金柱など、地下大自然の偉観に圧倒。地盤沈下によるも4センチの間隙のつながるにも、四百年かかるという話。地上の政情変化にも相当年月をと知らさる。

▼吉田松陰の松下村塾、講義は八畳位の小屋、「朝寒し柱に残る太刀の痕」の句を想いその切迫感に心がしまる。そうしたなかでこそ生まれ出た明治維新だったのだ。

▼金木犀の香る朝、孫たちの運動会。伸び育つ者の力に生を、女優水谷八重子の訃に、精進した者の寂滅を。ともにホロリとなる。（から子）

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

今後も監視を続けよう

弁護人ぬき裁判 廃案となる

「弁護人ぬき裁判」特例法案反対の国会請願署名にご協力ありがとうございました。

この法案は、昨年3月に福田内閣によって国会へ上程されて以来、日弁連労組・市民諸団体の一年有余にわたる執拗な反対運動のまえに、本年3月30日、法曹三者の「合意」が実りその後、元号法制化ゴリ押し、航空機疑惑隠しの空転国会に示された政府側の矛盾も加って去る6月14日の第八七国会会期末において、「継続審査」の扱いの決議もできないまま、ついに廃案となりました。

これからは、この法案の再登場を許すことなく、「弁護人ぬき裁判」なしくずし実現のないよう、国民的監視が不可欠です。（本田 年子）

委員会だより 部会

組織部

▲夏期セミナーを始め支部の行事、学習会に、会員以外の方々をお誘い下さい。同盟を理解してもらう良い機会です。

▲賛助員増加は、同盟の財政の基礎をささえる大きな力です。各地域で、支部の協力者におよびかけ下さい。

▲退会者にもう一度およびかけを。一度は仲間として活動した方です。健康をとりもどされた方、家族構成が変って出やすくなった方。声をかけてみて、又戻っていたゞけたらうれしいお知らせを期待いたします。（大槻 勲子）

出版部

8月号は朝日新聞整理部記者のご指導をいたゞき、活字も少し大きくいたしましたがいかがご覧になりましたか。同盟の性格上、とり上げるものが固く、しかも記録、資料、学習にと要求されることが多岐にわたります。内容を、ぐっとくだけてと言うことはできませんが、読まれる機関紙にするため、見出し、カット等で内容の把握、運動の方向性が示唆できるよう努力してまいります。ご意見をお寄せ下さい。（久保田須弥）

地域に種を蒔こう

リサイクル'78宣伝販売

7月9日中野区内で、リサイクル'78の宣伝販売を行った。何事も直ぐ成果を期待するのは、邪道かも知れないが、一つの運動をする為には、地域に協力者を得る事が大事で、それが得られれば事は半分成功したとみても良いと思う。中野の場合、新しい団地に種を蒔き、それが住民の意識とどの様に結びつき花開くかが楽しみでもある。合成洗剤を追放し、同時に水質汚染を防ぐという事は、主婦には、比較的協力が得られ易い。この様な方法で同盟のPRと組織の拡充が得られれば真に一石二鳥と考え、その為に私は地域に在って、畑を耕し一人のシーダーになりたい。（横田 睦）

運動日誌（7/9～7/25）

7/9 ○七婦人団体連絡会 ○国際婦人年連絡会 ○環境週間青空演説会 ○売春問題とりくむ会
7/10 ○役員委員長部長会議 ○事務局会議 ○国際婦人年申し入れ
7/11 ○出版部会 ○不用品交換会実行委員会
7/12 ○人権規約記念講演会 街頭アピール ○少年法幹事会 ○リー教授講演会「地方自治について」
7/13 ○政啓委員会 ○国際人権規約批准記念集会 ○財政会議
7/16 ○司法の幹事会 ○公害監視委員会 ○医療シンポジウム第2分科会反省会
7/17 ○消費者週間集会部会
7/18 ○不用品搬入 ○石けんグループ会合 ○熊本行き相談会
7/19 ○不用品交換会
7/20 ○経企庁消費問題懇談会 ○市民懇 ○原水禁世界大会実行委員会及運営委員会
7/21 ○都環境週間実行委まとめの会
7/23 ○NGO国内婦人委員会 ○機関紙初校 ○原水禁世界大会総務組織委員会
7/25 ○定数是正訴訟学習会 ○一般消費税反対国民集会 ○省エネルギー推進協議会中央会議

婦人・おんな ⑥

恵まれた歩みの中で

戦後30余年もたっているのに、毎年行なわれる婦人週間では相変らず男女の不平等、公職管理者の少なさ、高年齢者やパート婦人の不合理など話題となる。そんな中で私の所はなんと恵まれていることか……。

6年前九州M市から大和市に移り住んで以来ずーっと仕事を続けておれるのも健康で居心地が良いからだ。

私の勤務している保育園は若い保父3、他は女性で、保母・栄養士・看護婦・事務等17名。産休明けの乳児から小学校に入るまでの園児80名前後。10年前園長が自分の赤ちゃんを預ってくれる所がなくて職を辞め、自宅で始めた無認可保育園から、地域の人や父母と力を合わせて作り上げた公認保育園である。困難な事にぶつかる毎に父母も共々力を合わせ知恵と努力で解決しながら、その業績をふまえてその度に行政に訴え続けて来た。

何事にも興味津々の私にはその一つ一つが感激であり、私の情熱をかきたてる。

男女の給料も仕事の内容も平等だし、日々の生活の中でも、子供達が昼寝して静かになったひととき、コーヒーでも飲みたくなったら、飲みたくなった者が豆を挽き香り高いコーヒーを入れて配るし、人手の足りない時は男でも女でも手の空いた者が皿洗いもする。それらがごく自然なのだ。

時には幼児の見方など深く掘り下げ、誰もが性や年齢を意識せずに納得のいくまで議論するので、得る所多い。互いに長所を認め合い助け合ってのびのび活気に溢れている。

私は末っ子が社会人となった時点で現場を離れたが、「恍惚の人」になったら大変と、ここに入って6年。無理しない範囲で、とパートを希望。日がたつにつれ職員達が、やがて来る自分の老後の問題として取り上げ話し合い、管理者である園長と話しを重ね解決した。即ち7、8年前、労働省婦人少年局から指示されたパートの件。「たゞ時間が短いと云うだけで基本的には総ての面で正職員と同じように取り扱われるべきだ」と。

猛暑にうだる今日このごろ、組み立てた大きなプールで毎日職員も園児も水着で水しぶきをあげて戯れ、0才児もジャボーン！泣く児は背中に乗っけてすーいすい。可愛いビキニのチビちゃんが親亀の上の子亀の様。

（吉村 房子）

残暑お見舞い申し上げます。

名誉会長 市川房枝
会長 小池順子
第一副会長 松浦三知子（国際連絡委員長）
副会長 大槻勲子（組織部長）
〃 伊藤智恵子
〃（地方） 針生かつ子
書記 久保田須弥
〃 稲茂登冴子
会計 富田正江
〃 杉山利子
会計監査 宮尾智恵子
指名委員長 西村好江
指名委員 本部静
〃 小森昇子
〃 赤塩文
〃 笠原美袮
常任委員 秋山まち
〃 阿曽のぶ子（財務部長）
〃 伊藤静枝
〃 今井英子
〃 紀平悌子（政啓委員長）
〃 河野啓子
〃 小林時枝
〃 小端千恵子
〃 小針静子
〃 坂口和栄
〃 下飯坂ヨシ
〃 鈴木篤子
〃 住田啓子
〃 瀬下羔子
〃 武井まつ
〃 田畑喜久子
〃 任田か志久
〃 中村佐久
〃 永畑道子（出版部長）
〃 原輝恵
〃 深川道子
〃 福島政与
〃 藤田綾子
〃 掘越寿美子
〃 向井承子
〃 本尾良
〃 八木橋冨美枝
〃 山口みつ子
〃 横田睦
〃 吉田満智子

シャープ,スピード,サービス

森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

TSUDA ENGLISH INSTITUTE
津田英語会（昼・夜）
●英会話 ●英文タイプ ●小学生のクラス（英） ●一般英語 ●英文速記 ●中学生のクラス（英・数・国） ●時事英語 ●高校生のクラス（英・数） ●ビジネス英語土曜特別コース（6ヵ月） ●英語集中訓練コース（1年）
※案内書 〒140円

TSUDA SCHOOL OF BUSINESS
専修学校 津田スクールオヴビズネス
本校の目的 実務に即した英語の実力とビズネス社会に役立つ専門知識をそなえ、円満な社会人として、世の中に貢献することのできる人物の養成をはかる。
●高卒程度：共学2年制
●募集人員：400名 学力試験 300名程度 推薦入学 100名程度
※入試要項は7月完成（〒700円）
〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷1－18
（国電千駄ヶ谷駅前） TEL（402）7331（代）

純植物性原料使用
リサイクル'78 粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

ぬれ手にご注意！

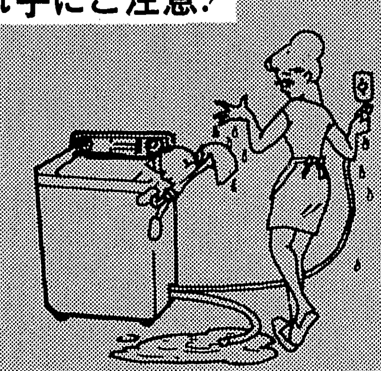

東京電力株式会社

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。

ミツカン
土佐酢
三杯酢+かつおだし

ガス坊やの安全コーナー

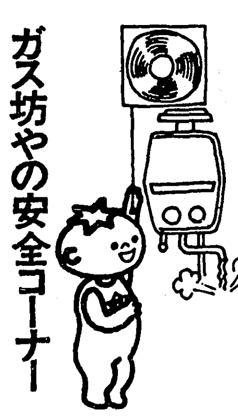

つけたら
回そう
換気扇
東京ガス

Published by the League of Women Voters of Japan No. 21, 2Chome Yoyogi Shibuya－ku Tokyo Japan

正しい選挙、鍵は有権者の手に

―第17回夏期セミナー分科会・全体会報告―

第一分科会
住民自治からみた真の地方の時代をめざして
―統一地方選挙をかえりみて―

進行　大槻勲子
レポーター　舘　雅子
出席者　14名

長洲神奈川県知事の唱えた地方の時代は、"中央集権主義""政官連合"を改革しようとしたものです。

しかし、統一地方選の結果は、選ばれた首長の40%が自治省関係の役人で占められていました。

大平首相のいう地方の時代は、中央官僚の古手を行政のベテランと称し、首長に送りこむことのようです。

"中央集権型の地方の時代"が着々と浸透し始めている現状に、私たちは危惧の念をもちました。

住民自治への参加を阻むものはなにか
（参加者の発言より）

▲夫、舅など男性の女性に対する偏見。女は家に――。

二つの「地方の時代」

▲地方では選挙浄化のビラまきでさえ"勇気"のいることという情況がある。

▲発言力があり、活動的な婦人が、自治体の各種委員に委嘱されると、ある面では自由な発言、選挙活動も妨げられることになる。

▲本来なら、手をくんで闘う筈の労組員と、地域の利害とが相反する場合が多い。ある企業の事業に反対する住民運動が、つつ抜けになっていた。企業ぐるみ労組意識が、地域住民の要求を拒み、自治参加へのみちを阻む事態に悩んでいる。

▲自治体職員のヤミ給与、法外な退職金などの税金のムダ使い。これらともたたかわなければ、住民の側からみた、"真の地方自治の時代"は実現しないと思う。

▲自治へ参加しがたい制度の問題も研究したい。

のりこえなければ―― 自治参加への第一歩となる

住民運動は、現状をそのままにしておけないので、抵抗するために起こすものです。地域エゴに陥るのはつつしまねばなりませんが、孫子の代の布石と思い、いき長く続けたいものです。

×　×　×

この分科会に集った14名は、今後も情報交換することを約して終りました。

参加支部　郡山　仙台　須賀川　酒田　更埴　静岡　横浜　町田　世田谷　本部直属

（まとめ　舘　雅子）

第二・三分科会
総選挙をひかえ女性の意識と行動
―同盟の政治教育のありかた―

司会　小池順子
進行　松浦三知子
レポーター　瀬下恙子
書記　伊藤明子
出席者　27名

日本テレビ取材のため前半「婦人議員は何故減少しているのか」と云うテーマで話し合いを持ちました。

はじめに松浦氏より、統一地方選挙後に行った婦人の公職参加数の調査（東京都）について、昨年との比較分析の報告があり、議員数は少し増えたが党組織の要であり、地域婦人の運動としては盛上がりが少なかったのでは―と話されました。

公教育に政治を

では何故婦人議員を推し出す運動が出来なかったのでしょうか、主な発言を次にまとめました。（敬称略）

▲婦人は同性への採点が厳しすぎる。また婦人団体相互の足の引張り合いや感情問題もあり、選挙区制の難点もあった。（郡山・石原）

▲議会でどういう方向で何をする人かでなく、個人的ウワサで左右される、婦人の政治意識の低さに空しくなった。（小金井・西川）

▲家庭・母親・社会性・人格すべての面で立派と云う事を要求するが、欠点があっても活躍してくれる人で良いと思う。また費用集めが難しい。（福島・新田）

▲地域の婦人団体が料理や趣味などの集会ばかり開いて政治の勉強をしない為か、気運がない。（丸子・土屋）

▲適任者はあったが地盤や費用がなく、支部で推薦会を作る力もなかった。理想選挙の基準を少し下げる事も必要ではないか。（広島・原田）

▲農村では部落代表という習慣があり、立派な婦人議員が5期選出されていたが男性に交替させられてしまった。（酒田・佐藤）

▲部落推薦の風習が東京近郊にもあるが何とかしなければ――。（青梅・福島）

以上のように婦人同士の評価の厳しさや政治意識の低さ、多額の費用・地盤がない事の他に、家族の反対、男性の無理解等々、多くの問題が提起されました。

そしてこの現実はやはり、日本の政治教育が問題ではないか、米では高校生が堂々と政治を論じ実践活動をするそうだが、日本では学校で政治を語る事がタブーのようになっている。子供の時から公教育として、各人が政治を担っている事を教えるべきである（小池）と発言され、今度の総選挙でも婦人が240万票多いのだから、政治意識に目覚めるよう心を新たに運動を広めましょうと話し合いました。

（まとめ　伊藤明子）

全体会

紀平政啓委員長の司会で、日本テレビの取材依頼のため第二、第三分科会を合併したことの事後了解を得た後、各分科会10分間で報告。質疑応答の後、紀平政啓委員長から「去る統一地方選挙に際し、昨年の夏期セミナーから支部長会議とずっと連動して学習運動を重ね、目前に迫った総選挙に向けて更に運動を展開して来た。今度の総選挙に対し、何かをすることとの約束と汚職議員が再び当選しないよう排除するということを頭の中に入れて運動をしていただきたい」との提案に参加者一同大きな拍手でこのことに賛成し、力強く総選挙にむけて啓発活動をすることを約束しました。

たゆみない運動を

つづいて宮下忠安氏から講評をいただき、「個人が自覚することが必要であり、抵抗をすることが現状をつき崩すことになると思う。さきの統一地方選挙の結果だけを取り上げるのでなく、その結果を問い直し、更に運動に展開し、永い期間をかけて積み上げることが大切なことであり、次の時代にバトンを渡すことを気長に考えてほしい。政治が金もうけの手段となり、日本では金のかかることが当然だと思われているが、これを正すことは意義あることで同盟の運動に期待している。今度の総選挙は争点をぼかしていると思う。80年代を迎え、外交、エネルギー問題、赤字財政をどうするか、増税かくしなど、私達に問いかけなければならないことを隠して選挙をしようとしている。政治家だけでなく国民自身の水準の低さのためであり、国民の政治意識をたかめ、変えることしかないのではないかと思う。総選挙の重要性を理解し、明日からの活動に臨んでほしい」と結ばれました。

私達は日本の政治の現状にともすれば意気を喪失しがちでしたが、宮下氏の有権者同盟への励ましのおことばに力づけられ、選挙に対しては強力な運動を、日常の啓発活動にはたゆみない努力をすることとをそれぞれが心に誓われたことと思います。

（まとめ　久保田須弥）

第四分科会
公正な政治をすすめよう
――法制上の不備は何か――

助言者　宮下忠安氏
進行　紀平悌子
リポーター　久保田須弥
出席者　14名

▲郡山の古川さんは「連座制の問題など公正な選挙の保証がない」、諏訪の小松さん、名古屋の長沼さん、直属の阿曾さん、大田区の山本さんから「旅行、観劇への招待、ポスターなど公示前の運動に事前の規制が野放しになっている」との問いに、宮下氏は、「制度を厳しくすれば必ず抜け穴を考えてくる。結局は有権者の意識の問題だと思う」と言われました。

▲次に小金井の伊藤さんから「国会解散の憲法上の解釈」について質問があり宮下氏は「解散は憲法第七条、第六九条により、七条解散は政府が国民に信を問う、判断を仰ぐ時に。六九条は政府の意志にかかわらず野党が不信任提出をする場合で、今度の解散は六九条で不信任案を出されたが否決し、信を問うため、七条解散をした」。

公正な法の適用を

▲長野の宮原さんの50年に改正された改正二法の附則十条の質問に紀平さんから、政治活動、政治団体の解釈論になるが、51年の自治省の回答の説明がされました。

参加者の質問に答えていただいた後、宮下氏から制度上の問題点として①政治資金規正法については、・収支の明細を出す・課税の対象とする②定数是正は当然で、80年代を展望するとき、農村型政治から都市型政治にかわるべきでそのような視点からの指摘がされました。この二点が確保された上で議会のあり方も考えたいとして、・本会議の形骸化。・討論の中で政治がされていない。・委員会中心の運営。・数と時間に終始している。・陳情、請願が軽視され議会に生かされていない。・国政調査権が運用されていない実態などが出されました。紀平さんは、「多くの重要な指摘を受け帰するところは有権者の意識の問題であるが、同盟はこのことに努力を重ね、目前の選挙、汚職議員の排除に力を結集しよう」とのまとめをされ終了しました。

（まとめ　久保田須弥）

日本の味を大切に
シマヤだしの素
山口県新南陽市福川637　0834－63－2525

酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のものできあがり。

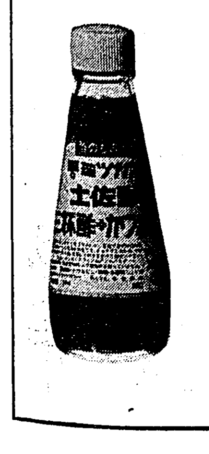

ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

純粋なもの・自然なものを
おとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

資料のページ――参議院地方区定数不均衡是正訴訟上告理由書

資料①
参議院地方区定数訴訟 上告理由書

上告人　越山　康　吉住利雄　佐竹　寛　神奈川　紀平悌子　大槻勲子　市川房枝　岡本花子

原審事件番号　東京高等裁判所　昭和五二年(行ケ)第一四〇号
上告受理事件番号　昭和五四年(行サ)第四〇号

上告理由書

上告人　越山　康　外四名
被上告人　東京都選挙管理委員会

表記選挙無効請求事件につき昭和五四年六月二六日に提起した上告の理由は左記のとおりである。

昭和五四年八月二〇日

上告人　越山　康
同　佐竹　寛
上告人松浦三知子外五三〇名選定当事者　紀平　悌子
上告人池田拓朗外二二二名選定当事者　市川　房枝
上告人春日眞一外三九名選定当事者　吉住　利雄

最高裁判所　御中

記

原判決には憲法第一四条第一項、第一五条第一項、第三項、第四四条および第九八条第一項の各規定の解釈を誤った違法がある。当上告人らは、以下においてその誤りを指摘しつつ、さらに、従来の主張の根拠を補足する。

一、当上告人らの原審における主張の骨子は、概ね次のとおりであった。

(一)公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）に基づいて行われた本件選挙（昭和五二年七月一〇日に行われた参議院地方選出議員選挙を指す。以下、同じ。）においては、議員一人当りの全国平均有権者数の三倍を超えて過少代表となっている選挙区が存在し、また、各選挙区間の議員一人当りの有権者分布差比率が最大五・二六対一にまで及んでおり、それらの較差は平等選挙において制度上許容されるべき程度をはるかに超えるものであるから、

(二)同法別表第二は、明らかに何らの合理的根拠に基づくことなく住所（選挙区）の如何により一部の国民を不平等に取扱い、投票価値の平等を侵害しているものとして、憲法第一四条第一項の規定に違反し無効というべく、

(三)したがって、同別表第二に基づいて行われた本件選挙は無効とされるべきである。

二、右主張に対して原判決は、御庁大法廷が昭和五一年四月一四日に言渡した判決（最判民集三〇巻三号二二三頁）説示の趣旨にしたがい、「憲法第一四条第一項、第一五条第一項、第三項、第四四条の規定は、少くとも選挙人資格の差別の禁止あるいは一人一票の原則（選挙権行使の平等）を意味するものであることはいうまでもないが、憲法上選挙人の資格に差別が許されないとともに、住所（選挙区）による差別も許されないと解すべきであるから、右各規定は、単に選挙権の行使の平等を保障するにとどまらず、選挙権の内容の平等すなわち各選挙人の投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であること（投票価値の平等）をも保障する趣旨をも包含していると解すべきである。従って、本件選挙が、各選挙区間の議員定数配分の不均衡を理由として違憲となるか否かについて判断するにあたっては、本件議員定数配分規定に従って執行された本件選挙における各選挙区の選挙人の有した投票価値が憲法の右保障に合致する平等なものであったか否かについての検討を必要とするというべきである。」（理由第三丁裏第一行目以下。）として、本件選挙の結果の分析をしたほか、参議院地方選出議員についての議員配分原則ならびに議員の機能および性格などについて屡々検討を加えた上、「本件選挙当時、本件議員定数配分規定の下における各選挙区間の定数配分は、憲法の選挙権平等の要求に反するに至っていたものと判断するに十分というべきであり、国会が一般に状況変動に対応して政策的裁量をなし得るとしても、もはやこれを考慮に入れても右の判断を左右することはできないものというべきである。」（同第一二丁第七行目以下。）としながら、一転して、「右の事から直ちに本件議員定数配分規定を違憲と断ずることは困難というべきである」としてその理由を概ね次のとおり判示した。すなわち、

「（合憲、違憲の判断時点の確定の難易及び是正方法の難易、国会の対応態度、是正実現の期待可能性その他諸般の事情を斟酌し、是正実現のために既往の期間を含めてなお相当期間の猶予を認めるべきものと考えられるときは、右期間内は是正問題は、いまだ国会のいわば裁量の手中にあるものとして違憲の判断を抑制すべきものと解するのが相当である。」（同第一三丁裏第九行目以下。）ところ、

(一)「本件議員定数配分規定は、その制定当初から憲法の投票権平等の要求に反していたものではなく、制定後の人口移動によって次第に右の要求に適合しなくなるに至ったもので」、「憲法の要求に反する不平等の状態になった」「時点を確定するに困難を伴う」から、「結局は第一次的には国会の」「判断にまつほかなく」、（同第一二丁裏第八行目以下。）

(二)「本件議員定数配分規定につき、いついかなる時点において是正の方途を講ずべきかは、是正の内容とも関連し、」「諸種の政策的要因を斟酌してなす国会の」「裁量に委ねられていると解すべきものであり」（同第一三丁表第七行目以下。）り、

(三)「本件議員定数配分規定の是正に関しては、参議院制度の根幹にかかわる根深い意見の対立があり、右意見に対応して種々の是正案が考えられること、是正の方法に衆議院の場合と異って特別の技術的困難さを伴う等のことから、国会等関係機関における長期間に亘る準備作業や法案審議にもかかわらず、未だ立法的解決に達していない事実が認められ」（同第一二丁裏第一一行目以下。）、

(四)「昭和四五年国勢調査の以後はともかく、それ以前においては本件議員定数配分規定をもって憲法の要求する投票権の平等に反するに至っているものと判断すべきか否かについては必ずしも明確に断定し難いこと」、

(五)「参議院地方選出議員が地域代表的性格を有することからすれば、その各選挙区の定数は」、「制度的に相当長期間固定されて然るべきものであり」、

(六)「国会等関係機関が現に是正のための努力をしているものと認められ」、

(七)「是正の実現が期待し得ないものとも断定し難い現況にある」から、「結局、国会に対し」「可及的速かに国民的合意を得られるような定数是正の実現をはかることを期待し、右期待の下において、既往の期間も準備期間として含めて、右の実現のために、なお若干の期間を認めることが相当であるというほかない」し、「憲法上もこれを許容すべきものと考え」られ、「本件議員定数配分規定の是正問題は現に国会の裁量の手中にあるというべきもので、裁判所が、制定当時合憲であった右規定を違憲と断ずるのはなお時期尚早とすべきである。」（以上、同第一二丁目第七行目以下。）

三、さて、原判決が、本件議員定数配分規定を「憲法の選挙権平等の要求」（註一）に反するにいたったものと断じながら、結局、いまだ国会のいわば裁量の手中にあるものとして違憲の判断を抑制すべきものとしたことは既述のとおりである。

しかして、「憲法の選挙権平等の要求」に反するにいたったとする前段の件において用いられた理論には、当上告人らにおいて少なからぬ不満を抱かざるを得ない点が存するが（註二）、ここでは、違憲判断を抑制すべしとした後段部分の違法性について触れることとする。

(一)思うに、司法の自己抑制論は、司法、行政、立法の三権分立制と民主主義における多数決原理とを尊重する考え方に立脚するものである。この点に関して本件に則した見解として、上智大学佐藤功教授の論説を以下に引用しよう。

……この判決（前掲御庁大法廷判決を指す。当上告人ら註。）の積極性は議員定数配分の問題に対して判断を回避することなく、積極的に司法審査権を行使したこととそのことにあるといわなければならない。そしてこの点は、いうまでもなく、いわゆる「政治問題」あるいは「統治行為」の問題にほかならない。この問題は周知の問題であるが、ここでは、このたびの判決と関連させて、次の点を指摘するにとどめる。

議員定数不均衡の問題が憲法訴訟として争われたのは日本においてだけではない。アメリカの憲法判例はその豊富な先例を示している。そして一九六二年三月二六日の連邦最高裁のベーカー対カー（Baker v. Carr）事件判決は、アメリカの判例上、このたびのわが最高裁の判決と同じ意味をもつ判決であった。そしてこの二つの判決に至るまでの経過も、基本的には共通なのである（このベーカー対カー事件判決を中心とするアメリカにおけるこの問題の発展については、井出嘉憲「アメリカにおける投票の権利と平等の代表」（東大社研「基本的人権の研究」2所収）が必ず参照されるべき文献である）。

すなわち、ベーカー対カー事件判決に至るまでは、アメリカの連邦最高裁も、議員定数配分問題については積極的な判断を示すことを回避し続けてきた。そこに用いられた理論が「政治問題」の法理であった。一九四六年のコールグローヴ対グリーン事件判決は、この問題は「特別に政治的性格をもつものであり、司法的決定に適しない」とし「裁判所はこのような政治的茂みのなかに入るべきでない」とした。それが連邦最高裁の伝統的・古典的な見解であった。ベーカー対カー事件判決はこの「政治問題」の理論を棄てたものであり、そこにこの判決の画期的な意味があるのである。わが国の最高裁は、これまでのこの「政治問題」（「統治行為」）の理論をとってきたわけではない。先にあげた昭和三九年判決も「極端な不平等」の場合には立法裁量の限度を越えるものであるとしたものであり、「政治問題」ではなく「立法裁量」あるいは「立法政策」の理論をとったものである。

「政治問題」と「立法裁量」とは理論の組立てを異にする。しかし、ともに裁判所が司法審査権の行使について消極的な立場をとることとでは相違はない。しかも、立法裁量論をとった昭和三九年判決の場合、その「極端な不平等」の内容が不明確あるいは空白とされていたために、結果としては、それは政治問題論をとった場合と何ら相違がないこととなっていたのであった。

このたびの判決も「立法裁量」の判決である。ただ、以前の判決においてその内容が空白とされていた「極端な不平等」の内容がいちおう――五対一はそれに該当するとされたことによって、その限度で一明確とされたのである。

そして「立法裁量」の理論をとった以上は、いずれはこのたびの判決のような「極端な不平等」の内容を明確にする判決がでなければならなかったといえよう。四対一を「極端な不平等」ではないとするならば果たしてどの程度がそれに当たるのか、という疑問が生ずるのは当然だからである。すなわち、最高裁は昭和三九年判決によって、すでに、その「極端な不平等」の内容を明確にする責任を自からに課していたというべきなのである。それがこのたびの判決で、いちおう、果たされたのである。

さて、裁判所の役割、とくに違憲審査権の行使について、それを制約するものとして「政治問題」と「立法裁量」の問題があること自体は承認せざるを得ないであろう。その理論づけについては、すでに多くのことが語られているので、ここでは述べない。ただ、次の点だけを述べておきたい。

すなわち、「政治問題」の場合も「立法裁量」（「立法政策」）の場合も、裁判所が「高度の政治性を有し、政治部門の判断に優先権を与えるべきだとされる政治的な問題には、裁判所は介入を避けるべきであるとされるのは、そのような政治的な問題は裁判所・司法権の作用によってではなく、「政治」の作用によって解決されるべきである、とする思想がその根底にある。そしてそのような解決手段によることが実際的にも妥当で合理的な解決を可能にすると同時に、それが「民主政」の原理にも適合する、とするのである。なぜなら、議会・大統領・内閣などの政治部門は、裁判所とは異なり、国民の意思を直接に反映し、代表する部門であるからだ、とされるのである。

しかし、議員定数配分の問題として現われる「投票の価値の平等」の問題は、この思想がそのまま妥当する問題ではない。なぜなら、この問題はまさに、議会は国民の意思を正当に代表してはいないではないか、というところから生じた問題であるからである。すなわち、この問題に関して、裁判所が、「民主政」の原理をよりどころとして、その不介入を理由づけようとするのであれば、それは明白に矛盾であり、背理であるといわなければならない。なぜなら、もしも裁判所がそのような態度を維持し続けるならば、裁判所がそうすることによって守ろうとする「民主政」の原理がいよいよ失われることにならざるを得ないからである。

議員定数不均衡の問題、「投票価値の平等」の問題は、裁判所のみで解決し得る問題ではない。しかし、同時に、裁判所を除外して解決し得る問題ではない。そこに裁判所の積極的な役割が期待されることになる。アメリカの場合がそうであった。このたびの判決は、このことがわが最高裁によっても確認されたことを意味するのである。（「議員定数不均衡違憲判決の問題点」法学セミナー　一九七六年六月号第八頁以下。）

(二)原判決が本件議員定数配分規定の違憲判断を回避し

資料②
参議院地方区定数訴訟 上告理由書

上告人（池田拓朗外二二二名選定当事者）　市川房枝

原審事件番号　東京高等裁判所　昭和五二年(行ケ)第一四〇号
上告受理事件番号　昭和五四年(行サ)第四〇号

上告人　越山　康　外四名
被上告人　東京都選挙管理委員会

昭和五四年八月二〇日

上告人（池田拓朗外二二二名選定当事者）　市川　房枝

最高裁判所　御中

上告理由書

頭書選挙無効請求事件について、昭和五四年六月二六日に提起した上告の理由は左記のとおりです。

原判決には、次に述べるとおり公職選挙法別表第二の法的評価につき憲法第一四条第一項の規定の解釈を誤った違法があります。

一、両院議員の定数は、憲法第四三条において「法律で定める」とあり、国会の任務となっています。一方憲法は第一四条第一項において「すべて国民は法の下の平等であって」と規定しています。昭和二二年参議院議員選挙法別表制定の際には、参議院地方区においては選挙区とされた都道府県に人口比例によって議員を配分し、一選挙区に最低二名の議員を与えたほか不合理な点はありませんでした。しかし人口の増加、移動によって、約一五年後の昭和三七年の参議院議員選挙においては、議員一人当りの有権者分布差比率が最大四・〇九対一に及んだのでありました。これは憲法第一四条の法の下の平等の原則に著しく反してい

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

「松野当選阻止」でVサイン

汚職政治追放に第一歩

熊本一区の汚職候補、松野頼三氏が落選しました。自民党の安定多数が有権者に阻まれ、自民党単独統治が挫折する中での松野落選は、争点なき選挙といわれ、解散は大平派の身勝手な都合と解された今回の選挙の中で、自民党の汚職政治への集中的批判が出たといえましょう。

肥後もっこす、とくに婦人有権者は不正を許しませんでした。運動に寄せられたカンパの2/3は婦人からで、投票前の調査でも婦人票の松野ばなれは明白でした。（写真は10月8日未明、松野落選の速報に湧く事務所）

ロッキード疑獄以来、日本の政治腐敗、構造汚職をなくすため、何らの政策もとられぬうち、再びグラマン問題が発覚し、真相究明も果たされず総選挙に突入した。

顧みれば、5月24日衆院航特委、28日同じく参院での松野証人喚問の日、本同盟は市民の会とともに渋谷街頭で青空演説会を開き「岸元総理も証人喚問せよ」と訴えた。あの頃は、市民団体の立ち上がりも少なく、有権者は相つぐ汚職に倦み、その怒りも風化したと思ったほど。28日の参院航特委の証人喚問では、市川房枝議員が「松野さん、あなたはこの秋の総選挙で、熊本一区の有権者に支持されると思うか」と迫ったが、明確な回答はなく、解散、総選挙体制となった。

「ストップ・ザ・汚職議員」の市民運動は、この時から始まった……と私は思う。

7月7日には熊本婦人150名と懇談会を開催。（8月号参照）

湧き上がる声援

7月21日熊本婦人有権者との懇談会報告会を開き、市民の会とともに「総選挙に際し腐敗議員を排除する決議」を採択、27日には松野の25日の議員辞任をふまえ、自民党佐々木筆頭副幹事長に面会。松野除名と、再び公認しないよう、22日には松野に対し「立候補断念」を申し入れた。

このような慎重、かつ綿密な助走を経て、8月27日前記両団体の呼びかけで「汚職に関係した候補者に投票しない運動をすすめる会」を結成、汚職議員排除を声明、政党に中立で、今回の選挙で特定候補の推せん応援をしない17の婦人、市民団体で、まず公示前の運動をすすめることになった。

目標は汚職候補者6名―由中、橋本、佐藤、加藤、二階堂（以上ロッキード）松野（グラマン）にしぼり、9月8日、朝日新聞朝刊に7センチ2段の募金のための意見広告（別掲）を掲載、同時に渋谷、スキヤ橋で青空演説会を開いた。

その後10日からの湧き上がるようなカンパと腐敗粛正への熱ある手紙は、涙なしには読めず、私達をはげました。（カンパ総額は別掲）

9月15日、熊本日日新聞（16日も）、新潟日報に意見広告を掲載するとともに、熊本市、新潟、長岡に青空演説会。市川房枝氏始め参加団体代表が熱弁をふるう。

ラストスパート

9月17日いよいよ公示。17団体は再度「汚職議員に投票しないよう」声明を発し、意見広告の連続掲載、テレビ・ラジオのスポットも計画した。

27日になり松野陣営の反攻か、RKK（熊本放送）のスポット及び熊日折込みセンターを通じてのチラシ折り込みは断られたが、9月30日朝日新聞全国版、10月1日熊日以下3日までに問題の選挙区全部、北海道新聞、山陽新聞、新潟日報、茨城新聞、南日本新聞、読売新聞西部本社版に意見広告を掲載した。

9月28日、再び山口みつ子、館雅子氏と熊本入り。「県連分裂、しかし県連本流の支持で松野ドブ板行脚、立会にも不参加、街頭にも姿みせず」の情況の中で最後のひと押し。29日は、YWCA、熊本青年団、生協の代表と共に熊本一区候補9名の選挙事務所を訪問、金のかからぬきれいな選挙を申し入れた。

松野事務所では、今村県連総務会長が、「素直で頭が良く、若くて将来のある松野をどうあっても当選させる」と公言した。

この日チラシ4万2千枚を地元有権者の協力で新聞折込みに成功。

10月3日東京、4日茨城で青空演説会を開き、投票日ぎりぎりまで、"ストップ・ザ・汚職議員"の運動を展開した。（紀平悌子）

ひろば

再び明日に向けて
第35回衆議院議員選挙終る

会長 小池 順子

第35回総選挙は終りました。名分なき解散で安定過半数獲得を夢みた自民党はその野望を見事に打ち砕かれ独走へのブレーキがかけられました。このことは、政治浄化を願うものにとって僅かながらのよろこびであります。

私共日本婦人有権者同盟は選挙の度に「明るく正しい政治はその入口である選挙を金をかけないできれいにすることにある」と運動を続けてきました。前回34回総選挙の際にはロッキード事件によって暴露された政治腐敗・政治汚職を黙視できず、18市民団体で運動を展開しましたが結果は落選者一人に終ってしまったのです。その後、ダグラス・グラマン航空機疑惑事件が起こり、ロッキード裁判もそのままの状態の中で、私共は、もっと具体的に運動の的をしぼり、「汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会」を、17市民団体で結成、ストップ・ザ・汚職議員の合言葉で運動してきました。

初めて「意見広告」を新聞に出し、その反響の素晴しさに驚きました。2段組みの小さな広告を全国の有権者の方々が読んでくださったという事実の前に、私共はただ頭の下がる思いでしたのに、なおかつ多額な浄財を頂いて私共の運動が支えられたということの感激はこれまでにない貴重な経験でした。

結果は前回同様一名の落選でしたが、ロッキード批判が風化したといわれる中で航空機疑惑に対して地元有権者の良識が、怒りが如実にあらわれたものと、浄化より地域優先を願う政治意識の低い地区のいまだに多いことを思い合わせ、熊本県民の底に流れるモッコス精神にあらためて拍手を送りたい気持です。私共の運動の方向性も決まりました。明日から又、ご一緒に頑張りましょう。

カンパ総額	
8,418,427円	
計3868人	男性 1226人
	女性 2550人
	不明 92人
45団体	
（10月13日現在）	

意見広告
9月8日、朝日新聞全国版に掲載

広告

ストップ・ザ・汚職議員！

こんどの衆議院議員選挙に際して、金権選挙を排除し、汚職議員、汚職政治家を追放する国民運動に浄財を募ります。ロッキード疑獄、グラマン汚職などに関係した政治家が再選されてくるような選挙では、日本は滅びます。

わたくし達は、政党に中立の婦人、市民団体です。集ったお金は汚職議員を出さないための「意見広告」をはじめ、汚職候補に投票をしない運動に役立たせます。民主政治をたてなおすため、あなたもご参加下さい。少額でもけっこうですが、一口、千円にまとめて頂くと幸いです。選挙の終るまで募金期間とし、ご寄附下さった方には受取りを差上げ、収支報告をいたします。

送金方法 現金封筒又は郵便振替（口座番号東京八―三四〇二二）
送金先 〒151 東京都渋谷区代々木2―21―11 婦選会館内（Tel 〇三―三七〇―四五四一）

昭和54年9月8日
汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会（一七団体）
代表世話人 市川房枝

声明 総選挙を終えて

17団体によるこの運動は全国の有権者の支持で一応の成果をおさめた。今後、汚職が再び起らないよう監視を続けることを誓い左の声明をした。

ストップ・ザ・汚職議員！ 汚職に関係した候補の一人が落選、政治腐敗粛正の第一歩は、有権者の手で果たされ、汚職政治家たちに警告を与えました。

わたくしたちは、汚職に関係した候補者に投票をしない運動をはじめていらい、わずか一カ月半の短期間でありましたが、青空演説会、全国・地方紙への意見広告掲載、候補者の事務所訪問、チラシ配布等々、出来る限りの努力をしました。

その間、わたくしたちを励まし、運動を支えたのは全国の有権者です。募金協力を呼びかけた9月8日の意見広告にこたえ、約五千人の人々から寄せられた七、九八三、四〇九円の浄財、政治浄化の悲願をこめた多数の手紙、そして街頭や電話での声援こそ、汚職議員の再選阻止、又は得票の減少に影響を与えた原動力です。これらの有権者の願いを、当選した汚職議員は勿論、全議員は謙虚に受けとめ清潔な政治をつくりあげる誓いをし、それに努力すべきです。

又一方で、他の汚職候補が当選した事実をみるとき、腐敗根絶にはまだ長い時間と運動が必要であることが痛感されます。

全国の有権者のみなさん、この運動をともにすすめてきたことを、よろこびあうとともに二度とロッキード・グラマン疑獄をおこさないよう、常に監視をおこたらず、次の選挙で更に厳しい審判をおこないましょう。

一九七九年十月八日

汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会
一七団体代表世話人 市川房枝

日本看護協会
日本婦人有権者同盟
日本基督教婦人矯風会
日本キリスト教女子青年会
日本消費者連盟
日本生活協同組合連合会
日本青年団協議会
東京地域婦人団体連名
東京都地域消費者団体連絡会
独身婦人連盟
理想選挙推進市民の会
私は有権者の会
草の実会
建築公害対策市民連合
婦人国際平和自由連盟日本支部
銀行の政治献金再開に抗議する会
主婦連合会

花片

▼国立市に住む友人、あの素晴らしい並木を通っての買いものの往き来に、落ちてる銀杏を拾って一升もたまったという。我が家の破れ生け垣には、零余子がからみついて、豊作ですねと笑うほどとれた。俳号にも季語にもなる零余子を前に、作句など思いもよらず、御飯にしようか甘煮かなど喰い気一方の不風流者にも、秋・みのり・とりいれは、豊かな嬉しさである。

▼選挙期間中、政見放送もききそびれ、街頭にも行き逢はず、それでは余り申しわけないと、電車とバスを乗りついで遠くの立会演説会場まで出かけた。聴衆は、ほぼ一杯だが、候補のうちには政策はおろか、自分独りの国会のような思い上がったのがあり、気分が悪るかった。それが当選していたから、またまた道遠し。

▼即日開票につづいて、翌日開票まで、無為の年よりだからこそ出来るテレビに釘づけ。ごまめの歯ぎしりの切歯扼腕。

▼松野落選には、あちこちで万才の声があがったようだ。「汚職議員に投票しない…」運動に、危険を押して推進された方々へ感謝である。有権者の胸にグンとこたえた不満が、投票という形で、一人にでも制裁が加えられたのは成功である。続いては社会的組織への糾弾である。

▼自民の「安定多数」が思わざる裏目。大平・田中派のみ議席増では納まるまい。そこへ挙党体制説だが、政財ゆ着なしの有権者体制といって欲しい。

▼A化粧品会社で、第一回女性年度賞で、各分野六名、一位の大賞に市川房枝氏。その選考に拍手。（から子）

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

都議会議長交際費訴訟

門前払いの判決は不服

控訴審第1回口頭弁論

都議会議長交際費訴訟は、去る4月23日、門前払いの判決を受けましたが、本同盟は5月2日、控訴。控訴理由書を提出、9月13日、裁判長吉岡進係で第一回口頭弁論がおこなわれました。控訴人紀平悌子、小池順子。昭和54年行コ第40号違法支出金補塡請求事件。

以下は東京高裁に提出した原告側準備書面です。

原審判決は、東京都議会議長としての被控訴人の行為は地方自治法二四二条の二に基く住民訴訟の対象とせず本件を、被告適格を有さぬ者に対する不適法な訴として却下した。しかし、議長は自ら交際費等の支出等を含む議会局の事務処理について事案決定の衝にあたり、議会局長以下の職員を任免かつ指揮監督し局の事務を統理する地位に有ったこと、監査制度の構造から監査請求の対象となる行為の主体と住民訴訟の対象となるそれとが同じであること、交際費について議長は支出の決定及び清算を指揮監督する立場に決裁を通じて立っていたことなどから、地方公共団体役職員の違法若しくは不当な管理処分を住民自身のイニシアチブで防止・匡正するという監査制度の本質に鑑み被告たる議長は被告適格を有すと言わざるを得ず、原判決は法令の解釈、適用を誤ったものとして破棄さるべきものである。（紀平悌子）

違法支出金補塡請求控訴事件 準備書面

準備書面

控訴人 紀平悌子 外一名
被控訴人 春日井秀雄

右当事者間の御庁昭和五四年（行コ）第四〇号違法支出金補塡請求控訴事件について、控訴人は、次の通り陳述します。

昭和五四年九月一三日

控訴人代理人 弁護士 鍛冶千鶴子
右同 若菜允子

東京高等裁判所 第一四民事部 御中

記

一、原審裁判所は、東京都議会議長としての被控訴人の行為は、地方自治法第二四二条の二の規定に基く住民訴訟の対象となるものではなく、従って本件訴えは、被告適格を有しない者に対する訴えとして不適法であるからこれを却下するというのであるが、原判決の右判断は以下に述べる通り明らかに法令の解釈を誤ったものであるので、破棄さるべきである。

一、まず、原判決は、議会の議長が地方自治法二四二条及び同条の二の「職員」にあたるかどうかの点について、「立法機関たる議会の議長、副議長その他の議員は含まないと解するのが相当である。それゆえ議会の議長の行為は、形式上、住民訴訟の対象として法定されたものにあたらない」と判示している。

[illegible]

以上

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

手荒れと水質汚染を追放する
新しいタイプの台所用粉せっけんです
日本婦人有権者同盟 取扱い
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181 （日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

TSUDA ENGLISH INSTITUTE
津田英語会 （昼・夜）
●英会話 ●英文タイプ ●小学生のクラス ●ビジネス英語土曜特別コース（6ヵ月）
●一般英語 ●英文速記 ●中学生のクラス ●英語集中訓練コース（1年）
●時事英語 ●高校生のクラス
TSUDA SCHOOL OF BUSINESS
専修学校 津田スクールオヴビズネス
本校の目的 実務に即した英語の実力とビジネス社会に役立つ専門知識をそなえ，円満な社会人として，世の中に貢献することのできる人物の養成をはかる。
〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷1－18
（国電千駄ヶ谷駅前） TEL（402）7331（代）

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

ひろば

再び明日に向けて

第35回衆議院議員選挙終る

会長 小池 順子

第35回総選挙は終りました。名分なき解散で安定過半数獲得を夢みた自民党はその野望を見事に打ち砕かれ独走へのブレーキがかけられました。このことは、政治浄化を願うものにとって僅かながらのよろこびであります。

私共日本婦人有権者同盟は選挙の度に「明るく正しい政治はその入口である選挙を金をかけないできれいにすることにある」と運動を続けてきました。前回34回総選挙の際にはロッキード事件によって暴露された政治腐敗・政治汚職を黙視できず、18市民団体で運動を展開しましたが結果は落選者一人に終ってしまったのです。その後、ダグラス・グラマン航空機疑惑事件が起こり、ロッキード裁判もそのままの状態の中で、私共は、もっと具体的に運動の的をしぼり、「汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会」を、17市民団体で結成、ストップ・ザ・汚職議員の合言葉で運動してきました。

初めて「意見広告」を新聞に出し、その反響の素晴しさに驚きました。2段組みの小さな広告を全国の有権者の方々が読んでくださったという事実の前に、私共はただ頭の下がる思いでしたのに、なおかつ多額な浄財を頂いて私共の運動が支えられたということの感激はこれまでにない貴重な経験でした。

結果は前回同様一名の落選でしたが、ロッキード批判が風化したといわれる中で航空機疑惑に対して地元有権者の良識が、怒りが如実にあらわれたものと、浄化より地域優先を願う政治意識の低い地区のいまだに多いこととを思い合わせ、熊本県民の底に流れるモッコス精神にあらためて拍手を送りたい気持です。私共の運動の方向性も決まりました。明日から又、ご一緒に頑張りましょう。

「松野当選阻止」でVサイン

汚職政治追放に第一歩

熊本一区の汚職候補、松野頼三氏が落選しました。自民党の安定多数が有権者に阻まれ、自民党単独統治が挫折する中での松野落選は、争点なき選挙といわれ、解散は大平派の身勝手な都合と解された今回の選挙の中で、自民党の汚職政治への集中的批判が出たといえましょう。

肥後もっこす、とくに婦人有権者は不正を許しませんでした。運動に寄せられたカンパの2/3は婦人からで、投票前の調査でも婦人票の松野ばなれは明白でした。（写真は10月8日未明、松野落選の速報に湧く事務所）

ロッキード疑獄以来、日本の政治腐敗、構造汚職をなくすため、何らの政策もとられぬうち、再びグラマン問題が発覚し、真相究明も果たされず総選挙に突入した。

顧みれば、5月24日衆院航特委、28日同じく参院での松野証人喚問の日、本同盟は市民の会とともに渋谷街頭で青空演説会を開き「岸元総理も証人喚問せよ」と訴えた。あの頃は、市民団体の立ち上がりも少なく、有権者は相つぐ汚職に倦み、その怒りも風化したと思ったほど。28日の参院航特委の証人喚問では、市川房枝議員が「松野さん、あなたはこの秋の総選挙で、熊本一区の有権者に支持されると思うか」と迫ったが、明確な回答はなく、解散、総選挙体制となった。

「ストップ・ザ・汚職議員」の市民運動は、この時から始まった……と私は思う。

7月7日には熊本婦人150名と懇談会を開催。（8月号参照）

湧き上がる声援

7月21日熊本婦人有権者との懇談会報告会を開き、市民の会とともに「総選挙に際し腐敗議員を排除する決議」を採択、27日には松野の25日の議員辞任をふまえ、自民党佐々木筆頭副幹事長に面会。松野除名と、再び公認しないよう、22日には松野に対し「立候補断念」を申し入れた。

このような慎重、かつ綿密な助走を経て、8月27日前記両団体の呼びかけで「汚職に関係した候補者に投票しない運動をすすめる会」を結成、汚職議員排除を声明、政党に中立で、今回の選挙で特定候補の推せん応援をしない17の婦人、市民団体で、まず公示前の運動をすすめることになった。

目標は汚職候補者6名—田中、橋本、佐藤、加藤、二階堂（以上ロッキード）松野（グラマン）にしぼり、9月8日、朝日新聞朝刊に7センチ2段の募金のための意見広告（別掲）を掲載、同時に渋谷、スキヤ橋で青空演説会を開いた。

その後10日からの湧き上がるようなカンパと腐敗粛正への熱ある手紙は、涙なしには読めず、私達をはげました。（カンパ総額は別掲）

9月15日、熊本日日新聞（16日も）、新潟日報に意見広告を掲載するとともに、熊本市、新潟、長岡に青空演説会。市川房枝氏始め参加団体代表が熱弁をふるう。

ラストスパート

9月17日いよいよ公示。17団体は再度「汚職議員に投票しないよう」声明を発し、意見広告の連続掲載、テレビ・ラジオのスポットも計画した。

27日になり松野陣営の反攻か、RKK（熊本放送）のスポット及び熊日折込みセンターを通じてのチラシ折り込みは断られたが、9月30日朝日新聞全国版、10月1日熊日以下3日までに問題の選挙区全部、北海道新聞、山陽新聞、新潟日報、茨城新聞、南日本新聞、読売新聞西部本社版に意見広告を掲載した。

9月28日、再び山口みつ子、館雅子氏と熊本入り。「県連分裂、しかし県連本流の支持で松野ドブ板行脚、立会にも不参加、街頭にも姿みせず」の情況の中で最後のひと押し。

29日は、YWCA、熊本青年団、生協の代表と共に熊本一区候補9名の選挙事務所を訪問、金のかからぬきれいな選挙を申し入れた。

松野事務所では、今村県連総務会長が、「素直で頭が良く、若くて将来のある松野を、どうあっても当選させる」と公言した。

この日チラシ4万2千枚を地元有権者の協力で新聞折込みに成功。

10月3日東京、4日茨城で青空演説会を開き、投票日ぎりぎりまで、"ストップ・ザ・汚職議員"の運動を展開した。（紀平悌子）

カンパ総額

8,418,427円

計3868人 男性 1226人 / 女性 2550人 / 不明 92人

45団体

（10月13日現在）

意見広告 9月8日、朝日新聞全国版に掲載

広告

ストップ・ザ・汚職議員！

こんどの衆議院議員選挙に際して、金権選挙を排除し、汚職議員、汚職政治家を追放する国民運動に浄財を募ります。ロッキード疑獄、グラマン汚職などに関係した政治家が再選されてくるような選挙では、日本は滅びます。

わたくし達は、政党に中立の婦人、市民団体です。集ったお金は汚職議員を出さないための「意見広告」をはじめ、汚職候補に投票をしない運動に役立たせます。民主政治をたてなおすため、あなたもご参加下さい。少額でもけっこうですが、一口、千円にまとめて頂くと幸いです。選挙の終るまで募金期間とし、ご寄附下さった方には受取りを差上げ、収支報告をいたします。

送金方法 現金封筒又は郵便振替（口座番号東京八—三四〇二三）
送金先 〒151 東京都渋谷区代々木2—21—11 婦選会館内（Tel〇三—三七〇—四五四一）

昭和54年9月8日
汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会（一七団体）
代表世話人 市川房枝

17団体によるこの運動は全国の有権者の支持で一応の成果をおさめた。今後、汚職が再び起らないよう監視を続けることを誓い左の声明をした。

声明 総選挙を終えて

ストップ・ザ・汚職議員！ 汚職に関係した候補の一人が落選、政治腐敗粛正の第一歩は、有権者の手で果たされ、汚職政治家たちに警告を与えました。

わたくしたちは、汚職に関係した候補者に投票をしない運動をはじめていらい、わずか一カ月半の短期間でありましたが、青空演説会、全国・地方紙への意見広告掲載、候補者の事務所訪問、チラシ配布等々、出来る限りの努力をしました。

その間、わたくしたちを励まし、運動を支えたのは全国の有権者です。募金協力を呼びかけた9月8日の意見広告にこたえ、約五千人の人々から寄せられた七、九八三、四〇九円の浄財、政治浄化の悲願をこめた多数の手紙、そして街頭や電話での声援こそ、汚職議員の再選阻止、又は得票の減少に影響を与えた原動力です。これらの有権者の願いを、当選した汚職議員は勿論、全議員は謙虚に受けとめ清潔な政治をつくりあげる誓いをし、それに努力すべきです。

又一方で、他の汚職候補が当選した事実をみるとき、腐敗根絶にはまだ長い時間と運動が必要であることが痛感されます。

全国の有権者のみなさん、この運動をともにすすめてきたことを、よろこびあうとともに二度とロッキード・グラマン疑獄をおこさないよう、常に監視をおこたらず、次の選挙で更に厳しい審判をおこないましょう。

一九七九年十月八日
汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会
一七団体代表世話人 市川房枝

日本看護協会
日本婦人有権者同盟
日本基督教婦人矯風会
日本キリスト教女子青年会
日本消費者連盟
日本生活協同組合連合会
日本青年団協議会
東京都地域婦人団体連名
東京都地域消費者団体連絡会
独身婦人連盟
理想選挙推進市民の会
私は有権者の会
草の実会
建築公害対策市民連合
婦人国際平和自由連盟日本支部
銀行の政治献金再開に抗議する会
主婦連合会

花片

▼国立市に住む友人、あの素晴らしい並木を通っての買いものの往き来に、落ちてる銀杏を拾って一升もたまったという。我が家の破れ生け垣には、零余子がからみついて、豊作ですねと笑うほどとれた。俳号にも季語にもなる零余子を前に、作句など思いもよらず、御飯にしようか甘煮かななど喰い気一方の不風流者にも、秋・みのり・とりいれは、豊かな嬉しさである。

▼選挙期間中、政見放送もきそびれ、街頭にも行き逢わず、それでは余り申しわけないと、電車とバスを乗りついで遠くの立会演説会場まで出かけた。聴衆は、ほぼ一杯だが、候補のうちには政策はおろか、自分独りの国会のような思い上がったのがあり、気分が悪るかった。それが当選していたから、まだまだ道遠し。

▼即日開票につづいて、翌日開票まで、無為の年よりだからこそ出来るテレビに釘づけ。ごまめの歯ぎしりの切歯扼腕。

▼松野落選には、あちこちで万才の声があがったようだ。「汚職議員に投票しない…」運動に、危険を押して推進された方々へ感謝である。有権者の胸にグンとこたえた不満が、投票という形で、一人にでも制裁が加えられたのは成功である。続いては社会的組織への糾弾である。

▼自民の「安定多数」が思わざりき裏目。大平・田中派のみ議席増では納まるまい。そこへ挙党体制説だが、政財ゆ着なしの有権者体制といって欲しい。

▼A化粧品会社で、第一回女性年度賞で、各分野六名、一位の大賞に市川房枝氏。その選考に拍手。（から子）

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟 （渋谷区代々木2—21—11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

都議会議長交際費訴訟

門前払いの判決は不服

控訴審第1回口頭弁論

都議会議長交際費訴訟は、去る4月23日、門前払いの判決を受けましたが、本同盟は5月2日、控訴。控訴理由書を提出、9月13日、裁判長吉岡進係で第一回口頭弁論がおこなわれました。控訴人紀平悌子、小池順子。昭和54年行コ第40号違法支出金補塡請求事件。

以下は東京高裁に提出した原告側準備書面です。

原審判決は、東京都議会議長としての被控訴人の行為は地方自治法二四二条の二に基く住民訴訟の対象とせず本件を、被告適格を有さぬ者に対する不適法な訴として却下した。しかし、議長は自ら交際費等の支出等を含む議会局の事務処理について事案決定の衝にあたり、議会局長以下の職員を任免かつ指揮監督し局の事務を統理する地位に有ったこと、監査制度の構造から監査請求の対象となる行為の主体と住民訴訟の対象となる、それとが同じであること、交際費について議長は支出の決定及び清算を指揮監督する立場に決裁を通じて立っていたことなどから、地方公共団体役職員の違法若しくは不当な管理処分を住民自身のイニシアチブで防止・匡正するという監査制度の本質に鑑み被告たる議長は被告適格を有すと言わざるを得ず、原判決は法令の解釈、適用を誤ったものとして破棄さるべきものである。（紀平悌子）

違法支出金補塡請求控訴事件 準備書面

準備書面

控訴人 紀平悌子 外一名
被控訴人 春日井秀雄

右当事者間の御庁昭和五四年（行コ）第四〇号違法支出金補塡請求控訴事件について、控訴人は、次の通り陳述します。

昭和五四年九月一三日

控訴人代理人 弁護士 鍛冶千鶴子
右同 若菜允子

東京高等裁判所 第一四民事部 御中

記

原審裁判所は、東京都議会議長としての被控訴人の行為は、地方自治法第二四二条の二の規定に基く住民訴訟の対象となるものではなく、従って本件訴えは、被告適格を有しない者に対する訴えとして不適法であるからこれを却下するというのであるが、原判決の右判断は以下に述べる通り明らかに法令の解釈を誤ったものであるので、破棄さるべきである。

一、まず、原判決は、議会の議長が地方自治法二四二条及び同条の二の「職員」にあたるかどうかの点について、「立法機関たる議会の議長、副議長その他の議員を含まないと解するのが相当である。[illegible] の行為は、形式上、住民訴訟の対象として法定されたものにあたらない」と判示している。

1. しかしながら、議会の議長は立法機関の構成員としての地位にあるほか議会局に属する事務の統理者としての地位を有しており、この議会局の統理者でありかつ交際費等の支出を決裁する地位における議長は、当然に「職員」に含まれるものと解さなければならない。すなわち、

[illegible]

ぬれ手にご注意！

東京電力株式会社

ガス坊やの安全コーナー

つけたら 回そう 換気扇
東京ガス

純植物性原料使用
リサイクル'78 粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2—21—11
〒151 ☎03—370—4541

お米のヌカから生まれた

ボーソー 台所用粉せっけん
食器・ふきん洗いに！
手荒れと水質汚染を追放する新しいタイプの台所用粉せっけんです
日本婦人有権者同盟 取扱い
東京都渋谷区代々木2—21—11
〒151 ☎03—370—4541

シャープ、スピード、サービス
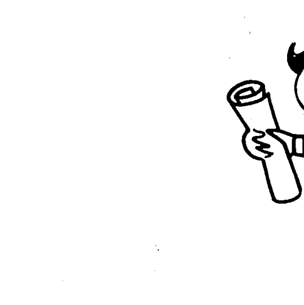
森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181 （日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

TSUDA ENGLISH INSTITUTE 津田英語会 （昼・夜）
●英会話 ●英文タイプ ●小学生のクラス ●ビジネス英語土曜特別コース（6ヵ月）
●一般英語 ●英文速記 ●中学生のクラス ●英語集中訓練コース（1年）
●時事英語 ●高校生のクラス
TSUDA SCHOOL OF BUSINESS 専修学校 津田スクールオヴビズネス
〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷1—18 （国電千駄ヶ谷駅前） TEL（402）7331（代）

Published by the League of Women Voters of Japan No. 21, 2Chome Yoyogi Shibuya—ku Tokyo Japan

ストップ・ザ・汚職議員
各地で青空演説会

熊本 9月15日 緊迫

「ドンドコドンドン・プー・ドーカイ・ドーカイ」の騒音にも似た藤崎八幡宮祭礼のかけ声で、15日早朝目がさめる。東京で綿密に準備をしてきても、考えられない状況が起きるもので、前日事態に合わせて変更し、やれやれと目をさませば大雨。

私は第一声辛島ロータリー組と別れて、長崎屋の前に、「ストップ・ザ・汚職議員、青空演説会、市川房枝参院議員当地到着12時に変更」のプラカードを持ってただ一人立つ。

悪しくも祭のクライマックス。舞台正面ともいえるこの場所で、プラカードを持ち、一時間余。なんと長く、心細く、こわかったことか……。

刺すような目で、プラカードと私を見比べて、チェッと舌打ちしていく人、「わざわざ来ても決まっているヨ」とすてゼリフをはいて寄って来る人、目の前で大騒ぎしている祭に気もそぞろ。

12時過ぎ、一行が到着したときは、ため息が出た。

当祭は、通称「ぼした祭」といい、朝鮮征伐—滅ぼした—に由来するという。皮肉にも、同じ日に、熊本まで「汚職議員を滅ぼしに来た」私達。

やがて、演説会は人の輪をよび大盛会で、寄せられた街頭カンパは22万余円。(橋本芳子)

熊本にて

新潟 9月15日 糾明

小池会長を先頭に14日新潟市入り。まず地元紙、新潟日報へ。次いで県政記者クラブで記者会見。同夜は、新潟県青年団事務所で青年団役員と懇談。長岡市警察から直前まで街頭許可が下りなかった苦労話をきく。

いよいよ15日。あいにくの風雨。悪天候をついて、太田日青協社会部長ら青年団有志、YWCAと看護協会会員の方々、同盟は小池・大槻、理想選挙推進市民の会は、吉増、菊地氏らと山口、総勢約20名が参加した。

第一声は新潟市役所前。山口の司会で始まり「ストップ・ザ・汚職議員！今度こそ、清潔な人を国会へ」と小池会長が力強く訴える。聴衆の婦人がそっと傘をさしかける。

第二会場はスーパーダイエー前。いずれも聴衆は少ないがチラシはよくはける。

最後の会場は田中元総理のおひざ元の長岡市。しかも不正融資で名高い大光相互銀行本店前。弁士もここぞと演説に一段と熱が入る。吉増氏は「市民の皆さんに直接お目にかかって話したかった」とあとは田中元総理の罪状を列挙。街頭演説はこれが初めての若い菊地氏は「せめて票を減らして下さい」と卒直なお願いをする。手持ちのしわくちゃのビラまで配布しきった。(山口みつ子)

茨城 10月4日 真情

10月4日、市川代表世話人を先頭に、同盟、市民の会、日青協、WILの有志はロッキード事件の被告橋本登美三郎の選挙区茨城1区を訪れた。同盟からは小池、紀平、阿會、田畑、橋本の各氏が参加。断続的な雨の中、茨城生協他地元婦人有志グループの道案内で、同盟、地元青年団の宣伝カー、乗用車の4台に分乗し、水戸市内2カ所、鹿島郡2カ所、潮来町1カ所で街頭演説を行った。なお、選挙期間中につき、茨城県警の私服4人が終始尾行していた。

街頭では、当日の茨城新聞朝刊第1面に掲載された『クリーン選挙で青空演説会、きょう水戸市などで—市川房枝さんら一行』をみて演説を聞きにきた人も多かった。また次の演説会場に再び姿をみせる熱心な人もいた。

市民の会の宮崎せつさん(茨城生れ、東京在住)は「私はいずれこの地にかえりたいと思っています。我故郷から汚職議員を出してほしくない…」と訴えた。同じく水戸生れの梅原文子さんは「42年の茨城県議会出なおし選挙の時もきれいな選挙を訴えるために来たが、当時と少しも体質が変っていない」と話した。

42年の出なおし選挙、51年のロッキードと運動のつみ重ねがあって今回3度茨城を訪れた。運動の継続と今後の組織の強化の必要を痛感した。(久保公子)

東京 9月8日 10月3日 曙光

国会解散の翌日の9月8日、渋谷で17団体は青空演説会とチラシまきをしました。厳しい残暑の中、紀平政啓委員長の司会により、市川代表世話人が「汚職議員を当選させないよう。政治の浄化を」と話され、各団体代表もそれぞれ訴えました。有権者相談を併設、カンパも約5万円寄せられ有権者の怒りを感じました。

午後はスキヤ橋で松浦第一副会長の司会で開催。土曜日の午後なので若い有権者が多く、握りつぶされたチラシを見た時、「あなたも有権者なのよ」と叫びたかった。小池会長は「この台の上に86才の市川先生を立たせたのは誰ですか。私達有権者ではありませんか」と締めくくられました。汚職議員が出るのも、当選させるのも私達の一票ですが、この運動が全国の有権者の支持を得ている事実から、私達の運動が結実することを信じて帰路につきました。

10月3日も両所で青空演説をしました。(久保田須弥)

激励の手紙から

・汚職に関係した候補者が日本国中皆落選することを願って、老人の日の祝い金と貯金箱の金を送ります。(大阪府女性)

・共同通信のニュースで洋上にて知りました。頑張って下さい。(シンガポール・船舶乗組員)

・飲食店で働いています。選挙権がないのが残念。小さな給料袋から送ります。(佐賀県・17才女性)

・地元でも心から皆さんの活躍に同感し、拍手を送る人がおりますことを心に留めておいて下さいませ。…畑の栗を出荷した代金の一部僅かですがお受け下さい。(熊本県・67才男性)

・政治が金で操作できるなんて日本の政治は最低。…どうか皆様のお力で選挙民の良識を掘り起こして下さい。(新潟三区一有権者)

・本来ならば地元選挙民である我々がやらなければいけないことです。(茨城一区・男性)

・このまま腐敗した政治を容認することは断じて出来ません。有権者同盟の資料をお送り下さい。(札幌市・女性)

「選挙費用は知りません」
東京76候補事務所訪問

公示後9月18日から22日まで、東京(1区~11区)の候補者84名のうち、選挙事務所の所在のはっきりしている76名(うち4名は面会できず)について、選挙事務所訪問を本同盟と理想選挙推進市民の会と共同で、支部のある選挙区は支部会員が中心となり行なった。

各事務所で、汚職を生む金権候補排除、きれいな選挙実現を申し入れ、以下の集計結果を10月3日、都記者クラブで発表した。

●法定選挙費用を必ず守ること●選挙運動に際しては公選法を必ず守ること●悪質な違反を出したときは当選を辞退すること。以上は全員が約束(悪質な選挙違反については公選法の不備などをあげ4名が確約を避けた)した。

▲法定選挙費用は今回いくらですか(回答72名)

正確に答えたもの19、やや正確なもの35、なんとかつかんでいる8、把握していない10、という結果が出た。応答した人は事務長ばかりでなかったが、幹部クラスが10人も知らないのは、法定選挙費用に関係なくお金をかけていると思わざるを得ない。

▲選挙資金の調達方法はどのようにしていますか。

党別傾向をみると自民党—後援会、社会—個人カンパ、公明—政党、民社—個人負担、共産—個人カンパ、新自ク、社民連、無所属は個人負担。

▲選挙違反を出さないように特別に運動員に注意をしていますか。

全員がしている。万一違反を出した場合は責任をとる、違反はしないが各21、その他候補者自身が考えるべきだ、司直の判断に待つなど。

事務所訪問で候補者の中味を知り、金をかけた宣伝に迷わされない情報を得ることは、金権候補者を排除し、選挙を有権者のものとしてゆくために必要なことであり選挙事務所はもっともっと有権者に対して開かれるべきである。(瀬下羔子)

好評！「政策をきく会」

第35回衆議院議員総選挙公示前、以下の4選挙区で「立候補予定者の政策を聞く会」が、本同盟の支部主催にて行われ本部に報告されました。

現在の公選法では、公示後の有権者による立会演説会は禁止されています。有権者が候補者を知る道はあまりに限られています。

▼小金井・国立・武蔵野支部共催

東京7区「立候補予定者の政見を聞く会」は8月22日、立候補予定者7名中5名出席で開催。参加者約80名。

▼目黒・世田谷支部共催

東京3区「立候補予定者と政策を話し合う会」は9月5日、立候補予定者7名中6名出席で開催。参加者約40名。

▼郡山支部主催

福島1区「立候補予定者の政策を聞く学習会」は9月8日、立候補予定者7名中4名出席。参加者約40名。

▼松本・塩尻支部共催

長野4区「立候補予定者を招き、婦人問題に関する政見を聞く学習会」は9月14日、立候補予定者5名中4名出席、参加者約50名。

いずれも支部長はじめ会員の決断と努力により、立派に運営され、30分の持ち時間に参加者が質問をする形をとり、主催者の周到な配慮によって成功し、有権者からは候補者を知る機会を得たことを喜ばれました。(松浦三知子)

千曲川の流れとともに
支部訪問 ⑱ 小諸

去る6月21日佐久市で開かれた長野県支部連合会の総会に出席したあと小諸支部の総会に出席し、結成後満4年の支部の成長ぶりを拝見できとてもうれしく、その折伺ったお話を思い出し、まとめてみました。

小諸は「小諸なる古城のほとり雲白く遊子悲しむ」の、藤村の有名な詩に出てくる浅間山を背に、千曲川の流れを前にゆるやかなスロープの山裾にひろがった風光明媚な落ちついた街です。

ここに支部が誕生したのは昭和50年9月29日とまだ新しいことなのですが、初代支部長の小林秀子さんは古くから丸子の故田中けささん・宮原恵久与さん達と、婦人有権者(機関紙)を中心に読書会のメンバーとして学習を続けておられ、小諸にお移りになった後も近所の方々と機関紙を読み合っておられたという方で、宮原恵久与さんの再三のお勧めにより支部結成にふみきられたのだそうです。

小諸支部の皆さん

結成式には紀平悌子さんの「婦人と政治」、渡辺道子弁護士の「くらしと法律」の記念講演が催され、多数の来賓を迎えて盛大に行われましたことを出席者の一人として覚えております。

その後小林秀子さんが健康を害され、残任期間を小林頼子さんが支部長となられ、現在は小山雪子さんが総会で支部長に再選され引き続きご苦労を願うことになりました。

支部会員の多くは私共からみればお若い方々で、テキパキと会を運んでおられるご様子は誠に頼もしい限りでした。

当初20名だった会員も32名となり、地区別のグループを作り二カ月に一回の月例会の企画から進行までグループ毎に責任をもち、市議会議員との懇談会・理事者との話し合い・勉強会・市議会傍聴などを続け、支部だよりを月一回発行(手刷り)して、会員同士の連絡を密にしておられるとのこと、地味ながら堅実な歩みをしておられることに敬服しました。

地方独特の地縁血縁でガンジガラメの中での運動はなかなか目にみえる効果はあがってこないが、明るく正しい政治・金のかからない選挙・議会制民主主義の確立等のため勇敢につき進んでいかれる底力を身をもって感じさせられました。(小池順子)

家族制度の名残りを追求
妻の相続分で法制審に再び申し入れ

「妻の地位」は実質的には充分な保証を得ていない現状にあります。七年前より妻(配偶者)の相続分の法改正にとり組んできた七婦人団体議会活動連絡委員会では、本年四月にひき続き、法務省・法制審議会に申し入れをしました。(九月三〇日付)

これは同会より七月発表された「民法改正要綱議案」に更に検討を加え、まとめたものです。(以下要点のみ)

一、配偶者の相続分

1 配偶者及び子が相続人である時は、相続分を$\frac{1}{2}$づつとする。

2 配偶者及び直系尊属が相続人である時は、配偶者を$\frac{2}{3}$直系尊属を$\frac{1}{3}$とする。

右については異論ありません。

3 「配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は四分の一とする」については「配偶者のある場合は、兄弟姉妹の相続分を認めない」ことを主張。理由は、夫婦の財産は、通常は夫婦努力と蓄財によって形成される場合が多い、と思われるからです。

二、非嫡出子の相続分

一部異なる意見もあるが、嫡出子と同等の相続分とする議案に基本的には同意できる。

三、兄弟姉妹の代襲相続

原則として認めない。

四、遺産分割の基準 省略

五、寄与分

寄与分にあずかる対象者を相続人に限るのでは不充分です。相続人に準ずる立場の内縁の妻、事実上の養子でとくに遺言などのない場合でも、被相続人の財産形成に大いに力のあった人も対象として考えられるべきと思います。

六、遺留分 省略

七、配偶者の代襲相続権

農家や商家で、夫が死亡している夫人の場合、子がないと相続できず不合理です。そこで、配偶者の一方が他方を代襲して相続人となれる立法措置が望まれます。

八、夫婦財産制

現行法の別産制の欠陥、例えば妻の内助の功の非評価、無収入の妻の実親の扶養、婚姻中取得した動、不動産の所有権等、多くの問題はあります。しかし、補正することでその欠陥を修正すれば許容できるとの結論に達しました。しかし離婚に伴う財産分与は原則として$\frac{1}{2}$にして欲しいと要望致します。

以上を、代表が改めて加藤一郎委員長に再度要望書を提出に伺う予定です。(館 雅子)

首長はゼロ、他部門で多少の伸び
婦人の政策決定参加情況調査

婦人の政策決定参加情況調査は、昨年2月第1回目をまとめ一部を本紙に発表しましたが、本年は統一地方選挙を行い、婦人の議席も変化がありましたので、第2回の調査を7月に行いました。前回は東京都23区26市の調査を中心に行いましたが、今回は府県及び政令指定都市にも調査依頼をしたところ、23区26市は100%完了、後者も70%の回収を得ていますが、とりあえず、23区、26市の結果に基づいて前回と比較しながら、ご報告いたします。

PR不足の「婦人問題窓口」

▼調査事項

○公選によるもの(首長・議会議員)○議会の選任又は同意を得るもの(選挙管理委員・教育委員・人権擁護委員)○首長の委嘱又は推せんによるもの—条令等(民生委員推せん委員、特別職報酬等審議会委員、都市計画審議会委員、消費者問題懇談会、青少年問題協議会、公民館・図書館運営委員、公害監視委員、みどりの監視委員)○その他設置要綱等によるもの(民生委員、保健所運営委員、保健三法委員会、保護司、社会教育委員、明るい選挙推進協議会、明るい選挙推進委員)○職場における管理職(課長以上、課長待遇を含む)○婦人問題窓口の有無及び女性職員 ○婦人問題会議及び女性の会議員参加数)以上23項目で前回同様、婦人問題、きれいな選挙推進に関係のあるものを対象として選択しました。紙面の都合で調査表等掲載できないので、結果を%で表わします。

▼調査結果 ( )内は前回

△首長0(0)△議会議員7%(6.8%)△選挙管理委員5.3%(6.3%)△教育委員13・7%(12・7%)△人権擁護委員17・9%(18%)△民生委員推せん委員13・2%(13%)△特別職報酬等審議会委員12・2%(12・2%)△都市計画審議会委員3%(2.2%)△青少年問題協議会9.7%(10・6%)△公民館・図書館運営委員31・4%(28・2%)—市部のみ—△公害監視委員23・6%(19・4%)△みどりの監視委員33・6%(44・2%)△民生委員52・9%(51%)△保健所運営委員18・2%(19・5%)△保健三法委員会9.2%(11%)△保護司23・7%(23・9%)△社会教育委員20・7%(26・7%)△明るい選挙推進協議会31・5%(32・4%)△明るい選挙推進委員59・5%(57・1%)△職場における管理職3.1%(2.3%)△婦人問題窓口設置44・9%(22%)△婦人問題会議6.1%(4.1%)。

▼まとめ

○調査の時期について—ほとんどの自治体では9月の定例議会で、各種委員等選出するので調査時点では新議会の影響力が充分出されていないが微妙な変化が読みとれました。○各項について—首長は相変らず0、全国でも町長2名のみです。○婦人議員は0.2%増え区議が70名が73名となり、市議は50名が55名と増加しています。○選挙管理委員は1%減り13人から11人と落ち込み、選任の際、政党系列推せんが行われているため、無党派婦人の進出の道が狭くなっています。○首長推せん、議会承認の教育委員はやや伸びています。○都と関係のあるみどりの監視員・公害監視委員は改選の時期で、正確な把握が不可能でした。○選挙監理委員、明るい選挙推進協議会委員が減少している中で、一番末端の、明るい選挙推進委員は59・5%、2217名に及び、ピラミッドの底辺はますます拡がってきました。○1977年政府の出した前期運動目標の中で民生員を半数以上にするとありますが、これのみは前回51%、今回は52・9%と上昇しています。○婦人管理職は保健、福祉の技術関係者がほとんどです。○婦人問題窓口は都の要請があったのか、23区では15区、26市では7市が設置されていますが、これが住民はもちろん、同じ役所の中にもPRされていない面もあり、早く実動させたいものです。○今後、今回の選挙で増した婦人議員が婦人の政策決定参加進展にどのように影響してくるか、期待し、婦人の政策参加状況のグラフがきれいな上昇カーブになることを望んでいます。(松浦三知子)

道中
こころの阿蘇

阿蘇が荒れている。夜の火口付近をテレビが映し出していた。天空に噴きあげた熔岩が、火しぶきとなって落下してくる。自然のおそろしさの前で、人間は立ちすくむほかない。幼ないころから、時折り、夜空にどろどろと闇夜にうねる火柱を凝視して、神さまの怒りの火と教えられていた。

いつもの阿蘇は、おだやかな草の海である。東西二十四キロ、南北十八キロに及ぶ外輪山(旧火口)をゆくとき、この上なく広大な天地が拡がる。人間の些事がはかなくなる。自然のなかの砂粒のようないのち。

この夏、八月末に思いがけなく阿蘇へ行く機会を得た。爆発の合間である。高森町で開かれた教研集会に出て、辞すとき一冊の歌集をいただいた。山口純彦著「葬りの丘」。反戦の思いをこめた歌に、その夜眠れぬほどの感動を覚えた。

初老の白髪長身の山口氏は熊本県教組阿蘇支部委員長であり、現場平教師で押し通したひと。保守の風土のふるさとに帰って、久しぶりに心の奥に、はげしい火を点じることができた。「葬りの丘」は東満掖河に亡んだ歩兵二七八連隊の記憶をとどめるための鎮魂歌である。その中の一首。

この幾日人さまざまの死を見たり我はいかなる死にざまならむ

(永畑道子)

(題字・カットは直属会員梅原文子さん)

学習会要旨

自治省の53年政治資金報告と市民センターの調査結果

講師　参議院議員 市川房枝氏　市民センター事務局長 近藤千浪氏　市民センター事務局 高橋統洋氏

金権政治に繋がる献金

去る7月28日、自治省は53年分の政治資金収支報告書を公表した。この公表は政治団体のうち第二、三号団体で、全国組織の政治団体(二号)と政党及び政治資金団体(三号)の自治省所管の分だけの発表である。この他に政治資金は、一号団体である都道府県内で活動する政党支部及び政治団体があるが、これは各都道府県の選挙管理委員会が公報によって発表するだけで期日もばらばらで、全国的に一、二、三号団体を集計している所はどこにもない。

この自治省所管の二、三号団体の53年分の収入総額は報告書提出団体2188団体で781億1858万円であった。但し自治省は繰越金を含まない額を発表しているので、これを含めると1年間の政治活動費は更に多くなるし、地方の政治団体を加えれば、この上、更にふえることになる。

市民センターが51年に地方団体の収入を調べたことから53年の収入を推計すると、約520億となり、中央、地方をあわせた全日本の政治資金の収入総額は1300億円という莫大な金になることがわかった。

53年の政治資金の特徴は、第一に自民党の党費収入がふえたことが指摘されるが、これは53年秋に行われた新方式による総裁選挙の結果で、52年に51万7千人の党員から140万5千人と89万人もふえ、金額にして1億円から8億5千万円と大幅にふえたことである。政党が党員をふやし党費によって党の活動をしていくことは理想的なことではあるが、自民党の収入は112億9千万円で党費はその7.6%にすぎず収入の71%は国民政治協会を通じた企業及び企業の連合体及び医師会等の業界からの寄付である。党員増も各派閥が総裁選で自派の党員獲得に力をそそいだ結果であろう。今時、衆院解散における党利党略ならぬ派利派略の解散と批判されたのも、総裁選以後、益々激しくなった自民党派閥抗争への実証である。

また9月5日総理の私的諮問機関航空機疑惑対策協議会は、政治家個人の政治資金の規制、政治家の倫理の検討等を掲げているが、政界と財界のゆ着—政治資金とワイロをあいまいにしている企業献金について何等の提言もしていない。新法5年後の見直し時期を2年後に控え、ふえるばかりの政治資金に対する規制と国民の不信に政府はどう対処するか見守って行きたい。

9/8 婦選会館 民主政治をたてなおす市民センター、理想選挙推進市民の会、同盟、共催。(まとめ 近藤千浪)

松沢光子さん

去る9月29日、病気御療養中だった松本支部の松沢光子さんがお亡くなりになりました。享年73才。昭和20年代から会員となられ、本部中央委員、指名委員、支部長を歴任。長野県支部連合会長の重責も果たされました。お人柄は、おかあさんのようにやさしい方でした。御冥福をお祈りしつつ、悲しみをこらえています。(紀平悌子)

純植物性原料使用
リサイクル'78
粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し
自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、
配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2−21−11
〒151 ☎03−370−4541

純粋なもの・自然なものを
おとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

日本の味を大切に
シマヤだしの素
山口県新南陽市福川637　0834−63−2525

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

腐敗防止対策の実現を
総選挙後、大平総理に申し入れ

第八十九特別国会は、召集8日目の11月6日、午後になってようやく首相指名の衆参両院本会議が開かれ、いずれも、決戦投票の結果、自民党大平正芳氏が首相に選ばれ、8日、大平内閣の組閣が出来ました。

国会での首相指名に当り、多数党である自民党が、大平・福田という2人の候補に分裂してのぞんだのは、まさに民主主義の基本に反し、議院内閣制、政党政治の常道をはずれた重大事です。

この間の自民党の派閥による私利私欲にまみれた内紛は到頭、8日間の国会の空白を招き、国民の不信と批判をかいました。

自民党及び大平内閣に対し、ストップ・ザ・汚職議員17団体は、腐敗粛正の為の諸政策の実現をはかることで政治責任を果たすよう、強く要望しました。

17団体は、松野落選で事が終ったとせず来年の参院選または衆院選めざし、粘り強く啓発運動を続けていく決意を固めています。

汚職ストップの運動続行を決意

〝汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会〟17団体は、総選挙後10月26日に第6回会合を開き、総選挙啓発、ストップ・ザ・汚職議員の運動の総括を、懇談の中で行うとともに、この会は、一時運動を休止するが、解散をしないことを決定した。

当面の動きとしては、全国からカンパにより御協力、御参加下さった有権者の方々に、運動及び会計報告を中心としたリーフレットを作成、送付する（千円以上の方々）ことと、問題選挙区（熊本一区）の有権者の意識調査、運動の記録の出版、運動の報告集会（12月1日）開催を、17団体の活動としておこなう。

さらに、総選挙の敗北をきっかけに、醜い派閥抗争を繰り返している自民党及び大平総理に対し申し入れを決定。

翌27日午前、市川代表世話人、主婦連、WIL、有権者同盟（小池会長、紀平政啓委員長）が代表として、総理官邸を訪ね総理秘書官を通じて大平総理に、衆院会館に自民党筆頭副幹事長佐々木義武議員室を訪ねて自民党宛て申し入れた。以下は申し入れ要約。（紀平 悌子）

大平総理並びに自民党に対する申し入れ

私ども17団体は、ロッキード、グラマン汚職の解明のないままおこなわれたこの度の総選挙に対し、汚職候補に投票をしないよう啓発をおこない、有権者の手による政治の浄化を推進しました。その結果、グラマン疑惑の松野頼三元議員は落選、ロッキード疑獄の田中角栄前議員の得票は二万七千票減となり、自民党全体では安定多数をとることを阻止されました。これは、史上空前の金権選挙と政治腐敗への国民、地元有権者のきびしい審判です。

鉄建公団、各省庁での税金の不正、不当使用、国際電信電話会社問題の相つぐ中で、自民党敗北後の事態収拾をめぐってのみにくい派閥抗争は、みるにたえません。

大平総理及自民党は、党の腐敗体質改善と既に提示されている腐敗防止対策を実現することで、政治責任をとるべきであり、私ども17団体は、今後もこれを監視し、次の選挙でもストップ・ザ・汚職議員の運動をおこなう決意をもって申し入れます。

一九七九年一〇月二六日
汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会
17団体代表世話人 市川 房枝

違反議員は辞退せよ

第35回衆院議員選挙は、買収事犯が選挙違反の90％を占め、6300件、2億円に及びます。一件100万円をこえる買収が35件もある（警察庁11月8日発表）という金権選挙に終ったわけです。

金のかからないきれいな選挙をめざし公示前の候補者の意見をきく会、事務所訪問等の運動を推進してきた本同盟は、10月17日、東京七区で当選した小沢きよし派の、一万数千通の大平怪文書郵送にかかわる公選法違反問題を重視し、事務所訪問の時の誓約「悪質な違反を出したら当選辞退」の実行を迫り、ストップ・ザ・違反議員の運動をおこないました。

10月18日配達証明による郵送で小沢宅に左記を要望、回答を待って追及をつづけます。

辞任を勧告する（要約）

「貴陣営において選挙違反者出された場合『悪質な違反者を出した場合は、道義的責任をとる』のお答え通り、速やかに国会議員を辞任されるよう勧告します」（紀平悌子）

ひろば
監査制度のみなおしを
中央委・全国支部長会議を終って

会長 小池 順子

大平首相の進退問題をめぐっての自民党内抗争の中で、第89回特別国会が召集され、首相指名のメドもつかないという混迷国会のニュースをよそに、私共は29年次第3回中央委員会、54年度第1回支部長会議を10月30・31日の両日開催、多数会員の御出席を得て盛会裏に終ることができました。

今回はストップ・ザ・汚職議員の運動により非常によい勉強をし、同盟の運動の推進に自信をもつことができたと力強い報告、発言が多くなされ盛り上った会でした。

私共は次の参議院選挙、衆議院選挙に向けてなお草の根的運動により、金権候補排除・汚職議員に投票しない運動のため努力することを誓い合いました。

丁度この頃鉄建公団、大蔵省などの税金の不正・不当使用が明るみに出、また国際電信電話会社の贈答品密輸事件等が新聞紙上を賑わしていました。

7年前の47年9月19日の朝日新聞紙上に、東京都都議会議長交際費不当支出及裏帳簿問題という大きな見出しの記事がでた事を思い起しました。当時、私共は早速納税者、有権者として納得できないと東京都監査委員会に監査請求をし、更に監査結果を不服として同年12月15日に住民訴訟（納税者訴訟）にふみきり今日に及んでいます。7年もの長い間私共は何故この事に取組んできたか、それは納税者として税金の使われ方を追及し公金の使われ方が如何にズサンであるかを明らかにする為であります。

大蔵省にも不正が行われていたとすれば国の監査役会計検査院自体が完全に機能していないということになるのではないでしょうか。

自治体の中にも、超過勤務手当、旅費等について問題がでてきています。私共は身近な自治体の監査制度を改めてもう一度見なおす必要がありましょう。東京都の膨大な予算決算を4人の監査委員が監査すること自体無理と思われますので、この際監査制度の改正も望むところです。

これらの事は決議として取り上げられていますので、他に課せられた沢山の問題と共に、充分な学習をした上で、運動として取り組むことになりましょう。同志の輪をひろげスクラムを組んで着実な、そして力強い前進をいたしましょう。

都の環境アセス撤回に
怒りの抗議電報

東京都環境影響評価に関する条例は10月18日、54年第3回都議会都市計画公害委員会に鈴木知事が出席撤回された。この条例案は昨年9月都議会に美濃部前都知事が提案して以来、継続審議になっていたもので、同盟では即刻、知事、都議会各党幹事長宛、都民福祉のため必要な基本政策の後退に抗議する電報を打った。

52年4月「東京における環境アセスメントを考える委員会」が発足、翌53年1月に同委員会から答申が出され、その答申を基調に53年5月「東京都環境影響評価に関する条例案要綱」が公表された。

同盟では考える会の答申が出されるや、都公害研究所長柴田徳衛氏を招き学習会を、条例案要綱については都公害局参事高橋俊竜氏を招いて説明会を開いた。そして都議会に提案される前、知事に対し、中立、公平な評価機関として設置される都環境影響評価委員会（知事の付属機関）に住民代表を3名から5名に増やすこと、運用に当っての情報の公開による住民参加を申し入れた。

都議会に提案されてからは各党の幹事長に推進の要望を行なった。

今年10月16・17日、知事の撤回ありの報道により、都議会の各党に都民の側に立っての審議要望を行なった。

鈴木知事は1年後をメドに再提案を表明しているが、今回の反対理由が環境予測と評価を業者の責任と負担で行なうべきを、行政が経費・職員増で行なう点、参加住民の範囲が広い、開発のプラス面を見ていない等であることから、再提案の大幅後退は確実である。マイタウン東京を謳う知事の今後の環境行政を見守っていきたい。（瀬下 羔子）

被控訴人が準備書面を提出
都議会議長交際費訴訟

10月25日午前10時、東京高裁第八号法廷において、昭和54年行コ第40号違法支出金補塡請求控訴事件の第二回口頭弁論が開かれた。（裁判長吉岡進係）。

原告紀平悌子、小池順子他5名が出廷、傍聴。被控訴人春日井秀雄から準備書面が提出され「原審判決は、東京都議会議長としての被告の行為は、住民訴訟の対象となるものではない、としたものであるが、その理由は極めて妥当なものである」として被控訴人の考えを陳述しました。

次回は12月18日、午前10時（紀平 悌子）

花片

▼鎌倉・谷（やと）の細道・尾根の小径（那須良輔氏）を読む。足病みの身には、うまい画文は嬉しい贈りもの。歴史を訪ねて大賑わいのようだが、寿福寺の高浜虚子の「虚子の墓」の石の前で、何子（なにこ）とお読みするのかという若い婦人がいるという。新旧今昔の鎌倉の小径に虚ろな笑いが通る。

▼東京都では財政の苦しさから、70才以上の老人への敬老パスが、所得制限して老人パスとなった。低所得と敬の字の関係は、苦が笑いだが、知事報酬値上げ額がホボ同額ときき、何だいという気持。

▼鶴田知也氏の新刊「草木図鑑」にかねて私も好もしく思っていた野草毒だみの花のことが出ている。「純白な十字型の端正な花弁」もいいし、嫌らわれる嗅いは熱にすぐ消えるから食用にもなるし、昔から生薬としての効用もある由、さらに少々こじつけみたいだが「毒矯め」の意もあるという。霞ケ関あたりの植込みに群生させたい。

▼地婦連が国際児童年にあたって、カンボジアの難民の子等に一億円の募金を外務省を通じてことづけたと。戦争の苦難を知る日本の母親の心として、肩の荷が軽くなり、国際婦人年行事としても可。

▼石油なんかイランといいたいような国際事情、ソヴィエト、中国他の社会主義国のことも本当のことはわからないし、韓国も同様、自分の住む日本のことだって知らぬことが多く、将来の夢、希望、ユートピアも薄らぐのみ。一に権力からの人間解放を念願。

▼前号「零余子」はむかご。一ヵ所は仮名で書くべきでした。

から子

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟（渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

一般消費税を葬り去ろう！
2万人の熱気ひとつに

消費税反対の、2万人の熱気がひとつにとけあった日本武道館。選挙中の10月2日、一七〇余団体参加の実行委員会が「一般消費税の導入を絶対に許さない国民総決起集会」を開く。

出席者は北海道から沖縄におよび、〝総選挙で葬りさろう！一般消費税〟〝国民の世論でつぶそう！一般消費税〟のスローガンのもと、広い会場を埋めつくした。

実行委員会が各政党に依頼したアンケートへの回答が発表された。⑴一般消費税の導入に賛成か反対か。⑵⑴の回答に対する理由。⑶財政再建策、の三項目である。社会、公明、民社、共産、新自由ク、社民連は⑴はいずれも反対。自民党は賛否を明記せず「歳出の徹底的節減合理化と景気回復の定着による自然増収を図り、なお、目的達成が困難な際は、必要に応じ、新たな負担を求めることを検討します」と、まさに玉虫色である。集会のあと、2コースに分けてデモ行進を行なった。

政府は、国民の幅広い反対で、五五年度導入を見送ったが、弱いものいじめの大衆課税を、ふたたび浮上させぬために、息の長い運動が必要である。（本尾 良）

赤松代表・中村代表代理に
国連での活躍を期待

第34回国連総会は9月18日開会されましたが、この度は政府代表代理として、大学婦人協会会長、中村道子氏が任命され、9月12日、国連NGO国内婦人委員会主催の歓送会を婦選会館で開きました。

会は主催10団体の代表、NGO個人会員、外務省、国連局関係者等46名近い出席を得て大羽綾子さんの司会、市川委員長の挨拶と経過報告、前代表の高橋展子さんの歓送のことばがあり、中村代表代理はスピーチになれないのでと原稿を朗読、少し控え目でユーモラスな挨拶に、決意を淡々と述べられました。外務省国連局企画調整課長は第34回国連総会の議題について、中東問題等を話されました。

最後に参加者からそれぞれはげましの言葉が述べられましたが、代表代理は明朗で、スピーチは実に立派であることが多くの方から語られ、国連での活躍が期待されました。

なお、今回は赤松公使は代表となり、代表代理と2名の女性が国際舞台の前列に出られます。（松浦三知子）

婦人・おんな 7
信念に生きたい

三十八才になったら、恩給を貰って、誰からも拘束されることなく、能や歌舞伎や人形浄瑠璃の舞台を見たり、時には、文学講座に出たりしながら生きていく、優雅なくらしを考えたこともあった私でしたが、私なりに政治に目を開かなければいけないと思い続けるようになったのは選挙権をもらってからのことでした。

それまでの私は、政治には全く無関心で、グループの友達の七十八才になるTさんが、むかし自分の家で働いていた男性が、投票に行くのに、自分には選挙権がなく、大へん悔しい思いをしたと語っていましたが、それに比べれば、私など三十四才になるまで、自分に選挙権のないことに何の疑問も抱かず、教育勅語を拳拳服膺して、小学校の教師の道をひたすらに歩みつづけていました。神風も信じようとしていました。

けれども、敗北による太平洋戦争を経験してからは新しく定めた憲法の行使を自らの運命として歩いて行かなければならなかったのです。

それからは、自分の内に燃える願いもあり、外からの動きかけもあって、教室の中だけにこもっていることができなくなって、婦人教師の集まりをもったり、教員組合の中では、男女の平等や女の権利を主張したりしながら、母親大会に参加し、お母さんたちとの提携の場を持って、子供の教育や平和の問題を話し合ったりしました。

三十年間の教職を退いてからは、婦人週間の所感文を書いたり、地方婦人会議や全国婦人会議に出席したり、テレビの婦人学級に参加して仲間づくりをしたりしながら、自分の考えや行動を確かなものにするために模索がはじまりました。

婦人有権者同盟の立場と姿勢に賛同して会員になったのはこの頃からでした。

それからは、仲間たちと自治体の政治学習や改善への要求など多くの働きかけを続けてまいりましたが、私たちの国の政治体制の中では、立場は決して温床ではありませんでした。体制に順応だけして生きていれば、平穏な日々なのかも知れません。「信念に生きれば、人は孤独になる、民主教育を推し進めるために、幾多の抵抗に耐えて生きて欲しい。」と言われたY先生のことばが、いまもなお、私を励ましてくれます。（塩尻支部 中野千歳）

委員会だより部会

財務部
手のひら運動

8月の末にお願いしました手のひらにのる程のご寄付、皆様から思いのほか、沢山に頂戴いたしました。

夏期セミナーへ持参して、本部の不用品交換会をご存じない地方の方々が喜んでお買いくださいました。

ほとんど売り切れ、2万円を越しました。

ありがとうございました。（秋山 まち）

国際連絡委員会

国際人権規約は第87国会で承認・批准されましたが、今後は留保条項の撤廃に力を注がなければならないでしょう。

8月13日には初の婦人公使として国連で3年の任期を終えて7月に帰任された緒方貞子氏の歓迎会を、日本YWCAで開催しました。なお、新たに前総理府婦人問題担当室長、赤松良子氏が国連日本政府代表部公使として任命されました。（松浦三知子）

運動日誌（7/26～9/5）

7/26 ○都支部連合会
7/27 ○生活を守る都民会議 ○自民党へグラマン問題で申し入れ ○機関紙再校 ○夏期セミナー打合せ
7/30 ○原水禁運営委員会、総務組織委員会
7/31 ○機関紙発送 ○原水禁国際会議開会総会
8/1 ○原水禁世界大会 ○司法の幹事会 ○夏期セミナー打合せ
8/2 ○原水禁世界大会
8/3 ○少年法パンフ作成委員会
8/5～6 ○原水禁広島大会
8/6 ○司法の会パンフ検討会
8/7 ○出版部会 ○都知事に消費問題で申し入れ（他7団体と）
8/8 ○機関紙整理会
8/8～9 ○原水禁長崎大会
8/13 ○前国連公使緒方貞子氏歓迎会
8/20 ○機関紙初校 ○定数訴訟市川氏上告理由書提出
8/21 ○原水禁運営委員会
8/22 ○司法の幹事会 ○定数訴訟越山氏上告理由書提出 ○政党、候補予定者の政見をきく会（小金井・武蔵野・国立支部）
8/24 ○政啓委員会 ○組織部会
8/27 ○機関紙再校 ○総選挙に際し汚職議員・政治家を排除する運動（18団体）及びこの幹事会 ○少年法政党団体要請行動
8/28 ○夏期セミナー相談会 ○第4回消費者週間実行委員会
8/29 ○相続問題で鍛冶弁護士に面会
8/31 ○機関紙発送
9/3 ○汚職に関係した候補者に投票をしないよう運動をすすめる会 ○バザー委員会 ○夏期セミナー事務局打合わせ
9/4 ○常任委員会 ○石けんグループ
9/5 ○東京3区候補予定者の政策をきく会（世田谷・目黒支部） ○出版部会 ○国民審査について都選管へ申し入れ ○原水禁運営委

お米のヌカから生まれた
ボーソー
台所用粉せっけん
食器・ふきん洗いに！
手荒れと水質汚染を追放する
新しいタイプの台所用粉せっけんです
日本婦人有権者同盟 取扱い
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

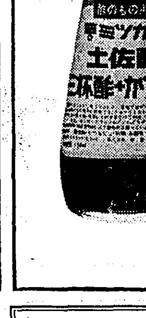
酢のものに
ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

ガス坊やの安全コーナー
つけたら
回そう
換気扇
東京ガス

シャープ，スピード，サービス
森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

TSUDA ENGLISH INSTITUTE
津田英語会（昼・夜）
●英会話 ●英文タイプ ●小学生のクラス ●ビジネス英語土曜特別コース（6ヵ月）
●一般英語 ●英文速記 ●中学生のクラス ●英語集中訓練コース（1年）
●時事英語 ●高校生のクラス
TSUDA SCHOOL OF BUSINESS
専修学校 津田スクールオヴビズネス
本校の目的 実務に即した英語の実力とビズネス社会に役立つ専門知識をそなえ、円満な社会人として、世の中に貢献することのできる人物の養成をはかる。
〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷1－18
（国電千駄ヶ谷駅前）TEL（402）7331（代）

ぬれ手にご注意！
東京電力株式会社

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

腐敗防止対策の実現を

総選挙後、大平総理に申し入れ

第八十九特別国会は、召集8日目の11月6日、午後になってようやく首相指名の衆参両院本会議が開かれ、いずれも、決戦投票の結果、自民党大平正芳氏が首相に選ばれ、8日、大平内閣の組閣が出来ました。

国会での首相指名に当り、多数党である自民党が、大平・福田という2人の候補に分裂してのぞんだのは、まさに民主主義の基本に反し、議院内閣制、政党政治の常道をはずれた重大事です。

この間の自民党の派閥による私利私欲にまたがる内紛は到頭、8日間の国会の空白を招き、国民の不信と批判をかいました。

自民党及び大平内閣に対し、ストップ・ザ・汚職議員17団体は、腐敗粛正の為の諸政策の実現をはかることで政治責任を果たすよう、強く要望しました。

17団体は、松野落選で事が終ったとせず来年の参院選または衆院選めざし、粘り強く啓発運動を続けていく決意を固めています。

汚職ストップの運動続行を決意

〃汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会〃17団体は、総選挙後10月26日に第6回会合を開き、総選挙啓発、ストップ・ザ・汚職議員の運動の総括を、懇談の中で行うとともに、この会は、一時運動を休止するが、解散をしないことを決定した。

当面の動きとしては、全国からカンパにより御協力、御参加下さった有権者の方々に、運動及び会計報告を中心としたリーフレットを作成、送付する（千円以上の方々）こと、問題選挙区（熊本一区）の有権者の意識調査、運動の記録の出版、運動の報告集会（12月1日）開催を、17団体の活動としておこなう。

さらに、総選挙の敗北をきっかけに、醜い派閥抗争を繰り返している自民党及び大平総理に対し申し入れを決定。翌27日午前、市川代表世話人、主婦連、WIL、有権者同盟（小池会長、紀平政啓委員長）が代表として、総理官邸を訪ね総理秘書官を通じて大平総理に、衆院会館に自民党筆頭副幹事長佐々木義武議員室を訪ねて自民党宛て申し入れた。以下は申し入れ要約。（紀平 悌子）

大平総理並びに自民党に対する申し入れ

私ども17団体は、ロッキード、グラマン汚職の解明のないままおこなわれたこの度の総選挙に対し、汚職候補に投票をしないよう啓発をおこない、有権者の手による政治の浄化を推進しました。その結果、グラマン疑惑の松野頼三元議員は落選、ロッキード疑獄の田中角栄前議員の得票は二万七千票減となり、自民党全体では安定多数をとることを阻止されました。これは、史上空前の金権選挙と政治腐敗への国民、地元有権者のきびしい審判です。

鉄建公団、各省庁での税金の不正、不当使用、国際電信電話会社問題の相つぐ中で、自民党敗北後の事態収拾をめぐってのみにくい派閥抗争は、みるにたえません。

大平総理及自民党は、党の腐敗体質改善と既に提示されている腐敗防止対策を実現することで、政治責任をとるべきであり、私ども17団体は、今後もこれを監視し、次の選挙でもストップ・ザ・汚職議員の運動をおこなう決意をもって申し入れます。

一九七九年一〇月二六日

汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会

17団体代表世話人 市川 房枝

違反議員は辞退せよ

第35回衆院議員選挙は、買収事犯が選挙違反の90％を占め、6300件、2億円に及びます。一件100万円をこえる買収が35件もある（警察庁11月8日発表）という金権選挙に終ったわけです。

金のかからないきれいな選挙をめざし公示前の候補者の意見をきく会、事務所訪問等の運動を推進してきた本同盟は、10月17日、東京七区で当選した小沢きよし派の、一万数千通の大平怪文書郵送にかかわる公選法違反問題を重視し、事務所訪問の時の誓約「悪質な違反を出したら当選辞退」の実行を迫り、ストップ・ザ・違反議員の運動をおこないました。

10月18日配達証明による郵送で小沢宅に左記を要望、回答を待って追及をつづけます。

辞任を勧告する（要約）

「貴陣営において選挙違反を出された場合『悪質な違反者を出した場合は、道義的責任をとる』のお答え通り、速やかに国会議員を辞任されるよう勧告します」（紀平悌子）

ひろば

監査制度のみなおしを

中央委・全国支部長会議を終って

会長 小池 順子

大平首相の進退問題をめぐっての自民党内抗争の中で、第89回特別国会が召集され、首相指名のメドもつかないという混迷国会のニュースをよそに、私共は29年次第3回中央委員会、54年度第1回支部長会議を10月30・31日の両日開催、多数会員の御出席を得て盛会裏に終ることができました。

今回はストップ・ザ・汚職議員の運動により非常によい勉強をし、同盟の運動の推進に自信をもつことができたと力強い報告、発言が多くなされ盛り上った会でした。

私共は次の参議院選挙、衆議院選挙に向けてなお草の根的運動により、金権候補排除・汚職議員に投票しない運動のため努力することを誓い合いました。

丁度この頃鉄建公団、大蔵省などの税金の不正・不当使用が明るみに出、また国際電信電話会社の贈答品密輸事件等が新聞紙上を賑わしていました。

7年前の47年9月19日の朝日新聞紙上に、東京都都議会議長交際費不当支出及裏帳簿問題という大きな見出しの記事がでた事を思い起しました。当時、私共は早速納税者、有権者として納得できないと東京都監査委員会に監査請求をし、更に監査結果を不服として同年12月15日に住民訴訟（納税者訴訟）にふみきり今日に及んでいます。7年もの長い間私共は何故この事に取組んできたか、それは納税者として税金の使われ方を追及し公金の使われ方が如何にズサンであるかを明らかにする為であります。

大蔵省にも不正が行われていたとすれば国の監査役会計検査院自体が完全に機能していないということになるのではないでしょうか。

自治体の中にも、超過勤務手当、旅費等について問題がでてきています。私共は身近な自治体の監査制度を改めてもう一度見なおす必要がありましょう。東京都の膨大な予算決算を4人の監査委員が監査すること自体無理と思われますので、この際監査制度の改正も望むところです。

これらの事は決議として取り上げられていますので、他に課せられた沢山の問題と共に、充分な学習をした上で、運動として取り組むことになりましょう。同志の輪をひろげスクラムを組んで着実な、そして力強い前進をいたしましょう。

都の環境アセス撤回に怒りの抗議電報

東京都環境影響評価に関する条例は10月18日、54年第3回都議会都市計画公害委員会に鈴木知事が出席撤回された。この条例案は昨年9月都議会に美濃部前都知事が提案して以来、継続審議になっていたもので、同盟では即刻、知事、都議会各党幹事長宛、都民福祉のため必要な基本政策の後退に抗議する電報を打った。

52年4月「東京における環境アセスメントを考える委員会」が発足、翌53年1月に同委員会から答申が出され、その答申を基調に53年5月「東京都環境影響評価に関する条例案要綱」が公表された。

同盟では考える会の答申が出されるや、都公害研究所長柴田徳衛氏を招き学習会を、条例案要綱については都公害局参事高橋俊竜氏を招いて説明会を開いた。

そして都議会に提案される前、知事に対し、中立、公平な評価機関として設置される都環境影響評価委員会（知事の付属機関）に住民代表を3名から5名に増やすこと、運用に当っての情報の公開による住民参加を申し入れた。

都議会に提案されてからは各党の幹事長に推進の要望を行なった。

今年10月16・17日、知事の撤回ありの報道により、都議会の各党に都民の側に立っての審議要望を行なった。

鈴木知事は1年後をメドに再提案を表明しているが、今回の反対理由が環境予測と評価を業者の責任と負担で行なうべきを、行政が経費・職員増で行なう点、参加住民の範囲が広い、開発のプラス面を見ていない等であることから、再提案の大幅後退は確実である。マイタウン東京を謳う知事の今後の環境行政を見守っていきたい。

（瀬下 羔子）

被控訴人が準備書面を提出

都議会議長交際費訴訟

10月25日午前10時、東京高裁第八号法廷において、昭和54年行コ第40号違法支出金補塡請求控訴事件の第二回口頭弁論が開かれた。（裁判長吉岡進係）。

原告紀平悌子、小池順子他5名が出廷、傍聴。被控訴人春日井秀雄から準備書面が提出され「原審判決は、東京都議会議長としての被告の行為は、住民訴訟の対象となるものではない、としたものであるが、その理由は極めて妥当なものである」として被控訴人の考えを陳述しました。

次回は12月18日、午前10時

（紀平 悌子）

花片

▼鎌倉・谷の細道・尾根の小径（那須良輔氏）を読む。足病みの身には、うまい画文は嬉しい贈りもの。歴史を訪ねて大賑わいのようだが、寿福寺の高浜虚子の「虚子の墓」の石の前で、何子とお読みするのかという若い婦人がいるという。新旧今昔の鎌倉の小径に虚ろな笑いが通る。

▼東京都では財政の苦しさから、70才以上の老人への敬老パスが、所得制限して老人パスとなった。低所得と敬の字の関係は、苦が笑いだが、知事報酬値上げ額がホボ同額ときき、何だいという気持。

▼鶴田知也氏の新刊「草木図鑑」にかねて私も好もしく思っていた野草毒だみの花のことが出ている。「純白な十字型の端正な花弁」もいいし、嫌らわれる嗅いは熱にすぐ消えるから食用にもなるし、昔から生薬としての効用もある由、さらに少々こじつけみたいだが「毒矯め」の意もあるという。霞ケ関あたりの植込みに群生させたい。

▼地婦連が国際児童年にあたって、カンボジアの難民の子等に一億円の募金を外務省を通じてことづけたと。戦争の苦難を知る日本の母親の心として、肩の荷が軽くなり、国際婦人年行事としても可。

▼石油なんかイランといいたいような国際事情、ソヴィエト、中国他の社会主義国のことも本当のことはわからないし、韓国も同様、自分の住む日本のことだって知らぬことが多く、将来の夢、希望、ユートピアも薄らぐのみ。一に権力からの人間解放を念願。

▼前号「零余子」はむかご。一カ所は仮名で書くべきでした。

から子

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟 （渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

一般消費税を葬り去ろう！

2万人の熱気ひとつに

消費税反対の、2万人の熱気がひとつにとけあった日本武道館。選挙中の10月2日、一七〇余団体参加の実行委員会が「一般消費税の導入を絶対に許さない国民総決起集会」を開く。

出席者は北海道から沖縄におよび、〃総選挙で葬りさろう！一般消費税〃〃国民の世論でつぶそう！一般消費税〃のスローガンのもと、広い会場を埋めつくした。

実行委員会が各政党に依頼したアンケートへの回答が発表された。(1)一般消費税の導入に賛成か反対か。(2)(1)の回答に対する理由。(3)財政再建策、の三項目である。社会、公明、民社、共産、新自由クで、社民連は(1)はいずれも反対。自民党は賛否を明記せず「歳出の徹底的節減合理化と景気回復の定着による自然増収を図り、なお、目的達成が困難な際は、必要に応じ、新たな負担を求めることを検討します」と、まさに玉虫色である。集会のあと、2コースに分けてデモ行進を行なった。

政府は、国民の幅広い反対で、五五年度導入を見送ったが、弱いものいじめの大衆課税を、ふたたび浮上させぬために、息の長い運動が必要である。

（本尾 良）

赤松代表・中村代表代理に

国連での活躍を期待

第34回国連総会は9月18日開会されましたが、この度は政府代表代理として、大学婦人協会会長、中村道子氏が任命され、9月12日、国連NGO国内婦人委員会主催の歓送会を婦選会館で開きました。

会は主催10団体の代表、NGO個人会員、外務省、国連局関係者等46名近い出席を得て大羽綾子さんの司会、市川委員長の挨拶と経過報告、前代表の高橋展子さんの歓送のことばがあり、中村代表代理はスピーチになれないのでと原稿を朗読、少し控え目でユーモラスな挨拶に、決意を淡淡と述べられました。外務省国連局企画調整課長は第34回国連総会の議題について、中東問題等を話されました。

最後に参加者からそれぞれはげましの言葉が述べられましたが、代表代理は明朗で、スピーチは実に立派であることが多くの方から語られ、国連での活躍が期待されました。

なお、今回は赤松公使は代表となり、代表代理と2名の女性が国際舞台の前列に出られます。

（松浦三知子）

婦人・おんな 7

信念に生きたい

三十八才になったら、恩給を貰って、誰からも拘束されることなく、能や歌舞伎や人形浄瑠璃の舞台を見たり、時には、文学講座に出たりしながら生きていく、優雅なくらしを考えたこともあった私でしたが、私なりに政治に目を開かなければいけないと思い続けるようになったのは、選挙権をもらってからのことでした。

それまでの私は、政治には全く無関心で、グループの友達の七十八才になるTさんが、むかし自分の家で働いていた男性が、投票に行くのに、自分には選挙権がなく、大へん悔しい思いをしたと語っていましたが、それに比べれば、私など三十四才になるまで、自分に選挙権のないことに何の疑問も抱かず、教育勅語を拳拳服膺して、小学校の教師の道をひたすらに歩みつづけていました。神風も信じようとしていました。

けれども、敗北による太平洋戦争を経験してからは新しく定めた憲法の行使を自らの運命として歩いて行かなければならなかったのです。

それからは、自分の内に燃える願いもあり、外からの働きかけもあって、教室の中だけにこもっていることができなくなって、婦人教師の集まりをもったり、教員組合の中では、男女平等や女の権利を主張したりしながら、母親大会に参加し、お母さんたちとの提携の場を持って、子供の教育や平和の問題を話し合ったりしました。

三十年間の教職を退いてからは、婦人週間の所感文を書いたり、地方婦人会議や全国婦人会議に出席したり、テレビの婦人学級に参加して仲間づくりをしたりしながら、自分の考えや行動を確かなものにするために模索がはじまりました。

婦人有権者同盟の立場と姿勢に賛同して会員になったのはこの頃からでした。

それからは、仲間たちと自治体の政治学習や改善への要求など多くの働きかけを続けてまいりましたが、私たちの国の政治体制の中では、立場は決して温床ではありませんでした。体制に順応だけして生きていれば、平穏な日々なのかも知れません。「信念に生きれば、人は孤独になる、民主教育を推し進めるために、幾多の抵抗に耐えて生きて欲しい。」と言われたY先生のことばが、いまもなお、私を励ましてくれます。

（塩尻支部 中野千歳）

委員会だより 部会

財務部

手のひら運動

8月の末にお願いしました手のひらにのる程のご寄付、皆様から思いのほか、沢山に頂戴いたしました。

夏期セミナーへ持参して、本部の不用品交換会をご存じない地方の方々が喜んでお買いくださいました。

ほとんど売り切れ、2万円を越しました。

ありがとうございました。

（秋山 まち）

国際連絡委員会

国際人権規約は第87国会で承認・批准されましたが、今後は留保条項の撤廃に力を注がなければならないでしょう。いきの長い運動です。

8月13日には初の婦人公使として国連で3年の任期を終えて7月に帰任された緒方貞子氏の歓迎会を、日本YWCAで開催しました。なお、新たに前総理府婦人問題担当室長、赤松良子氏が国連日本政府代表部公使として任命されました。

（松浦三知子）

運動日誌（7／26〜9／5）

7／26 ○都支部連合会

7／27 ○生活を守る都民会議 ○自民党へグラマン問題で申し入れ ○機関紙再校 ○夏期セミナー打合せ

7／30 ○原水禁運営委員会、総務組織委員会

7／31 ○機関紙発送 ○原水禁国際会議開会総会

8／1 ○原水禁世界大会 ○司法の幹事会 ○夏期セミナー打合せ

8／2 ○原水禁世界大会

8／3 ○少年法パンフ作成委員会

8／5〜6 ○原水禁広島大会

8／6 ○司法の会パンフ検討会

8／7 ○出版部会 ○都知事に消費問題で申し入れ（他7団体と）

8／8 ○機関紙整理会

8／8〜9 ○原水禁長崎大会

8／13 ○前国連公使緒方貞子氏歓迎会

8／20 ○機関紙初校 ○定数訴訟市川氏上告理由書提出

8／21 ○原水禁運営委員会

8／22 ○司法の幹事会 ○定数訴訟越山氏上告理由書提出 ○政党、候補予定者の政見をきく会（小金井・武蔵野・国立支部）

8／24 ○政啓委員会 ○組織部会

8／27 ○機関紙再校 ○総選挙に際し汚職議員・政治家を排除する運動（18団体）及びこの幹事会 ○少年法政党団体要請行動

8／28 ○夏期セミナー相談会 ○第4回消費者週間実行委員会

8／29 ○相続問題で鍛冶弁護士に面会

8／31 ○機関紙発送

9／3 ○汚職に関係した候補者に投票をしないよう運動をすすめる会

9／4 ○常任委員会 ○夏期セミナー事務局打ち合わせ ○バザー委員会 ○石けんグループ

9／5 ○東京3区候補予定者の政策をきく会（世田谷・目黒支部） ○出版部会 ○国民審査について都選管へ申し入れ ○原水禁運営委

お米のヌカから生まれた

ボーソー 台所用粉せっけん
食器・ふきん洗いに！
手荒れと水質汚染を追放する
新しいタイプの台所用粉せっけんです
日本婦人有権者同盟 取扱い
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

酢のものに

ミツカン土佐酢は、
三杯酢にかつおのだしが生きています。
ふりかけるだけで、
おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン
土佐酢
三杯酢＋かつおだし

ガス坊やの安全コーナー

つけたら
回そう
換気扇
東京★ガス

シャープ，スピード，サービス
森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

TSUDA ENGLISH INSTITUTE
津田英語会 （昼・夜）
●英会話 ●英文タイプ ●小学生のクラス ●ビジネス英語土曜特別コース（6ヵ月）
●一般英語 ●英文速記 ●中学生のクラス ●英語集中訓練コース（1年）
●時事英語 ●高校生のクラス
TSUDA SCHOOL OF BUSINESS
専修学校 津田スクールオヴビジネス
本校の目的 実務に即した英語の実力とビジネス社会に役立つ専門知識をそなえ、円満な社会人として、世の中に貢献することのできる人物の養成をはかる。
〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷1－18

ぬれ手にご注意！

東京電力株式会社

Published by the League of Women Voters of Japan No. 21, 2Chome Yoyogi Shibuya-ku Tokyo Japan

各支部の努力で運動に成果

10月30日中央委員会、31日全国支部長会議が婦選会館で開催されました。沖縄からの参加を含め中央委員会は92名、支部長会議99名の出席でした。

54年度前半は統一地方選挙で保守回帰現象を許し、挫折感もありましたが、総選挙に際しては〝ストップ・ザ・汚職議員〟の運動に全国の同盟会員が積極的にとり組み成果をみました。同盟の運動が期待されていることをふまえ、政治浄化の啓発活動をすすめていくことを協議し、承認を得ました。80年代に向けて努力することを確認して終了しました。

中央委員会

汚職議員の追放　一つのステップ

阿曾のぶ子氏の司会により福島政与氏の開会の辞があり「婦選の歌」を合唱。小池会長から「ストップ・ザ・汚職議員の運動は、同盟が具体的な目標に集中して今までにない運動を展開し、ひとつの成果をあげたが貴重な経験を今後の運動にどう生かすか、明日に向けて力強く進みたい」と挨拶がありました。次いで中央委員会の運営、書記、決議起草委員長、委員を選出し承認を得ました。西村指名委員長が「同盟の将来のため委員一同微力を傾けている」と挨拶があり議事に入りました。

≪報告≫

▼本部報告
○会務　本部書記稲茂登芽子
○活動基調報告　紀平悌子
○54年度前半期決算報告　富田正江

以上が承認されました。

≪協議≫

議事を終って直ちに協議に入り、午後も熱心な討議が行われ、各提案に対し承認を得ました。決議（別項）が山内芙美子氏、石原幸氏によって読み上げられ拍手で承認。外間米子氏の閉会の辞をもって中央委員会を終了しました。

夕食懇談会は会場を3階に移し、市川名誉会長をお迎えして伊藤智恵子氏の司会ではじめられました。市川名誉会長からストップ・ザ・汚職議員の運動のお話を興味深く伺い、会員諸姉は市川先生の労をねぎらい、心を寄せ合って和やかな一ときをもちました。

経験を今後に生かし

監視と運動をねばりづよく

次のことを協議し運動をすすめていくことが承認された。

1、総選挙啓発活動の総括と今後の政治啓発を考える　紀平悌子

ストップ・ザ・汚職議員の運動は有権者のやり場のない怒りをとり上げる場を提供し広く共感を得た。腐敗防止策の実現を要求し、税金の不正、不当使用など地方自治体の監査制度を見直し、学習、運動をすすめる。

2、衆・参議院議員定数不均衡是正運動について　紀平悌子

第35回衆院選挙の定数不均衡問題は専門家集団にまかせ訴訟はしない。51年4月14日最高裁大法廷判決をふまえ、定数是正が実行されるよう立法府への運動を強化する。

3、第11回最高裁裁判官国民審査結果及び審査法の改正について　稲茂登芽子　本田年子

最高裁判決に平素から注意し国民審査の判断材料とする。大阪空港公害訴訟。教科書検定第二次訴訟など。

審査は○×式にするよう審査法を改正する。視力に障害のある人の審査方法の改正。

4、国際婦人年国内行動計画推進（後期計画）について　紀平悌子　松浦三知子

行政側の行動計画の進捗状況を調べ要求していく。婦人公務員の管理職、審議会への進出・促進につとめる。

5、配偶者の相続権問題について　紀平悌子

法務省法制審議会民法部会身分法小委員会で、審議中の「民法改正要綱試案」については今後も意見を出してゆく。

6、来年の同盟の原水禁問題について　紀平悌子

来年度も原水禁統一運動に参加するが原子力の平和利用問題等学習を各支部で行なう。

会員をふやし地力をつける

7、80年代の環境、消費問題について　阿曾のぶ子

環境、公害に関する運動を進めていく上で守秘義務が隘路となっているので学習し、情報の公開制度の確立をすすめる。

8、組織拡充と運営　大槻勲子

今度の運動では同盟の存在も認められ評価も得た。同盟の運動を理解してもらって、新会員500名、新賛助員100名、購読者増の目標達成に一人一人が努力してほしい。

9、財政について　富田正江

会費完納に努力する。

10、第30年次総会の日時、場所について

4月に婦選会館で開催する。

（まとめ　久保田須弥）

決議・申し合わせ

総選挙結果をふまえた本同盟の決意

十月七日に行われた第35回衆議院議員選挙に本同盟は、政党に中立の青年婦人団体とともに、汚職議員に投票しない運動に努力しました。

その結果をふまえ左の決議をします。

決　議

一、政府、自民党に対し、既に提示されている腐敗防止策を実現するよう要求するとともに、来る参院選・衆院選に対しても、再びストップ・ザ・汚職議員の運動をします。

一、鉄建公団から大蔵省までひろがってきた国民の税金の不正、不当使用、国際電電問題など、ロッキード・グラマン汚職と共通の背景を持つ事件等に対しても常時監視を怠らず、地方自治体の監査制度のみなおしなど、学習と運動をおこないます。

―理　由―

総選挙の結果、自民党は安定多数を失い、グラマン汚職の松野頼三元議員は落選、新潟三区の田中角栄議員の得票は二万七千票減るなど腐敗政治に対する国民の審判は下りました。然しながら汚職議員の多くは当選し、史上空前の金権選挙におわり、悪質な選挙違反が次々と摘発され、大平内閣及び自民党は選挙後の事態収拾をめぐり、みにくい派閥抗争を露呈し、国民の政治不信を一層深めています。

ストップ・ザ・汚職議員の意見広告等に応え、全国から寄せられた八五三万円余りのカンパ、そして一緒に送られてきた手紙につづられた腐敗粛正への怒りと願いの声に報いることこそ日本婦人有権者同盟の使命であります。

一九七九年十月三十日
第29年次第3回中央委員会

婦人の政策決定への参加を促進する
―一九八〇年世界会議を前にして―

一九七五年国際婦人年世界会議において、世界行動計画を採択、〝国連婦人の十年〟が設定されてから四年目を迎えます。一九八〇年七月のデンマークにおける世界会議で前半期の実施状況と後半期のプログラムについて検討が行なわれるべく準備が進められています。

わが国においても、一九七七年国内行動計画がたてられ、更に前期重点目標として、政策決定参加の特別活動が最重点に打ち出されましたが、本同盟においても政策決定参加の目標をかかげ、運動を推進してまいりました。本年四月に行なわれた統一地方選挙では婦人議員が1.1%から1.3%に、又去る十月七日に施行された衆議院議員選挙でも7名から11名になりましたが、2.2%の伸びに過ぎず、公務員の管理職・審議会委員等への婦人の進出は極めて低調で、成果をみるに至っておりません。世界会議を来年に控え、私共は政府・自治体に一層の促進を要請すると共に、男女平等の政策決定参加が速かに実現されるよう、あらゆる努力を傾けることを決議します。

一九七九年十月三十日
第29年次第3回中央委員会

組織財政確立のための申し合わせ

第35回衆議院議員選挙の結果、政治腐敗をなくす運動は全国有権者多数の支持を得、粛正の第一歩をふみ出したとはいえ、腐敗根絶のためには、有権者の手による日常的な監視が必要です。市民の政治参加が進められ、民主政治を有権者本位に機能させるために、有権者同盟の存在意義がますます重視されています。

記

一、健全な財政基盤を確立し、本同盟の運動を進めるため、五〇〇名の会員増、賛助員一〇〇名突破、購読者の増強をはかり、会費完納、新支部結成を期し、本年度の目標を達成しましょう。

一、会員の学習の機会を増し、政治意識を高め、会員同志の連携を密にし、相互啓発につとめ、各地域での市民参加の地方自治確立のため、地域の婦人との協力を深め、会の活動を積極的に進めましょう。

一九七九年十月三十一日
昭和五十四年度
第一回全国支部長会議

支部訪問 ⑲宮崎

汚職を排し明るい県政に協力

七夕の7月7日、市川房枝先生の催された熊本市婦人との懇談会に同席させて頂き、翌8日、足をのばして宮崎支部をお訪ねいたしました。

南の国はさぞ暑いことと覚悟をして伺った2日間とも雨で、寒い位の涼しさにびっくりしました。青い空と太陽と緑に恵まれた南国宮崎の美しさは見られず残念でした。

翌9日、支部の皆様が集まって下さりお昼食を共にしながらゆっくりお話し合いをしました。熊本市での婦人懇談会の報告にはじまり、宮崎に起った黒木前知事の土木行政汚職のいきさつ、それによる知事のやり直し選挙、明るい県政を望むシンポジウムが学者、文化人、住民運動家等によって開かれた事など、お話はつきず時間のたつのを忘れる程うれしい半日でした。

宮崎支部の皆さん

本部から遠く離れ交流もなかなかできずいつも心にかかっていたのですが、直接お会いしお話をしていると、いつもお顔を合わせていたかのようにすぐに心がとけ合い通じ合い、同盟精神は遠近にかかわらず深く浸透していくものであることを感じ胸があつくなりました。

41年4月に山口みつ子さんと伺った時のことなど思いおこしながら、支部長山内芙美子さんと同じお年頃の働き手が多数おられるご様子をみて、活発な支部活動が必ず続けられるであろうとの確信を与えられました。

宮崎支部は、28年9月17日に以前より機関紙を購読しておられた原田公恵・福田貞・浅野道子の諸姉が原田姉を代表に、20名の会員をもって結成されたのだそうです。支部活動として学習会・講演会・宣伝車による政治啓発などおこなわれ、売春防止法促進には、特に力を入れられたようです。「宮崎婦人有権者」を29年に発行されたと記録にありますが、現在どうなっているか伺わず心残りでした。各政党の議員や代表者を招いて「政治と国民公開座談会」を開催したり、知事選挙の際三候補に対しアンケートをとりプリントして会員に配り参考に供したり、積極的な運動を積み重ねて来られた支部先輩諸姉のお働きに改めて心からなる敬意と感謝を表しつつお別れしました。（小池順子）

今ここでこんなことが

市川先生が記念講演
―名古屋

名古屋市婦人会館開設一周年記念事業が、10月18日から3日間盛大に行われた。最終日20日は、うって変った抜けるような秋空のもと、記念講演の最終を飾って、市川房枝先生の「婦人と社会参加」と題した講演が行われた。

先生は、満員の会場に到着されると休む間もなく演壇に立たれ、86才という高令を全く感じさせず、若い人達をも納得させる素晴しいお話しに全館水を打ったよう……。ときどきウィットを交えて政策決定の場に婦人を、雇用の男女平等をと、2時間以上立ちづめで、お疲れの様子も見せられず、質問にも気軽にお答えになられた。テレビを通して全館放送され、会場外に溢れた人達も満足されたであろう大成功の記念講演であった。

（投稿　長沼てる子）

第29年次第3回中央委員会　54年度第1回全国支部長会議

たゆみない前進に力

支部長会議

連携と前進を

朝の学習会を終え、片岡貴美子氏の司会により午前10時始められ、開会の辞が森喜久野氏よりありました。

小池会長の、この会議で得たものを今後に活かしてゆきたいとの挨拶に続き、指名委員長代理本部静氏から協力の要請があり議事に入りました。

一、本部報告・中央委員会協議事項報告は前頁参照

二、総選挙に際し各支部で啓発活動されたことのアンケート集計報告　稲茂登芽子

三、支部報告。以上二、三、は分散会で詳しく話し合われました。

午後は1時から分散会が行なわれ、2時40分、大槻勲子氏の司会で全体会が持たれました。

第一分散会　出席者18名　進行　小池順子　報告者　左近司信子

各党に政策をきく会は4支部だけ開いた。開けなかったのは人手不足、期間が短かい等だが、計画を早く立てるとよい。他団体との共催は、中立で候補者を持たない団体を選び、この運動を拡げたい。マスコミに予告を載せ青空演説会も取り上げて貰うとよい。会員が憲法と公選法の学習を身につけることが一番大切である。婦人問題担当組織の設置を、知事部局・市長直属の部課に要望したい。

第二分散会　出席者17名　進行　紀平悌子　報告者　山内芙美子

政治や選挙を避けて通りたい地域の実状はまだあり支部連合会の活動を多くするのも一案。又、他グループと協力して行事に取り組んでいる支部がある。ストップ・ザ・汚職議員の運動は同盟の存在を認識させ効果があった。選挙は常時啓発が必要である。有権者に開かれた選挙とするため事務所訪問に工夫が欲しい。

第三分散会　出席者21名　進行　松浦三知子　報告者　横田睦

行政側の同盟に対する理解により運動に難易がある。運動には組織の和が大切でありそれを育てていくことが必要。組織作りについて地域の婦人団体に呼びかけ同盟を判って貰い会員を得ている。汚職議員・金権議員を排除し政治を正してゆく運動に各支部が独自で出来るだけ取り組み連帯して同盟の運動を強めてゆきたい。

第四分散会　出席者21名　進行　大槻勲子　報告者　幸尾妃梠子

選挙権のない新有権者（9月6日～10月7日に満20才になった者）約15万人の問題に取り組めないかとの意見が出た。最高裁裁判官の審査についてはPR不足であり、改正が必要である。婦人の政策決定への参加については行政との交渉を重ね実現した例、婦人の名簿を提出して成功した例があった。組織拡充のためには入会の説明書等が欲しい。

まとめ

小池会長から、きれいな選挙推進には会員各自の意思と学習が必要であることを。同盟は一人一人が担っているのであり財政・組織拡充に協力して欲しい。選挙事務所訪問は違反が出た場合（例、東京7区小沢潔）違反しないとの誓約が辞退を申し入れる資料となる。違反は追及していきたい。会員としての覚悟と今後の活動を期待していると、まとめがありました。

一、申し合わせ　外間米子
―組織財政確立のため―
一、閉会の辞　岩垂真寿

更に前進を誓いつつ、散会しました。（まとめ　瀬下羔子）

学習会要旨

衆議院選挙の結果と今後の政局
講師　佐竹寛氏（中央大学教授）

投票権生かす制度考えよう

総選挙の結果を政治学的観点から、政策争点、権力の変動、投票行動、展望と問題点、の四つに分け、順を追って検討してみたい。

一、政策の争点がぼけていた選挙

総選挙は本来、政策をめぐって本質的論争がなければならないのに今回の選挙は争点がぼけていた。大平首相の強引な解散は①保守回帰現象、②自民党支持者の急増などを根拠とした絶対安定多数の議席獲得が目標であって、一般消費税問題も正面からの政策争点というよりは、派利派略的ほんねを隠蔽する非合理的動機が強かったと思われる。

二、権力変動の問題

権力変動という角度から見ると、今度の選挙の結果は与党の絶対過半数による安定政権の実現どころか、与野党議席の伯仲ということになり、今後政局は流動化していきそうである。

三、投票行動の分析

自民党は、前回より一議席減少した。原因は、台風による投票率の低下や、脱政党層の増加のほか、雨の中を投票に行った野党の組織票と航空機疑惑批判の意識票などによる影響と思われる。

四、展望と問題点

与野党の議席伯仲の結果、逆転委員会での法案審議は従来以上に難行するだろう。また来年の参院選の逆転に向けて、野党間組合わせの問題が現実化してくると思う。

問題点

自民党は一議席減だが得票率は44・6%で前回より増加しており、次点が57人と圧倒的に多く、「大敗」という表現はあたらない。また、20才代若者の政治意識が大幅に保守化されている現実を正しくつかむ必要がある。

結論

モンテスキューは「主権者人民の投票権が有効に生かされている時にのみ民主政治が成り立つ」と言っている。

その意味で有権者が投票に空しさを感じないためには、世論が正しく議席数に反映する必要がある。たとえば、今回の選挙を比例代表（ドント方式）により計算してみると自民党は248が230となる。比例代表制の導入が現実的に困難であるとするならば現在の農村過剰代表・大都市過少代表の定数不均衡を何としても是正しなければならない。

10/13　婦選会館　市民センター、市民の会、同盟共催（まとめ　久保田須弥）

道中

津和野の旅情

先日の同盟主催の旅行は私の長い間の夢をかなえてくれるものであった。

萩を立って、私達のバスは中国山脈の山合いを、約一時間ほど走り、漸く大鳥居の立つ津和野口に来た。両側の山の間の谷底に、錦川の流れをはさんでかわいい盤景のように見える町へ下りて行った。ここが津和野である。

まず町はずれにある先哲西周と明治の文豪森鷗外の旧宅をみてから、石州館へ寄って、伝統石州和紙の手すきの実演を見学した。

この和紙の温かみを生かした手作りの可愛い「つわの紙人形」を外国にいる孫娘達のために求めた。

いよいよお目当ての町の目抜き通りへ歩を運ぶ。車と人が沢山通るこの道の側溝の豊かな清流には、色とりどり大小様々の錦鯉が泳いでいる。二、三人の中学生が餌をやっている。鯉は盛り上って、水音をたてながら奪いあっていた。ここだけで2000匹もいて、人口約1万のこの町ではその10倍の数の鯉が飼われていると言う。鯉を自分の子供のように可愛がっているこの町の人達のやさしい心情を奥ゆかしく思った。

町は古い家々が昔の面影を留め、ここにも津和野らしい旅情がしみじみうれしく感じられた。

（富田正江）

（題字・カットは直属会員　梅原文子さん）

講演会要旨

現代の売春問題を考える
講師　田中寿美子氏（参議院議員）

売春防止法見直す時期

今日的な売春問題

「売春」は、女の人権問題として見直されるべきである。

「国際人権規約」法案が国会で通り、国連総会でも、性差別撤廃条約の七条に、売春禁止立法措置がおかれている。

最近、少女売春がふえてきている。性に好奇心をもち町に出る少女を、金儲けの手段に使う大人の社会、組織がまちうけ、それが堂々とまかり通っている。

「観光買春」　男性だけの東南アジア向け団体旅行。

テレビでは、昼間から露骨なストリップショー、性行為をはっきりと映すなど、特に青少年をとりまく環境は、悪くなる一方である。

基本的な考え方

今の社会には、大人の〝快楽〟としての性が氾濫している。古来、日本の風土には宗教的、歴史的にも売春に寛容な土壌がある。また、売春を「社会の必要悪」と考える人たち。自分の妻や娘を守るためには存在しないと困る―女性を含めて考えている「防波堤」意識といえよう。差別と、自分達さえよければ、の考え方がその根底にあるようだ。

悪名高い「観光買春」戦争中の慰安婦―現地の女、日本の女をなぐさみ者にした―を思い起こさせる。男性中心の社会では、女は金で買えるという女性蔑視の思想がここでもみられる。しかし貧困から女性が、売春せざるを得ない情況も横たわっている。

国会でのとりあげ方

どこかで歯止めをかけなければと、トルコ風呂の規制法案を国会に提出しては廃案となっている。トルコ風呂は偽装はしているが、完全な管理売春業。また転落した婦女の保護更生に当ってきた、婦人相談員の仕事の内容にも問題ができている。成立して二十余年たつ「売春防止法」も見直す時期にきてはいないか。

少女売春の相手方の処罰法案も考えている。かつてのように赤線（トルコぶろ）だけをつぶしても効果がない。性は自由化の方向に進み〝売春〟廃止の運動はやり難くなっている。が、多くの女性が悲惨な境遇におかれる管理売春、前借金の無効、廃棄に向って〝人権運動〟を高めていくことがのぞまれよう。

10月17日　看護協会にて開催の沖縄売春問題報告会（七婦人主催）

（まとめ　館雅子）

学習会要旨

80年代の消費者問題を考える
講師　花原二郎氏（法政大学教授）

情報公開法等の法律作りを急げ

日本での消費者問題のはじまりは、大量生産、大量消費ができあがり、経済の高度成長が本格化した'60年以降である。'60年以前は、売買契約は自由、対等、平等の法律であったが、大量生産、技術革新、石油化学の発達により、買い手は弱い立場となった。製造工程や原料について買手には全く知らされていない。被害が現われてはじめてわかる状況である。

明治以降、産業保護の歴史は百年であり、消費者保護は十年である。'70年以降、消費者団体は急速に増え、その数三千といわれるが、運動の基点はケネディの四つの権利①安全を求める権利、②知る権利、③選択の権利、④意見を申しのべる権利である。現在、消費者関連の法律は130、条例は38と数は多いが、まだ不十分である。今後は、①情報公開法、②製造物（者）責任法、③食品安全法などが必要となろう。

石油に関しては、第一次の石油ショックの時は1バーレル3ドルから12ドルとあがったが、現在は13ドルから20ドルを超えている。OPECの石油生産量は5%ふやしているが、メジャーに売る量を減らすといっている。第一次パニックの時できた「生活関連物資買占め売りおしみ法」、「石油需給適正化法」「国民生活安定緊急措置法」を活用すべきである。政府がからんで値上げさせている事実や石油原価を公開させ、消費者も理論武装しなければならない。また石油に頼る経済のあり方も見直さねばならない。不急不要の車の規制、家電製品などの産業構造の見直し、テレビの放映時間やCMの規制など必要であろう。

54年度政府の物価見通しは失敗であり、政治責任は大きい。物価高の原因としては、①土地価格、建設資材の値上げ、②石油値上がりの放置、③公共料金の上昇等である。

今後の消費者運動としては①石油原価の公開、②理論的武装、③団結の輪をひろげる、④ねばり強さ、⑤権利の確認、⑥情報公開法などの法律をつくらせるなど、憲法25条の生存権を基本にすすめていくことがのぞましい。

10月13日婦選会館

（まとめ　原輝恵）

純粋なもの・自然なものを
おとどけするキッコーマン
天下一品
キッコーマン
キッコーマン醤油株式会社

日本の味を大切に
シマヤだしの素
山口県新南陽市福川637　0834―63―2525

婦人有権者
THE LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF JAPAN

日本婦人有権者同盟の立場と姿勢

1. 日本婦人有権者同盟は、国民の代表である議員の討議によって政治を行なう議会制民主主義を支持する。
2. 日本婦人有権者同盟は、有権者が主権者であることを自覚し国民の意志をよりよく代表する議員の選出に努め、平和と国民の福祉を増進する政治が行なわれるよう努力する。
3. 日本婦人有権者同盟は、いずれの政党にも所属せず自由な立場で批判票としての役割を果たすことを期する。
4. 日本婦人有権者同盟は、総理大臣以下すべて公務員が国民全体の奉仕者であることを思い、権力に恐れることなくその行なうことを批判し、積極的に意見を述べる。
5. 日本婦人有権者同盟は、政府又は地方自治体のだす補助金は税金の一部であるが、発言の自由を確保するため、これを受けないことを原則とする。

はばたけ！'80年代へ

ひろば

五十五年新年に望む

日本婦人有権者同盟名誉会長 市川房枝

昭和五五年は八十年代の第一年です。暮れから八十年代への期待が各方面で取上げられて来たことはみなさん御承知の通りです。

しかし政界に於ては十月の総選挙後の混乱が示したように、年が改まっても八十年代を迎えても、腐敗、汚職は継続しそうです。いや前よりも、もっとひどくなるかも知れません。

只その中にあって有権者の間には、この状態を改革しようとする意識が前よりもめざめて来たように思われ、そのために永年努力して来た日本婦人有権者同盟の関係者としては、うれしく思います。それは大平総理が望んだ二七一名の安定多数―即ち自民党独裁―を与えなかった事、グラマン汚職の松野頼三氏が落選、ロッキードの中心人物田中元総理は最高点で当選したものの、二万七千票減票したことで明らかだと思います。

松野頼三氏の落選については、本機関紙の記事にあるように、日本婦人有権者同盟と理想選挙推進市民の会が呼びかけ人となって、政党に中立の市民団体、青年団体、婦人団体十七団体による「ストップ・ザ・汚職議員！」の運動の効果が大であったことは一般にみとめているところです。この運動では私自身代表世話人となった関係上、出来るだけの努力をしましたが、この運動の中心となったのは、有権者同盟の人達だったといってよいと思います。

そこで、この機会に、この成功に続く五五年の新年に際しては、有権者同盟は創立当初の目的を再確認、めざめかけて来た有権者、特に婦人有権者の政治意識の向上と、政治をきれいな、正しい国民大衆のための政治とするために努力されるよう希ってやみません。

これを具体的に申し上げれば、第一に来る七月に予定されている―莫大な金がかかるといわれている参院議員選挙を金のかからない、きれいな選挙、汚職に関係した候補者が立ったら、これをストップさせるよう今から準備すること、各支部に於ては経常の事業として所在地の都道府県会、市区町村会議会を始終傍聴して監視すると共に、その地域の政治の勉強と、参加に努力し、他の婦人会とは違う婦人有権者の同盟である特色を発揮するよう切望します。

力強く運動を継続
松野落選の成果を踏み台に

「汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会」参加17青年・婦人団体は、去年12月1日午後1時から婦選会館で「ストップ・ザ・汚職議員！市民運動報告集会」（写真）を開きました。約110名の参加団体会員及び一般市民が集まり、8月27日結成以来の運動を顧みて、活発な話し合いがおこなわれ、来る参院選、予想される衆院選でも、汚職議員の立候補があれば、徹底的に排除する決意を固めました。

この運動は一時休止、解散せず、世論調査のデーター等を活用して次の機会に備えます。

「ストップ・ザ・汚職」報告集会

都地消連の寺田かつ子氏の司会で東京地婦連の串間真牙氏の開会あいさつに始まり、まず、ストップ・ザ・汚職議員！市民運動の記録のスライドを上映しました。

あいさつに立った市川房枝代表世話人は、今後運動の記録の出版をおこなうなど、粘り強く運動を継続することを力強く述べられ、次いで山口みつ子氏（理想選挙推進市民の会）から、運動の総括報告がおこなわれました。

この日のために、特に熊本一区の有権者として出席された宮川久子氏は、「熊本県議会の議案の可否が、議長の一方的な意見できまってしまったというような体質の熊本一区、松野元議員のひとことで自民党県連会長が決まってしまうような保守の金城湯池で、松野落選は、驚異的なこと。市川先生はじめ、17団体に敬意とお礼を……」と熱弁をふるわれました。

新潟三区からは、予定した青年団代表はみえませんでしたが、日青協の太田誠一氏から「雪深く、経済の苦しい新潟にも、今後啓発を……」と発言がありました。

続いて、紀平悌子氏から、熊本一区有権者の政治意識調査（輿論科学協会に依頼―男女個人1005人を対象に、10月30日～11月5日まで行なったもの）の結果―有権者の投票行動、松野落選の諸要因、ストップ・ザ・汚職議員運動の認知度、評価、影響度―について報告があり、結論として「ストップ」の運動が、松野候補の落選を現実化した…との説明がありました。

生協連中林貞男氏の座長で意見交換、最後にアピールの採択をおこないました。（紀平悌子）

政府・自民の腐敗追求の手ゆるめぬ
集会声明

総選挙で国民の審判が下されてから二カ月、ストップ・ザ・汚職議員の運動をおこなった青年・婦人17団体は、報告集会を開き左の声明をおこないます。

―声明―

自民党は、総選挙敗北の収拾をむき出しの派閥抗争の中でおこない、一党から二人の総理候補を出すなど異例の総理指名で第二次大平内閣を誕生させました。

あまつさえ閣僚には田中角栄被告が青天白日になることを期待する法相はじめ、悪質な選挙違反をおこなった国家公安委員長、KDDに多額のパーティ券を売りつけた総務長官を任命したことは、自民党の退潮の要因がその腐敗体質への国民の批判であったことをかえりみないものです。

大平総理は二十七日の施政方針演説の中で綱紀粛正・政治倫理の確立を唱え、政治資金削減化、金のかからない選挙制度にふれていますがこれらはいずれも三年前のロッキード疑獄以来の政府の公約であり、要は実行あるのみです。

政府・自民党の無反省に加え、千葉二、三区の百五十人を越す選挙違反はじめ、億の金が乱れとぶ金権選挙の実態をみる時、今まで以上の国民、有権者の厳しい監視と腐敗粛正の実践活動が必要であることを痛感します。

私たちは熊本一区の松野候補を落選させた運動の経験をふまえ、来年七月に予定されている参院選・次期衆院選でも汚職議員の当選を許さないことを再び決意します。

一九七九年十二月一日

汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会

一七団体代表世話人 市川房枝

日本看護協会
日本婦人有権者同盟
日本基督教婦人矯風会
日本キリスト教女子青年会
日本消費者連盟
日本生活協同組合連合会
日本青年団協議会
東京都地域婦人団体連盟
東京都地域消費者団体連絡会
独身婦人連盟
理想選挙推進市民の会
私は有権者の会
草の実会
建築公害対策市民連合
婦人国際平和自由連盟日本支部
銀行の政治献金再開に抗議する会
主婦連合会

花片

一切を過去に投じて 今年あり―風生―

急に熊本に行く機を得てあちこちで蓮池の冬景色をみ聊か我が身に適合する風情に寂しさを覚えました。しかし名物のからし蓮根のよく利くからしには、活をいれられた想いでした。間抜けのから子がピリッとすれば儲けものです。迎春御健勝を祈り上げ、アト三カ月よろしく願い上げます。

冬びたといえば、友人推薦の「一草園雑記」を読み、著者の阿佐谷の野草の庭を拝見。主は昭和初期の社会運動に参加、その後寝たきりの夫人を19年間看ったという経歴に気を引かれたのでした。落葉しくお庭には、たった一葉残った、もみじ葉や紫式部の花あとや螢袋草の枯茎があり、「つるそば」という赤まんま科の花、色、形、姿のしほらしいのが、通りゆく人の目を楽しませるため、手づくりの棚にのせてありました。心澄む生きかたに嬉しくなりました。

もう一つ熊本から父の郷里福岡県豊津へ走る途中、紅葉の盛りすぎた耶馬渓で小憩。特大の抹茶茶碗のような弁で、山菜や山鳩の肉入り雑炊を食べさせてくれた垢ぬけのした老夫婦の茶店での会話。まるで世話物の舞台をみているよう。シャレた生きかたですね。

NHK教育の日曜美術館、串田孫一氏の「私と辻まこと」も心を打たれました。理解し合った友人のよさと、双方の暖かさが胸を打ちました。

帰途の指定席が最前車。歩くのが遠いといったら、東京へは一番先きに着きますと駅員。楽しい会話のヤリとりがどこでも欲しいですね。 から子

編集発行人 小池順子 発行所 日本婦人有権者同盟 （渋谷区代々木2－21－11 婦選会館内） 電話（370）2727番 〒151 振替195409

水資源と子孫を大切に
石けん運動と取り組んで12年

丸子支部

無公害石けんと取り組んで12年、「リサイクル'78」が出来まして只今販売、取り扱い中です。これは大変好評です。

「丸子町を美しくする住民のつどい」の会に対しても、合成洗剤の恐ろしさを訴えましたし、また昨年は、上田市の染谷が丘高校新聞班で公害石けん追放を取り上げ、丸子支部より土屋と宮原が参加し、合成洗剤の追放を訴えました。

先日渡米の折、アメリカの婦人と公害問題について話し合いましたところ、アメリカでは合成洗剤を絶対使用してはならない強い規制があることを聞きました。そして水資源と子孫を大切にすることを強く主張しておりました。

無公害石けんは、一般家庭にはなかなか浸透しないのが実情ですが、今回の「リサイクル'78」は好評を得ており、私達婦人有権者同盟の会員相互で、この問題を真剣に取り組んでいくことを念願とし、この運動をおしすすめるよう努力しております。

（丸子支部 宮原恵久与）

ズームアップ

東京都消費者週間

健康で安全な豊かなくらしを希う第2回消費者週間は、「みんなで生かそう消費者の権利」のもと、10月18日～24日、都と都内消費者団体とで構成する実行委員会が主催、18日雨のオープンパレードで開幕、展示会、講演会等を実施、24日午前食品添加物の安全と表示・石油問題と物価・子どもとCM・子どもと消費者教育・消費者運動と消費者行政の5分科会に分散、熱心な討論が交わされました。

午後の全体会では、初めての鈴木都知事の出席のもとで、臭素酸カリ・OPP・TBZ・フッ素等の追放運動を進める決議をしました。

私たちは速やかに正確な情報を提供される権利があり乍ら、企業秘密・守秘義務などの法の外におかれ、航空機汚職事件・公費の不正支出・政治資金等々未公開情報に焦慮させられています。

環境・消費問題解決のためにも情報公開制度の確立がのぞまれます。

（阿曾のぶ子）

一般消費税反対集会

11月2日、一般消費税反対のための中央連絡会主催（本同盟参加）で「一般消費税をやめさせる国会請願集会」が衆院第二議員会館にて開催された。一部会で10・2集会（11月号掲載）の総括と今後の運動について話し合った後、二部会では、全政党に対する要請と決意披歴の後、出席各党に請願書を手渡した。

少年法改悪反対集会

「少年法改悪反対国民連絡会議3周年記念集会」が11月7日全電通会館で開かれました。基調報告に続き、共同通信記者斉藤茂男氏の記念講演、日弁連・家裁等からの発言、行動提起、閉会挨拶（本同盟）がありました。参会者380名。

▲要旨 少年法改悪に反対しているにもかかわらず、来年3月国会に上程されようとしている。現在私達の知らないところで徐々に青少年に対してしめつけが行なわれ、国家統制の道が進められている。

青少年の非行を手がかりに捜査機関の権限を拡張し、家裁を中心に青少年の保護と育成を進めてきた現行法の精神を否定するものである。

国民の人権にも危機をもたらす少年法改悪阻止のため、国民の英知を結集して国民総がかりの運動を展開しよう。

（稲茂登 冴子）

運動日誌（9／6～10／25）

9／6 ○汚職に関係した候補者に投票をしない運動をすすめる会（17団体）記者会見と対策提示。
9／7 ○公害監視委員会。
9／8 ○汚職候補に投票しない会で青空演説会とチラシまき（渋谷・有楽町）
○市民センター、市民の会と共催学習会。
―自治省の53年分政治資金収支報告と市民センターの調査結果―
○司法全国活動者会議
9／11～12 ○夏期セミナー
9／12 ○NGO中村道子氏歓送会
9／13 ○都議会議長交際費控訴審第一回口頭弁論
○原水禁運営委員会
9／15 ○汚職候補に投票しない会で熊本一区・新潟三区で青空演説会
9／17 ○公示後の活動相談会
○選挙法改正運動協議会
○司法連絡会街頭宣伝とチラシ配布―東京駅
9／18 ○七婦人団体議会活動連絡委員会
―配偶者の相続権について―
○都消費者週間集会部会
9／18～22 ○都内全区立候補者事務所訪問
9／20 ○機関紙整理会
○都消費者団体情報交流集会
9／21 ○政啓委員会
○経企庁消費者問題懇談会
○国際連絡委員会
9／26 ○中央委・支部長会議準備会
○汚職候補に投票しない会で記者会見
9／27 ○都連
9／28 ○組織部会
○国民審査チラシまきと司法の国民連絡会議で街頭宣伝―渋谷
9／29 ○司法連絡会国民審査運動打合せ会
○都消費者週間実行委員会
○汚職候補に投票しない会で熊本一区選挙事務所訪問
10／2 ○常任委員会
○一般消費税の導入を絶対に許さない国民総決起集会
10／3 ○汚職候補に投票しない会で渋谷・スキヤ橋で青空演説会
○都内全区立候補者事務所訪問まとめ記者発表（都庁記者ク）
10／4 ○汚職候補に投票しない会茨城青空演説会
○機関紙初校
10／5 ○司法連絡会チラシ配布（新宿）
10／9 ○消費者生活対策審議会第2回総会
○中央委・支部長会議第2回準備会
10／11 ○都消費者週間実行委員会
○機関紙再校
10／12 ○中央委アンケート検討会
○出版整理会
○経企庁消費者問題懇談会
10／13 ○消費者問題学習会 講師 花原二郎氏
○市民センター、市民の会と共催学習会―衆議院選挙の結果と今後の政局― 講師 佐竹寛氏
10／15 ○少年法幹事会
10／16 ○事務局会議
○機関紙初校
○環境アセスで申入れ
○汚職候補に投票しない会事務局会議
10／17 ○七婦人団体議会活動連絡委員会
○沖縄売春問題視察者報告会
○環境アセス申し入れ
10／18 ○都連
○都消費者週間パレード及実行委員会
○小沢きよし氏に辞退勧告（配達証明）
○環境アセスメント撤回抗議文打電
10／19 ○政啓委員会
○司法連絡会幹事会
○中央委・支部長会議第3回準備会
10／20 ○指名委員会
10／21 ○消費者週間でテープカット、ビラまき
10／22 ○消費者週間で都知事と懇談
10／23 ○七婦人で加藤一郎氏に申し入れ
○発送
10／24 ○消費者週間中央集会
10／25 ○議長交際費訴訟第二回口頭弁論
○国際婦人年連絡会

純植物性原料使用
リサイクル'78 粉せっけん
次の世代のために、合成洗剤を追放し自然をとりもどしましょう。
東京、地方を問わず、50袋まとまれば、配達料が無料となります。
無公害粉せっけんの普及にご協力下さい。
日本婦人有権者同盟
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

シャープ,スピード,サービス

森下印刷所
東京都三鷹市下連雀1-12-4
〒181（日産厚生園正門前）
☎ 0422-48-1611（代）

ぬれ手にご注意！

東京電力株式会社

TSUDA ENGLISH INSTITUTE
津田英語会（昼・夜）
●英会話 ●英文タイプ ●小学生のクラス ●ビジネス英語土曜特別コース（6ヵ月）
●一般英語 ●英文速記 ●中学生のクラス ●英語集中訓練コース（1年）
●時事英語 ●高校生のクラス
TSUDA SCHOOL OF BUSINESS
専修学校 津田スクールオヴビズネス
本校の目的 実務に即した英語の実力とビズネス社会に役立つ専門知識をそなえ、円満な社会人として、世の中に貢献することのできる人物の養成をはかる。
●高卒程度：共学2年制
●募集人員：400名（学力試験 300名程度 推薦入学 100名程度）
※入試要項は7月完成（〒700円）
〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷1－18
（国電千駄ヶ谷駅前）TEL（402）7331（代）

ガス坊やの安全コーナー

つけたら 回そう 換気扇
東京★ガス

酢のものに

ミツカン土佐酢は、三杯酢にかつおのだしが生きています。ふりかけるだけで、おいしい酢のもののできあがり。
ミツカン 土佐酢 三杯酢＋かつおだし

お米のヌカから生まれた

ボーソー 台所用 粉せっけん
食器・ふきん洗いに！
手荒れと水質汚染を追放する新しいタイプの台所用粉せっけんです
日本婦人有権者同盟 取扱い
東京都渋谷区代々木2－21－11
〒151 ☎03－370－4541

Published by the League of Women Voters of Japan No. 21, 2Chome Yoyogi Shibuya－ku Tokyo Japan